

# コミュニティ研究会各回資料

---



# 第1回

---

# 第1回コミュニティ研究会

平成25年7月24日（水）15：00～

コラッセふくしま5階 特別会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

- ・復興庁
- ・福島県避難地域復興局

## 3 議題

(1) コミュニティ研究会について

(2) 有識者からの話題提供

・田村太郎氏

・藤沢烈氏

(3) 仮設住宅等におけるコミュニティ維持のための施策・課題

(4) 意見交換

## 4 閉 会

## 【資料】

- 資料 1 コミュニティ研究会について
- 資料 2 田村太郎氏資料
- 資料 3 藤沢烈氏資料
- 資料 4 避難元自治体からの資料一式
- 資料 5 福島県の避難者支援事業一覧
- 資料 6 コミュニティ復活交付金の概要

平成 25 年 7 月 24 日

復興庁・福島県

## コミュニティ研究会について

### 1. 趣旨・目的

長期避難者の生活拠点においては、将来的な帰還に向け、避難者の良好なコミュニティの確保に努めていくことが重要な課題である。

生活拠点の形成にあたっては、復興公営住宅に入居する避難者はもちろん、入居を選択しない避難者も含め、安定した避難生活を送っていただくためには、様々な観点からの対応が不可欠である。

また、受入自治体の住民との交流や県外避難者等とのコミュニティの維持についても、十分な配慮が必要である。

そのため、避難元自治体、福島県、関係省庁が有識者等の意見を聴取しながら、良好なコミュニティを確保する方策をハード・ソフト両面にわたって検討するための研究会を設置する。

### 2. 検討課題

#### (1) 復興公営住宅におけるコミュニティスペースの確保策

- ・単なる共有スペースではなく、住民同士の交流や絆が生まれるコミュニティスペースのあり方の検討。

#### (2) 避難者のコミュニティを形成するためのソフト施策

- ・定期的な交流事業や、有効な情報発信、相談センターの設置等のソフト施策のあり方の検討。

#### (3) 避難者の健康的な生活を確保するためのソフト施策

- ・心のケア、子育て支援、高齢者の見守りなど、避難者の健康的な生活を確保するための施策の継続、体制の確保等。特に情報不足等が懸念される借り上げ住宅に避難している方も含めた施策の検討。

#### (4) 避難者と受入自治体住民との交流の場の確保策

- ・避難者と近隣住民との交流施策等の検討。

(5) その他コミュニティ維持のための方策

- ・ 県外避難者や他の地域に移住した方も含めた広域的なコミュニティ維持のあり方の検討。

### 3. 進め方（案）

- ・ 7月に第1回研究会を開催。
- ・ 7月～11月 有識者等へのヒアリングと施策の検討
- ・ 11月～12月 方針・施策案のとりまとめ

	実施月 (予定)	ヒアリング・検討テーマ案
第1回	7月	キックオフ、復興総論（気づきの提供） 仮設住宅での取組（避難元自治体からの報告）
第2回	8月	コミュニティスペースの確保策 （住宅・建設、コレクティブハウス、まちづくり 等）
第3回	9月	健康的な生活を確保するための施策 （子ども・子育て支援、地域福祉 等）
第4回	10月	生活拠点周辺でのコミュニティ形成の各種施策 （イベント・地域交流策、地域人材育成 等）
第5回	11月	広域的なコミュニティ維持の施策 （イベント、ICT利活用 等）
第6回	11月	方針・施策案とりまとめ（1）
第7回	12月	方針・施策案とりまとめ（2）

## 第1回 コミュニティ研究会

# 一人ひとりを大切にしたい復興をめざして ～長期避難者の生活拠点形成とコミュニティの再生～

2013.7.25

復興庁 ボランティア・公益的民間連携班

田村太郎

1

### 0) 自己紹介 田村太郎

---

- 阪神大震災で被災した外国人への情報提供「外国人地震情報センター」
- 95年10月「多文化共生センター」へ
  - 全国5カ所で外国人支援活動を展開
  - 95～97年は事務局長、97～03年代表
  - 06年に全国5カ所のセンターに独立。
  - 現在は大阪の代表理事と東京の理事を務める
- NPOリーダーや学識者のネットワーク「神戸復興塾」の事務局長や、兵庫県「被災者復興支援会議Ⅱ」の委員として阪神・淡路の復興に関わる
- 甲南女子大、関西学院大学などで非常勤講師として「ボランティア論」「社会起業論」を担当
- 2007年4月「ダイバーシティ研究所」を設立
  - 人の多様性を地域や組織の力にすることをめざして
  - CSR研究や自治体・NPOによるダイバーシティ推進をサポート
- 2011年3月14日 「被災者とNPOをつないで支える合同プロジェクト」代表幹事
- 2011年3月16日 内閣官房「震災ボランティア連携室」企画官に就任
  - 11年9月16日より「東日本大震災復興対策本部震災ボランティア班企画官」
  - 11年2月10日より「復興庁統括官付参事官付上席政策調査官」

2

## 1) 過去の復興プロセスから

### 過去の災害との相違点

- 阪神・淡路大震災
  - 都市型
  - NPO法、介護保険法以前
  - 復興基金8,800億円・金利4.5%~3.0%
  - 仮設住宅供給戸数 約5万戸
- 新潟中越地震
  - 中山間地型
  - NPO法、介護保険法以後
  - 復興基金3,000億円・金利2.0%
  - 仮設住宅供給戸数 約3,400戸
- 東日本大震災
  - 地震、津波、原発の複合災害
  - 地方分権、公益法人制度改革の途上
  - 復興基金は「取り崩し型」(金利なし、財政危機)
  - 仮設住宅供給戸数 約5万戸+見なし仮設+広域避難...

災害の規模感や復興への課題は阪神・淡路に相似

地域や産業構造、社会システムは新潟中越に相似

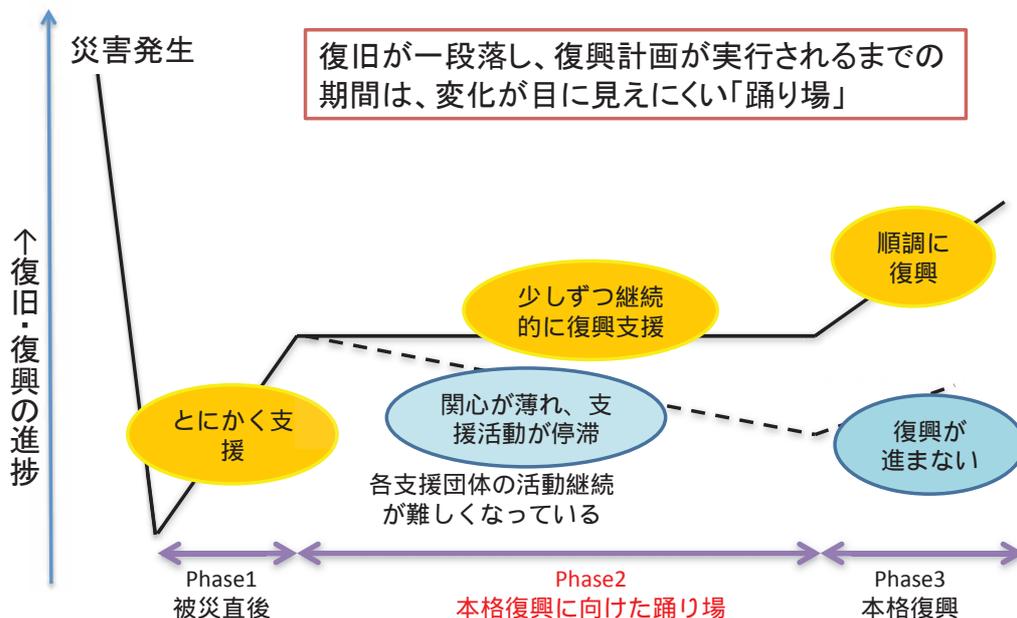
公助→自助・共助  
財政難・人口減...  
新たな課題に直面

3

## 1) 過去の復興プロセスから

### 復興は「階段」と「踊り場」の連続

→ 目に見える進捗が感じられない「踊り場」期のケアが重要

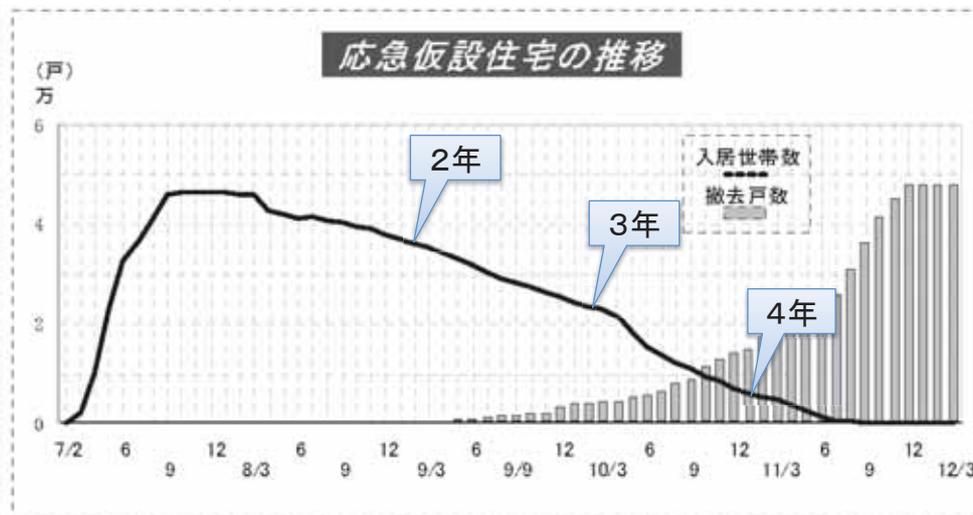


## 1) 過去の復興プロセスから

### 「踊り場期」における支援の考え方

大規模震災時の仮設住宅は、半数近くが3年以上居住する

<データ 阪神・淡路大震災における仮設住宅の推移>



出典:兵庫県「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」(平成22年)

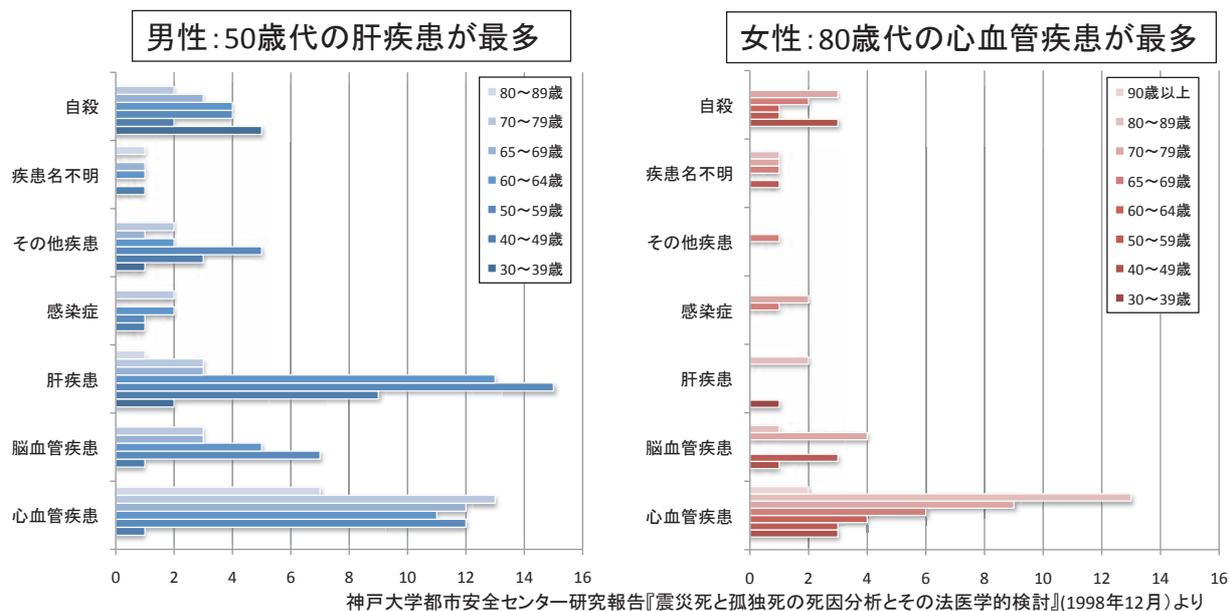
「自立できる人から抜けていくコミュニティでの自治」が仮設住宅でのコミュニティ形成

5

## 1) 過去の復興プロセスから

### 「踊り場」期に必要なケアと考え方とは？

<データ 仮設住宅での死因別・年代別孤独死の状況(阪神・淡路大震災 当初3年間)>



神戸大学都市安全センター研究報告『震災死と孤独死の死因分析とその法医学的検討』(1998年12月)より

仮設住宅での孤立は「男性」「失業」「アルコール依存」 → いきがい・しごとづくりが必要

(参考)

## 復興支援に向けた多様な担い手のロードマップ ～ NPO等、企業等、自治会等、市町村、都道府県・国の取組～

2012.4.

復興庁 ボランティア・公益的民間連携班  
男女共同参画班

7

### 1)「連携復興」と「ロードマップ」の必要性について

- 連携復興とは何か？
  - 被災地の多様なニーズに柔軟に対応するには、行政・民間それぞれの担い手が多様に連携する必要がある
  - 被災3県では地元NPOによる「連携復興センター」などのネットワークが設立され、民間と行政の連携による復興に着手している
  - 政府においても、NPOや事業者など、民間との連携をさらに推進し、復興を加速させることが期待されている
- ロードマップについて
  - 多様な担い手が連携して復興にあたるには、「対象とする課題」や「目標とする状態」(〇〇ができている状態)を共有することが望ましい
  - そこで、多様な担い手の連携による復興が望ましいと考えられる分野について、おおむね3年先までの復興プロセスにおおける1年ごとに状態目標を整理した
  - 復興への道筋と担い手ごとに期待される役割について整理することで、ひとりひとりを大切にした復興の実現を期待
  - その際、担い手としての女性の参画に留意



復興への道筋を共有し、多様な担い手が連携しながら復興を推進

8

## 2)ロードマップの概要①

•被災された方々の「暮らしの場所」や「復興の進展」を見据え、向こう3年間の「目標とする状態」を年ごとに設定。連携復興が求められる5つの分野で、取り組みを促進する。

### 「連携復興」の5つの分野と3年後の「目標とする状態」①

- 被災者生活支援 : 仮設等での暮らしサポートによる「新しいコミュニティ」の形成  
＜取組例＞ NPO等 : 地元団体によるコミュニティ形成支援、見守り活動の展開  
企業等 : 本業を通じた被災者生活支援  
自治会等 : 仮設住宅でのコミュニティ形成  
市町村 : 仮設住宅等での生活支援、孤独死防止事業の実施  
都道府県・国 : 仮設住宅でのいきがい・しごとづくり支援、就労支援
- 遠隔避難者支援 : 情報提供や転居支援などによる「つながり」の実現  
＜取組例＞ NPO等 : 避難先の地元NPOによる生活支援、見守り活動の展開  
企業等 : 本業を通じた避難生活支援  
自治会等 : 避難先でのネットワークの形成、地元団体との連携  
市町村 : 遠隔避難者の実態把握、地元情報の発信  
都道府県・国 : 避難先の県、社協、NPOとの連携
- 復興まちづくり : 合意形成と資源マッチングによる「復興まちづくり」のスタート  
＜取組例＞ NPO等 : 専門家の派遣を通じた合意形成支援、外部リソースのマッチング  
企業等 : 本業を活かした合意形成支援  
自治会等 : 住民による合意形成組織の設立、行政との継続的な対話の実施  
市町村 : 住民による合意形成組織の承認、合意形成のしくみづくり  
都道府県・国 : 「復興円卓会議」の設置・実施

9

## 2)ロードマップの概要②

### 「連携復興」の5つの分野と3年後の「目標とする状態」②

- 産業再生・就労支援 : 地元の「しごととくらしを守り育てるしくみの構築」と展開  
＜取組例＞ NPO等 : 地元NPOの育成・支援 就労支援プログラムの実施  
企業等 : 被災地の事業所の育成・支援  
自治会等 : 商店街等での合意形成組織の設立、地元情報の発信  
市町村 : 被災した事業者支援の強化、就労支援プログラムの支援  
都道府県・国 : 産業復興支援
- 多様性への配慮 : 「ひとり一人を大切にした復興」の実現  
＜取組例＞ NPO等 : 専門NPOの育成・支援 就学・就労支援プログラムの実施  
企業等 : 被災地の支援団体への支援  
自治会等 : 課題ごとのコミュニティの形成、支援団体のネットワークの構築  
市町村 : 被災した要援護者の実態把握、関連施設の再建支援  
都道府県・国 : 関連省庁・部署との連携体制の構築、関連情報の提供

•なお、ロードマップの実行にあたっては、多様な担い手が連携するためのスキームが必要

### 「コミュニティ」「市町村」「県」「国」の4つのレベルでの「連携復興スキーム」(例示)

- コミュニティ : 「住民による合意形成組織」\*を受け皿としたコーディネート
- 市町村 : MSP\*\*による「地域復興円卓会議」を設置
- 県 : MSPによる「県民復興円卓会議」の設置、復興庁各局・支部との連携
- 国 : MSPによる「復興円卓会議」の設置、復興庁との連携

\*住民による合意形成組織:「まちづくり協議会」など、地域住民による合意形成を行う組織。

\*\*MSP: マルチ・ステークホルダー・プロセス。主要な社会課題の解決に向け、3つ以上のステークホルダー(NPO、事業者、政府など)が参加して目標設定や行動計画を策定し、責任をわかちあうプロセス。

## ロードマップ①被災者生活支援

### <基本的な考え方>

仮設住宅団地と見なし仮設・自宅避難者を含む被災者の暮らしをサポートし、復興住宅への移行を見越した計画的な支援を、途切れなく提供する

### <各年ごとの状態目標>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
被災者生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅での孤立を防ぐ</li> <li>見なし仮設、自宅避難者の孤立を防ぐ</li> <li>復興住宅への移行に向けたコミュニティの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設→復興住宅等への移行の見通しが立つ</li> <li>引越支援などによるスムーズな移行</li> <li>空き住戸が増える仮設住宅団地での孤立防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興住宅等への移行が完了</li> <li>復興住宅等でのコミュニティの形成</li> <li>復興住宅等での孤立の防止</li> <li>いきがいやしごとの創出</li> </ul>

### <担い手ごとの主な取り組み>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
NPO等	地元団体によるコミュニティ形成支援、見守り活動の展開	復興住宅等への転居支援 仮設住宅での孤独死防止強化	新しいコミュニティ形成への支援、いきがい・しごとづくり
企業等	本業を通じた被災者生活支援	復興住宅での生活支援	いきがい・しごとづくり支援
自治会等	仮設住宅でのコミュニティ形成	復興住宅等への移行準備	新しいコミュニティの形成
市町村	仮設住宅等での生活支援 孤独死防止事業の実施	復興住宅等の入居支援 仮設住宅での見守り強化	復興住宅等での生活支援
都道府県・国	仮設住宅でのいきがい・しごとづくり支援、就労支援	復興住宅の管理・運営支援 仮設住宅の統廃合	復興住宅等でのいきがい・しごとづくり支援、就労支援 11

## ロードマップ②遠隔避難者支援

\*原子力災害により遠隔避難をされている福島県の避難者の方々については別途検討。

### <基本的な考え方>

遠隔避難者が孤立感を覚えずに生活再建のプロセスを歩めるよう、避難先での生活支援と被災者向けの情報共有、新生活への移行支援を行う。

### <各年ごとの状態目標>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
遠隔避難者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難先でのコミュニティ形成</li> <li>被災者支援情報への確実なアクセス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した生活の場への移行のめどが立つ</li> <li>引越支援などによる新生活へのスムーズな移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興住宅等への移行が完了</li> <li>復興住宅等でのコミュニティの形成</li> <li>復興住宅等での孤立の防止</li> <li>いきがいやしごとの創出</li> </ul>

### <担い手ごとの主な取り組み>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
NPO等	避難先の地元NPOによる生活支援、見守り活動の展開	新しい生活の場への移行支援 生活相談事業の強化	新しいコミュニティ形成への支援、いきがい・しごとづくり
企業等	本業を通じた避難生活の支援	避難先でのいきがい・しごとづくり、新生活スタート時の支援	いきがい・しごとづくり支援
自治会等	避難先でのネットワークの形成 地元団体との連携	地元など新しい生活の場への移行準備	新しいコミュニティの形成
市町村	遠隔避難者の実態把握 地元情報の発信	復興計画の着手 仮設住宅等での生活支援	復興住宅等での生活支援 協働によるまちづくりの推進
都道府県・国	避難先の県、社協、NPOとの連携	地元市町村との情報共有 避難先自治体等との連携	新しいコミュニティでのいきがい・しごとづくり支援

## ロードマップ③復興まちづくり

### <基本的な考え方>

住民による合意形成と、行政による復興計画の実行とが噛み合いながら復興まちづくりが進捗するよう、企業やNPO、専門家等の外部リソースも活用した合意形成支援およびまちづくり支援を行う。

### <各年ごとの状態目標>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
復興まちづくり	・住民による合意形成組織の設置 ・専門家などの支援によるまちづくり計画の策定	・復興計画の実行 ・復興まちづくりの進行	・先行する地区での復興まちづくりの幕開け

### <担い手ごとの主な取り組み>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
NPO等	専門家の派遣を通じた合意形成支援、外部リソースのマッチング	過去の災害の経験の共有 外部リソースのマッチング	復興まちづくりへの継続的支援
企業等	本業を活かした合意形成支援	本業を活かしたまちづくり支援	「1村1社」的スキームの確立
自治会等	住民による合意形成組織の設立 行政との継続的な対話の実施	まちづくり計画の実行 遠隔避難者等への情報発信	新しいコミュニティの形成 復興まちづくり活動の継続
市町村	住民による合意形成組織の承認 合意形成のしくみづくり	復興計画の着手 仮設住宅等での生活支援	協働によるまちづくりの推進
都道府県・国	「復興円卓会議」の設置・実施	「復興円卓会議」の実施	「復興円卓会議」の実施

13

## ロードマップ④産業再生・就労支援

### <基本的な考え方>

被災した事業者への支援や被災地の製品の販売促進により、商店街の再生や地元産業の再興を促し、地元での就労機会の増加や商業復興を確実なものとする。

### <各年ごとの状態目標>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
産業再生・就労支援	・雇用創出とマッチング支援による就労の場づくり ・仮設商店街のにぎわい創出や被災地の製品の販売促進等による産業の維持		・先行する地区での商店街や工場等の再スタート ・産業の本格復興の幕開け

### <担い手ごとの主な取り組み>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
NPO等	地元NPOの育成・支援 商店街等の復興支援	就労支援プログラムの実施 社会的企業の創業支援	いきがい・しごとづくり支援
企業等	被災地の事業所の育成・支援	本業を活かした商業支援	長期的な復興への関与
自治会等	商店街等での合意形成組織の設立、地元情報の発信	仮設から本設への移行準備 復興まちづくりへの参画	新しいコミュニティの形成 復興まちづくり活動の継続
市町村	被災した事業者支援の強化 就労支援プログラムの支援	仮設から本設への移行支援	復興まちづくりと連動した商業の支援
都道府県・国	産業復興支援	コミュニティビジネスの創業支援	復興住宅等での就労支援

14

## ロードマップ⑤多様性への配慮

### <基本的な考え方>

子どもや高齢者、障害者、子育て家庭や家族を介護している者など、多様な被災者に配慮のある取り組みを促すことで、復興のプロセスから孤立することなく、ひとり一人を大切にしたい復興を実現する。

### <各年ごとの状態目標>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2014年4月～2015年3月
教育・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや高齢者、障害者、子育て家庭や家族を介護している者等に配慮のある取り組みの実施</li> <li>ひとり一人を大切にしたい復興計画の策定</li> <li>分野ごとに必要な施設の適切な設置計画の策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとりひとりを大切にしたい復興まちづくりの進展</li> </ul>

### <担い手ごとの主な取り組み>

	2012年4月～2013年3月	2013年4月～2014年3月	2012年4月～2013年3月
NPO等	専門NPOの育成・支援 就学・就労支援プログラムの実施 関連施設の再建支援 社会的企業の創業支援		
企業等	被災地の支援団体への支援		本業を活かした多様なニーズへの対応
自治会等	課題ごとのコミュニティの形成、支援団体のネットワークの構築	復興まちづくりへの参画 関連施設の再建の実現	多様な人に配慮のある復興まちづくり活動の継続
市町村	被災した要援護者の実態把握 関連施設の再建支援		復興プロセスへの多様な人の参画促進
都道府県・国	関連省庁・部署との連携体制の構築、関連情報の提供		

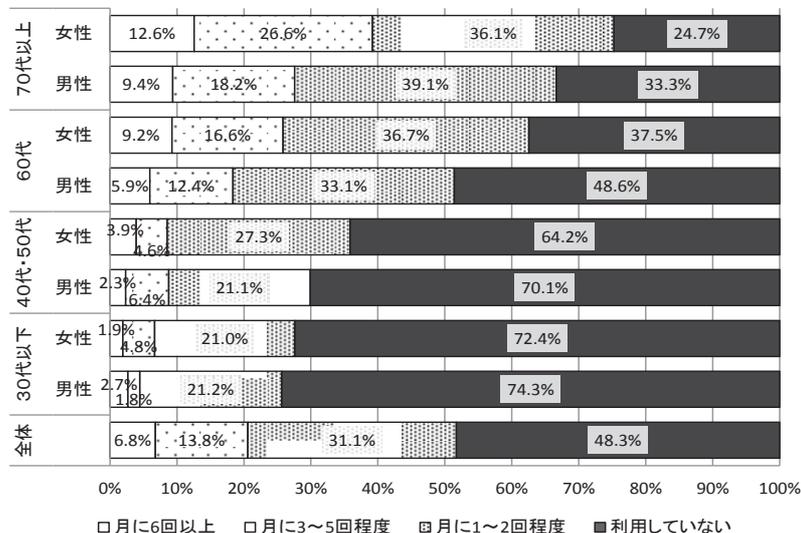
15

## 2)コミュニティの再生支援に向けて

### ①仮設住宅でのコミュニティ形成支援

- ・多様なプログラムの実施で孤立を防ぐ
- ・「もも型」ではなく「ぶどう型」のコミュニティ形成が有効

### <データ 仮設住宅の集会所・談話室の利用頻度(性別・年代別)>



高齢者・女性向けのプログラムだけでなく、多様な人が参加できるプログラムが必要

「応急仮設住宅周辺環境調査」(2012年7月、岩手県復興局生活再建課・いわて連携復興センター)より

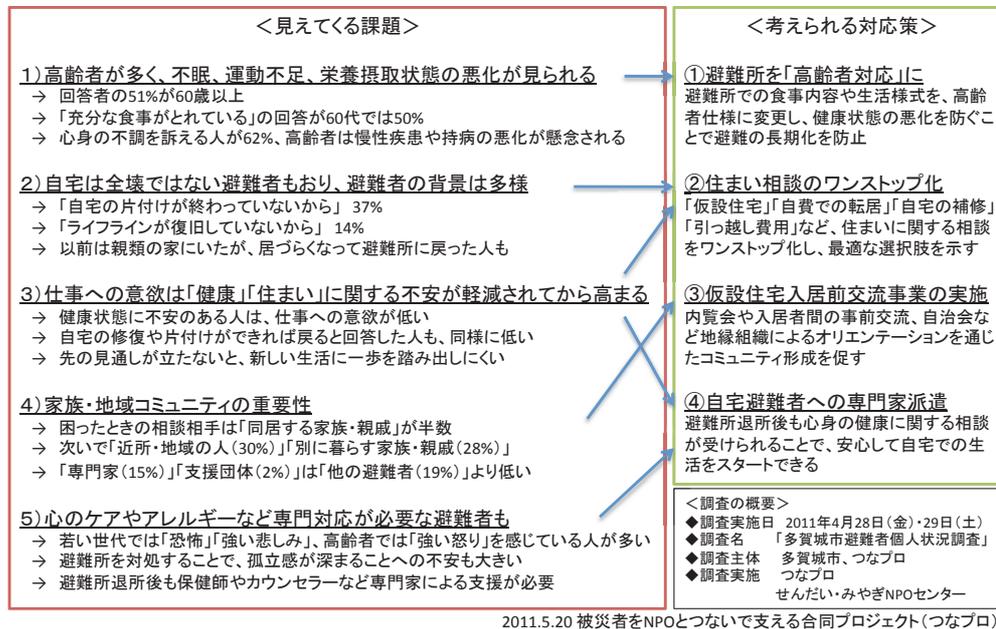
16

## 2)コミュニティの再生支援に向けて

### ②災害公営住宅など「次の住まい」での支援の可視化

- ・避難所→仮設住宅の移行での反省を活かして不安を払拭
- ・「次の住まい」での支援が見えることが、仮設からの移行には不可欠！

<データ:避難所生活者への聞き取り調査から見た仮設以降への課題(多賀城市でのアンケート結果から)>



## 復興公営住宅関連でのコミュニティ形成に関連した支援の事例(阪神・淡路復興基金)

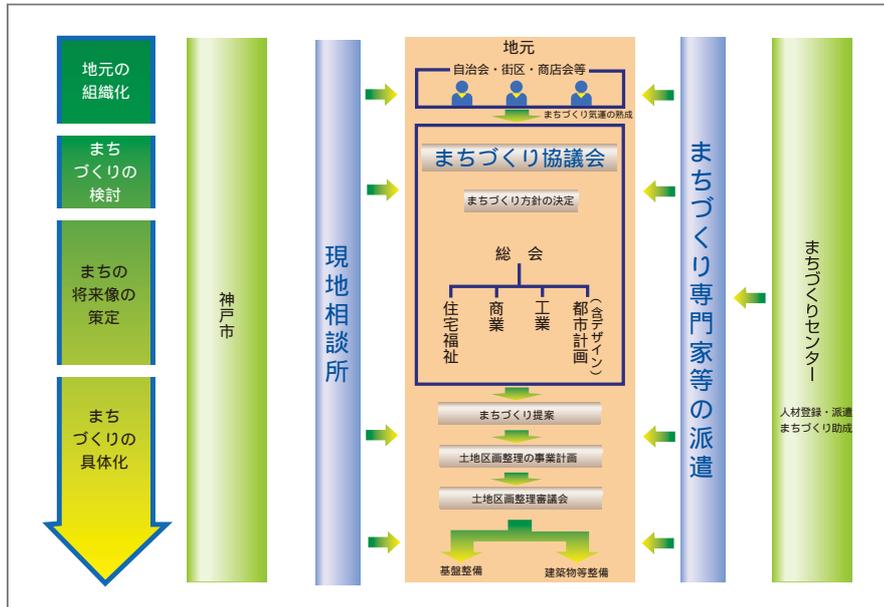
- 災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助(平成9年度～12年度)
  - 災害公営住宅に入居される方が、不安なく新生活がスタートできるよう、ボランティア団体や入居予定者グループが実施する現地見学会、住まい方説明会、各種交流イベント等に要する経費の一部を補助。
  - 補助内容
    - 管理戸数30戸以上100戸未満 → 30万円
    - 管理戸数100戸以上 → 60万円
- 災害復興グループハウス整備事業補助(平成10年度～11年度)
  - 応急仮設住宅入居者で、福祉的なサービスが必要と見込まれる方に、生活援助員が常駐する災害復興グループハウスを整備・供給する事業に対して補助。
  - 補助限度額:600万円×グループハウスの戸数

## 2)コミュニティの再生支援に向けて

### ③復興まちづくりでの合意形成

- ・復興とは、住民が自らの力でまちを取り戻すプロセス
- ・「自分のまち」という意識がなければ、住民は戻らない

<参考:神戸における復興まちづくりのプロセス>



## 被災地における復興まちづくりでの 住民による合意形成への支援の例(神戸市)

- まちづくり協議会の組織化
  - － 条例による住民の合意形成組織の位置づけ
  - － 「まちづくり提案」の策定と市長の配慮努力(条例に明記)
- まちづくり専門家の派遣
  - － アドバイザーの派遣:住民による勉強会への派遣
  - － コンサルタントの派遣:まちづくり提案などの作成支援
- まちづくり活動への支援
  - － 現地相談所の設置
  - － まちづくり活動助成
- 「まちづくりセンター」の設置
  - － 人材登録・派遣
  - － 資料収集・閲覧、会議室の貸し出し
  - － まちづくり活動助成事務

## 2)コミュニティの再生支援に向けて

### ④NPOなど地域の担い手の育成・支援

- ・仮設住宅や復興公営住宅、まちづくりでの小規模な活動の支援が有効

<参考: 阪神・淡路復興基金での小規模活動支援の事例>

事業内容	災害復興ボランティア活動補助	復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業
	被災者の生活、自立を支援するボランティア活動に要する経費の一部を補助。	復興住宅コミュニティプラザ等において、高齢者の生活支援等にかかるボランティア活動を行うグループに対し活動経費を助成。
補助内容	1) 一般的経費 ・年間3万円5万円または10万円以内 (2) 事務所借上費 ・年間50万円以内 (3) パワーアップ経費 ・助成対象項目1項目あたり5万円 (4) 特別活動費(被災者の交流会等に要した経費) ・1事業あたり15万円以内(1グループ2事業まで)	1事業あたり15万円以内 (1グループ2事業まで) ※原則として月1回以上3か月以上継続して活動を行うグループ
事業年度	平成7年度～16年度	平成12年度～平成15年度

- ・NPOからコミュニティビジネスへの視点も重要

<参考: 阪神・淡路復興基金でのコミュニティビジネス支援事例>

「被災地コミュニティビジネス離陸応援事業助成」(平成11年～13年)

提案型のコミュニティビジネスプランを公募  
調査費も含め、2年間で最大400万円を助成

「NPOコミュニティビジネス等活動応援貸付事業」(平成13年～)

50万～300万円を年1.75%で融資

県内に事業所を置く1年以上活動するNPO法人を対象

## 2)コミュニティの再生支援に向けて

### ⑤いきがい・しごとづくり

- ・孤立防止には「小さな仕事がたくさんある状態」が理想的
- ・従来の緊急雇用的なしごとだけでなく、地域のニーズ(内需)や観光・産業振興(外需)につながる仕事が必要

<参考: 阪神・淡路復興基金でのいきがい・しごとづくり支援の事例>

いきがい「しごと」づくり事業補助(平成9年度～16年度)

被災者の新たないきがいとしての「しごと」の場・機会を提供する先駆的な事業を行うグループに対し、それに要する経費の一部を補助。また、いきがい「しごと」への就業等を支援するための事業に要する経費を補助。

被災地若年者元気あっぷプログラムの実施(12～16年度)

若年層に職場体験講習、個別相談を実施

いきがいしごとサポートセンターの設置(12年度～)

緊急雇用対策以降、一般財源化

県内5カ所で継続実施

運営はNPOへ委託

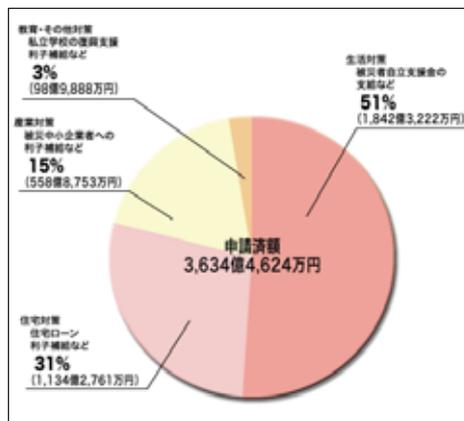
### 3) 中長期的な視野から見たこれからの復興

#### 10年先を見据えた「創造的復興」の必要性

- 「阪神・淡路大震災復興基金」の果たした役割
  - 金融機関の兵庫県・神戸市に対する貸付債権(8800億円、県:市=2:1)を譲り受け、金融機関を経由して利子(4.5%→3.0%)を受け取り事業費に充てたもの。
  - 当初は28事業でスタート(1995年4月1日)。後に113事業に拡大。2005年に基本財産を1億円に減額。

#### 復興基金の10年間の「テーマ」

- 1995年 「震災発生と基金の設立」
- 1996年 「復興元年」
- 1997年 「復興本番の年」
- 1998年 「復興への正念場」
- 1999年 「恒久住宅への移行が完了」
- 2000年 「本格復興に向けて」
- 2001年 「残された課題の解決に向けて」
- 2002年 「創造的復興をめざして」
- 2003年 「創造的復興へのラストスパート」
- 2004年 「創造的復興の総仕上げ」
- 2005年 「創造的復興のフォローアップ」  
“1.17は忘れない”



- 東日本大震災でも2011年10月に総務省が「基金」として県に交付措置しているが、各県とも単純に市町村に交付金配分しており、阪神や中越のように長期的展望をもって活用されるかが課題。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000132404.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000132404.pdf)
- 「宅地造成」「施設復旧」「道路復旧」から、「産業復興」や「心のケア」などへの中長期的展望に基づく復興メニューの拡充が必要。

23

#### 新潟中越地震における復興基金事業の例

事業分野	事業メニュー	メニュー数
1.被災者生活支援対策事業	地域コミュニティ再建のためのメニュー	31
	被災地域または集団移転地域での生活環境の整備・改善のためのメニュー	
	福祉施設を再開・整備したい方のためのメニュー	
	被災地域の復興活動を行う方へのメニュー	
	仮設住宅の改善・整備のためのメニュー	
	心と身体の健康に不安のある方のためのメニュー	
2.雇用対策事業	生活に困窮している方のためのメニュー	6
	就職活動・職業訓練を支援するメニュー	
	仕事を見つけない方のためのメニュー	
3.被災者住宅支援対策事業	雇用の維持を図る事業主の方のためのメニュー	17
	持ち家を建て替え、購入、修繕する方のためのメニュー	
	宅地を復旧する方のためのメニュー	
	賃貸住宅等に入居する方のためのメニュー	
4.産業対策事業	被災者に対する住宅再建支援、住宅提供を行う団体のためのメニュー	19
	災害復旧資金を借り入れる方のためのメニュー	
	事業を再開したい方のためのメニュー	
5.農林水産業対策事業	復興に取り組む団体のためのメニュー	27
	災害対策資金関係	
	農林業経営再建関係	
6.観光対策事業	畜産業の被災対策、経営再建関係	3
	養殖業の被災対策、経営再建関係	
	被災地および件の観光復興のためのメニュー	
7.教育文化対策事業	文化財・歴史資料などの復旧・保存のためのメニュー	7
	教育施設の復旧を支援するためのメニュー	
	学校などを支援するためのメニュー	
8.記録・広報事業	心と身体の健康に不安がある方のメニュー	4
9.地域復興支援事業	震災関連資料の収集・保全活動を支援するメニュー	13
10.二重被災者緊急対策	震災地域の復興を支援するメニュー	7
	住宅支援のためのメニュー	
	中小企業者を支援するためのメニュー	
合計	農林漁業者を支援するためのメニュー	134

(出典:「新潟県中越大地震復興基金の概要」)

### 3) 中長期的な視野から見たこれからの復興

---

#### まとめ

- 復興への見通しを共有し、合意形成をはかるしくみづくりについて
  - 多様な担い手で課題や目標を共有し、復興に臨むための議論の場の例
    - 兵庫県「被災者復興支援会議」
    - 神戸市「参画と協働のプラットフォーム」
    - 長岡市「中越復興市民会議」
  - 「まちづくり協議会」方式による合意形成の促進
    - 復興とは、合意形成の連続...
    - 住民が主体的に復興に参画できるしくみが重要
- 「踊り場」期から「復興期」への移行に向けた支援について
  - まだ続く「踊り場」期の支援
    - 「もも」型より「ぶどう」型のコミュニティ形成
    - 次へのステップを見据えた「変更可能な日常」への支援
  - 復興期に向けた支援
    - 住民による「合意形成プロセス」への支援
    - 復興住宅等での生活サポートメニューの早めの提示と実施

多様な担い手の参画でひとりひとりを大切にした復興を！

---

# 第1回コミュニケーション研究会

RCF復興支援チーム  
藤沢烈



# RCF復興支援チームのこれまでの取り組み

RCF復興支援チームは、国内外の大手企業による復興支援をコーディネート。岩手仮設住宅支援、釜石市コミュニティ支援、双葉町コミュニティ支援の事例を共有させて頂き、町外コミュニティ支援における論点を整理したい

テーマ

RCFでの取り組み

生活再建

大船渡・大槌・釜石  
仮設住宅支援



岩手県3市町、浪江町の  
震災遺構アーカイブ



まちづくり

釜石市コミュニティ支  
援



双葉町コミュニティ支  
援



産業・情報発信

ビジネスにおける情報化  
支援



水産加工業支援

おいしさを笑顔に



## 町外コミュニティに関する課題認識①～双葉町を例に

「高齢者が安心して暮らせる住環境」「家族・コミュニティ重視」「複数自治体に分散整備」などの課題に短期間での対応することが求められる

### ■ 基本的な考え方

- ・「仮の町」に移り住みたい7%、具体化されれば移住を検討46%、「仮の町」に住むつもりはない43%。
- ・70代以上 29%、50-69代 41%、30-49歳 21%。
- ・高齢者が安心して暮らせる住環境
- ・復興公営住宅が中心
- ・町外拠点に住む人だけでなく、受入自治体やその周辺に住む町民全体のきずな(コミュニティ)の場としての機能を発揮
- ・3年以内(平成28年頃)までに公営住宅に入居可能となることを目標

### ■ 候補地の考え方

- ・町外拠点に期待しているもの。1.希望する形態の住宅が確保 46%。放射線量が十分に低い40%。医療施設が近くにある31%。家族が一緒に住める30%、交通が便利22%。双葉町と気候風土が近い20%。
- ・公営住宅を複数の自治体に分散して整備
- ・「いわき市」を第一、郡山を第二、南相馬を第三の拠点とすることを要請する

### ■ 施設整備方針

- ・公営住宅とコミュニティ施設が必須
- ・町外拠点の住民だけでなく、他の場所に住む町民や周辺の地元住民にも開放
- ・子育て支援関連施策を充実

## 町外コミュニティに関する課題認識②～双葉町を例に

町外コミュニティには、交流・情報・生業・医療福祉・教育などの機能が求められる。設備に加えて事業推進のためには、県、自治体、NPO等との連携が課題。実現に向けて、民間人材活用などマンパワー確保が必要ではないか

### ■コミュニティ機能の確保

- ・町民同士がいつでも集まれる場所(集会場、公園、共同菜園等)を設置。町民が主体となった運営方法を検討
- ・交流イベント、町の祭り、歴史・伝統・文化の継承拠点とする
- ・情報通信基盤の活用を図る

### ■町外拠点における事業再開支援・雇用の確保

- ・共同店舗・協同事務所の必要性を調査し、施設を要請する
- ・県、受入自治体、ハローワークなどと連携し、町民の安定した雇用確保に努める
- ・双葉町産品の再興、高齢者支援・子育て支援など、住民による住民のための雇用を生み出す仕組みを検討

### ■保健・医療・福祉体制の確保

- ・高齢者支援施設の設置、町民の健康相談、介護予防のためのサポートセンター設置、周辺の医療・福祉施設との連携

### ■教育環境の確保

- ・幼稚園、小学校、中学校の整備について必要性を検討
- ・集会施設を活用して、子どもたちの学習支援や双葉町の歴史・伝統・文化の教育機会を設ける

# 1-1.岩手県における仮設支援の取り組み

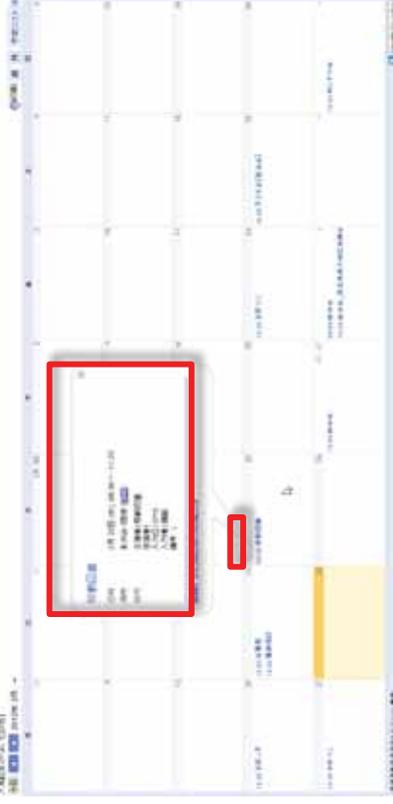
RCFは、岩手県で緊急雇用による仮設住宅支援員制度をサポート。「集会場の利用回数」など、生活支援をあらわす目標をさだめた上で、各種ICTツールの導入、団地内情報誌の発行などを手がけた

## 支援員の取り組みの仕組化

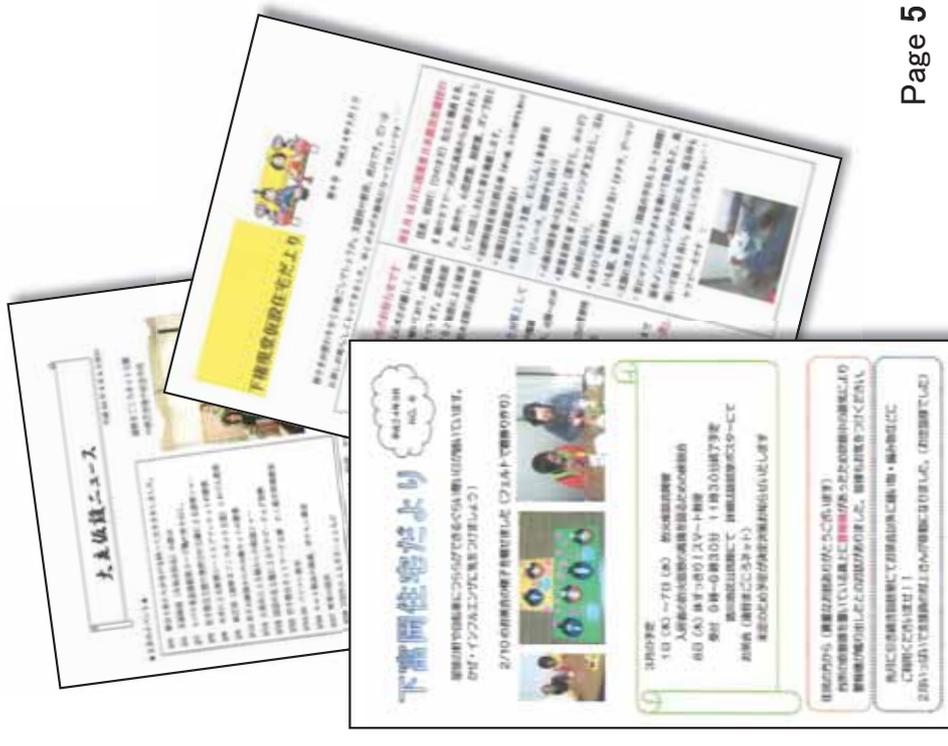
集会所に常駐することで、平日は常に集会所が解放され、またさまざまな掲出の工夫を行うことであたたかい空間づくりを行っています。イベントがなくても多くの方が来訪しやすい状況をつくります。



WEBカレンダーを活用した各集会所・談話室のイベント予定の管理を行い、支援団体さん等がより活用しやすい環境をつくっています。



支援員が広報を作成し、団地内情報を発信することで、住民間のつながりがぐくみや、イベントや支援のさらなる活用につながっています。



## 1-2.成果

支援員の支援を通じて、イベント開催、集会所利用回数、相談件数、自治会活動などが大幅に改善。目標設定と、業務の標準化、企業・NPOとの連携が成功要因であった

### 大船渡地域の事業成果(数字一覧)

**4,273**人

仮設住宅支援事業開始時における大船渡の仮設住宅入居者数

**108**人

仮設住宅支援事業に携わる支援員の人数(事務局含む)

**68,719**人

1年間で集会所・談話室に訪れた住民の方の人数(平日の支援員常駐時のみ)

**8.9**回

1団地、1か月あたりの平均イベント開催数

**1.34**回

住民来訪率(1か月・住民1人当たりの集会所・談話室の平均利用回数)

**447**件

大船渡の支援員に寄せられた1年間の相談件数

**64**回

自治会の自主的な活動を促進する「自治会チャレンジ」の実施回数

**4,407**人

自治会の自主的なイベント「自治会チャレンジ」の年間総参加者数

**36**回

さらなる支援スキル向上に向けた研修の実施回数

## 2-1.岩手県釜石市におけるコミュニティ支援

釜石市では、2012年度に企業支援に基づき、唐丹地区における復興まちづくりの推進を担当。行政・民間の意思疎通を支援



連絡会議終了後の談話



箱崎半島・片岸・両石地区復興まちづくり  
協議会・地権者連絡会



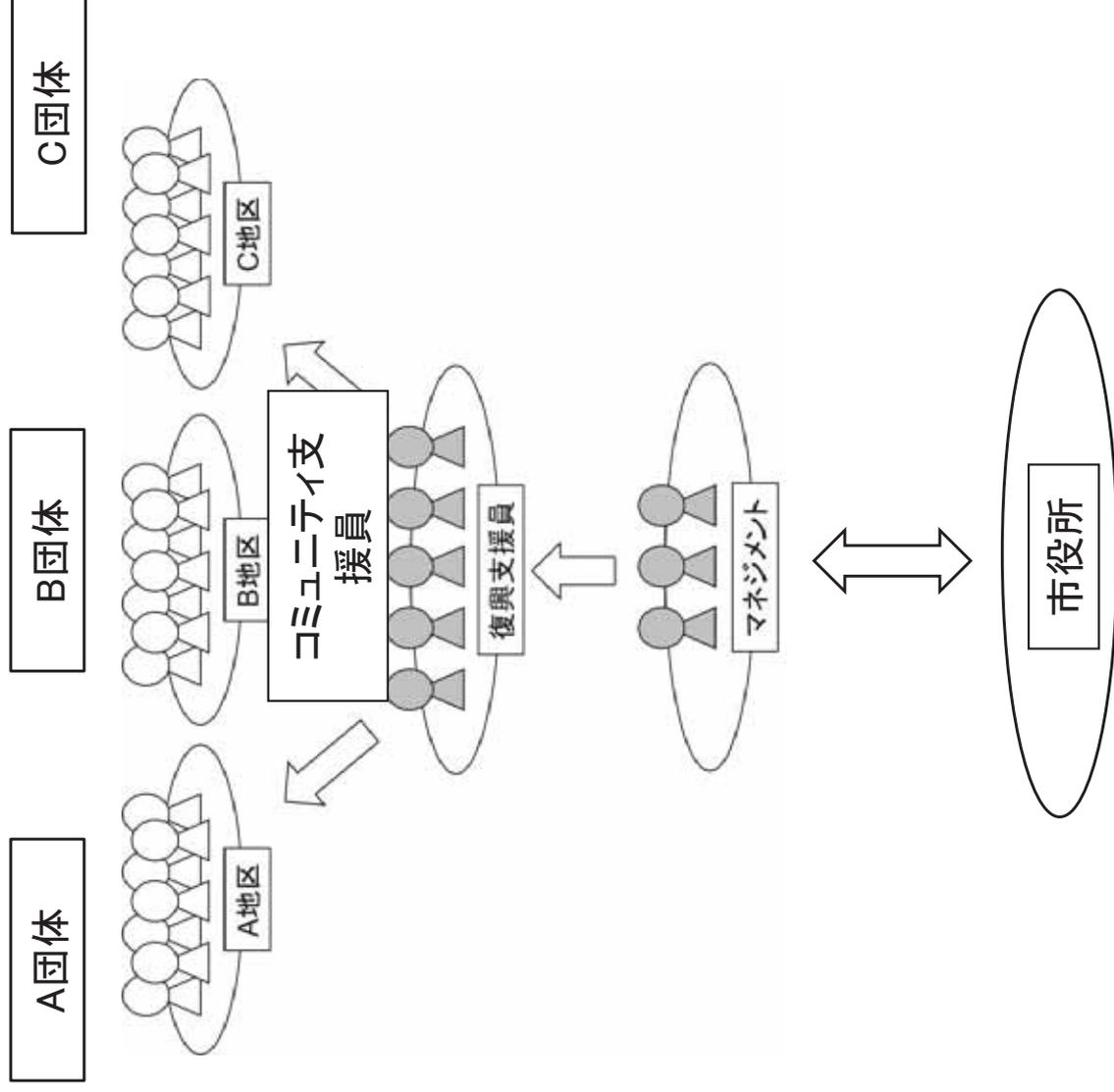
小白浜仮設内での復興計画勉強会



NEXT KAMAISHIメンバーの方々と

## 2-2. 支援体制

12年度実績にもとづき、13年度からは総務省復興支援員制度を活用し、釜石全域でのコミュニティ支援を展開。マネジメントを設置し、目標/行動管理を実施



### ■コミュニティ支援員

- 市との業務委託契約を締結し、地域に根ざした団体へ派遣
- 地域のコミュニティ形成支援として地域課題の把握からキーパーソンとの関係構築、まちづくり議論活性化と地域課題解決に向けて活動

### ■マネジメント

- 事業とコミュニティ支援員の活動を管理し、地域課題の共有や、団体を超えた横断的な活動を支援
- コミュニティ支援員の心のケアへの取り組み

## 2-3.成果

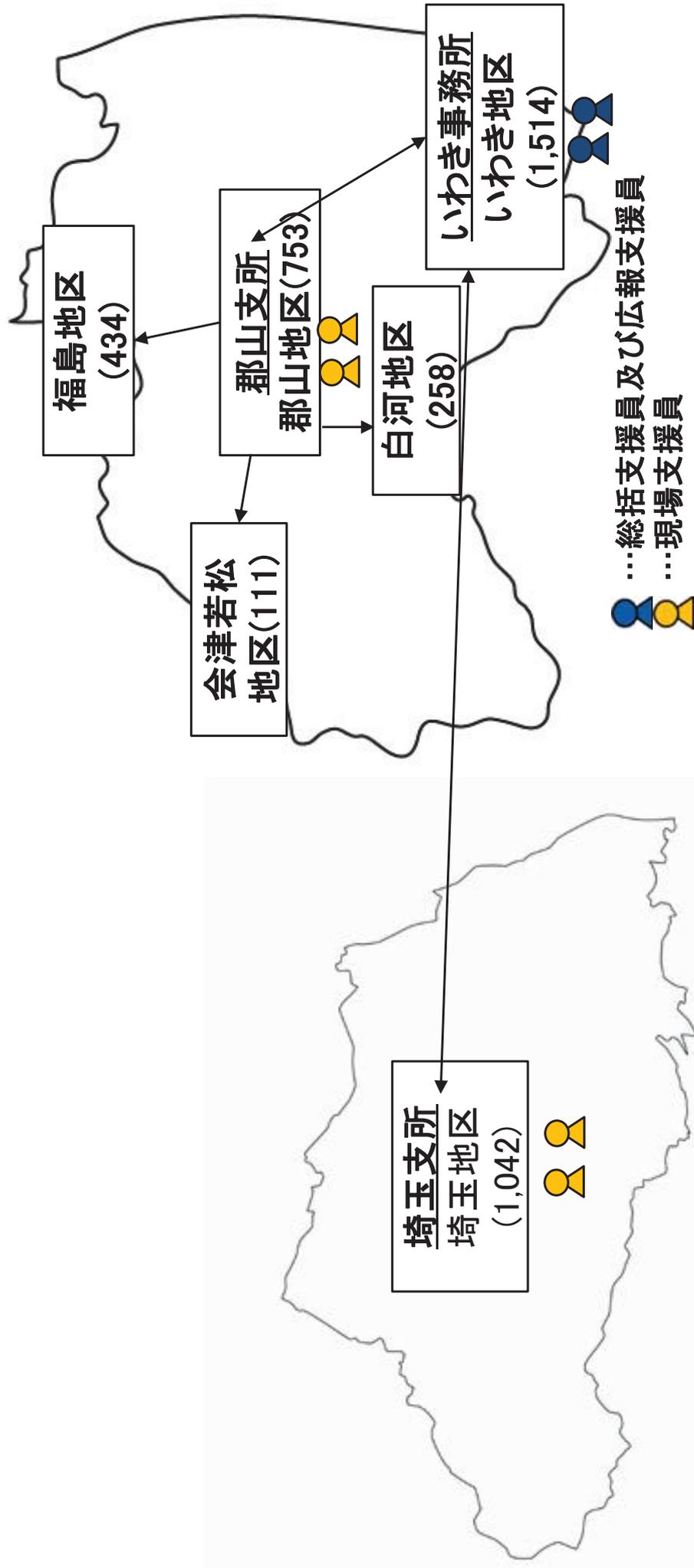
コミュニティ形成上達成すべき指標を設定し、地域別の達成状況を進捗管理。自治会、支援企業、釜石市市役所と協議しながら、達成にむけて随時アクションを変更した

釜石市におけるコミュニティ形成シート的目標達成状況(2013年4月末時点)

大項目	中項目	構成要素		
		小項目	達成数	
復興まちづくりの合意形成	現地の状況把握	1.重要なキーパーソンの把握	21	21
		2.重要まちづくりにむけた論点の把握	21	21
	ステークホルダーとの連携	3.コミュニティ形成を進める上で連携している外部支援者の特定、および外部支援者へのコミュニティ内情報の共有	-	3
		4.コミュニティ・行政・外部支援者が、相互に良好な関係を築けている	4	4
	地域資源や課題の把握	5.復興に向けて復旧すべきハード資源について、3つ以上の把握	-	6
		6.復興に向けて復旧すべきソフト資源について、3つ以上の把握	-	1
	復興に向けた体制の確立	7.自治会以外に、非公式の話し合いの場や復興に向けた横断的な組織体制があり、その組織が住民の中で代表性があること	4	4
		8.復興に向けた組織体制が整備されている	4	4
		9.復興に向けた横断的な組織が、女性や若者等、多様な意見を取り入れられる組織であること	4	4
		10.地域において、住民による自発的な活動の実施	4	5
	住民による自発活動	11.地域において、住民による自発的な活動を、継続的に実施	-	1
		12.特に地域で特定された資源を住民主体で活用	-	1
	中長期の地区復興計画	13. 3～5年程度で目指す目標の決定	2※	1
		14.復興計画の内容が、上位計画(市の計画等)と連動	-	2

### 3-1.福島県双葉町における復興支援員制度によるコミュニティ支援

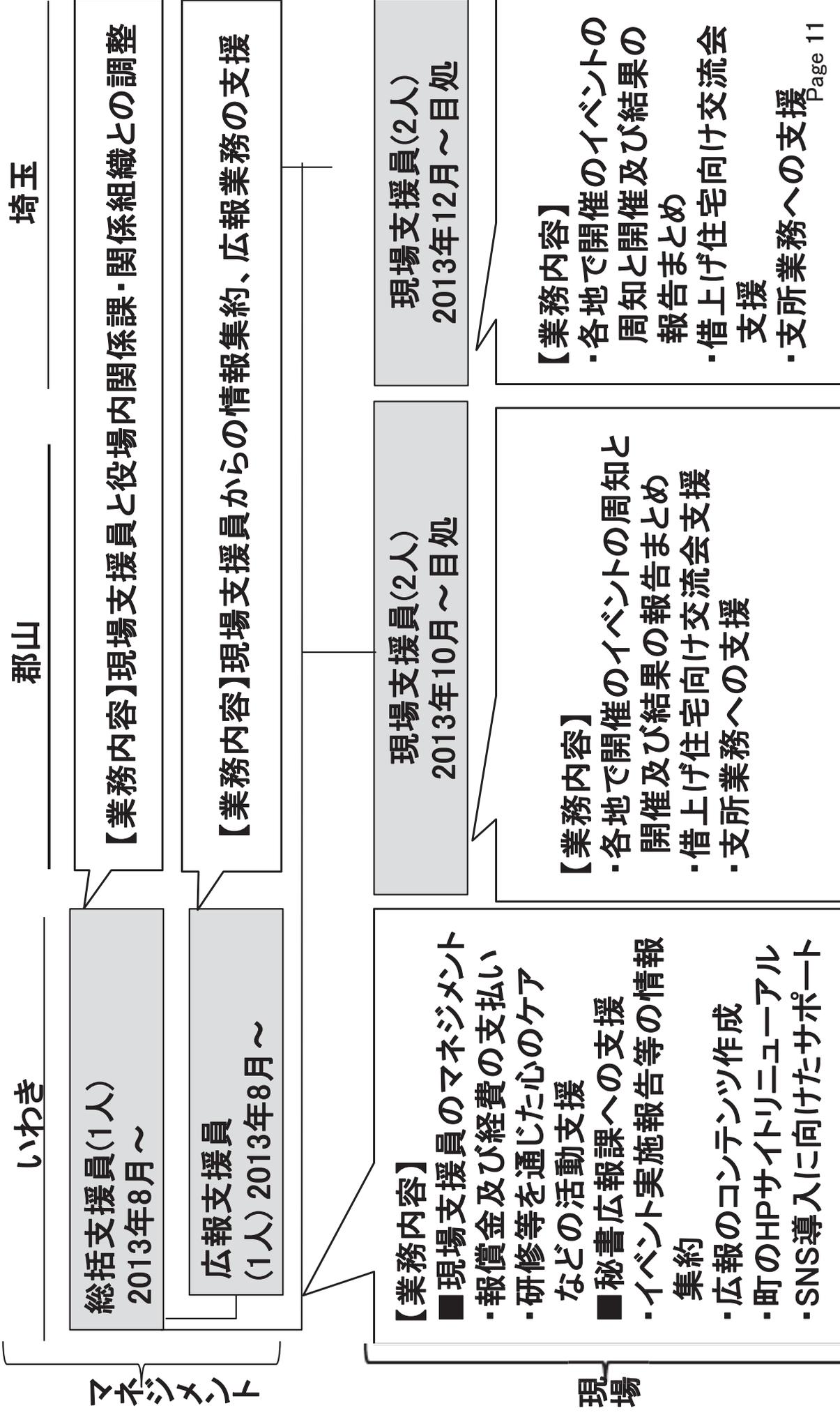
RCFは、福島県・双葉町による避難者支援の取組をサポート。今後、いわき市、郡山市、埼玉県加須市の三拠点に六名の復興支援員を配置する予定



※()内の数は平成25年5月1日時点での避難者数

### 3-2. 実施体制

町外からも民間人材を公募。住民間の交流、行政から情報伝達、福祉医療などでの問題解決を図る。町役場、自治会、社協、NPOと連携しながら、地域ごとに支援実施



## まとめ

---

- 仮設住宅支援、地域コミュニティ支援、避難者支援における成功要件は3点あった
  - － 1.役場職員でも、住民でもない、民間コーデイネーターの活用
  - － 2.役場、自治会、NPO、社会福祉協議会、支援企業などとの連携
  - － 3.現場人員だけにせず、計画・管理を行う統括(マネジメント)人員を設置。定量目標と工程表を固め、随時モニタリング・修正を実施
- 町外コミュニティ整備においても、民間人材を活用することで、ハード整備にとどまらないソフト面での事業深耕を図れるのではないか。そのために、復興支援員などの施策を活用すべきではないか

---

復興支援員制度の活用、企業との連携等での  
ご相談は、下記まで気軽にご連絡下さいませ。

一般社団法人RCF復興支援チーム  
東京都港区虎ノ門1-11-2 日本財団第2ビル3F  
TEL 03-6206-1440 FAX 03-6206-1441  
WEB <http://rcf311.com/>

電子メール [info@rcf.co.jp](mailto:info@rcf.co.jp) 担当:藤沢・山本

## 富岡町 資料

### (1) 災害公営住宅におけるコミュニティスペースの確保策

・単なる共有スペースではなく、住民同士の交流や絆が生まれるコミュニティスペースのあり方の検討

→災害公営住宅の建設にあたってはこれまでも「長期避難者の生活拠点に関する打ち合わせ」などの場において現在予備室を確保して共有スペースの確保をすることや先に計画案の示された郡山市日和田地区に建設される復興公営住宅においてもコミュニティ集会室や屋外のコミュニティスペースが確保されているところである。(資料1)

また、岩手県釜石市のUR建設譲渡の型式で建設された災害公営住宅では外廊下部分を一部拡張して所謂、井戸端会議のできるスペースを確保する工夫が実施されている例がある。(資料2)

### (2) 避難者のコミュニティを形成するためのソフト施策

・定期的な交流事業や有効な情報発信、相談センターの設置等ソフト施策のあり方の検討。

→富岡町では現在、社会福祉協議会のなかに「富岡町生活復興支援センター（おだがいさまセンター）」を設置し特に郡山地区の応急仮設住宅を中心とした交流イベント事業の展開や広報誌の発行などの業務を実施している。(資料3)

また、応急仮設住宅自治会の立ち上げを行い現在、富岡町の管理する応急仮設住宅13団地(資料4)全てにおいて自主的なコミュニティが形成されている。また借上げ住宅に避難する住民から形成される借上げ住宅自治会5団体、町が展開する絆サロン5箇所(資料5)がある。

### (3) 避難者の健康的な生活を確保するためのソフト施策

・心のケア、子育て支援、高齢者の見守りなど避難者の健康的な生活を確保するための施策の継続、体制の確保等。特に情報不足等が懸念される借上げ住宅に避難している方も含めた施策の検討。

→富岡町の管理する応急仮設住宅では各団地ごとに福島県の補助事業「絆支援事業」を受けて連絡員を配置している。毎日、業務として高齢者世帯の見廻りはもとより精神疾患のある住民や入居者間のトラブル及び住宅管理の問題を町と連携して解決している。

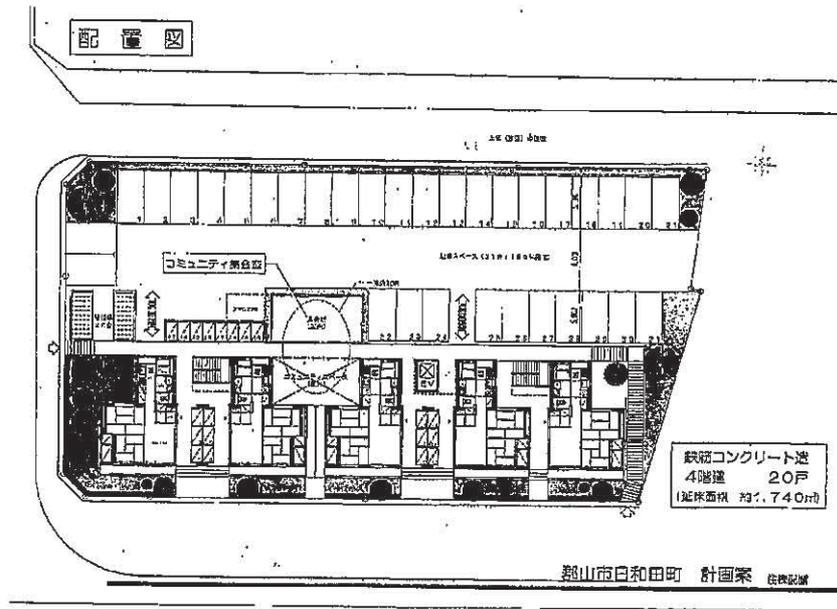
その他、町社会福祉協議会の相談員も応急仮設住宅内に常駐し連携した取り組みを行なうほか借上げ住宅入居者への巡回の取り組みも始まっている。

### (4) 避難者と受け入れ自治体住民との交流の場の確保策

・避難者と近隣住民との交流施策等の検討。

→避難者と受け入れ自治体住民との交流の場としては富岡町が管理する応急仮設住宅内においては応急仮設住宅の立地する周辺住民との交流を目的としたスポーツの共催(グランドゴルフ)や座談会をとおしての立地地区との交流などの事例がある。

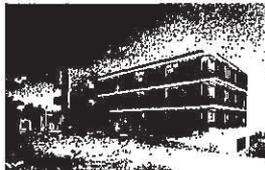
# 資料 1



# 資料 2

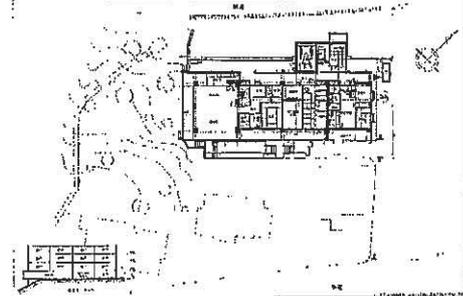
(参考) 工事概要

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1. 工事名称  | 翔山市日和田町不燃物管理センター              |
| 2. 工事概要  | 鉄骨4階建て 20戸分棟集合室               |
| 3. 工事期間  | 平成21年11月～平成22年12月(休場)～平成23年1月 |
| 4. 所在地   | 翔山市                           |
| 5. 発注者   | 株式会社 翔山町民会館                   |
| 6. 工事管理  | 株式会社 翔山町民会館                   |
| 7. 施工者   | 株式会社 佐藤誠                      |
| 8. 完成予想図 |                               |

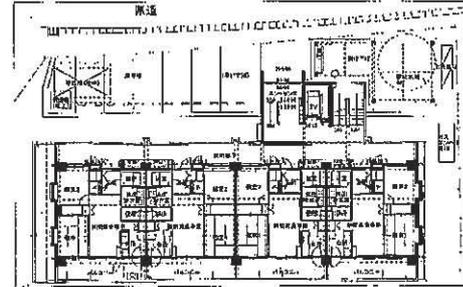


完成予想図、設計事務所 佐藤誠設計事務所  
完成年月日 平成22年12月

9. 研究用及び1階平面図



10. 2階平面図



### 資料3 富岡町生活復興支援センター「おだがいさまセンター」



### 資料4 富岡町の管理する応急仮設住宅一覧

	場所	住所	集会所/談話室	建設戸数	棟数
三春地区	熊耳応急仮設住宅(2DK)	田村郡三春町大字熊耳字南原31-2	1/0	86	17
	平沢応急仮設住宅(2DK)	田村郡三春町大字平沢字谷戸500-1	1/0	84	11
	三春の里応急仮設住宅(2DK)	田村郡三春町西字石畑487-1	0/1	18	3
	もみじ山応急仮設住宅(2DK)	田村郡三春町西字石畑374	0/1	34	5
	沢石応急仮設住宅(2DK)	田村郡三春町大字美沢字楢梨214-1	1/0	58	7
	柴原萩久保応急仮設住宅(1DK)	田村郡三春町大字柴原字萩久保80-1	0/1	10	11
	柴原萩久保応急仮設住宅(2DK)			30	
柴原萩久保応急仮設住宅(3K)	10				
郡山地区	郡山市南一丁目応急仮設住宅(2DK)	郡山市南1丁目94	1/0	166	20
	緑ヶ丘東部応急仮設住宅(1DK)	郡山市緑ヶ丘東七丁目27-1	1/1	45	29
	緑ヶ丘東部応急仮設住宅(2DK)			80	
	緑ヶ丘東部応急仮設住宅(3K)			44	
富田町若宮前応急仮設住宅(2DK)	郡山市富田町若宮前32	2/0	287	28	
大玉地区	安達大良応急仮設住宅(2DK)	安達郡大玉村玉井字横堀平158-16	5/0	630	93
	好間応急仮設住宅(1K/2DK/3K)	いわき市上好間字忽滑32	1/0	64	16
いわき地区	泉玉露応急仮設住宅(1K/2DK/3K)	いわき市泉玉露二丁目10番1	2/0	220	39
	いわき市平下高久応急仮設住宅(2DK/3K)	いわき市平下高久字下原178	1/0	90	17

### 資料5

#### 絆サロン一覧

名称	地区	郵便番号	住所	電話番号	開所時間	備考
ふくしま絆カフェ富岡	郡山市	963-8822	郡山市昭和2丁目17-2	024-953-4133	9:30-17:30	日曜休館
富岡町さくらサロン	福島市	980-8253	福島市泉字泉川15-7	024-557-8780	10:00-16:00	休日休館
いわき平交流サロン	いわき市平	970-8026	いわき市平字新田前6-10	050-3808-2864	10:00-17:00 (9:15-18:00)	8月以降第1月曜休館
いわき四倉交流サロン	いわき市四倉	979-0201	いわき市四倉町字2丁目115	0246-38-4355	10:00-17:00 (9:00-17:45)	8月以降第2月曜休館
いわき泉玉露交流サロン	いわき市泉玉露	971-8172	いわき市泉玉露4丁目1-11	0246-38-4242	10:00-17:00 (8:45-17:30)	休日休館

#### 住民団体一覧

- ・ さくら会・富岡イン柏崎 新潟県柏崎市
- ・ 郡山方部借上げ住宅居住者会 郡山市
- ・ さくらの会 いわき市
- ・ 福島市及び県北地区在住富岡町民自治会 福島市
- ・ いわき市在住富岡町民すみれ会 いわき市

1 仮設住宅等でのコミュニティ維持施策

事業名	事業費		事業内容	課題
		内、一般財源		
避難者コミュニティ補助金	7,840,000	7,840,000	仮設住宅自治会の運営経費及び大熊町民で構成する団体への活動資金	
仮設住宅自治会役員謝礼	6,120,000	6,120,000	自治会の役員に対する謝礼	
仮設住宅支援員配置	25,341,000	-	県の絆づくり応援事業を活用。行政機関とのつなぎ役、仮設住宅の管理業務に携わる	・継続的な予算措置 ・短期間で支援員が入れ替わる
仮設住宅巡回支援バス	7,321,000	-	仮設住宅間と役場、病院、ショッピングセンターを巡回するバスを運行	
おおくまサロンゆっくりすっぺ	958,000	958,000	会津若松市内にサロン等開催のためのスペースを提供	施設の老朽化
ふるさとまつり開催	10,000,000	10,000,000	町民の絆づくりのため会津若松市、いわき市の仮設住宅敷地内で実施	
きずな保全ICT活用事業	190,453,000	190,453,000	タブレット端末を用いて町の情報を提供	

2 今後の実施要望

事業名	事業費		事業内容	課題
		内、一般財源		
復興支援員の配置	-	-	主に首都圏で活動する復興支援員の配置。交流事業参加やコミュニティ立ち上げ支援など	人材の確保
県外避難者交流イベントの開催	-	-	町主催の避難者交流イベントの実施	

3 各種団体の事業要望

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題

生活拠点関係ソフト施策各市町村実施状況調査(双葉町)

1 市町村の主要事業(生活拠点関連) 既存資料があればその資料で代替する。

事業名	事業費	事業内容	
		内、一般財源	
ふるさと絆通信作成業務	3,600,000	3,600,000	住民避難状況等各種情報を収集し、広報紙に掲載の上町民に発信する。
仮設住宅等自治会運営補助	6,000,000	6,000,000	仮設住宅自治会や住民団体活動の支援する。 @3,500/戸
緊急通報装置貸与事業	3,968,000	0	一人暮らし高齢者や重度障がい者へ緊急通報装置を貸与し保健福祉向上に繋げる。
高齢者等サポート拠点設置事業	7,500,000	0	高齢者の福祉増進のための拠点を設置し、運営する。
健康支援事業	25,815,000	12,916,000	全国に避難する町民が温泉休養施設等に一同に集まり絆維持と心身の健康保持を図る。
盆踊り助成	4,000,000	4,000,000	仮設住宅等において絆づくりのための盆踊りに助成する。@25万円*16箇所
ふたばっ子体験活動応援事業(再開の集い事業)	11,560,000	11,560,000	ふるさと双葉の仲間として、小・中子ども達が友情をつなぐために再会の集いを実施する。
復興支援員委託業務	47,000,000	0	町民間及び避難先住民との新たなコミュニティづくりを支援。いわき事務所、郡山支所、埼玉支所に6人配置。
祭り・イベント事業補助	1,000,000	1,000,000	規約に基づく団体組織が実施する祭り等への補助
復興支援バス運行事業			いわき市、郡山市、福島市内避難高齢者等の交通手段確保のため、復興支援バスを運行する。

(上記事業は今後も継続要望するとともに、更なる新事業を検討中)

2 各種団体の動向(活動内容、要望、課題)

(1)自治会、住民組織等

団体名	特徴的な活動内容	要望
双葉町県中地区借上げ住宅自治会	H25.4郡山市に絆カフェ「せんだん広場」を開設し、住民の交流の機会を設ける	
社団法人情報環境コミュニケーションズ	H24.10旧騎西高校(埼玉県加須市)に町民が自由に交流できる場としてカフェをオープン	

(2)社会福祉協議会、民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、ボランティア団体  
ふれあいサロンや配食サービス等を記載する。

団体名	特徴的な活動内容	要望
社会福祉協議会	介護予防事業「にこにこサロン」を開催	
民生児童委員協議会	毎月定例会を開催し住民課題等訪問活動内容の情報を共有し支援活動に反映。	

(3)高齢者支援団体

施設福祉やデイサービス、訪問活動等を記載する。

団体名	特徴的な活動内容	要望
社会福祉法人双葉町社会福祉協議会	高齢者等サポートセンター「ひだまり」の運営。	
社会福祉法人ふたば福祉会	特別養護老人ホーム「せんだん」は再開に向け検討中	

(4)子育て支援団体

つどいのひろばや育児サロン、ファミリーサポートセンター等の活動を記載する。

団体名	特徴的な活動内容	要望
育児ボランティア団体	H23.4から埼玉県加須市騎西高校にて、育児相談・一時預かり保育実施	

(5)その他福祉団体

団体名	特徴的な活動内容	要望
JDF被災地障がい者支援センターふくしま	H23.9、県委託事業として郡山市で交流サロン「しんせい」を開設。	

(6)まちづくり団体、NPO他

団体名	特徴的な活動内容	要望
行政区	行政区住民再開の集い実施 総会、交流会実施	交通費と宿泊費の一部助成
避難先NPO等からの支援あり		

(7)商工会、商店街組織、青年会議所、事業所

仮設住宅内再開事業所等、主な再開事業所等を記載する。

団体名	特徴的な活動内容	要望
いわき市南台仮設住宅内にブイチェン再開		

## 1 仮設住宅等でのコミュニティ維持施策

事業名	事業内容	課題
町民交流会・交流イベント等開催事業	県内外避難町民による交流会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加人数が集まらない</li> <li>・交流のみでない取り組みが必要</li> <li>・自主的な集まりをサポートする方向も検討</li> <li>・既存団体との連携</li> </ul>
復興支援員導入事業	県内外避難町民同士や行政とのつなぎ役である復興支援員を配置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その地域に合わせた支援の形の検討</li> <li>・支援員報酬や給料の柔軟化(扶養など)</li> </ul>
避難農業者一時就農等支援事業	浪江町に戻り農業を再開するまでの間、県内避難先において一時的に農業を再開することを支援する。	
仮設・借り上げ住宅自治会運営等助成事業	仮設住宅自治会や住民団体活動の支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金ありきの事業からの脱却</li> <li>・自主的活動への補助につなげたい</li> </ul>
小中学校交流事業	離れ離れになった子ども達の絆を将来にわかって保つため交流会を開催する。	
浪江のこころプロジェクト	なみえのこころ通信を作成し、配布する。	
フォトビジョン運用事業	フォトビジョンにより情報を発信する。	
仮設診療所設置	仮設の診療所を設置する。 二本松市安達運動場仮設住宅に津島診療所を開設。	二本松市の生活拠点に移転したい。
浪江町みんなのれんらく帳	NTTタウンページの協力により避難先住所、電話番号を掲載したれんらく帳を発行する。	・更新時期
生活交流バスの運行	行政や医療機関へのバスの運行	バス1台、運転手1人で運行している。
親と子の遊びの教室	親子遊びを行う場を設け、子育て世帯の交流の機会を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場確保が困難</li> <li>・ボランティアで子守の際の保険</li> </ul>
健康づくりのための運動教室	健康づくりを推進するため、運動教室を開催する。	・会場確保が困難
社会福祉法人浪江町社会福祉協議会	26名の生活支援相談員を配置し、見守り活動等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員さんの心のケア</li> <li>・専門職でないことから住民との関与度合い</li> <li>・つなぎ役の現状からの拡充</li> </ul>
浪江ネットワークしらか	会員交流会、勉強会を開催。	
なみえ絆いわき会	日本赤十字看護大学の協力を得て、町と協働で、いわき市に「まちの保健室」をイメージとした健康支援の拠点を開設。見守り活動やサロンも開催。	
福島中央浪江自治会	見守り隊の結成、会員交流会、勉強会の開催。	
いい仲間つくる浪会	会員交流会の開催。	
各仮設住宅	レクリエーションダンスやカラオケ、手芸と行った趣味を通じた交流会の開催。	
NPO法人Jin	サポートセンターふくしま、杉内、本宮の運営。各仮設住宅において体操教室を開催。	
社会福祉法人博文会	サポートセンター安達、桑折の運営。 特別養護老人ホーム「オンフル双葉」の再開見通しが立っていない。	サポートセンター安達の機能を二本松市の生活拠点に移したい。
医療法人伸裕会		老人保健施設「貴布祢」の再開見通しが立っていない。
特定非営利活動法人まちづくりNPO新町なみえ	NPO法人まちづくり二本松と一緒に、町外コミュニティに関する提言を策定。 仮設住宅でのデマンドタクシー実証運行中	

# 浪江町の生活支援の取り組み

H25.7.24

①自治会の取り組み(県内)

《見守り活動》

②浪江町の取り組み(県外)

《浪江町復興支援員》

# 《見守り活動》

実施主体	自治会 (なみえ絆いわき会)	実施場所	いわき市内
組織人数	会員総数： 430人 ぐるりんこ部会： 14人	費用	町補助金

## 《活動の内容》

- ・ 会員宅への訪問活動  
(月1回程度)

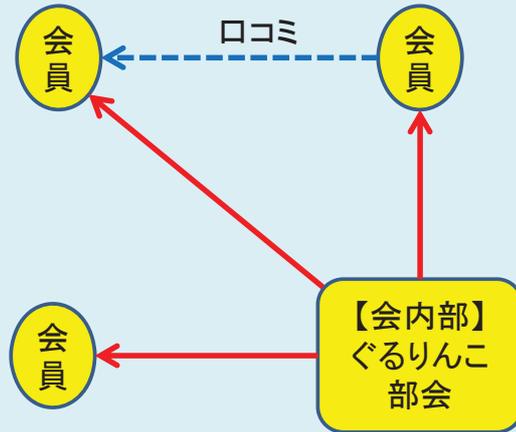
## 《現 状》

- ・ 活動が口コミで広がり  
会員が増加した。

## 《課 題》

- ・ マイカー使用(ガソリン負担)  
のため費用面で難がある。

## 【概 略】 (いわき市内)



# 《浪江町復興支援員》

実施主体	浪江町	実施場所	山形県・新潟県・埼玉県 千葉県・京都府
組織人数	各2～3名	費用	一般財源 (特別交付税措置)

## 《活動の内容》

- ・ 避難者宅への訪問活動
- ・ 情報誌での情報提供
- ・ 交流会開催
- ・ 支援団体との連絡調整

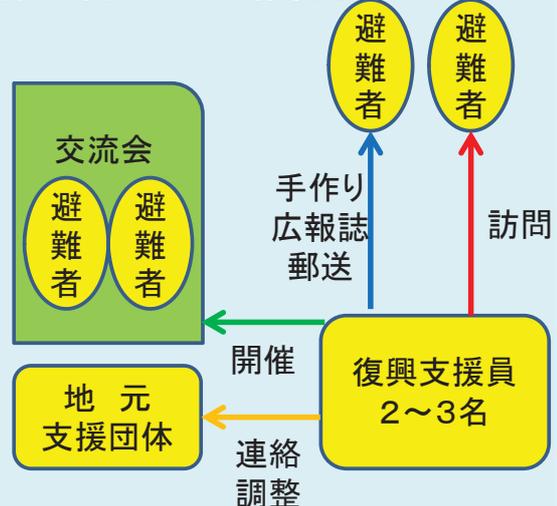
## 《現 状》

- ・ 「浪江町の人と話せてうれしい」といった話がある。

## 《課 題》

- ・ 1府県単位で広範囲のため、中心地から離れて居住する避難者に手が届きにくい。

## 【概 略】 (1府県内)



生活拠点関係ソフト施策各市町村実施状況調査(葛尾村)

1 市町村の主要事業(生活拠点関連)

事業名	事業費	内、一般財源		事業内容
ひろがるわ活動推進事業	5,010,000	5,010,000		11行政区、10仮設住宅団地自治会へ絆づくり推進事業助成金を交付
支え合いセンター運営事業	17,963,000	17,963,000		仮設団地4カ所に支え合いセンターを設置し、8名の委託職員を配置し、10カ所の仮設団地内の声掛け、巡視、イベント運営、広報物配布を実施し、仮設団地内の安全・安心・活性化を図っている。支え合いセンターは、 ①住民が自由に集まり、困りごと等を表明することができる「たまり場」 ②住民が役割を担うことによる相互の「支え合いの場」 ③住民の孤立、孤独の防止等を図る「見守りの場」 ④住民が生活の復興、まちの復興に向けて学び合いまちづくりに「参加する場」 以上のような機能を持ち、自由に集まることができる場所とし、さらに仮設入居者の安否確認、孤立や生活不活発病防止活動と仕事づくりや仕事づくりを行います。
避難農業者一時就農等支援事業	1,000,000		0	葛尾村に戻り農業を再開するまでの間、県内避難先において一時的に農業を再開することを支援する。
高齢者等サポート拠点事業				葛尾村サポートセンター「三春の里 みどり荘」を設置し、日常生活等の総合相談等を行う。
心のケア、精神保健福祉事業				引きこもりや、うつ、アルコール依存者へ対応する。
ベビマクラブ				妊婦および乳児とその親を対象に、避難による妊産婦の心理的ストレスを軽減することを目的としたリラクゼーションと育児についての知識の普及を目的とした健康教室や育児相談を、NPOビーンズ福島の支援により月1回実施する。
遊びの教室				満1～3歳までの児と親を対象に、避難による児とその親のストレスを軽減するため、親子遊びと心理相談を福島県臨床心理士会の支援により月1回実施する。
葛尾特別警戒隊事業				葛尾村内を24時間体制でパトロールを実施(4班体制45名)
葛尾警戒隊健康相談会				警戒隊を対象に月1回健康相談会を開催
村社会福祉協議会 生活支援事業 「おたがいさま」				「おたがいさま」事業は、一人暮らし、高齢者等で交通手段のない方等に(利用会員登録)、病院、買い物、金融機関等の移動手段を確保します。
楽ちんクッキング				避難により、世帯が分かれたことで自炊をするようになった住民に電子レンジで簡単にできる料理教室を開催。
体操実技指導				避難により足腰の筋力低下予防のため、理学療法士による戸別訪問を実施。

(今後の事業要望)

事業名	事業費	内、一般財源		事業内容

2 各種団体の動向(活動内容、要望、課題)

(1)自治会、住民組織等

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
各行政区	懇親会・ボランティア活動		
各自治会(仮設団地)	懇親会・ボランティア活動		

(2)社会福祉協議会、民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、ボランティア団体  
ふれあいサロンや配食サービス等。

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
村社会福祉協議会	一人暮らし者等に配食サービス		
村社会福祉協議会	村老人クラブ連合会と連携し、各種サロン事業を実施(笑ってみっ会、すこやかたいそう教室、カラオケ教室、グラウンドゴルフ、マージャン等)		

(3)高齢者支援団体  
施設福祉やデイサービス、訪問活動等。

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
社会福祉法人葛尾村社会福祉協議会	高齢者等サポートセンター「三春の里みどり荘」の運営。		
村	村社会福祉協議会と連携し保健師、生活相談員が毎月情報交換会を実施(訪問の状況、健康状態)		

## (4)まちづくり団体、NPO他

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
かつらお村づくり協議会	若者の意見集約・独自イベント開催		資金
かつらおスポーツクラブ	スポーツ交流・県内スポーツイベントへの協力参加・子供交流イベント開催		資金

(5)商工会、商店街組織、青年会議所、事業所  
仮設住宅内再開事業所等、主な再開事業所等。

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
葛尾村商工会	応急仮設団地内仮設店舗の水道光熱費・仮設トイレ維持管理費の支援		
葛尾村商工会	再開会員事業所で利用できるプレミアム商品券の販売		

## (6)農業協同組合、農業団体、農業者

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
はたけクラブ(仮設)	農地を借りて野菜の作付け・団地周辺の美化		
個人	農地を借りて野菜の作付け(小規模)		

## (7)PTA、学習支援団体他

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題
葛尾小学校PTA	少人数教育への対応	区域外就学の要件改正 例えば、避難先自治体で学校開設した場合は半ば強制的に就学義務を設ける等	町内の他校へ区域外就学した子が戻らない

1 仮設住宅等でのコミュニティ維持施策

事業名	事業費 (千円)	事業内容		課題
		内、一般財源		
仮設住宅入居高齢者等健康管理業務	9,160	0	仮設住宅等の高齢者等を対象に運動教室などを市内の医院やフィットネスクラブの協力を得て実施している。	2週間に1回程度教室を実施している。その間、自治会や個人が自主的に継続して運動できるよう支援が必要であるが、そのためのマンパワーが不足している。
ふれあい交流事業	1,717	0	主に借上げ住宅の方を対象に、運動教室などを村社会福祉協議会へ委託し実施している。	同上
園芸療法による心のケア事業	1,240	0	仮設住宅等における園芸教室、野菜や花の植え付けを行うことによって、生きがいきり・心のケア・健康維持を図る。村社会福祉協議会へ委託。	
新しいコミュニティづくり助成事業補助金	10,000	10,000	仮設住宅等で新たに立ち上げた自治会及び村民で作る団体に対して、コミュニティづくりのためのソフト事業に対して支援する。	
自治組織運営交付金	3,533	3,533	仮設住宅等で新たに立ち上げた自治会等の運営経費に対して支援する。	
村民ふれあい号事業	7,030	7,030	村民の交流を図るため、研修旅行を実施する。	
村民の声ネットワークシステム運用保守	5,935	0	H24.8全戸にタブレット情報端末を配付し、村からの情報発信等を行っており、その維持管理経費。	高齢者の利用率を上げること
いやしの宿運営費	18,597	0	村民の癒しの場とコミュニケーション維持を図るために、飯坂温泉の施設を賃借し、運営管理する経費。	施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加
までいな絆事業	3,000	3,000	年に1度、村民のふれあい集会を実施する。	
一時帰宅支援事業	21,280	0	避難先から村内の自宅まで送迎バスを運行させる。8月2日から運行開始。	
コミュニティバス運行事業	10,249	1,215	仮設住宅等から医療機関や買い物等へのバスを運行する。	

2 今後の実施要望

事業名	事業費	事業内容		課題
		内、一般財源		

3 各種団体の事業要望

団体名	特徴的な活動内容	要望	課題

平成25年度

福島県の避難者支援事業一覧

福島県

(平成25年3月)



# 目 次

	項 目	番号	事業名等	県内	県外
1	高 齢 者 支 援	1	被災者健康サポート事業	○	○
		2	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	○	○
		3	仮設住宅等における生活機能支援事業	○	
2	子 ども 支 援	4	私立学校の被災児童・生徒等に対する就学(園)支援	○	
		5	ふくしまの福祉を支える人材を育成するための事業	○	
		6	介護福祉士等修学資金貸付事業	○	○
		7	子どもの心のケア事業	○	○
		8	児童の養育相談	○	○
		9	地域の寺子屋推進事業	○	○
		10	県外避難子育て世帯交流事業(子どもの心のケア事業の一部)		○
		11	発達障がい児(者)障害福祉サービス利用支援事業	○	
		12	東日本大震災子ども支援基金給付事業	○	○
		13	被災児童生徒等就学支援事業	○	
		14	高校等奨学資金貸付事業(福島県奨学資金震災特例採用)	○	
		15	高等学校通学費支援事業	○	
		16	ふくしまっ子体験活動応援事業	○	
		17	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談	○	○
3	心 の ケ ア	18	女性のための相談事業(生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)	○	○
		19	女性の悩み相談事業	○	○
		20	青少年総合相談センター事業	○	○
		21	ピアカウンセリング事業「ふくしまピアサポートネット」	○	
		22	女性のための相談事業	○	○
		23	子どもの心のケア事業	○	○
		24	被災者の心のケア事業	○	○
		25	被災者健康サポート事業	○	○
4	健 康 管 理	26	県民健康管理調査事業	○	○
		27	被災者健康サポート事業	○	○
5	医 療 支 援	28	仮設診療所の運営支援	○	
		29	仮設歯科診療所の整備	○	
6	生 活 費 支 援	30	生活復興支援資金	○	○
		31	生活保護法による支援	○	○
7	交 通 手 段 の 確 保	32	市町村生活交通対策事業	○	
		33	地域公共交通確保維持改善事業(調査事業)	○	
		34	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金ほか)	○	
8	コ ミ ュ ニ ティ 形 成	35	ふるさとの絆電子回覧板事業	○	○
		36	ふるさとふくしま帰還支援事業(広報紙送付事業)	○	○
		37	ふるさとふくしま帰還支援事業(地元紙提供事業)		○
		38	ふるさとふくしま帰還支援事業(地域情報紙発行事業)	○	○
		39	地域づくり総合支援事業(サポート事業)	○	○
		40	地域づくり総合支援事業(ふるさと・きずな維持・再生支援事業)	○	○

	項目	番号	事業名等	県内	県外
8	コミュニティ形成	41	地域活動団体等の活動基盤支援事業	○	
		42	生涯学習による復興応援事業	○	
		43	スポーツ・レクリエーションによる絆支援事業	○	
		44	スポーツ・レクリエーション活動応援事業	○	
		45	ふるさとふくしま帰還支援事業(県外避難者支援事業)		○
		46	地域コミュニティ復興支援事業	○	
		47	絆づくり応援事業	○	
9	雇 用	48	女性のための相談事業(就業、起業、内職等に係る相談)	○	○
		49	ナースバンク事業	○	
		50	緊急雇用創出事業	○	○
		51	離職者等対象の職業訓練の実施	○	○
		52	職業訓練手当の支給	○	○
		53	就職支援	○	○
		54	農業法人等チャレンジ雇用支援事業	○	
10	事業継続支援	55	ふくしま復興特別資金	○	
		56	特定地域中小企業特別資金	○	
		57	空き工場等の紹介	○	○
		58	中小企業等復旧・復興支援事業	○	
		59	避難農業者一時就農等支援事業	○	○
		60	農林水産業再生人材育成研修事業	○	
		61	農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)	○	
		62	農家経営安定資金(東北地方太平洋沖地震対策資金)	○	
		63	漁業経営対策特別資金	○	
		64	園芸産地復興支援対策事業	○	
		65	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	○	
		66	農家の意向把握(出張営農相談等)	○	
		67	被災農家経営再開支援事業	○	
		68	ふくしまの畜産産地再生支援事業	○	○
69	肉用牛生産力再生推進事業	○			
11	仮設住宅管理	70	仮設住宅利便性向上(ハリアフリー対策等)に対する支援	○	
		71	快適性保持のための修繕	○	
		72	共同施設の維持管理支援	○	
12	借上げ住宅支援	73	入退去管理支援	○	
		74	家賃等支払いによる支援	○	
13	治 安 対 策	75	防犯教室、防犯講話の開催	○	
		76	防犯ボランティアの設置に向けた働きかけ及び合同パトロール活動の実施	○	
		77	仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理	○	
		78	子ども見守りパトロール事業	○	
14	交 通 安 全 対 策	79	仮設住宅等交通事故防止対策事業	○	
		80	地域でつくる交通安全モデル事業	○	
		81	出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導	○	
15	各種相談窓口設置	82	各種相談窓口の設置	-	-

# 1 高齢者支援

No. 1

事業等の名称	被災者健康サポート事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	450,347千円								
事業の内容	<p>【県内】</p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p>【県外】</p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>								
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>								
お問い合わせ	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課	電話番号	024-534-4101	0248-75-7800	0248-22-5441	0242-29-5503	0244-26-1323	0246-24-6118	024-521-7640

## No. 2

事業等の名称	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 158, 265千円							
事業の内容	<p>1 高齢者等サポート拠点整備事業 仮設住宅に入居する高齢者等を支援するため、総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する高齢者等サポート拠点を整備し、運営します。平成24年度からは、市町村や民間団体が高齢者等サポート拠点を設置運営した場合に、その経費を補助します。</p> <p>2 地域支え合い体制づくり助成事業 仮設住宅等の高齢者、障がい者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくり事業を行う市町村、NPO等に対して補助金を交付します。</p> <p>3 相談支援専門職チーム派遣事業 仮設住宅等において生活することになった高齢者等の福祉ニーズ等を把握し、地域の福祉等サービスにつなげるために、相談支援専門職チーム（社会福祉士、介護支援専門員など）を派遣しています。</p>							
申請方法等	担当部署にお問い合わせください。							
お問い合わせ	1、2 保健福祉部高齢福祉課				電話番号	024-521-7163		
	3 福島県介護支援専門員協会					024-924-7200		
	保健福祉部介護保険室					024-521-7745		

## No. 3

事業等の名称	仮設住宅等における生活機能支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	2, 348千円							
事業の内容	<p>●相双圏域市町村及びいわき市（13市町村）の意向を確認のうえ、地域リハビリテーション広域支援センター等に委託して、以下の事業を実施します。</p> <p>1 支援者に対する研修会の開催 被災者を支援する関係者に対し、生活機能の低下防止を目的に、運動を中心とした研修会を開催します。</p> <p>2 仮設住宅等におけるリハビリテーション相談会等の実施 仮設住宅等で生活する被災者（高齢者、障がい者等）に対する専門的立場からのリハビリテーションに関する相談会や運動指導を実施します。</p>							
申請方法等	担当部署へお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部高齢福祉課				電話番号	024-521-7163		

## 2 子ども支援

No. 4

事業等の名称	私立学校の被災児童・生徒等に対する就学（園）支援							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	453,883千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災により被災した児童生徒等の就学(園)を支援するため、被災児童生徒等の授業料等減免措置を行った私立学校の設置者に対して、減免相当額を補助金として交付します。</li> <li>● 補助率 10/10 等</li> <li>● 補助額 減免相当額 (ただし、補助対象経費は学種ごとの上限額があります。また、授業料、施設整備費等は、補助対象要件ごとに補助月数が異なります。)</li> </ul>							
申請方法等	● 私立学校ごとに授業料等減免要件が異なりますので、在籍校へ御相談ください。							
お問い合わせ	総務部私学・法人課				電話番号	024-521-7048		

No. 5

事業等の名称	ふくしまの福祉を支える人材を育成するための事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	11,205千円							
事業の内容	● 福祉に携わる人材のすそ野を広げる必要があることから、県内の福祉・介護事業所への就労を目指す高校生を対象に仕事の説明会や施設見学会を開催するとともに、介護職員初任者研修の受講機会を設け、福祉・介護分野への就労を支援する。							
申請方法等	● 社会福祉課にお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課				電話番号	024-521-7322		

## No. 6

事業等の名称	介護福祉士等修学資金貸付事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	一 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設で就学する学生に対して、無利子で修学資金の貸付を行います。</li> <li>● 貸付額 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 修学金：月額5万円以内</li> <li>② 入学準備金：20万円以内</li> <li>③ 就職準備金：20万円以内</li> </ul> </li> <li>● 貸付金の返還 <ul style="list-style-type: none"> <li>養成施設等を卒業後、定められた期日までに一括又は最長10年以内の月賦により返還いただきます。</li> <li>ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。</li> <li>① 養成施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士、又は社会福祉士の資格を取得し、</li> <li>② 福島県内において定められた介護・福祉業務に引き続き5年</li> <li>③ 介護福祉士、又は社会福祉士として業務に従事した場合</li> </ul> </li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在学する養成施設等を通じて、福島県社会福祉協議会へ申請します。</li> <li>● 募集案内については、各養成所にお知らせするとともに福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。</li> </ul>							
お問い合わせ	福島県社会福祉協議会				電話番号	024-523-1250		

## No. 7

事業等の名称	子どもの心のケア事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	124,974千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災3県を支援する「東日本大震災中央子ども支援センター」に業務を委託し、県内に設置する現地窓口において、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。(なお、県外避難者に対しても支援を行います。)</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災中央子ども支援センターの現地窓口となっている、特定非営利活動法人ビーンズふくしまと連携し、事業を進めています。詳細は児童家庭課におたずねください。</li> </ul>							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課				電話番号	024-521-7174		

## No. 8

事業等の名称	児童の養育相談							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	100,711千円							
事業の内容	● 児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談に対応します。 (来所、電話、メール等)							
申請方法等	● 来所、電話及びメールによる相談を行っています。 おいでいただく場合は、待ち時間を少なくするため、電話等で相談日・時間を予約してください。							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課 中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所		電話番号		024-521-7174 024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346			

## No. 9

事業等の名称	地域の寺子屋推進事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	17,435千円							
事業の内容	● 社会全体で子育てを支援するため、知恵と経験のある方と、次世代を担う子どもとその親が、地域の資源を活用して、互いに交流する取組みを行う「地域の寺子屋」を実施する団体に対し補助を行っています。なお、県外において福島県からの避難者等に対し取り組む場合（県外団体が実施する場合を含む）についても対象といたしました。また、仮設住宅等において子どもから高齢者まで誰でも参加・交流のできる機会を設け、ストレスの解消、心や体の健康に役立つ内容での地域の寺子屋を実施します。							
申請方法等	● 詳細は下記連絡先に御連絡ください。							
お問い合わせ	保健福祉部子育て支援課		電話番号		024-521-7198			

## No. 10

事業等の名称	県外避難子育て世帯交流事業（子どもの心のケア事業の一部）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	90,401千円（この一部）							
事業の内容	● 県外に避難している子育て家庭の孤立化を防ぐため、県外（避難先）の子育て支援団体等の協力を得て、避難者が、悩みの相談や情報交換を行う交流会等を開催します。							
申請方法等	● 詳細は下記までお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部子育て支援課		電話番号		024-521-7198			

## No. 11

事業等の名称	発達障がい児(者)障害福祉サービス利用支援事業						
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続
予 算 額	71,728千円						
事業の内容	<p>1 被災した障がい児に対する医療支援事業 被災した障がい児を対象に、総合療育センターが他都道府県の児童精神科医、小児科医の派遣を受け、医療支援を行います。</p> <p>2 被災した障がい児に対する相談・援助事業 障がい児の支援に関する専門家の関係団体に委託し、被災した障がい児への相談及び療育を含めた援助を行います。</p> <p>3 被災した発達障がい者に対する支援事業 被災した発達障がい者(児も含む)を対象に支援を行います。</p>						
申請方法等	<p>1 総合療育センターに御連絡願います。</p> <p>2 委託先・利用方法については下記までお問い合わせください。</p>						
お問い合わせ	1 総合療育センター 2・3 保健福祉部障がい福祉課			電話番号	1 024-951-0352 2・3 024-521-7171		

## No. 12

事業等の名称	東日本大震災子ども支援基金給付事業						
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続 ○
予 算 額	74,950千円						
事業の内容	<p>● 東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）の生活及び修学を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児童 月額（孤児：30,000円、遺児：20,000円）</li> <li>・小・中学校に在籍する者 月額（孤児：40,000円、遺児：30,000円）</li> <li>・高等学校等に在籍する者 月額（孤児：50,000円、遺児：40,000円）</li> <li>・大学及び専門学校等に在籍する者 月額（孤児：60,000円、遺児：50,000円）</li> <li>・小学校入学時給付金 30,000円</li> <li>・小学校卒業時給付金 50,000円</li> <li>・中学校卒業時給付金 100,000円</li> <li>・高等学校卒業時給付金 300,000円</li> </ul>						
申請方法等	● 対象者にお送りする申請書により、県に直接お申し込みください。						
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課			電話番号	024-521-7174		

## No. 13

事業等の名称	被災児童生徒等就学支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 480, 940千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園（被災幼児就園支援事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 者：東日本大震災等により被災し、経済的理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児</li> <li>・対象経費：保育料、入園料</li> </ul> </li> <li>● 小・中学校（被災児童生徒就学援助事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 者：東日本大震災等により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒</li> <li>・対象費目：学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等</li> </ul> </li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、各市町村が被災状況と収入状況を確認します。</li> <li>● この制度は各都道府県で実施しており、県外市町村に避難している方も補助を受け取ることが可能です。</li> <li>● 子どもさんが通っている幼稚園、小・中学校を通して各市町村教育委員会に申し込んでください。</li> </ul>							
お問い合わせ	各幼稚園、小・中学校、お住まいの市町村教育委員会又は県教育庁義務教育課へ			電話番号	県教育庁義務教育課 024-521-7796			

## No. 14

事業等の名称	高校等奨学資金貸付事業（福島県奨学資金震災特例採用）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	347, 400千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与月額 国公立 自宅通学 18,000円/自宅外通学 23,000円 私 立 自宅通学 30,000円/自宅外通学 35,000円</li> <li>・貸与期間 採用年度における1年間(状況が改善しない場合延長可)</li> <li>・利子 無利子</li> <li>・保証人 連帯保証人1名(保護者)</li> <li>・返 還 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。</li> </ul> </li> </ul>							
申請方法等	● 平成25年度の募集については、5月頃、ホームページ及び各学校を通じてお知らせします。							
お問い合わせ	在学している学校又は県教育庁高校教育課へ			電話番号	県教育庁高校教育課 024-521-7775			

## No. 15

事業等の名称	高等学校通学費支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	49,153千円							
事業の内容	● 東日本大震災や原子力災害に伴い、サテライト校への通学や転学等を余儀なくされた生徒に対して通学費の支援を行います。							
申請方法等	● 通学している学校へ高等学校生徒通学費支援金交付申請書等を提出して下さい。(申請書等は各学校の事務室にあります。)							
お問い合わせ	・ 県立高校生の場合 県教育庁財務課			電話番号	024-521-7754			
	・ 私立高校生の場合 総務部私学・法人課				024-521-7092			

## No. 16

事業等の名称	ふくしまっ子体験活動応援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1,563,155千円							
事業の内容	<p>● 子どもたちが伸び伸びと活動できる環境の中で、心身ともにリラックスして体験活動や交流活動を実施する団体に、宿泊費と交通費・体験活動費を県が補助します。</p> <p>&lt;補助対象基準等&gt;</p> <p>① ふくしまっ子移動教室体験活動応援補助事業 県内の幼稚園・保育所、小・中学校、特別支援学校幼稚部・小・中学部が体験活動等を行う事業を対象とします。 ・ 宿泊費：1人あたり1泊5千円上限 ・ 活動費・交通費：1人あたり2千円上限 ・ 実施期間：4月～3月</p> <p>② ふくしまっ子体験活動応援補助事業 子ども5人以上の団体が体験活動等を行う宿泊を伴う事業及び日帰りの事業を対象とします。(子ども、引率者等が補助対象) ・ 宿泊費：1人あたり1泊5千円上限 ・ 交通費・体験活動費：1人あたり2千円上限 ・ 実施期間：夏期間7月～8月、冬期間12月～1月</p> <p>③ ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業 ・ 期 日：郡山自然の家 夏期間・冬期間 各1回 会津自然の家 夏期間・冬期間 各1回 ・ 対 象：幼児・小・中学生及びその家族 ・ 内 容：日帰りでの自然体験活動等</p>							
申請方法等	● 詳細は、県教育庁社会教育課のホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。							
お問い合わせ	県教育庁社会教育課 〃 義務教育課			電話番号	024-522-3090 024-521-7776			

No. 17

事業等の名称	ふくしまの赤ちゃん電話健康相談							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	36,934千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦や乳幼児を持つご家族の健康や育児に関する不安や悩みについて、電話で相談対応します。</li> <li>● 母乳育児に対する不安や悩みについて電話で相談対応します。</li> <li>● ご希望により、助産師による訪問相談対応します。</li> <li>● 地域子育てサロン、交流会を開催します。</li> <li>● 母乳検査の受け方について電話で相談対応します。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記の相談窓口にて御相談ください 相談時間は、午前9時30分から午後4時30分です。</li> </ul>							
お問い合わせ	福島県助産師会（福島窓口）							024-573-0211
	〃（会津窓口）			電話番号				0242-85-8303
	〃（いわき窓口）							080-2826-4604

### 3 心のケア

No. 18

事業等の名称	女性のための相談事業（生活全般、法律関係、健康関係に係る相談）							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	901千円（県委託料の相談事業全体の予算）							
事業の内容	<p>●生活全般に係る相談            家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど広く生活全般に係る相談            【実施日・時間】火・木～日曜日 9時～12時、13時～16時            水曜日 13時～17時、18時～20時            【相談方法】電話、面接（予約制）            【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>●法律関係に係る相談            離婚問題、親権、慰謝料など法律に関わることについての相談            【実施日・時間】毎月第1・3水曜日 13時30分～15時30分            【相談方法】面接（予約制）            【相談員】弁護士            【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p> <p>●女性による女性のためのカウンセリング            ドメスティック・バイオレンス等被害者の心のケア            【実施日・時間】毎月第1金曜日 10時00分～11時00分            毎月第3金曜日 13時30分～14時30分            【相談方法】面接（予約制）            【相談員】臨床心理士            【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）</p>							
申請方法等	● 電話及び来所による相談を行っています。詳しくは、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	福島県男女共生センター			電話番号	0243-23-8320			

## No. 19

事業等の名称	女性の悩み相談事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	— 千円 (復興庁予算で執行)							
事業の内容	<p>● 震災後、心や身体の調子がすぐれないといったストレスや配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱える女性のため、専門の女性相談員による相談を行います。</p> <p>【実施日・時間】 祝日を除く月～金曜日 10時～17時</p> <p>【相談方法】 電話</p> <p>【実施主体】 内閣府、県、NPO法人ウィメンズスペースふくしま等</p>							
申請方法等	● 下記相談窓口まで御連絡下さい。							
お問い合わせ	女性のための電話相談・ふくしま		電話番号	0120-207-440 (全国フリーダイヤル)				

## No. 20

事業等の名称	青少年総合相談センター事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	6,356千円							
事業の内容	<p>● 震災によるストレス等を抱える青少年及び社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその保護者からの相談に対応します。また、相談への誘導、保護者を含めた地域の大人の意識啓発を図るため、研修会及び講習会を開催します。</p>							
申請方法等	<p>● 電話、来所、メール等による相談に対応します。</p> <p>・相談日時：祝日を除く火曜日～土曜日 10時～17時</p>							
お問い合わせ	福島県青少年総合相談センター		電話番号	024-546-0006				

## No. 21

事業等の名称	ピアカウンセリング事業「ふくしまピアサポートネット」							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	9,835千円							
事業の内容	<p>● 震災によるストレス等をはじめ様々な悩みや問題を抱える青少年に対して、同じような経験をした同世代の者（ピア）同士による交流会、地域貢献活動等を実施します。</p> <p>・若者同士の交流会・ボランティア活動（対象：概ね15歳～40歳）</p> <p>・保護者同士の情報交換</p>							
申請方法等	<p>● 交流会等については、方部ごとに事前に開催のお知らせをしますので、申し込みのうえご参加ください。参加者の費用負担はありません。</p> <p>ただし、交流会企画に係る実費相当分については、ご負担をいただく場合もあります。</p>							
お問い合わせ	生活環境部青少年・男女共生課		電話番号	024-521-7187				

## No. 22

事業等の名称	女性のための相談事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	10,712千円							
事業の内容	● 女性のための相談支援センターにおいて、女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に対応します。							
申請方法等	● 電話及び来所による相談を行っています。 ※メールによる相談は行っておりません。							
お問い合わせ	女性のための相談支援センター			電話番号	024-522-1010			

## No. 23

事業等の名称	子どもの心のケア事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	124,974千円							
事業の内容	● 被災3県を支援する「東日本大震災中央子ども支援センター」に業務を委託し、県内に設置する現地窓口において、専門的人材の派遣や研修会等の開催、心の健康の普及啓発等を行い、震災により様々なストレスを受けた子どもたち及び子どもたちに接している大人の心のケアを進めます。(なお、県外避難者に対しても支援を行います。)							
申請方法等	● 東日本大震災中央子ども支援センターの現地窓口となっている、特定非営利活動法人ビーンズふくしまと連携し、事業を進めています。詳細は児童家庭課におたずねください。							
お問い合わせ	保健福祉部児童家庭課			電話番号	024-521-7174			

## No. 24

事業等の名称	被災者の心のケア事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	514,853千円							
事業の内容	「ふくしま心のケアセンター」や各保健福祉事務所の保健師等が、仮設住宅等を個別に訪問し、相談・支援を行います。 なお、「ふくしま心のケアセンター」においては電話相談専用ダイヤルを設け、県外からも電話相談を受けています。							
申請方法等	ふくしま心のケアセンター等に御相談ください。							
お問い合わせ	保健福祉部障がい福祉課 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 ふくしま心のケアセンター			電話番号	024-521-8204 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-531-6522			

No. 25 (再掲)

事業等の名称	被災者健康サポート事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	450,347千円								
事業の内容	<p><b>【県内】</b></p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職人材確保支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、福島県看護協会等への委託により、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。 また、県内関係団体への委託により、被災市町村等の要請に基づき、栄養・食生活、口腔ケア相談や指導等の応援活動等を行う（管理）栄養士や歯科衛生士を応援派遣し、被災市町村の健康支援活動を支援します。</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援活動 県保健福祉事務所及び同出張所が、被災市町村の意向をふまえ、仮設や借上住宅等の健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p><b>【県外】</b></p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>								
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>								
お問い合わせ	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課	電話番号	024-534-4101	0248-75-7800	0248-22-5441	0242-29-5503	0244-26-1323	0246-24-6118	024-521-7640

## 4 健康管理

No. 26

事業等の名称	県民健康管理調査事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	6,562,142千円							
事業の内容	<p>東日本大震災やその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的とした「県民健康管理調査」を実施しており、下記のとおり避難者向けの対応をしています。</p> <p>●甲状腺検査 チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺がんがあります。 このため、子どもたちの健康を長期に見守るために、震災当時概ね0歳から18歳の方を対象として、甲状腺(超音波)検査を実施しています。 県外避難者の方が避難地先の近隣で検査を受けられるように、46都道府県、77の医療機関と協定を締結したところです。既に平成24年11月1日から県外検査機関での検査を開始しており、対象者に対しては、順次、個別に通知をお送りしています。</p> <p>●健康診査 県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的に、既存の健診制度を活用して健康診査を行っています。特に、避難区域等の住民を対象として、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、各都道府県で健診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。 なお、平成25年度においても対象者の方に個別に受診案内通知をお送りすることとしております。</p>							
申請方法等	ご質問等については、下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	福島県立医科大学 県民健康管理センター 保健福祉部県民健康管理課			電話番号	024-549-5130 024-521-8028			

No. 27 (再掲)

事業等の名称	被災者健康サポート事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	450,347千円								
事業の内容	<p><b>【県内】</b></p> <p>● 仮設住宅入居者等被災者の健康状態の悪化予防や健康不安の解消を図るため、また、被災市町村における被災者健康支援活動を支援するため、以下の各事業を実施します。</p> <p>1 保健医療専門職活用による市町村健康支援事業 被災市町村の専門職不足の解消を図るため、県内外から長期的に保健医療専門職（保健師・看護師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士）を確保・雇用し、その人材を活用して、被災市町村等の健康支援事業等の実施を支援します。（福島県看護協会委託事業）</p> <p>2 福島県被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が被災者等への健康支援活動を実施する、又は、健康支援活動の安定的・継続的な実施体制を整備するための事業経費に対して補助を行います。</p> <p>3 被災者健康支援事業 県及び関係団体が、被災市町村との打合せや要請に基づき、仮設住宅等において、健康要支援者への訪問支援及び仮設住宅等集会所等での保健指導、栄養指導、口腔ケア指導等の実施を支援します。</p> <p><b>【県外】</b></p> <p>4 県外避難者健診体制整備事業（市町村補助事業） 市町村が県外避難者のがん検診や特定健診の受診機会を確保するため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を補助します。</p>								
申請方法等	<p>1・2・4 福島県保健福祉部健康増進課</p> <p>3 仮設住宅等設置市町村より、仮設住宅設置地域の管轄保健福祉事務所等に相談ください。</p>								
お問い合わせ	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康増進課	電話番号	024-534-4101	0248-75-7800	0248-22-5441	0242-29-5503	0244-26-1323	0246-24-6118	024-521-7640

## 5 医療支援

No. 28

事業等の名称	仮設診療所の運営支援							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	23,854千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者への診療を確保するため、仮設住宅群に隣接する形で仮設診療所を設置し、その整備及び運営を支援しています。</li> <li>● 設置場所 大玉村玉ノ井字横堀平 158-10 二本松市安達運動場内仮設住宅群</li> </ul>							
申請方法等	● 地域医療課に御相談ください。							
お問い合わせ	保健福祉部地域医療課				電話番号	024-521-7221		

No. 29

事業等の名称	仮設歯科診療所の設置							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	一 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者への診療を確保するため、仮設住宅群に隣接する形で仮設歯科診療所を設置しています。</li> <li>● 設置場所 新地町谷地小屋荻崎 7 4 番地 1</li> </ul>							
申請方法等	● 現段階で追加設置の予定はありません。							
お問い合わせ	保健福祉部地域医療課				電話番号	024-521-7221		

## 6 生活費支援

No. 30

事業等の名称	生活復興支援資金							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	29,029千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人福島県社会福祉協議会が、東日本大震災により被災した低所得世帯（被災により低所得となった世帯を含む）を対象に行う「生活復興支援資金貸付」に対し、所要経費を補助します。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活復興支援資金貸付の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>①実施主体：社会福祉法人福島県社会福祉協議会</li> <li>②資金の種類                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 一時生活支援費 単身世帯：月15万円以内で6ヶ月以内 複数世帯：月20万円以内で6ヶ月以内</li> <li>イ 生活再建費 80万円以内（転居費、家具什器費等）</li> <li>ウ 住宅補修費 250万円以内</li> </ul> </li> <li>③据置期間 貸付日から2年以内</li> <li>④償還期間 20年以内（貸付金額に応じて異なる）</li> <li>⑤連帯保証人 原則1名必要。ただし、連帯保証人を立てられない場合でも申請可能</li> <li>⑥貸付金利子 無利子。ただし、連帯保証人がない場合は、年1.5%。</li> </ul> </li> <li>● 借入利用希望者の相談・申請窓口               <ul style="list-style-type: none"> <li>①一時生活支援費・生活再建費の場合 お住まい（避難先を含む）の地域の市区町村社会福祉協議会</li> <li>②住宅補修費の場合 住宅がある地域の市町村社会福祉協議会</li> </ul> </li> </ul>							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課 福島県社会福祉協議会			電話番号	024-521-7322 024-523-1250			

No. 31

事業等の名称	生活保護法による支援							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	3,644,092千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護は、生活に困窮している方に、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。保護は、国の定める最低生活費とその方の収入とを比較して、その方の収入だけでは最低生活費に満たないときに、行われるものです。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の種類：生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助</li> </ul> </li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お住まいの仮設住宅等の所在地を管轄する福祉事務所（町村部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所）が相談・申請先となります。</li> </ul>							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課			電話番号	024-521-7323			

## 7 交通手段の確保

No. 32

事業等の名称	市町村生活交通対策事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	163,586千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的として主体的に行うバス事業やデマンド型乗合タクシー事業等に対して支援するものです。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象は、県が指定する路線、事業を対象とするため、運行したい月日の1ヶ月前までに、事前に指定申請をします（随時申請可）。</li> <li>● 指定を受けた市町村は、11月20日までに所定の補助金申請書を提出します。</li> <li>● 対象は、直営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー事業です。</li> <li>● 過疎地域の指定や前年度の財政力指数、路線収支率に応じて、補助率が8段階に区分され、運行欠損額に乗じて補助します。</li> </ul>							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 33

事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	— 千円（地域公共交通確保維持改善事業全体として333億円）							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の交通を維持するため、地域の実情に応じた生活交通等の運行（無償運行含む）の試験・調査を国が支援するものです。</li> <li>● 平成23年7月に東日本大震災の被災3県を対象に特例措置（平成25年度まで）が設けられました。</li> <li>● 指定市町村が実施する仮設住宅等と店舗や医療機関等を結ぶ日常生活の移動手段について、最長3年間で、毎年3,500万円を上限に支援するもので、平成25年度から上限額が4,500万円になりました。</li> <li>● 特例措置が受けられる特定被災市町村は、年度毎に東北運輸局長が指定します。本県では、平成24年度までに、沿岸市町村等12市町村が指定を受けています。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定市町村等が計画を国に提出する必要があります。</li> <li>● 特例措置が講じられておりますので、申請方法等は、国の指示によることとなります。</li> </ul>							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金ほか)							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	524,998千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成23年度に国が創設した「地域公共交通確保維持改善事業」で、特定被災市町村に指定された市町村の需要に応じて運行する広域的・幹線的なバス路線の維持・確保を図るため、これまでの補助要件を緩和して必要な経費について、国と協調して県がバス事業者を支援するものです。</li> <li>● 県生活交通対策協議会（生活交通課が事務局）が3カ年計画を国に提出し、承認を受けた路線が対象となります。</li> <li>● 被災市町村を始め、沿線市町村が必要とする路線について、県生活交通対策協議会で審議することとなります。</li> <li>● また、生活交通路線の用に供する車両の購入については、購入補助や減価償却費等の支援を受けることも可能です。</li> <li>● なお、特定被災市町村は、年度ごとに地方運輸局長が指定します。</li> </ul>							
申請方法等	● 対象路線を運行する乗合バス事業者が11月に国及び県に申請することとなります。							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

## 8 コミュニティ形成

No. 35

事業等の名称	ふるさとの絆電子回覧板事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	72,776千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原発避難者特例法に基づく指定市町村から県内外に避難した人達に、通信機能の付いたデジタルフォトフレームを配布し、行政情報（市町村、県）をリアルタイムで配信し、併せてふるさとの画像なども配信することで、避難者とふるさとの絆を維持します。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各市町村から避難者に端末の配布希望を確認していただき、希望者に配布します。</li> </ul>							
お問い合わせ	知事直轄広報課				電話番号	024-521-7014		

No. 36

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（広報紙送付事業）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	88,200千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原発避難者特例法に基づく指定市町村の避難者に対して、県・市町村の各種広報誌や新聞ダイジェスト版等の生活支援情報やふるさとに関する情報を配達する。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記連絡先又は市町村にお問い合わせください。</li> </ul>							
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課				電話番号	024-523-4250		

No. 37

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（地元紙提供事業）							
区 分	新 規		拡 充	○	一部拡充		継 続	
予 算 額	115,350千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県外の図書館等の公共施設を始め、避難者の交流施設など避難者が集まる場所に地元紙（福島民報、福島民友）を送付する。 約700ヶ所、週2回送付。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下記連絡先にお問い合わせください。</li> </ul>							
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課				電話番号	024-523-4250		

No. 38

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（地域情報紙発行事業）						
区分	新規		拡充		一部拡充	○	継続
予算額	17,251千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者からのニーズが多い、県内市町村の復興等の動きや避難先での交流会の内容等を盛り込んだ地域情報紙を発行し、全国の交流拠点や公共施設に発送する。</li> </ul> <b>【地域情報紙の概要】</b> 名称：「ふくしまの今が分かる新聞」 発行日：月1回発行 送付先：1,618ヶ所（平成25年3月21日発行「第6号」）						
申請方法等	● 下記連絡先にお問い合わせください。						
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課			電話番号	024-523-4157		

No. 39

事業等の名称	地域づくり総合支援事業（サポート事業）						
区分	新規		拡充		一部拡充		継続 ○
予算額	329,196千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間団体や市町村等が行う広域的・先駆的・モデル的な事業でかつ国、県等の既定施策の中で措置することが困難な事業に対して補助金を交付します。</li> <li>● 補助率 2/3</li> <li>● 震災を踏まえ「震災復興及び関連する取組み」を最優先で採択することとし、特に民間団体が行う新規の復興関連事業は、振興局長の判断により、補助率の引き上げを可能としました。</li> <li>● 補助額 上限500万円</li> </ul>						
申請方法等	● 平成25年度事業については、各地方振興局に配分した予算の範囲内で募集・採択を行う予定ですので、各地方振興局にお問い合わせ願います。						
お問い合わせ	企画調整部地域振興課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課 県中地方振興局地域づくり・商工労政課 県南地方振興局地域づくり・商工労政課 会津地方振興局地域づくり・商工労政課 南会津地方振興局地域づくり・商工労政課 相双地方振興局地域づくり・商工労政課 いわき地方振興局地域づくり・商工労政課			電話番号	024-521-7118 024-523-2365 024-935-1323 0248-23-1546 0242-29-5292 0241-62-5205 0244-26-1117 0246-24-6006		

## No. 40

事業等の名称	地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）						
区 分	新 規	○	拡 充		一部拡充		継 続
予 算 額	160,000千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NPO等の地域活動団体が主体となる震災からの復興やきずなの維持・再生に効果のある取組であり、かつNPO等の地域活動団体の自立的かつ継続的な活動が期待できる取組みを実施する場合に補助金を交付します。</li> <li>● 補助先 地域活動団体等</li> <li>● 補助率 調整中</li> </ul>						
申請方法等	● 詳細は担当部署にお問い合わせください。						
お問い合わせ	文化スポーツ局文化振興課			電話番号	024-521-7179		

## No. 41

事業等の名称	地域活動団体等の活動基盤支援事業						
区 分	新 規	○	拡 充		一部拡充		継 続
予 算 額	22,588千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動団体等の活動基盤の確立を支援するため、財務会計・資金調達・情報公開をはじめとするマネジメントにかかる講習会等を実施しています。また、地域活動団体等を支援する中間支援NPO法人の機能強化を図るため、情報交換を行うとともに、スキルアップや人材育成等を実施し、相互連携に取り組んでいます。</li> <li>● 福島県自治会館7階の「ふくしま地域活動団体サポートセンター」で、相談業務を行っています。</li> </ul>						
申請方法等	● ふくしま地域活動団体サポートセンターにお問い合わせください。						
お問い合わせ 【担当部署】	ふくしま地域活動団体サポートセンター 文化スポーツ局文化振興課			電話番号	024-521-7333 024-521-7179		

## No. 42

事業等の名称	生涯学習による復興応援事業						
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続 ○
予 算 額	1,580千円						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域をつなぐ活動や自治組織の形成を支援するため、行政と住民の協働によるコミュニティ再生に向けた講座等を開催します。</li> <li>・ 県内4箇所で開催予定。</li> </ul>						
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください。						
お問い合わせ	文化スポーツ局生涯学習課			電話番号	024-521-7784		

## No. 43

事業等の名称	スポーツ・レクリエーションによる絆支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	5, 815千円							
事業の内容	● 県レクリエーション協会に配置されるスポーツ・レクリエーション指導者が、仮設住宅を訪問して、スポーツ・レクリエーション教室を実施します。							
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください。							
お問い合わせ	文化スポーツ局スポーツ課 特定非営利活動法人 福島県レクリエーション協会			電話番号	024-521-7795 024-544-1886			

## No. 44

事業等の名称	スポーツ・レクリエーション活動応援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	3, 200千円							
事業の内容	● 各スポーツ・レクリエーション団体が、被災された方を対象にして行うスポーツ・レクリエーション活動等の事業に対して、助成を行います。 ・ 助成対象団体：生涯スポーツ事業を行う団体 ・ 助成額：10～80万円 ・ 助成率：総助成対象経費の5/5以内							
申請方法等	● 担当部署にお問い合わせください (平成25年度事業申請は、平成25年1月31日で終了しました)。							
お問い合わせ	文化スポーツ局スポーツ課 (財)福島県スポーツ振興基金)			電話番号	024-521-7795			

事業等の名称	ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）						
区分	新規		拡充		一部拡充	○	継続
予算額	103,421千円						
事業の内容	<p><b>【避難者支援団体への補助事業】</b></p> <p>1 概要          避難先において、避難者を対象とした支援活動を行うNPO等の団体に対し、その経費の一部を助成することにより、避難者の実情やニーズに応じたきめ細かな支援をサポートします。</p> <p><b>【活動例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の見守り体制の構築・調整やボランティアの受け入れ調整、自治会活動の支援等の実施及びその取組を中心的に担う人材の養成。</li> <li>● 巡回訪問による避難者の孤立感の緩和、生活状況及び課題等の把握。</li> <li>● 避難者の交流の場の提供。</li> <li>● 専門家を配置しての生活に関する総合的な相談窓口の設置。</li> <li>● 行政や支援活動を行う団体との連絡調整。</li> </ul> <p>2 申請者          次のア又はイとなります。</p> <p>ア 県外の避難者支援団体等          （都道府県又は市区町村の意見書の添付を条件とする。）</p> <p>イ 都道府県又は市区町村及び避難者支援団体を構成員に含む県外の協議体</p> <p>3 補助額及び補助率          ・上限100万円（ただし、要件を満たす場合は120万円）          ・10/10以内で、知事が必要と認めた額とします。</p> <p>*平成24年度実績 22都府県50団体</p> <p><b>【全国的な避難者中間組織への業務委託】</b></p> <p>1 概要          行政や避難者支援団体等による、全国規模の避難者支援ネットワークを構築し、避難先における避難者のニーズにきめ細かに応じることで、県外に避難している県民の方が、避難先で安心して暮らし、最終的には本県の帰還につながるような取組を行います。</p>						
申請方法等	● 下記連絡先にお問い合わせください。						
お問い合わせ	生活環境部避難者支援課			電話番号	024-523-4157		

## No. 46

事業等の名称	地域コミュニティ復興支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 153, 370千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地における地域コミュニティの復興を図るため、市町村・社会福祉協議会・NPO等との連携を強化し、生活支援相談員を配置するなど被災者・要援護者への支援事業に対して補助金を交付します。</li> <li>● 補助対象 県、市町村又は県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等（原則、各市町村域で1箇所）</li> <li>● 補助率 10/10（事業内容ごとに補助上限の目安あり）</li> </ul>							
申請方法等	● 社会福祉課にお問い合わせください。							
お問い合わせ	保健福祉部社会福祉課				電話番号	024-521-7322		

## No. 47

事業等の名称	絆づくり応援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	2, 200, 000千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事業は、当課が各自治体から支援要請を受け、委託先の就職支援会社等を通して求職者を雇用し、配置するもので、人件費は福島県緊急雇用創出事業で全額負担します。</li> <li>● 仮設住宅の運営等の被災者の生活に関わる支援や原子力災害の事故等から復興していくために必要とされる支援などの業務について、要請等に基づき実施します。</li> </ul>							
申請方法等	● 下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課				電話番号	024-521-7290		

**9 雇用**

No. 48

事業等の名称	女性のための相談事業（就業、起業、内職等に係る相談）							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	901千円（県委託料の相談事業全体の予算）							
事業の内容	<p>● 就職や起業を希望する方、内職を求めている方等からの相談を受付</p> <p><b>【実施場所及び実施日・時間】</b></p> <p>①郡山相談コーナー （県中地方振興局 県政相談コーナー内。郡山市麓山 1-1-1） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>②会津相談コーナー （会津地方振興局 県民環境部内。会津若松市追手町 7-5） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>③いわき相談コーナー （いわき地方振興局 県政相談室内。いわき市平字梅本 15） 月～木曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>④二本松相談コーナー （福島県男女共生センター内。二本松市郭内一丁目 196-1） 火、木、金曜日 9時～12時、13時～16時 水曜日 13時～17時、18時～20時</p> <p><b>【相談方法】</b> 電話・面接 <b>【実施主体】</b> 福島県男女共生センター</p>							
申請方法等	● 下記お問い合わせ先まで御連絡ください。							
お問い合わせ	①郡山相談コーナー		②会津相談コーナー		③いわき相談コーナー		④二本松相談コーナー	
				電話番号	①024-927-4030			
					②0242-29-5588			
					③0246-22-6400			
					④0243-23-8307			

## No. 49

事業等の名称	ナースバンク事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	18,225千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福島県看護協会では、県からの委託を受け、就業を希望する看護職の方に対し、ナースバンク事業（無料職業紹介事業）を実施しています。就業先を探している看護職と看護職を雇用したいと考えている施設がそれぞれ登録することにより、求人情報の提供や就職相談、求人・求職者間のマッチングを行っています。</li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 来所、郵送、インターネット（e ナースセンター）いずれかの方法により登録できます。なお、来所の際は事前にご連絡くださる事をお勧めします。 【受付時間】 8：30～16：30 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。</li> <li>● ハローワーク等において巡回就職相談も行っていきます。詳しくは福島県ホームページ及び福島県看護協会ホームページをご覧ください。</li> </ul>							
お問い合わせ	社団法人福島県看護協会				電話番号	024-934-0500		

## No. 50

事業等の名称	緊急雇用創出事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	38,460,509千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用創出のための基金を活用し、県や市町村が直接又は間接に求職者を雇用し、震災対応業務などを行うものです。</li> </ul>							
申請方法等	● 下記までお問い合わせください。							
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課				電話番号	024-521-7290		

## No. 51

事業等の名称	離職者等対象の職業訓練の実施							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	537,001千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な技能及び知識を取得するための職業訓練を実施します。</li> <li>● 対象者 公共職業安定所から受講あっせんを受けた離職者等</li> <li>● 訓練コース 経理事務、介護、建設機械運転技能講習等</li> </ul>							
申請方法等	● 県内各公共職業安定所にて御相談ください。							
お問い合わせ	商工労働部産業人材育成課				電話番号	024-521-7829		

## No. 52

事業等の名称	職業訓練手当の支給							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	37,409千円							
事業の内容	● 震災により離職を余儀なくされた方や災害により内定を取り消された新規学卒者が公共職業安定所長の指示を受けて職業訓練を受講した場合で、雇用保険が受給できない方に対して訓練手当を支給します。							
申請方法等	● 県内各公共職業安定所にて御相談ください。							
お問い合わせ	商工労働部産業人材育成課			電話番号	024-521-7829			

## No. 53

事業等の名称	就職支援							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	186,121千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者の生活再建を支援するため、県が設置した就職支援施設による就職相談や職業紹介を行い、就職を支援します。</li> <li>● ふくしま就職応援センター(仮設住宅等巡回・窓口相談) <ul style="list-style-type: none"> <li>郡山窓口：郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 Tel.024-925-0811</li> <li>白河窓口：白河市郭内1 NTT白河ビル1階 Tel.0248-27-0041</li> <li>会津若松窓口：会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階 Tel.0242-27-8258</li> <li>南相馬窓口：南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 Tel.0244-23-1239</li> <li>いわき窓口：いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階 Tel.0246-25-7131</li> </ul> </li> <li>● ふるさと福島就職情報センター(窓口相談) <ul style="list-style-type: none"> <li>福島窓口：福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 Tel.024-525-0047</li> <li>東京窓口：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階 Tel.03-3214-9009</li> </ul> </li> </ul>							
申請方法等	● 巡回就職相談の実施にあたっては、地域からの要望等に応じ市町村と日程を調整しながら実施していきますので御協力をお願いします。							
お問い合わせ	商工労働部雇用労政課			電話番号	024-521-7290			

## No. 54

事業等の名称	農業法人等チャレンジ雇用支援事業								
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○	
予算額	237,170千円								
事業の内容	<p>● 県が契約を締結した農業法人等の規模拡大や経営多角化に当たり、農作物や家畜の管理、加工や直売業務等に従事する方を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：失業者等</li> <li>・就業内容：農作物の栽培管理、家畜の飼養管理、農産加工、農産物販売等</li> <li>・雇用期間：平成25年度内</li> <li>・雇用者総人数：106人（予定）</li> </ul>								
申請方法等	● 求人方法：県からの委託を受けることになった農業法人等がハローワーク等を通じて募集します。								
お問い合わせ	県北農林事務所農業振興普及部 県中農林事務所農業振興普及部 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-535-0393	024-935-1310	0248-23-1563	0242-29-5307	0241-62-5264	0244-26-1152	0246-24-6161

## 10 事業継続支援

No. 55

事業等の名称	ふくしま復興特別資金							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	40,000,000千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者に対し、運転資金・設備資金を融資します。</li> <li>・ 融資限度 8,000万円 ・ 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）</li> </ul>							
申請方法等	● 福島県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）にお申込みください。							
お問い合わせ	商工労働部経営金融課			電話番号	024-521-7291			

No. 56

事業等の名称	特定地域中小企業特別資金							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	－ 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力災害により警戒区域等内から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子で融資します。</li> <li>・ 融資限度 3,000万円 ・ 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）</li> <li>● 解除された区域等において、事業を継続・再開する中小企業等が、必要な事業資金を無利子で融資します。</li> <li>・ 融資限度 小規模事業者 500万円、それ以外の事業者 1,000万円</li> <li>・ 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）</li> </ul>							
申請方法等	● 公益財団法人福島県産業振興センターにお申込みください。							
お問い合わせ	公益財団法人 福島県産業振興センター			電話番号	024-534-0948			

No. 57

事業等の名称	空き工場等の紹介							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	－ 千円							
事業の内容	● 事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様に、空き工場、倉庫、工業用地等の情報を提供しています。							
申請方法等	● 電話等によりお問い合わせください。							
お問い合わせ	商工労働部企業立地課			電話番号	024-521-7916			

## No. 58

事業等の名称	中小企業等復旧・復興支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 339, 920 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本大震災により事業用建物が半壊以上の被害を受けた、または原子力発電所事故による警戒区域等に事業所がある中小企業等に、事業再開に必要な経費（事業用建物の購入・修繕等の費用や空き工場・店舗等の借上費用など）の一部を補助する制度です。</li> </ul>							
申請方法等	● 下記にお問い合わせ下さい。							
お問い合わせ	商工労働部企業立地課			電話番号	024-521-7280			

## No. 59

事業等の名称	避難農業者一時就農等支援事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充	○	継 続	
予 算 額	39, 068 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災等により避難している被災農業者が、ふるさとで営農を再開するまでの間、避難先などで一時的に営農を開始することを支援する。</li> </ul> <b>【主な内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 : 100万円/経営体 (畜産経営を開始する場合150万円/経営体)</li> <li>・使 途 : 種苗費、肥料費、農薬費等 (機械・施設等はリース経費を支援)</li> <li>・その他 : 助成は営農開始初年度1回のみ。</li> </ul>							
申請方法等	● 避難元市町村（震災まで住んでいた市町村）、各農林事務所、農業担い手課にご相談下さい。							
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課			電話番号	024-521-7340			

## No. 60

事業等の名称	農林水産業再生人材育成研修事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1, 551 千円							
事業の内容	● 避難中の農業者等が、被災地域で営農を再開するのに必要な知識を習得するための研修を行います。							
申請方法等	● 各農林事務所、農業担い手課にご相談下さい。							
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課			電話番号	024-521-7340			

## No. 61

事業等の名称	農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	79,464千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額））							
事業の内容	<p>● 原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に資金を融通いたします。</p> <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・対象経費           <ul style="list-style-type: none"> <li>①原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）〔営農継続資金〕</li> <li>②原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金〔営農再開資金〕</li> </ul> </li> <li>・貸付限度額；個人1,000万円、法人・団体1,200万円</li> <li>・貸付利率；1.2%以内（農協取扱いは無利子）</li> <li>・償還期限；10年以内（うち据置3年以内）</li> </ul> <p>〔融資機関〕 県内各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（二本松、郡山、会津、須賀川）</p>							
申請方法等	● 各融資機関にお申込みください。							
お問い合わせ	農林水産部金融共済室			電話番号	024-521-7349			

## No. 62

事業等の名称	農家経営安定資金（東北地方太平洋沖地震対策資金）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	79,464千円（農家経営安定資金の全体予算額（利子補給額））							
事業の内容	<p>● 東日本大震災による地震・津波の被害を受けた農業者等に資金を融通いたします。</p> <p>〔資金の内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費：施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金</li> <li>・貸付限度額：500万円</li> <li>・貸付利率：1.2%以内（農協取扱いは無利子）</li> <li>・償還期限：10年以内（うち据置3年以内）</li> </ul> <p>〔融資機関〕 県内各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫（二本松、郡山、会津、須賀川）</p>							
申請方法等	● 各融資機関にお申込みください。							
お問い合わせ	農林水産部金融共済室			電話番号	024-521-7349			

No. 63

事業等の名称	漁業経営対策特別資金							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	402,252千円							
事業の内容	<p>● 東日本大震災及び原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通いたします。</p> <p>[資金の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額 個人500万円、法人700万円</li> <li>・貸付利率 無利子</li> <li>・償還期限 10年以内（うち据置3年以内）</li> </ul> <p>[融資機関] 県信用漁業協同組合連合会</p>							
申請方法等	● 県信用漁業協同組合連合会にお申込みください。							
お問い合わせ	農林水産部水産課				電話番号	024-521-7379		

事業等の名称	園芸産地復興支援対策事業						
区分	新規	○	拡充		一部拡充		継続
予算額	100,000千円						
事業の内容	<p>● 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故に伴い甚大な被害を受けた地域を対象として、新たな農用地等での営農再開、品目転換等に必要な初期生産資材や施設整備等の支援を行う。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 事業実施主体 東京電力株式会社福島第一原発事故より甚大な被害を受けた地域の市町村、JA、農業法人、営農集団、認定農業者等</p> <p>2 対象 園地整備、初期生産資材（種苗、肥料、農薬、支柱）、栽培用ハウス、ハウス付帯施設、育苗・移植用施設、栽培管理用機械、調製出荷機械等</p> <p>3 補助率 9/10 以内（園地整備 10a 当たり 500 千円定額。 1 件当たりの上限額あり。）</p>						
申請方法等	● 各市町村、各農林事務所、園芸課にご相談ください。						
お問い合わせ	農林水産部園芸課						024-521-7355
	県北農林事務所農業振興普及部						024-535-0393
	伊達農業普及所						024-575-3181
	安達農業普及所						0243-22-1127
	県中農林事務所農業振興普及部						024-935-1307
	田村農業普及所						0247-62-3113
	須賀川農業普及所						0248-75-2181
	県南農林事務所農業振興普及部	電話番号					0248-23-1555
	会津農林事務所農業振興普及部						0242-29-5302
	喜多方農業普及所						0241-24-5742
	会津坂下農業普及所						0242-83-2112
	南会津農林事務所農業振興普及部						0241-62-5253
	相双農林事務所農業振興普及部						0244-26-1147
	双葉農業普及所						0246-24-6044
	いわき農林事務所農業振興普及部						0246-24-6160

事業等の名称	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	401,000千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災された農家の皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組を支援します。</li> <li>【主な支援内容】</li> <li>① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入に係る経費について、10アール当たり27万5千円以内で補助します。</li> <li>・再生作業（雑草、雑木の除去） 5万円/10a</li> <li>（抜根等を伴う場合 10万円/10a）</li> <li>・除レキ、深耕、整地 5万円/10a</li> <li>・土づくり（最大2回） 5万円/10a</li> <li>・営農定着（作物の栽培） 2.5万円/10a</li> </ul> </li> </ul>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 随時、募集しています。詳しくは各市町村の地域耕作放棄対策協議会又は各農林事務所、県農村振興課までご相談ください。</li> <li>● 県耕作放棄地対策協議会のホームページ (<a href="http://www.fnkaigi.com/houkiti/houkitilist/p-id334.php">http://www.fnkaigi.com/houkiti/houkitilist/p-id334.php</a>) において、県内の耕作放棄地に係る情報提供システムの運用を開始しましたので、併せてご活用ください。</li> </ul>							
お問い合わせ	農林水産部農村振興課				電話番号	024-521-7415		

事業等の名称	農家の意向把握（出張営農相談等）															
区分	新規		拡充	一部拡充	継続	○										
予算額	一 千円															
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各農林事務所農業振興普及部や農業普及所では、地震・津波被害や原発事故により被災した農家の方々からの、営農に関する様々な相談を受け付けています。</li> <li>● また、他の地域に避難されている農家が多い双葉農業普及所では、避難している農家等の意向把握や放射性物質に関する情報、出荷規制やモニタリング結果などの相談に対応するため、各町村の出張所等に出向き、出張営農相談を実施しています。</li> </ul>															
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地域の農林事務所農業振興普及部、農業普及所にお問い合わせ下さい。</li> <li>● 双葉農業普及所による出張営農相談の開催場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三春貝山多目的運動公園管理棟（葛尾村役場三春出張所）</li> <li>・いわき明星大学 大学会館2階（楡葉町役場いわき出張所）</li> <li>・会津若松市内（場所は毎月調整）</li> <li>・二本松市北トロミ平石高田第二工業団地内（浪江町役場二本松事務所）</li> <li>・郡山市内の富岡町応急仮設住宅 集会所（場所は毎月調整）</li> </ul> </li> </ul> <p>出張営農相談は、基本的に木曜日か金曜日に上記のいずれかで行っていますが、相談実施場所および実施日については、双葉農業普及所のブログをご覧になるか、電話でお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれも、10:00～15:00 の予定。</li> <li>・ 町村問わず避難先から最寄りの窓口にお越しください。</li> </ul>															
お問い合わせ	県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 会津農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	024-535-0452	024-575-3181	0243-22-1127	024-935-1321	0247-62-3113	0248-75-2181	0248-22-1563	0242-29-5307	0241-24-5742	0242-83-2112	0241-62-5264	0244-26-1151	0246-24-6044	0246-24-6161

事業等の名称	被災農家経営再開支援事業																
区分	新規		拡充		一部拡充		継続 ○										
予算額	381,740千円																
事業の内容	<p>● 津波や農業用ため池の決壊及び旧緊急時避難準備区域や避難指示解除準備区域等により農作物の栽培が困難となった農業者等が、復興組合等を組織して共同で復旧作業を行った場合に、復興組合に対して経営再開支援金が支払われます。</p> <p>① 経営再開支援金交付事業</p> <p>○水田作物・野菜・果樹</p> <p>復興組合等への経営再開支援金の交付額は、復旧作業に要した金額と対象となる農地の面積に以下の支援単価を乗じた額のいずれか低い額となります。</p> <table border="1" data-bbox="434 779 1358 1012"> <thead> <tr> <th>営農の種類</th> <th>支援単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田作物</td> <td>3.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>露地野菜(花きを含む)</td> <td>4.0万円/10a (7.0万円/10a)</td> </tr> <tr> <td>施設野菜(花きを含む)</td> <td>5.0万円/10a (14.0万円/10a)</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>4.0万円/10a (9.0万円/10a)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：単価の( )は自力で施設の撤去等を行う場合 注：水田作物には畑地で生産される大豆・そば等を含む。</p> <p>○畜産</p> <p>牧野組合等への支援金の交付額は、被災前に飼養していたそれぞれの畜種の家畜・家禽の頭羽数以内であって、飼養再開後初めて家畜又は畜産物を出荷するまでに導入する家畜・家禽の頭羽数に営農及び家畜・家禽の種類ごとの支援単価を乗じた額の合計額となります。</p> <p>② 事業実施主体(実施市町村)</p> <p>被災地域における市町村</p> <p>③ 補助率 定額</p>							営農の種類	支援単価	水田作物	3.5万円/10a	露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)	施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)	果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)
営農の種類	支援単価																
水田作物	3.5万円/10a																
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)																
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)																
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)																
申請方法等	● 居住地を有する市町村、各農林事務所、農業担い手課に相談してください。																
お問い合わせ	農林水産部農業担い手課		電話番号	024-521-7340													

## No. 68

事業等の名称	ふくしまの畜産産地再生支援事業							
区 分	新規	○	拡充		一部拡充		継続	
予 算 額	3,710千円							
事業の内容	<p>1 経営を再開する意向を持つ畜産農家の皆様に対して、経営再開や規模拡大に向けた経営コンサルタントや遊休畜舎等の情報を提供しています。</p> <p>2 放射性物質に関する技術的な研修会や畜産農家の皆様を対象とした情報交換会を行います。</p> <p>3 経営を中止した又は新たに経営を開始する企業等の皆様に、経営候補地等の情報を提供するとともに、現地検討会等を行います。</p>							
申請方法等	<p>1 社団法人福島県畜産振興協会にご相談下さい。</p> <p>2 各農林事務所、畜産課にご相談下さい。</p> <p>3 畜産課にご相談下さい</p>							
お問い合わせ	農林水産部畜産課				電話番号	024-521-7366		

## No. 69

事業等の名称	肉用牛生産力再生推進事業							
区 分	新規	○	拡充		一部拡充		継続	
予 算 額	16,400千円（総事業費46,400千円のうち、当該2事業分）							
事業の内容	<p>本県の肉用牛生産基盤の復興を図るため、東日本大震災及び原子力発電所事故により被災した農家が、避難先や帰還して経営再開を図るために必要な肉用繁殖雌牛を導入する取組に対して支援します。</p> <p>1 繁殖経営基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、新規施設や借り上げ施設に繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。(10頭上限) (定額：239千円/頭)</p> <p>2 繁殖生産基盤再生推進事業 施設の破損又は避難のため、一時休業した畜産農家が、繁殖雌牛を導入し経営を再開する場合に、その導入経費を補助します。(10頭上限) (定額：89千円/頭)</p>							
申請方法等	各農林事務所、畜産課にご相談ください。							
お問い合わせ	農林水産部畜産課				電話番号	024-521-7365		

## 1 1 仮設住宅管理

No. 70

事業等の名称	仮設住宅利便性向上（パリアフリー対策等）							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	1,390,880千円							
事業の内容	● 仮設住宅の利便性を向上させるため、入居者からの手摺り、スロープ設置等の要望を市町村が取りまとめて県に要望された事項について、県が設置するものです。							
申請方法等	● 市町村から県に対して「仮設住宅要望・追加工事処理票」で申請してください。							
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (被災者支援住宅対策チーム)				電話番号	024-521-8187		

No. 71

事業等の名称	快適性保持のための修繕							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	258,625千円							
事業の内容	● 入居者の故意、過失でない仮設住宅の不具合に対し、市町村から一括して受け付ける維持管理センターを県が設置して、工事の瑕疵や修繕に対応するものです。							
申請方法等	● 市町村から電話・FAX・メールにより維持管理センターで受け付けします。							
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (被災者支援住宅対策チーム)				電話番号	024-521-8187		

No. 72

事業等の名称	共同施設の維持管理支援							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	444,870千円							
事業の内容	● 仮設住宅の集会所の光熱水費、浄化槽等の電気代、法定点検費用、会津地域の除雪費を県が補助するものです。							
申請方法等	● 市町村が県に年度当初に補助金を申請し、年度末に請求します。							
お問い合わせ	土木部建築住宅課 (被災者支援住宅対策チーム)				電話番号	024-521-8187		

## 12 借上げ住宅支援

No. 73

事業等の名称	入退去管理							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	95,764千円							
事業の内容	● 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、解約、一部新規入居等の円滑な事務手続きを行うものです。							
申請方法等	● 市町村を通じて県へ申請書等を提出してください。							
お問い合わせ	土木部建築指導課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-5764			

No. 74

事業等の名称	家賃等の支払い							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	24,523,943千円							
事業の内容	● 避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、物件を提供していただいている貸主に対し、毎月の家賃等を県が支払うものです。							
申請方法等	● 貸主と県が締結している賃貸借契約に基づき、支払い業務を行います。							
お問い合わせ	土木部建築指導課 (被災者支援住宅対策チーム)			電話番号	024-521-5764 024-522-6381			

### 13 治安対策

No. 75

事業等の名称	防犯教室、防犯講話の開催							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	－ 千円							
事業の内容	● 仮設住宅の集会所等において、犯罪被害防止のための防犯教室、防犯講話等を行うものです。							
申請方法等	● 仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課を通じて問い合わせてください。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課			電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)			

No. 76

事業等の名称	防犯ボランティアの設置に向けた働きかけ及び合同パトロール活動の実施							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	3,240千円							
事業の内容	● 仮設住宅居住者が自主防犯パトロール活動を行う際、 ・ パトロール隊設置に向けたアドバイス ・ パトロール隊の活動方針に関するアドバイス 等を行うものです。							
申請方法等	● 各仮設住宅で、上記事業に関し県警の支援が必要な際、仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課を通じて問い合わせして下さい。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部生活安全企画課			電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)			

## No. 77

事業等の名称	仮設住宅の集会所に開設した警察官立寄所等における各種相談・要望の受理							
区分	新規		拡充		一部拡充		継続	○
予算額	— 千円							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設住宅を管轄する警察署が、独自に開設する警察官立寄所等を拠点として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種相談・要望の受理</li> <li>・ 防犯指導と防犯講話等による犯罪被害防止</li> <li>・ 防犯広報紙の配布</li> </ul> </li> </ul> 等を行うものです。							
申請方法等	● 各仮設住宅を管轄する警察署単位で開設しています。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部地域企画課			電話番号	各警察署 福島県警察本部地域企画課 024-522-2151(代)			

## No. 78

事業等の名称	子ども見守りパトロール事業							
区分	新規	○	拡充		一部拡充		継続	
予算額	112,016千円							
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パトロール事業 車両により学校周辺、通学路、駅周辺など、子どもが集まる場所を巡回し、立番や子どもへの呼びかけ等を行います。</li> <li>2 広報活動 活動時に車両登載の広報設備を活用して、犯罪被害や声かけ事案防止のための広報と、住民に対する子どもの見守り要請の広報を実施するほか、子どもの安全確保や非行防止に関する広報資料の作成と配布を行います。</li> <li>3 その他 活動時に、声かけ事案やその他犯罪被害等を認知した場合、警察への通報や被害者の保護等を、一般人としてできる範囲で対応するほか、警察活動との協働による子どもの安全確保に関する活動を行います。</li> </ol>							
申請方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業内容についてのお問い合わせは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</li> <li>● 求人方法については、委託を受けた警備会社等が、ハローワーク等を通じて募集します。</li> </ul>							
お問い合わせ	福島県警察本部少年課			電話番号	024-522-2151(代)			

## 14 交通安全対策

No. 79

事業等の名称	仮設住宅等交通事故防止対策事業							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	700千円							
事業の内容	● 福島県交通安全母の会連絡協議会に委託し、仮設住宅等に入居している避難者を対象に交通安全の啓発活動を行うものです。							
申請方法等	● 仮設住宅設置市町村等と協議し、活動箇所を選定します。							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 80

事業等の名称	地域でつくる交通安全モデル事業							
区 分	新 規	○	拡 充		一部拡充		継 続	
予 算 額	1,000千円							
事業の内容	● 仮設住宅の高齢者等の交通事故防止を図るため、選定したモデル地区において避難元と受け入れ先の関係機関が連携し、検討会を設置し交通安全活動の企画・提案、実践活動等を行うとともに、交通安全団体の再構築を検討するものです。							
申請方法等	● 関係機関等と協議し、モデル地区を選定します。							
お問い合わせ	生活環境部生活交通課				電話番号	024-521-7158		

No. 81

事業等の名称	出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導							
区 分	新 規		拡 充		一部拡充		継 続	○
予 算 額	971千円							
事業の内容	● 仮設住宅集会所等で体験型の交通安全講習会を開催するほか、仮設住宅各戸を訪問し、個別訪問による交通安全指導、交通安全教育活動等を行うものです。							
申請方法等	● 各仮設住宅で上記事業に関し県警の支援が必要な際、仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課を通じて問い合わせして下さい。							
お問い合わせ	仮設住宅所在地を管轄する警察署又は福島県警察本部交通企画課				電話番号	各警察署 福島県警察本部交通企画課 024-522-2151(代)		

## 15 各種相談窓口設置

No. 82

事業等の名称	各種相談窓口の設置		
事業の内容	● 国等との連携により、住宅全般、放射線、損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。		
申請方法等	● 下記相談窓口にお問い合わせください。		
お問い合わせ	下記のとおり	電話番号	下記のとおり

### ※ 参考

【各種相談窓口】（一部再掲、他団体等設置のものを含む。）

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
<b>◆災害(支援)に関する相談</b>		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談窓口 (8時30分～20時:平日) (8時30分～18時:土日・祝日)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (13時～16時:月・水・金 ※祝日は除く)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連 (10時～15時:平日) 県弁護士会 (14時～16時:平日)
原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口	024-523-1501	福島県 (8時30分～17時15分:平日) ※毎週水曜日の13時～17時は弁護士による電話法律相談
避難者の生活支援	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
<b>◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分～17時15分 (土日除く)】</b>		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
障がい者に関する各種相談 (障がい者110番)	024-528-7110	障がい者社会参加推進センター (9時30分～17時:平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談 (9時～17時:平日)、専門相談 (予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課

後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談(精神的な悩みや問題等)	0570-064-556  024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557  024-536-4343  03-3414-5160 024-531-6522	精神保健福祉センター (9:00~17:00:平日) (県外からは024-535-5560へおかけください。) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、8機関8時30分~17時15分:平日) 福島いのちの電話 (10時~22時:土日含む) 震災こころのサポートセンターJTM ふくしま心のケアセンター
女性の相談に関する窓口	024-522-1010  024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134  0120-279-338  0243-23-8320  0120-207-440	女性のための相談支援センター (9~21時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6機関8時30分~17時15分:平日) よりそいホットライン(24時間) ※音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相談に繋がります。(全国フリーダイヤル) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木~日 9~12時、13~16時 水 13~17時、18~20時 女性のための電話相談・ふくしま 祝日を除く月~金曜日 10~17時 (全国フリーダイヤル)

青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター 祝日を除く火～土曜日 10～17時
◆生活に関する相談	【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】	
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
生活保護に関する相談	024-534-4301 0248-75-7813 0248-22-5483 0242-29-5281 0241-63-0307 0244-26-1136 024-535-1111 0242-39-1292 0248-22-1111 0248-88-8113 0241-24-5228 0244-37-2205 0243-55-5111 0247-81-2273 0244-24-5243 024-575-1264 0243-33-1111 024-924-2611 0246-22-7459 0246-54-2936 0246-63-2111 0246-43-2111 0246-27-8693 0246-32-2114 0246-83-1329	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 福島市福祉事務所 会津若松市福祉事務所 白河市福祉事務所 須賀川市福祉事務所 喜多方市福祉事務所 相馬市福祉事務所 二本松市福祉事務所 田村市福祉事務所 南相馬市福祉事務所 伊達市福祉事務所 本宮市福祉事務所 郡山市福祉事務所 いわき市平地区保健福祉センター いわき市小名浜地区保健福祉センター いわき市勿来・田人地区保健福祉センター いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター いわき市小川・川前地区保健福祉センター
県税に関する相談（自動車税・納税証明書など）	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター（平日9時～18時30分）

英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財) 福島県国際交流協会 受付時間 9 時～16 時(火～土)
公害に関する相談(大気) (水・土壌)	024-521-7261 024-521-7258	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に 関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に 関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
被災者の住宅に関する 相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (平日 9 時 00 分～17 時 00 分)
被災者の住宅に関する 相談(県外)	024-523-4157	避難者支援課
応急危険度判定から復 旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (平日 8 時～17 時)
不動産などの登記や戸 籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110 0120-007-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権 110 番 子どもの人権 110 番(通話料無料、IP 電話は接続不可)
性犯罪に係る被害の申 告や相談	0120-503-732	福島県警察本部 捜査第一課 (平日 9 時～17 時。但し、不在の場合には、留守電 に伝言をお願いします。)
行方不明者に関する相 談	024-522-2151 (内線 3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
震災による行方不明者 の捜索に関する相談	024-522-2151 (内線 5783 5784)	福島県警察本部 災害対策課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
警察安全相談窓口	#9110 024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室 (平日 9 時～17 時)
震災特例旅券の問い合 わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
<b>◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分(土日除く)】</b>		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務 に関する相談	024-573-2561	(公財) 県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
特定地域中小企業特別 資金に関する相談	024-534-0948	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9 時～16 時)

就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-925-0811 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131  024-525-0047  03-3214-9009	ふくしま就職応援センター (月～土：10時～19時) [郡山窓口] [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口]  ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分～16時30分 土日祝日除く)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課 (福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
生活衛生営業に関する 融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談		024-521-7319 農林企画課 【受付時間：8時30分～17時15分(平日)】
◆国・県が管理する道路などに関する相談		【受付時間：8時30分～17時15分】
国管理道路(国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談(上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(平日)

## コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の概要

## 事業目的

- 長期避難者のための安定した生活環境を確保し、長期にわたる避難生活を安心して過ごせるよう、コミュニティを維持しつつ、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点の形成を促進する。

## 制度の特長

- ① 災害公営住宅を中心とした基盤整備とコミュニティ維持のためのソフト施策を一体的に実施
- ② 関連基盤整備等事業については、避難者の増加への対応や長期にわたる避難生活の安定という観点から対象事業を充実
- ③ 福島県、受入市町村、避難元市町村が連携し、共同で「生活拠点形成事業計画」を策定

## 対象地域

- 長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村

## 予算規模

- 平成25年度予算 国費503億円（新規）

## 事業のスキーム

- ◆ 福島県及び受入市町村が共同して、受入市町村ごとに生活拠点形成事業計画を作成。
- ◆ 避難元市町村等が事業を実施する場合は、当該地方公共団体も作成主体として参画。
- ◆ 生活拠点形成事業計画に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付。

### 生活拠点形成事業計画の内容

- ① 生活拠点の形成に関する目標
- ② 公営住宅の整備又は管理に関する事業概要
- ③ ②以外の事業の事業概要及び居住制限者の  
避難の状況との関係
- ④ 事業に要する費用
- ⑤ 事業の実施主体
- ⑥ その他

### 生活拠点形成事業計画の計画期間

平成25年度から当面平成28年度までのうち、避難指示解除見込み時期等を勘案し設定

## 地方負担の軽減

### 本来の補助

※下線は基本国費率  
(本来の補助率)

(例)



### ① 追加的な国庫補助

基幹事業の地方負担分の1/2を補助

避難者支援事業等に対し補助

避難者支援事業等  
(80%)

② 地方交付税の加算 : なお生じる地方負担は震災復興特別交付税で措置

※家賃や料金等の収入がある事業については震災復興特別交付税の対象外

## 交付対象事業

### ○ 基幹事業

#### 生活拠点事業（必須事業）

災害公営住宅整備事業等  
 ・ 災害公営住宅の整備  
 ・ 災害公営住宅に係る用地取得造成等

災害公営住宅家賃低廉化事業  
 東日本大震災特別家賃低減事業  
 公営住宅等ストック総合改善事業

#### 関連基盤整備等事業（選択事業）

- ・ 避難者の増加等に対応して、受入市町村の生活基盤等を整備するために必要な事業

インフラ	道路事業 下水道事業 都市公園事業	交通安全施設等整備事業 水道施設整備事業 埋蔵文化財発掘調査事業
教育・子育て施設関係	公立学校施設整備費国庫負担事業 学校施設環境改善事業 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業 認定こども園整備事業 保育所等の複合化・多機能化推進事業	保育所緊急整備事業 放課後児童クラブ整備事業 児童福祉施設等整備事業 子育て支援のための拠点施設整備事業
社会福祉施設関係	介護基盤復興まちづくり整備事業 介護基盤の緊急整備等特別対策事業 施設開設準備経費助成特別対策事業 定期借地権利用による整備促進特別事業	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 地域介護・福祉空間整備推進事業 社会福祉施設等施設整備事業

- ・ 避難者の一定のニーズに対応して生活支援を行うために必要な事業

被災者生活支援事業（高齢者等に対する相談・生活支援等）「農」のある暮らしづくり事業（市民農園等）

### ○ 避難者支援事業等

避難者の生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業など、基幹事業と一体となつて効果を増大させる事業等を基幹事業の35%を上限に実施。

- ・ 地域住民と避難者の交流事業 ・ スクールバスの運行 等

# 第2回

---

# 第2回コミュニティ研究会 議事次第

平成25年9月2日（月）15：00～  
福島テルサ3階 大会議室「あぶくま」

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）有識者からの話題提供

- ・石東直子氏（資料1－1、資料1－2）
- ・後藤純氏（資料2）

### （2）意見交換

## 3 閉 会

### 【資料】

- 資料1－1 石東氏資料
- 資料1－2 阪神・淡路大震災の災害公営住宅（石東氏資料）
- 資料2 超高齢社会対応の復興まちづくり（後藤氏資料）
- 資料3 共用スペースを活用した公営住宅の事例（国土交通省）
- 資料4－1 地域支え合い体制づくり事業（厚生労働省）
- 資料4－2 被災地における介護人材確保について（厚生労働省）
- 資料5 市町村要望論点に関する補足資料（石東氏資料）

長期避難者等の生活拠点の形成のための

「コミュニティ研究会（第2回）」

2013.9.2.

報告内容

1. 阪神・淡路大震災の復興公営住宅における  
コレクティブハウジング(ふれあい住宅)の推進について  
「真野ふれあい住宅」等の検証
2. 暮らしを支えるソフト施策とハードのコミュニティスペースが  
一体に整備された事例  
「釧路町型コレクティブハウジング・ピュアとおや」
3. 県外避難者の癒しの場「みちのくだんわ室」の紹介

石東 直子（石東・都市環境研究室）

## 阪神・淡路大震災、東日本大震災後の主な支援活動

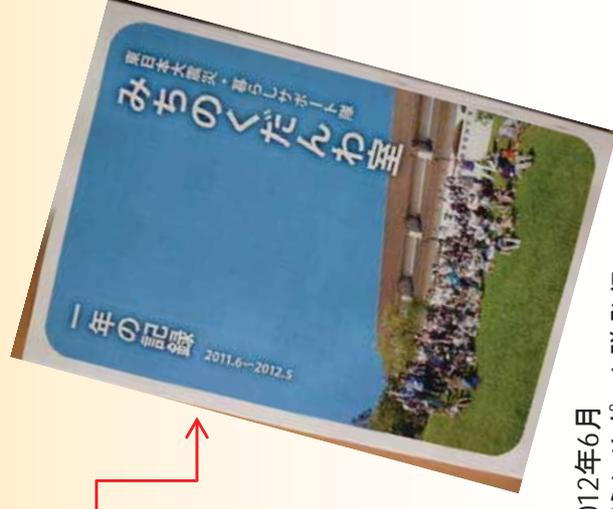
- ★ 1995年 阪神・淡路大震災 = コレクティブハウジング事業推進応援団 団長
  - ・復興公営住宅にコレクティブ住宅「ふれあい住宅=互助・共助の暮らし」を提案し、その事業化推進に向けての活動、および入居前と入居後の居住サポートをつづける。
    - コレクティブ住宅提案の発意
      - 一 仮設住宅応募に來られたおばあちゃんのつばやきから
  - ・全国初の公営コレクティブ住宅（兵庫県営、神戸市営、尼崎市営）が10地区341戸、事業化された。入居後は長期にわたって居住サポートを継続。
  - ・2か所の復興公営住宅で「コミュニティ喫茶=ふれあい喫茶」の開催



2000年8月、  
学芸出版社発行

- ★ 2011年 東日本大震災 = 東日本大震災・暮らしサポート隊 代表

- ・県外避難者の癒しの場「みちのくだんわ室」の開催
  - ／2011年6月から毎月の開催を続けている。
- ・宮城県亘理町の「仮設住宅コミュニティづくり住民集会」「復興住宅勉強会」の開催と継続支援。
- ・福島県いわき市中央台仮設住宅コミュニティづくりについて、地元の支援団体へのアドバイス支援
- ・宮城県多賀城市の仮設住宅の生活支援者への研修会の講師
- ・仙台市等での阪神大震災の教訓についての講演等



2012年6月  
暮らしサポート隊発行

## 阪神・淡路大震災

# 震災復興公営コレクティブハウジング（ふれあい住宅） 入居から現在、そして今後の展開



2000年8月発行

発行所 学芸出版社

（現在は絶版。但し学芸出版社は電子  
図書で公開している）

石東 直子

石東・都市環境研究室  
コレクティブハウジング事業推進応援団

## コレクティブハウジングってどんな住まい方

= 日常生活の中で自然な形で隣人たちがふれあって暮らせる住まい

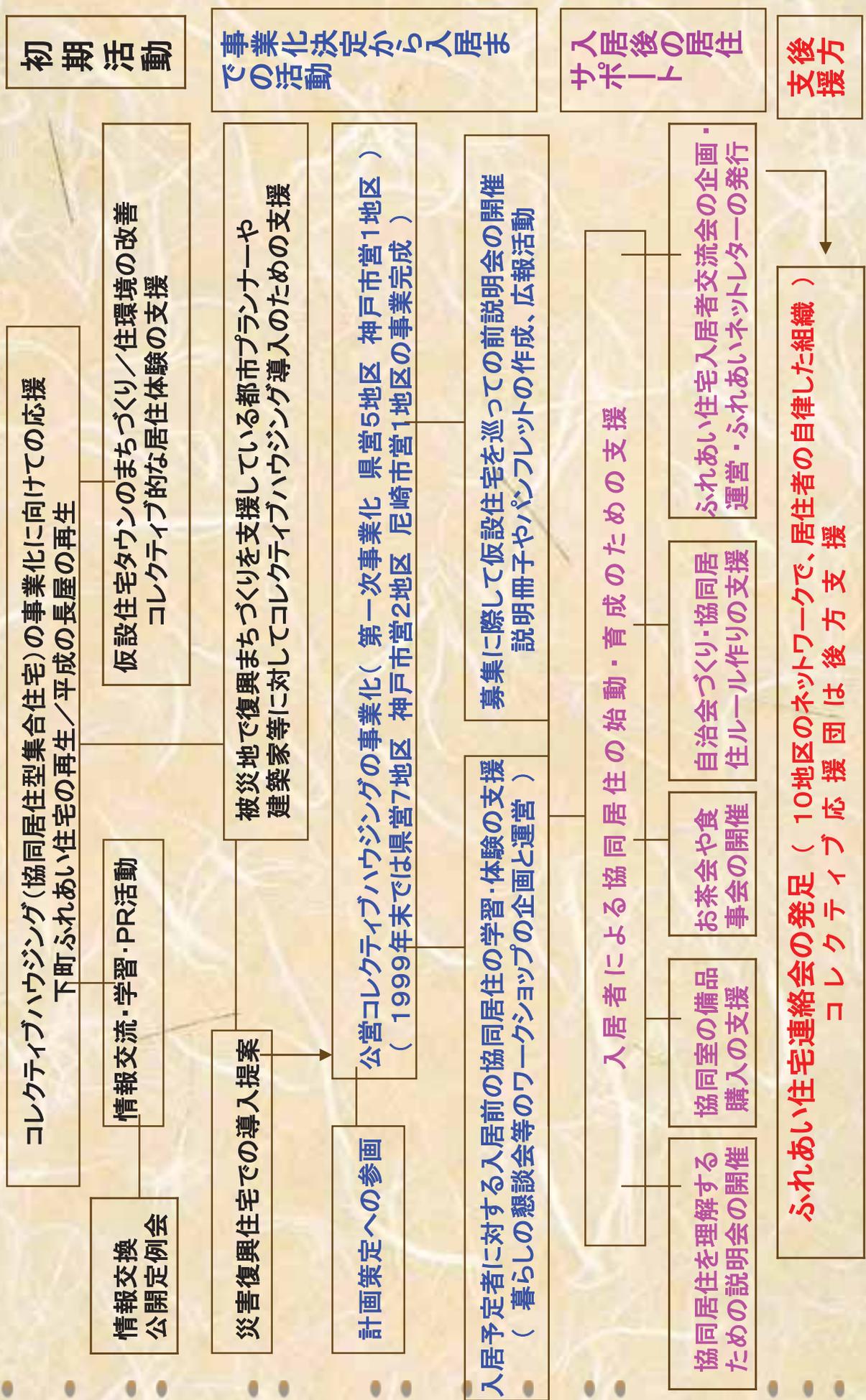
- ★ いつでも誰かと会えるし、  
いつでももひといになれる
- ★ ひとりで食事をするよりも、  
たまには大家族のように集まって食べよう

- それぞれの住宅は 少しコンパクトだが、台所、風呂、便所が備わった**独立した住戸**
- 各自の住戸の面積を 少しづつし出しあってきた**協同室**
- 協同室には 厨房コーナー、食堂・団らん室、和室などがあり、  
自分たちの住宅のつづきとしての**共同の居間**のような位置づけ
- 協同室の光熱水費や清掃などの**維持管理は 居住者たちがルールを決めて行う**

阪神・淡路大震災 復興公営コレクティブ住宅(=ふれあい住宅)の事業化一覧 10地区341戸

供給年度	名称	戸数	構造・階数	協同スペース面積 m <sup>2</sup>	備考
1997	兵庫県営コレクティブハウジング 片山住宅	6	木造・2F	53	全戸シルバーハウジング 1DKのみ
	兵庫県営コレクティブハウジング 岩屋北住宅	22	RC造・3F	100	全戸シルバーハウジング 1DK 2DK
	兵庫県営コレクティブハウジング 南本町住宅	27	RC造・5F	173	全戸シルバーハウジング 1DK 2DK
	神戸市営 真野ふれあい住宅	29	RC造・4F	193	シルバーハウジング21戸 1DK 2DK 3DK
1998	兵庫県営コレクティブハウジング 大倉山住宅	32	RC造・4F	222	全戸シルバーハウジング 1DKのみ
	兵庫県営コレクティブハウジング 金楽寺住宅	71	RC造・4F	478	シルバーハウジング32戸、高 齢者特目住宅22戸 1DK 2DK 3DK
	兵庫県営コレクティブハウジング 福井住宅	30	RC造・3F	209	シルバーハウジング23戸 1DK 2DK 3DK
	神戸市営 久二塚西ふれあい住宅	58	RC造・7F	193	再開発受皿住宅(シルバーハ ウジングなし) 1DK 2DK
1999	尼崎市営 久々知住宅	22	RC造・4F	約200	全戸シルバーハウジング 1DK 2DK
	兵庫県営コレクティブハウジング 脇浜住宅	44	RC造・6F	280	全戸シルバーハウジング 1DK 2DK

# コレクティブハウジング事業推進応援団の事業展開にそった居住サポート活動



初期活動

事業化決定から入居までの活動

入居後の居住サポート

後方支援

# 神戸市営コレクティブハウジング 真野ふれあい住宅 ① 29戸



# 神戸市営コレクティブハウジング 真野ふれあい住宅 ②

## どんな家をどんな風につくったんやろか？

「みんなで住もう！」という家やから、みんなが自由に意見を出し合う**ワークショップ** といひやりかたをつくりました。「ふれあい住宅」には、みんなでご飯をつくる、みんなでご飯を食べるところや、節物のたまり場のようなところがあります。そんな場所をみんなと一緒に考えました。



▲ワークショップの様子

### みんなの意見や提案を 実施設計に向けて提言しました



## まわりに開かれた住まい方って何やの？

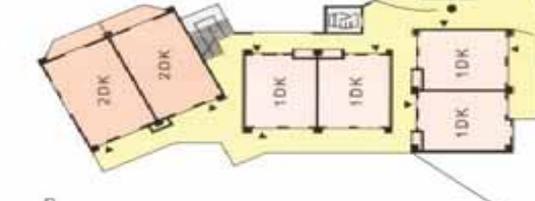
「ふれあい住宅」には、つづきバルコニーのたまり場（出合いの広場）があります。そこは節物のよふなふれあいの場となり、近隣の人々が、ゆるやかに集えあふ住まい方が実現されます。



▲つづきバルコニーのイメージ



「出合いの広場」近所の人たちとお茶を飲んだり、時にはご飯を食べたり、おしゃべりに花を咲かせたり...



▲ワークショップではおはなしかいおはなしかいおはなしかいおはなしかいみんなのみんなのカンパ〜



▲長屋と路地が人と人とのふれあいを育んできた真野



バルコニーの戸境板を取って路地を再現

「おはなしかいおはなしかいおはなしかいおはなしかいみんなのみんなのカンパ〜」

「おはなしかいおはなしかいおはなしかいおはなしかいみんなのみんなのカンパ〜」

「おはなしかいおはなしかいおはなしかいおはなしかいみんなのみんなのカンパ〜」

「おはなしかいおはなしかいおはなしかいおはなしかいみんなのみんなのカンパ〜」

# 神戸市営コレクティブハウジング 真野ふれあい住宅 ③

屋上菜園



ソーラーパネル



発電量メーター

住戸の扉は防火ガラスの引戸  
→夜、室内の明かりを感じる。  
右はエレベーター



協同室



床暖房



協同室の厨房



# 神戸市営コレクティブハウジング 真野ふれあい住宅 ⑤



入居予定者たちの  
入居前の協同居住の学習  
ワークショップ



# 神戸市営コレクティブハウジング 真野ふれあい住宅 ⑥



Aさん(中央)は入居時90才。4人とは仮設住宅で知り合い、グループ入居制度に応募して揃って入居。



入居直前の住宅見学



協同居住のルールづくり・自治会規約づくり  
のサポート

# 神戸市営コレクティブハウジング 真野ふれあい住宅 ⑧



通りからも協同室の様子が伺える



居住者とボランティアスタッフが食事会の準備



地域の人たちを  
招いた食事会



仲良しグループは  
和室でほっこりと

## 各ふれあい住宅における多様なふれあい活動 2001年7月時点(入居後2～4年目)

久二塚西	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会と新年会、役員選出 (年1回)</li> <li>・ 協同スペースの大掃除、モーニングサービス、役員会 (月1回)</li> <li>・ 雛祭り食事会、端午の節句食事会、忘年会、臨時集会</li> </ul>
片山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事会 (月1回) ・ 地域の人たちとの食事会 (3ヶ月に1回)</li> <li>・ 忘年会、新年会、雛祭り、クリスマス会、夏休み地域の子どもたちとの交流</li> </ul>
真野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モーニングサービス (月2回) ・ 役員選出 (年1回)</li> </ul>
大倉山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階食事会、1～4階の合同食事会、協同スペースの大掃除 (月1回)</li> <li>・ 朝食会 (週1回) ・ 保健衛生講習会 (年2回)</li> <li>・ 夏祭り、敬老会、クリスマス会、餅つき大会 ・ 有志のボランティア活動 (友愛訪問安否確認)</li> </ul>
脇浜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員集会 (年2回) ・ 役員会 (2ヶ月に1回) ・ 協同スペースの大掃除、お茶会 (月1回)</li> </ul>
南本町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会と役員選挙 (年1回) ・ 食事会、協同スペースの大掃除 (月1回)</li> <li>・ ぜんざい会、節分豆まき、雛祭り、端午の節句、素麺大会、敬老会、クリスマス会、</li> <li>・ 有志のボランティア活動で1号棟と2号棟合同のお茶会 (月3回)</li> </ul>
岩屋北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モーニング喫茶、デイサービス食事会、お茶会 (週1回)</li> <li>・ 新年会、地域の盆祭り、ビンゴゲーム、餅つき大会、地域の敬老会</li> </ul>
福井	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お茶会 (月1回)</li> <li>・ ぜんざい会、雛祭り、七夕祭り、敬老会、クリスマス会</li> </ul>
金楽時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階食事会 (年6回) ・ 喫茶 (週1回)</li> <li>・ ふれあいコンサート、盆踊り大会、秋祭り、消防訓練、秋のクリーン運動、餅つき大会</li> </ul>
久々知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、年期末臨時会合、1、2号棟合同会議 (年1回) ・ 食事会 (年3回)</li> <li>・ 定例会、お茶会、手芸会、囲碁将棋会、健康相談会、カラオケ (月1回)</li> <li>・ 新年会、春祭り、夏花火大会、敬老会、餅つき大会</li> </ul>

# 神戸市営・再開発住宅のコレティフハウスジック 久二塚西ふれあい住宅 ⑦

再開発の受皿住宅のため、従前の地域コミュニティがそのまま引き継がれ、入居直後から自主的なふれあい活動が盛んに行われた。



58戸の協同室 奥に広めの厨房  
右の壁には手芸クラブの作品展示



たまにはみんなが集まって食べよう 不定期の屋食会



4人合わせて333歳・忘年会



路地広場でのお茶会



## ふれあい住宅の検証 ― 互助・共助が難しくなったいくつかの課題

① 10地区341戸が建設されたふれあい住宅は阪神大震災後の緊急な試みであり、全国初の事業化のために国の事業制度がなかったため、ほとんどの住宅はシルバークロッシング制度(1987年に元建設省と元厚生省が合同で制度化した施策。生活支援員つきの高齢者公営住宅)の活用で事業化したので、入居当初から高齢者の入居が多かった。

② 入居後数年を待たずして居住者の加齢による心身の弱体化に伴って共助活動が困難になり、定例的な食事会やお茶会が中止されたり、節季の行事も少なくなりごみステーションや共同空間の清掃などを人材センターに外注するようになった住宅もある。「互助・共助」を継続するための手立てがないので、このような状況に対しての対応策は住民まかせである。

☆☆ ふれあい住宅の入居後からしばらくは、その先進性が多く自治体から注目され、視察者も少なくなかったが、「互助・共助を継続させる仕組みの欠落」について指摘されることはなかった。しかし現在、いくつかの自治体で事業化されている協同居住の住宅は、神戸のふれあい住宅の課題を教訓とし、互助の継続のための手立てを備えて事業化されている ☆☆

③ ふれあい住宅の空き家募集等の管理担当部局である自治体職員は2、3年で交代するので、ふれあい住宅の主旨を熟知しておらず、**募集に際してふれあい住宅の説明が正確になされない。**

また応募者の中にはサービスピ付き福祉住宅と思いき、入居当初から生活支援を必要とする人が入居して来て共助活動がますます困難になる。

④ ふれあい住宅の設計に関わった建築家や自治体職員は実際の暮らしに対して無知に等しく、**協同室や共同設備の維持管理費が高くなり、居住者が互助の活動を控えるケースも出てきた。** 例えば、協同室に大きなエアコンが複数台設置され、その電気代基本料金が電力使用料の多い業務用料金が設定されており電気代が高くつく。実際は全く使われたことのない共同洗濯コーナーなども設けられており、口径の大きな水道蛇口が設置され、水道使用量基本料金が高く設定されている。 実生活と合わない複数の協同室や2層吹き抜けで照明器具がセレモニー会場のような協同室、協同室の厨房スペースが小さすぎて使い勝手が悪い等々、日々の暮らしとその維持管理について無神経な男の視点での設計がなされている住宅が少なくない。

⑤ 2000年に制度化された介護保険制度の家事ヘルパーを利用する人が増え、個別対応のヘルパーが居住者の閉じこもりを誘引し、共助を阻む原因にもなっている。

居住者のこのような戸惑いに対しての相談窓口はなく、自治体もボランティア組織のコレクティブ応援団に期待していた。なお、コレクティブ応援団はコレクティブ住宅の事業の展開に添って必要な活動を展開してきたが、入居後のこのような個別の問題の対応には限界がある。

#### 付 記：

阪神大震災の復興公営住宅・ふれあい住宅の整備後、全国のいくつかの自治体で同様の協同居住の公営住宅の事業化がなされたが、上記のような課題を教訓として、**互助・共助の継続ができる手立てを備えて事業化**されている。

その事例のひとつに「北海道釧路町型コレクティブハウジング・遠矢団地とピュアとうや」がある。

## 参考

### ふれあい住宅の課題対応の各住宅の状況

- ① 入居して10年前後になり、居住者の加齢ががすすみ体力的なしんどさから、入居当初に行われていた協同室での多様なふれあい活動（モーニングサービス、食事会、その他等）を、ほとんどの住宅が中止、縮小している。
- ② ふれあい住宅の居住者独自で活動（催し）ができなくなるが、外部サポートの導入については、各住宅の想いは一様ではない。

#### 積極的に導入してうまく活用

- 自治会長の熱意と奮闘が大（福井ふれあい住宅は自治会長夫妻の献身的な活動に負うところが大きい）。
- 地元自治体のコミュニティ育成のための施策が活用しやすい（福井ふれ住）。

#### 外部サポートの導入

#### 導入を拒否

- 久二塚西ふれ住は、下町暮らしで近隣との助け合いの中で生活してきたので、外部に対して閉鎖的である。加齢により相互扶助に限界があるという現状をなかなか理解できない（認識できない）。

#### 独自で導入を積極的に検討しようとはしていない。が、地域の活動に参加している

- ふれ住の入居当初の理念に固執し（とどまったままで）、居住者全員参加でやるべきだが、居住者の状況変化によってできなくなつたとを悔やんでいる。小人数グループの活動をなかなか容認できない。
- 岩屋北町ふれ住は独自の活動はできないが、地域の活動が多々あり、それに参加するようになっている。

#### シルバーハウジングのLSAが、LSA活動としてサポートしている。

- 住人は成り行きに任せたままで、LSA支援を受けるにとどまる（真野ふれ住）。

月刊「地域支え合い情報、vol.7」  
2013.3.20.発行に掲載。

阪神大震災・コレクティブ住宅  
(ふれあいのまち)



**誰もが集える場を**

福井コレクティブ住宅  
兵庫県営福井鉄筋住宅  
(兵庫県宝塚市)

**兵** 庫県営福井鉄筋住宅は、阪神・淡路大震災によって兵庫県内、または大坂府内の仮設住宅で生活していた住民たちが移り住んだ復興公営住宅だ。抽選で決まった入居のため、入居者同士のなじみが薄い。校区内のまちづくり協議会主催の食事が町内の会館であるからと、顔なじみの民生委員に誘われて参加しても、もともと暮らし



一日ゆつたりの日に集まり、食事をしながらお話を話し合

ていた地域ではないため、知り合いも少なく、2、3回の参加しかできない。地域の福祉ネットワーク会議にも呼びかけられたが、やはり参加しにくく、孤立してしまうという状況に陥っていた。

この現状を受け、立ち上がったのが民生委員だ。復興公営住宅の住民からの参加が難しいのなら、地域か



災害公営住宅における  
**仲間づくりの  
ポイント**

**福井ふれあい住宅では、民生委員の音頭で、2006年7月から地域住民による「ぐるーぶ なか」を結成し、月に1回の喫茶「ほんわか」を開催。2008年3月から食事会「一日ゆつたりの会」の開催と参加できない人に安否確認を兼ねて食事の宅配も。地域にもオープンなので、地域とのつながりも途絶えない。**



一日ゆつたりの会で行われた食事会

ら出向き、復興公営住宅の集会所で喫茶を開こう。地域住民で集まり、ボランティア「ぐるーぶ なか」を結成、喫茶の計画をすすめる。誰でも自由に参加できる100円喫茶を開催すれば、近隣とのふれあいも生まれる。民生委員として、復興公営住宅の訪問をしていたため、住民と顔見知りであったこと、担当の社協職員の応援や、なにより、集会所や談話室といった広い場所があったことが、喫茶の開催を後押しした。復興公営住宅の自治会長ご夫婦も交えた協議を重ね、2006年7月に「喫茶ほんわか」がオープン。喫茶ほんわかには、月に1回、13時半から15時半の間で行

われ、暮らす場所に関係なく、誰でも集まれる場所として口コミで徐々に広がった。

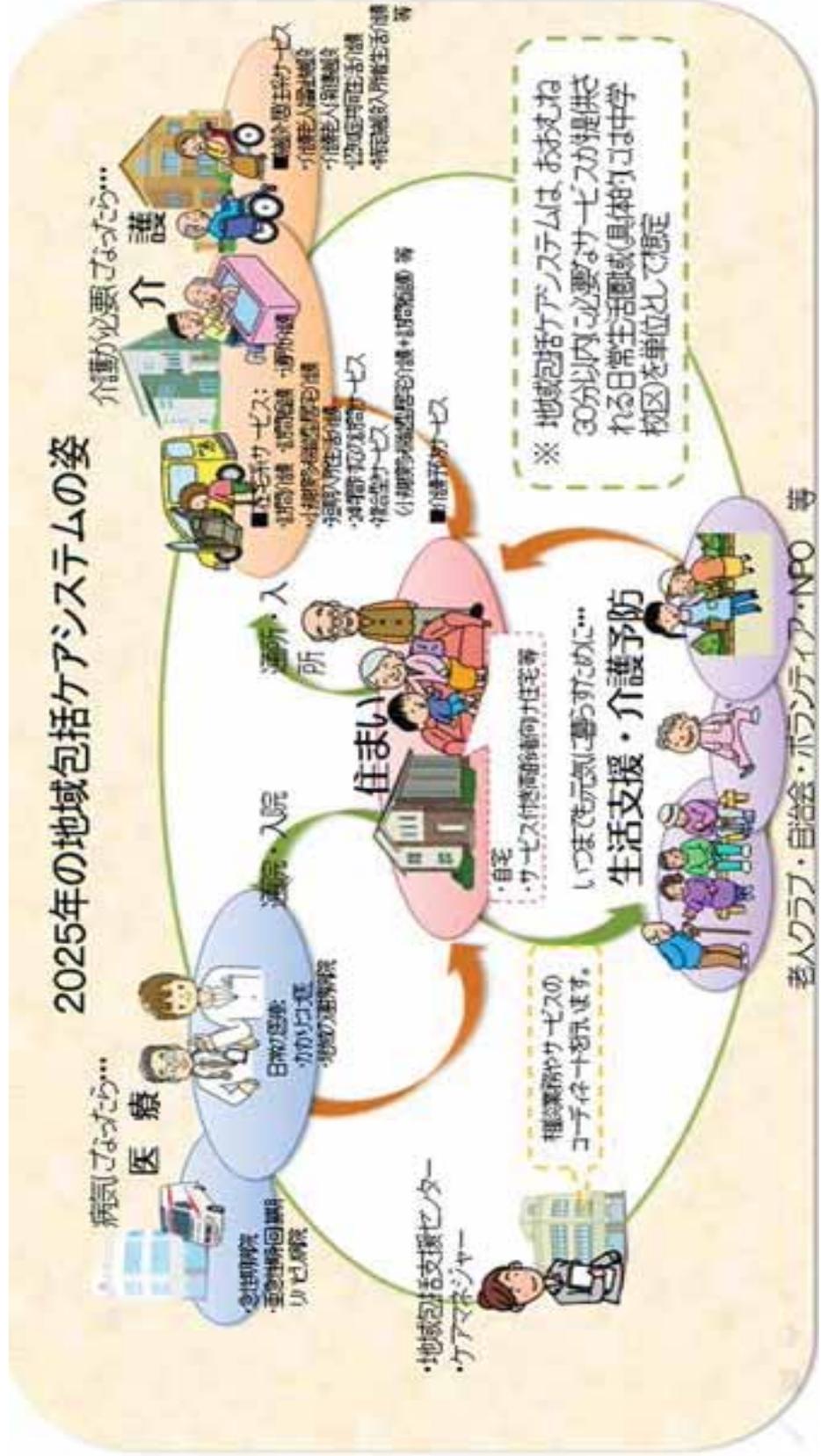
2008年3月からは、「一緒に食事も楽しもうと、食事会「一日ゆつたりの会」を開始。食事に訪れることができない人には、安否確認を兼ねて自宅へ食事を届け、その際に会話を楽しんだり、地域とのつながりが途絶えないよう、配慮している。

「ぐるーぶ なか」の活動は、既存の場所を利用したことで、誰もが集いやすい場となり、かつ、復興公営住宅に暮らす住民だけでなく、地域全体での支援ととらえたことによつて、孤立していた復興公営住宅の住民と地域をつないだ。



# 地域包括ケアシステムとは

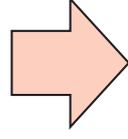
高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制**



## 互助の取り組みへの期待

地域包括ケア実現には、地域の「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、さまざまなサービスが有機的に連動して提供されるシステム構築の検討が必要

- ・近年、孤立死、孤立化の問題や買ひ物難民等が社会問題化
- ・今後、認知症高齢者の増加、単身・夫婦のみ世帯の増加等、支援を必要とする高齢者は増加
- ・家庭や地域の力はますます低下することが懸念されている



地域の様々な主体(ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ等)が、地域の方で高齢者を支えていく互助の取り組みが特に重要

## ① 釧路町型コレクティブハウジング、「ピュアとおや」

新たな公営住宅を「釧路町型コレクティブハウジング」として整備し、地域福祉と交流の拠点「ピュアとおや」を併設

- ・ 高齢者と若い家族、共働きなど様ざまな世帯が交流できる住まい方「コレクティブハウジング」として、公営住宅の範囲の中で、「協働」や「自助・共助」の理念に基づき、多世代間コミュニケーションを図り、地域を含めた支え合い、助け合いの結びつきのある住まい方を目指している。
- ・ 地域福祉と連携して、誰もが安全・安心して暮らせる環境づくりを図り、また福祉サービスと地域交流の機能をもつ団地内のふれあい交流空間を地域住民にも開放することで、いろいろな世代の交流やふれあいを生み出し、地域全体で暮らしを支える体制づくりを目指している。
- ・ 既存の住民組等が形成されていない新たな公営住宅・施設づくりにおいて、行政による住民参加のソフト面の働きかけにより、周辺地域を含む住民間の互助による見守りや生活支援サービスの提供、介護保険サービスの運営主体の立ち上げを誘導している。

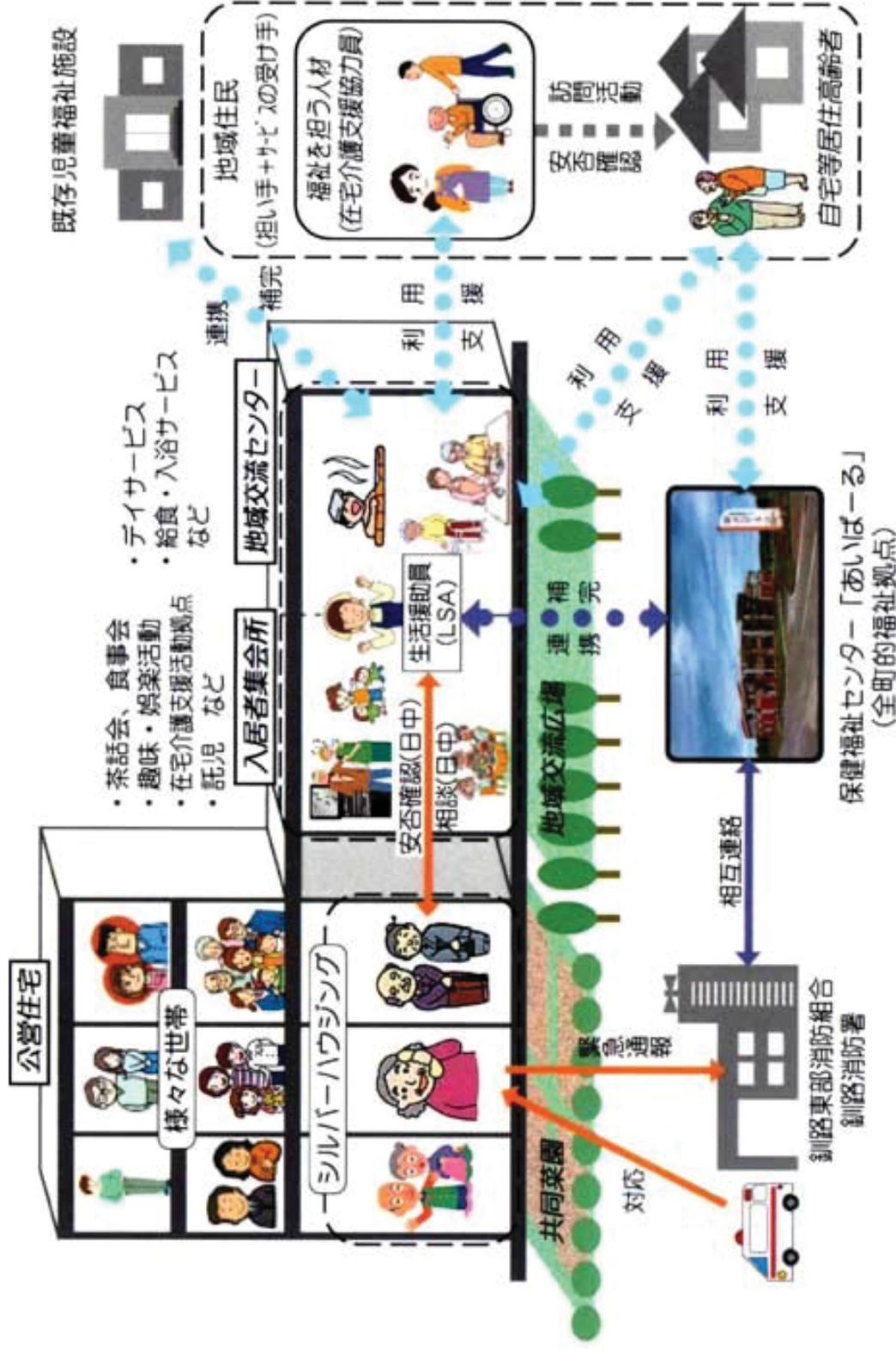
参考引用資料:「住まいから始める地域・まちづくり 2008/

豊かな住まい・まちづくり推進会議、公共住宅事業者等連絡協議会発行」

# ① 釧路町型コレクティブハウジング、「ピュアとおや」

新たな公営住宅を「釧路町型コレクティブハウジング」として整備し、地域福祉と交流の拠点「ピュアとおや」を併設

【釧路町型コレクティブハウジングのイメージ】



# 事業全体の概要

## 【遠矢団地】 H18.10～入居

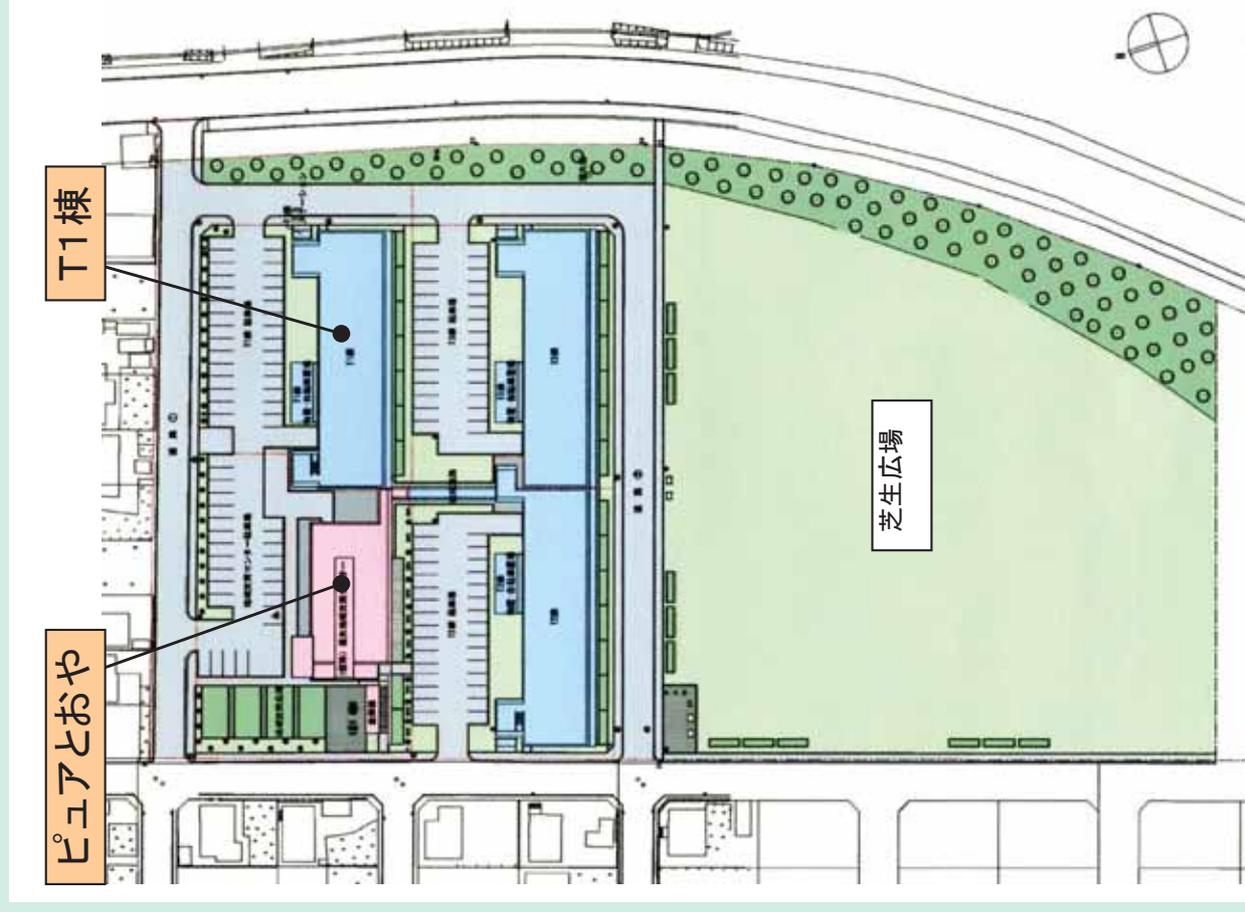
- ・公営住宅60戸（一般世帯向け42戸、シルバークロアハウジング18戸）。

## 【ピユアとおや】 H18.9開設

- ・地域住民により設立されたNPOが、在宅高齢者サービス事業、地域交流事業等を実施。



団地全体構想図（北西側パース）



# シルバーハウジング住戸



1LDK-S

南側共用廊下  
で縁側のように  
コミュニケーション  
形成を図る



## コレクティブハウジング模擬事業等(第1期分)

- 入居1年前に入居希望者を登録(71世帯が登録)
- 「コレクティブハウジング模擬事業」を3回実施
  - \*コレクティブハウジングについて・事業趣旨説明、食事会、共同花壇整備
- コレクティブハウジング入居者募集(35世帯が申し込み)→入居者決定



模擬事業のワークショップ



入居決定者による住棟前花壇の整備

# 遠矢団地のコミュニティ形成の状況

## ●南側共用廊下の効果

・日常的に縁側のように利用、防犯性の高まりにもつながっている。

## ●居住者の交流活動

・入居時には顔見知りでの新たな生活になじみやすい。負担にならない範囲で自分たちが楽しむ方針で、自治会主催の新年会、焼肉パーティ、敬老会等を開催。

\* 2期募集(H20)の模擬事業は、1期入居の住民がWS運営を担う

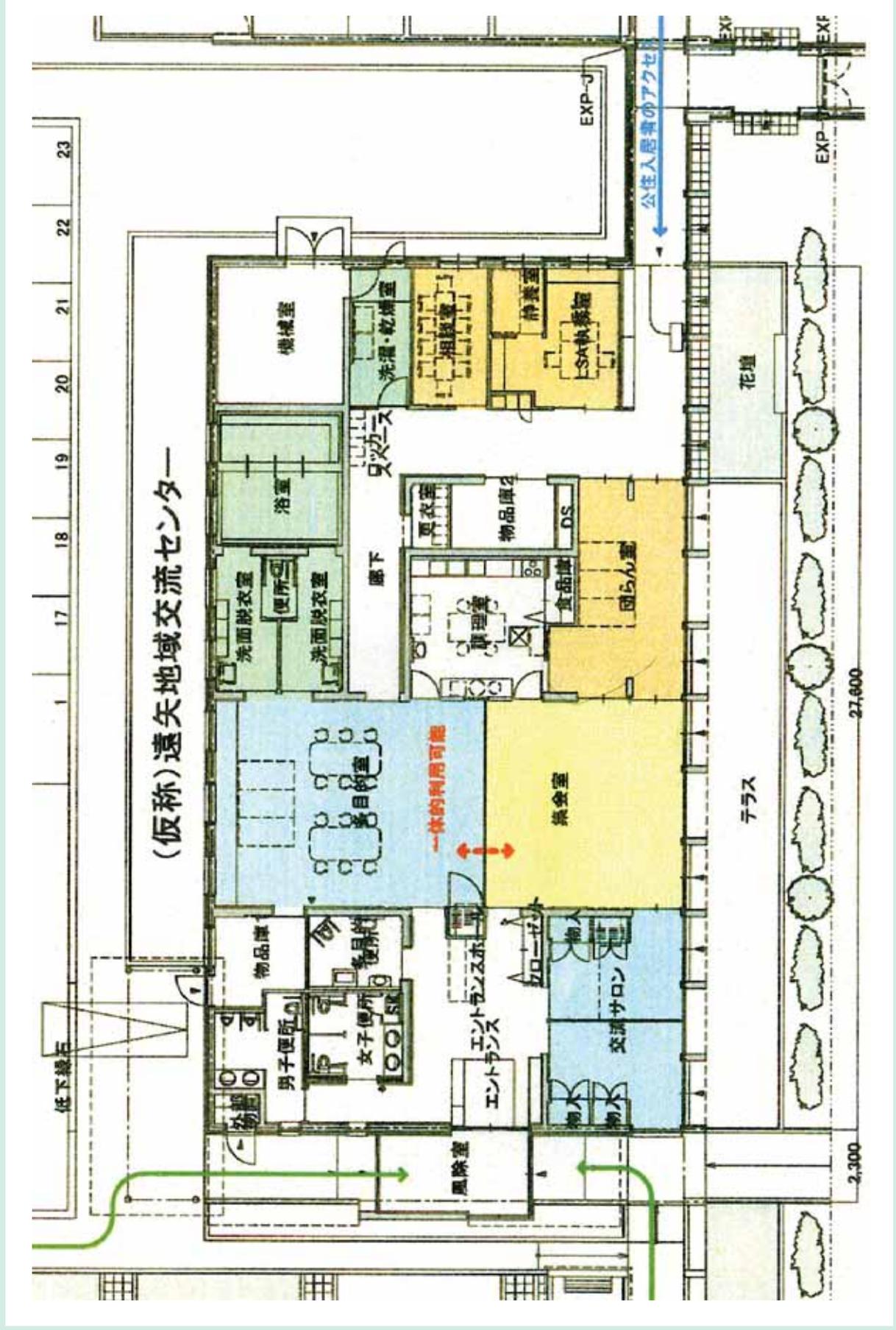


共同菜園の収穫祭



新年会

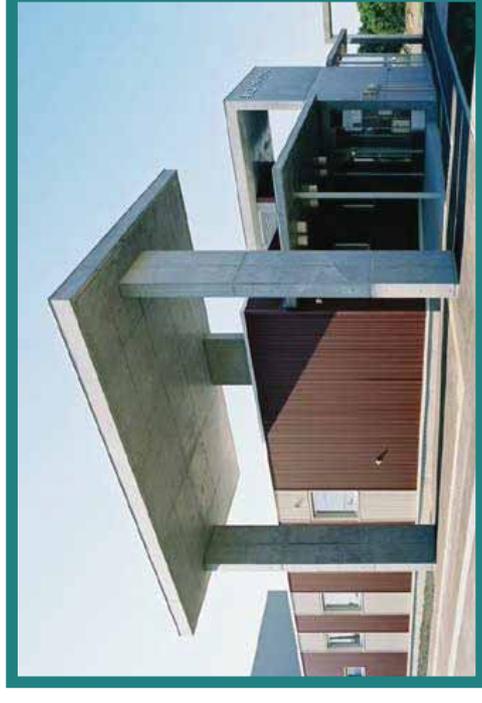
# ピュアとおや 平面図



## 「ピユアとおや」での開設前の取り組み

### 人材育成事業（下記の内容はH17年度）

- 在宅支援サポーター養成事業
  - ・全7回、参加者14名
- 在宅支援サポーター養成特別講座
  - ・全2回、NPO法人の設立を目指して開催
- センター活用模擬事業
  - ・地域に密着した福祉の展開準備として養成講座受講者の実践事業を実施（介護予防講座、コミュニティ食堂等）
  - ・全3回、各回50人前後が参加



H16・17年度受講者有志がH18年にNPO法人「ゆめのき」設立

## 2. 住民のコミュニティ拠点と互助・共助の体制づくり

## ①大阪府営住宅「ふれあいリビング」

阪神淡路大震災を契機とし、高齢化の進む府営住宅で共生型居住を実現していくため、居住者と協議しながら集会所型の「ふれあいリビング」を提供

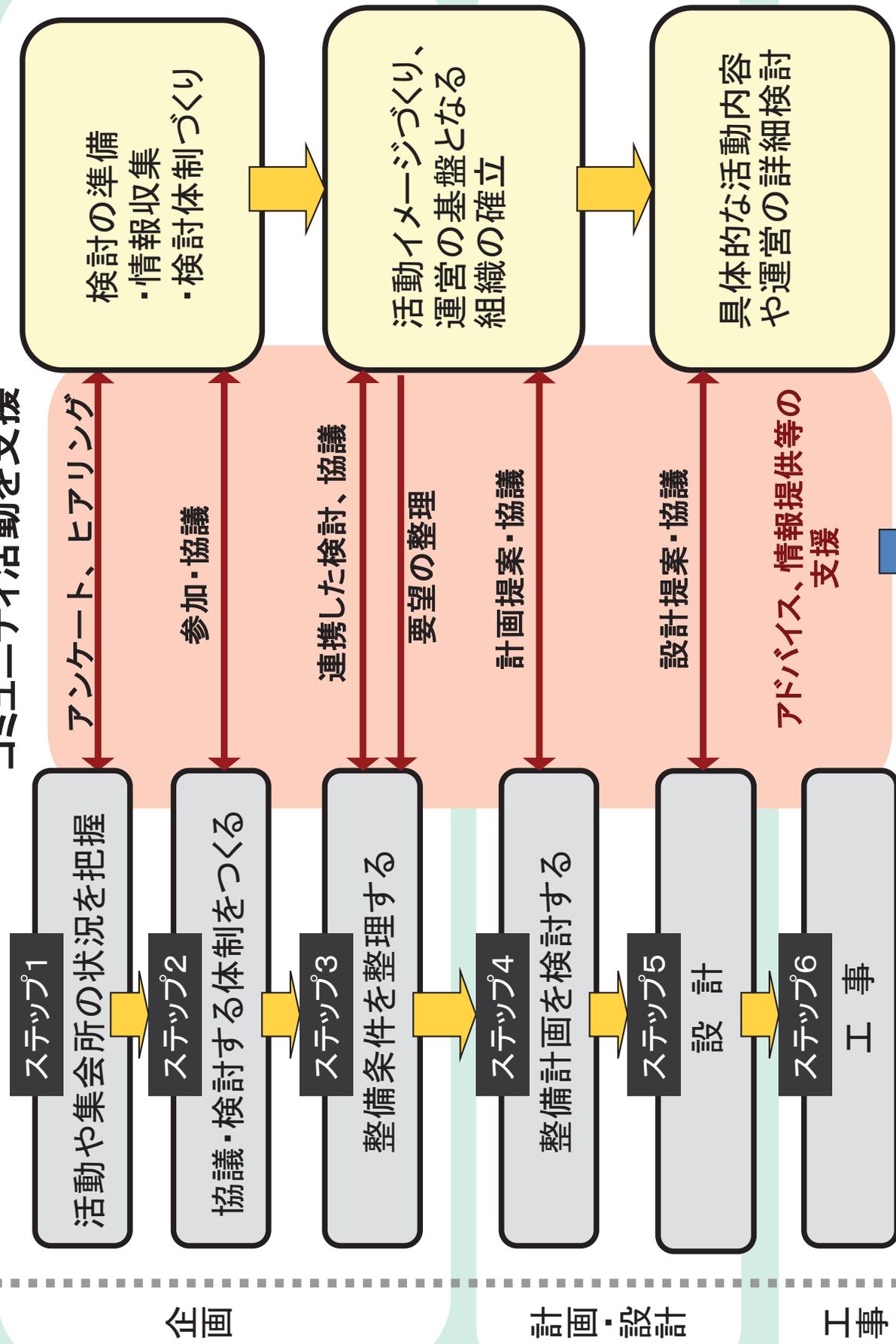
- ・大阪府が集会所を増設または改修
- ・施設内容や活動・運営は住民が運営組織を構成し、大阪府と協議しながら取り組む。常設のふれあい喫茶の他、地域の実情に応じた多様な活動を実施。
- ・H22年度までに26団地で提供

年度	整備団地	整備方法
H11・12	下新庄、金岡東第4、高槻五領	モデル事業、増設
H16	寝屋川三井、東大阪玉串、交野梅が枝	既存集会所の改修
H17	寝屋川御幸西、清滝、和泉北信太	同上(以下同様)
H18	高槻芝生、堺高松、岸和田春木	
H19	貝塚半田、焼野、岸和田荒木	
H20	藤井寺道明寺、東大阪吉田、堺福田、松原一津屋	
H21	寝屋川打上、桃山台1丁、楠風台	
H22	高倉台第1、貝塚久保、貝塚三ツ松、寝屋川仁和寺	

# 大阪府

## <コーディネーター> コミュニティ活動を支援

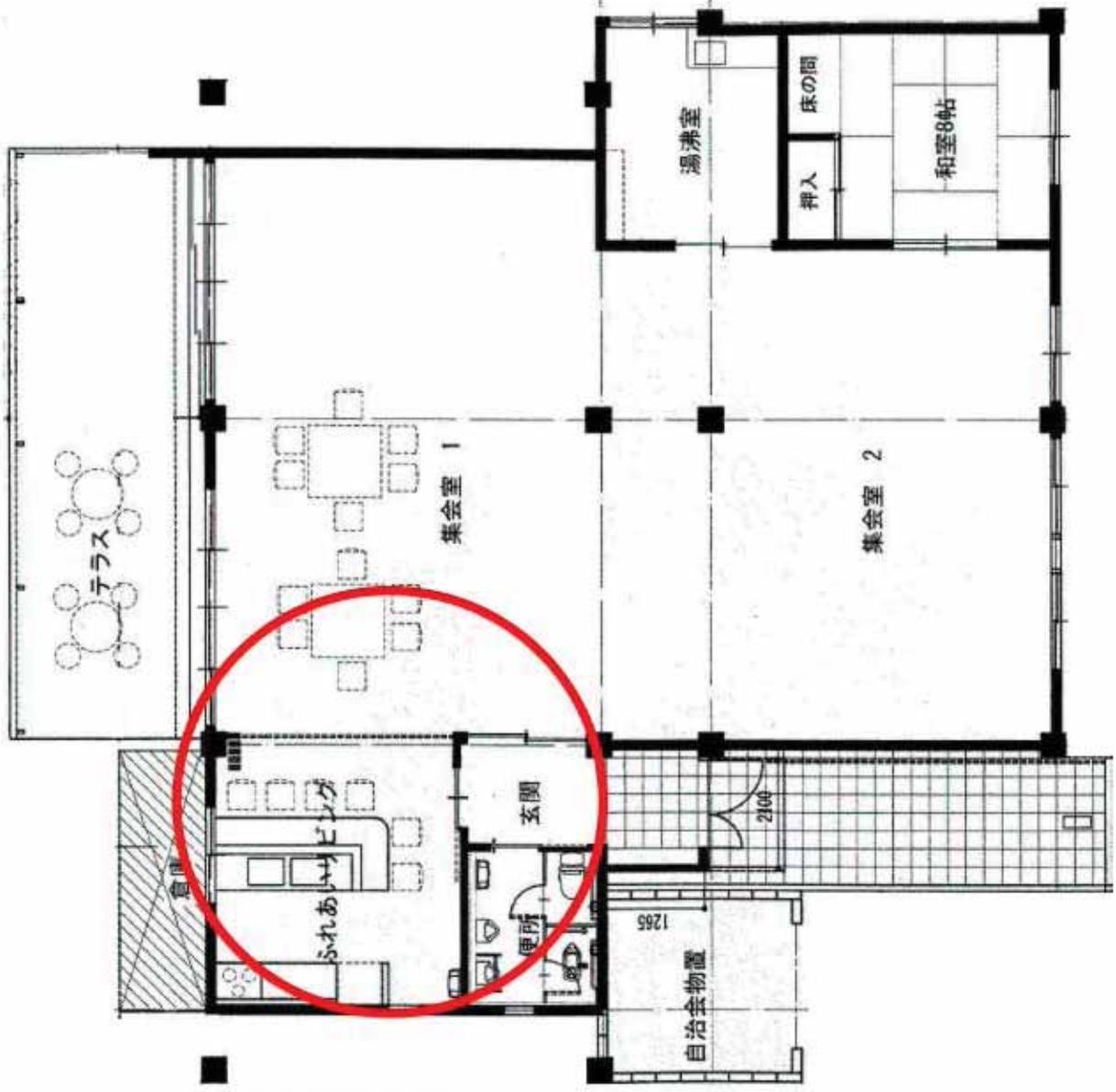
# 居住者



ふれあいリビングがオープン!

# 事例 大阪府営交野梅が枝住宅「梅の郷」

- ・H16年度改修整備
- ・大阪府が倉庫をキッチンに改修(改修費800万円)
- ・自治会が床やテラス改修(90万円)、備品は寄贈等



## 活動の継続(8年)、広がりに

- 週3回「ふれあい喫茶」開設。1日約50人利用。運営は住民ボランティア。
- 自治会登録団体のサークル活動に活用し、活発な利用。
- 市の福祉部門と連携し、社協による「福祉なんでも相談」(週1回)、保健師による健康相談(月1回)を実施



# 「県外避難者の癒しの場・みちのくだんわ室」の開催



- ・癒しの場の提供と避難者のネットワークづくり
- ・2011年6月スタート、毎月開催。
- ・2013年7月で参加登録者は 90組 224人  
**延べ参加者数は 928人**  
**延べ参加スタッフ数は 312人**



暮らしサポート隊 HP

[http://www.geocities.jp/kurasapotai/0\\_home.html](http://www.geocities.jp/kurasapotai/0_home.html)

東日本大震災の「みなし仮設入居者」の癒しの場の提供とネットワーク化が望まれる

# みちのくだんわ室 開催一覧

2011年6月～  
2013年7月

この頁は、  
後に同じ資料をA4版で  
綴じています

回数	日時	場所	参加者		備考
			(子ども)	スタッフ	
2011年					
1	6月4日	しあわせの村	38(16)	16	歓迎ピクニック
2	7月11日	三宮ターミナルホテル	49(20)	15	神戸のお菓子とパン、ホテルのコーヒーで歓談
3	8月7日	神戸花鳥園	29(9)	13	花々の中、鳥と遊ぶ
4	9月10日	淡路景観園芸学校	45(18)	10	明石海峡大橋を渡って淡路島バスツアー
5	10月16日	UCCカフェコンフォート	39(15)	17	六甲山と瀬戸の海を眺望・24階の展望喫茶で
中止	11月19日	しあわせの村 /大雨で中止			当日中止
6	12月10日	磯上邸パーティールーム	53(28)	13	豪華なパーティールームでクリスマスコンサート
2012年					
7	1月21日	赤坂飯店110の舞子	29(9)	17	明石海峡大橋のためとで 中国茶と点心
8	2月18日	元町・ハレス神戸ホテル	36(13)	16	和室でゆったり歓談
9	3月17日	淡路島・奇跡の星の植物館	41(17)	12	淡路島バスツアー 植物園でのアトラクションも
10	4月14日	しあわせの村ーバーベキュー	49(20)	16	神戸中央卸売市場の新築食材提供の大バーベキュー
11	5月12日	明石城址公園	27(8)	16	明石名物「たご焼き」と散策
12	6月24日	コブころべ生活文化センター	60(24)	19	1周年記念パーティー ミニコンサートと大進芸
13	7月28日	岡本・シェディング	14(5)	8	音楽療法士の音に包まれて
14	9月2日	舞子海上プロムナード	38(16)	11	海上散策と海上レストランでの歓談
15	10月14日	明石城址公園ー刀削麵	54(24)	18	福龍門さんの刀削麵の表演でいただく
16	11月23日	兵庫県立美術館	15(3)	9	文化の秋は芸術鑑賞とタイム
17	12月16日	ホテルクラウンパレス神戸	63(30)	16	クリスマスパーティー・マリネパ演奏と女性アンサンブル
2013年					
18	1月13日	赤坂飯店110の舞子	42(16)	6	明石海峡大橋のためとで 中国茶と点心
19	2月18日	神戸中央卸売市場料理教室	30(12)	15	参加者の齋の解体ショー 齋のしゃぶ他ご馳走づくり
20	3月17日	有馬富士公園と県立人と自然の博物館	45(21)	11	早春のバスツアー 三田へ
21	4月21日	芦屋一木口記念館 一般参加(映画)6人	19(4)	11	歓談の後、選択メニューで、あしや温泉の足湯/映画鑑賞「内部被ばくを生き抜く」
22	5月12日	神戸港クルーズ	56(27)	10	2周年記念 コンチエルトで夕暮れのクルーズ
23	6月23日	神戸市立小磯記念美術館	22(4)	8	六甲ライナーに乗って、美術館へ
24	7月28日	神戸市立六甲山牧場	35(15)	9	六甲山へのバスツアー
25	9月8日	神戸市立王子動物園			
参加者の合計 928人 (大人・554 子ども・374)			参加スタッフの合計 312人		

## ☆ 安心して暮らせる避難者向け復興公営住宅の建設についての提案 ☆

この頁は、  
後に同じ資料をA4版で  
綴じています

1. 居住者(避難者)参画の住まいづくりのWS(ワークシヨップ)をもってほしい
  - 入居後の自主的なコミュニティづくり(結び付き)
  - 必要とされる、暮らしを支えるソフト施策の内容が明確になる
  - 暮らしに根差した、使いやすく、無駄な維持費がからならないコミュニティスペースの計画に結びつく
  - 互助・共助が育まれやすい
  - 復興公営住宅地、地区の自主的な運営管理の芽が育つ
2. 当面の入居者は中高年層が中心となると予想されるので、特に高齢者の閉じこもりを回避できるようなハードの作り方とソフトサポートの両面を当初から考慮する
  - 閉じこもりを防ぐような外に開かれた住戸の設計(間取り)の工夫
  - 外に出てみたくなくなるような、快適な住宅地区全体の計画(空間構成)
  - 大家族の共同の居間のような、厨房を備えた大きな団らん室の設置
  - 互助と共助による隣人のふれあい促進のためのソフト施策の工夫
3. 子どもや孫世帯が訪ねて来て(帰って来て)、宿泊できるような施設の設置
  - 住宅地区の共同宿坊のような、居心地の良い宿泊施設
  - 可能なら一定の空住戸(予備住戸)を確保し、普段は別用途に使用も可能(ex. 緊急時の支援者宿泊住戸)
4. 住いのつづきとしての快適な屋外空間、共有スペースづくり
  - 共同菜園や共同花壇
  - 例えば、中庭や東屋(共同の居間、団らん室など)を囲んだ住戸の配置
5. 入居者の特技(職歴や得意技)を生かし、居住者自らの地域生活への参画
  - ワーカーズ・コレクティブ(有志による有料ボランティア)による食堂経営や宅配の食事、お惣菜店、喫茶店、日常必需品の販売店舗など → 事例はたくさんあります
  - 趣味の手仕事作品、自作野菜などの販売店舗の共同運営など
6. 受け入れ自治体の地域コミュニティのホスピタリティの育成
  - 避難者から地域コミュニティに融合していくことは、感情的にやや難しいと思われる。
  - 従って、地域コミュニティの社会福祉協議会、自治会や子供会、ボランティアグループなどが手を差し伸べてほしい。
  - そのようなホスピタリティを育むための情報交換会、学習会、広報活動、イベントの開催などを、まずは「公的機関が行ってほしい」。
7. 地域にある既存の民間施設などのストックも活用(ex. コンビニや食堂のお惣菜の宅配、商店の定期的な移動店舗の開催など)

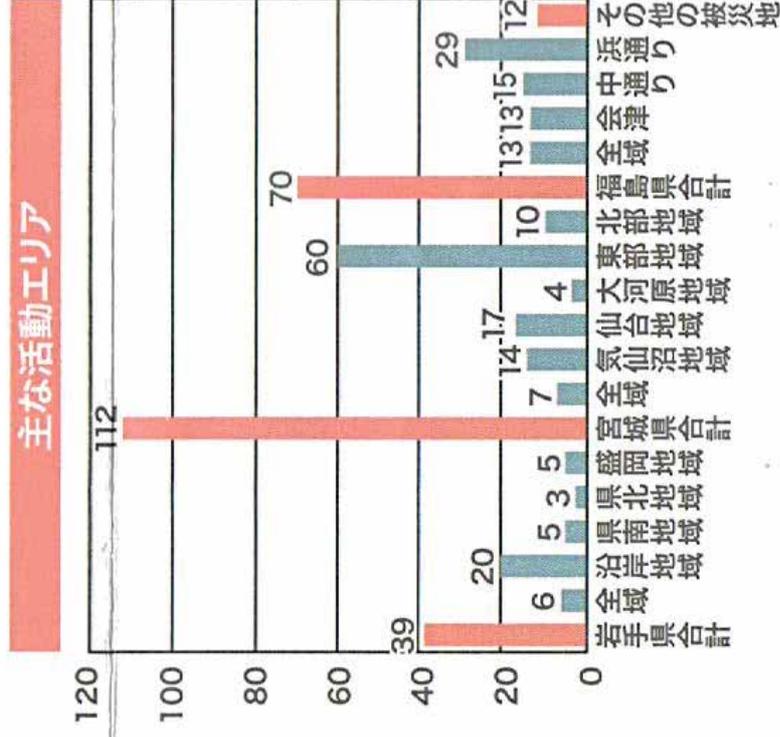
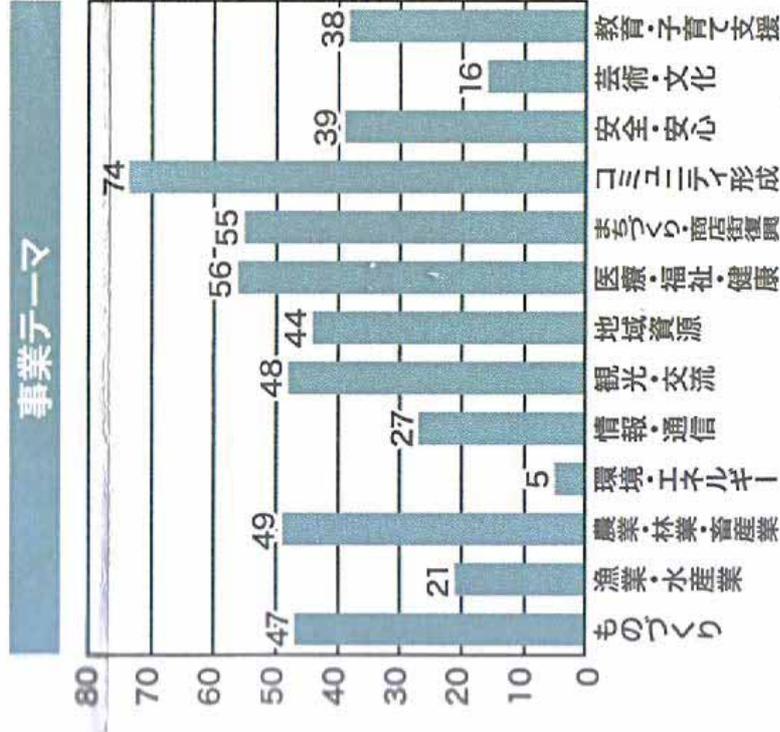
阪神・淡路大震災はボランティア元年といわれ、NPO法も創設され、その後、NPOや非営利活動組織による活動が活発になった。東日本大震災では、個人やNPOによる「起業」が育ち始めた。

**復興支援型地域社会雇用創造事業は、被災地で新たに社会的事業を開始する起業家・企業に対して300万円を上限に支援を行ってきた。事業テーマはコミュニティ形成、医療・福祉・健康、まちづくり・商店街復興、農業・林業・畜産業などが多い。復興公営住宅の安心した暮らしの仕組みづくりに参画し、暮らしのソフトサポートの事業化の可能性が大きいと思われる。**

「内閣府 復興支援型地域社会雇用創造事業」  
被災地の社会的起業家600人  
ウェブサイトで公開開始

資料出典：  
「東北復興新聞 第24号」  
2013.05.27.発行

内閣府事業で生まれた事業の分布 (n=234. 複数回答)



# 仕事による生きがい活動と拠点の自立運営の可能性



仮設住宅のプランターで育てられた  
見事な野菜



女川町の仮設住宅の東屋で見かけた  
干し魚

ご清聴 ありがとうございます。

石東 直子( 石東・都市環境研究室 )



☆ 安心して暮らせる避難者向け復興公営住宅の建設についての提案 ☆ 石東 直子  
2013.09.02.

1. 居住者(避難者)参画の住まいづくりのWS(ワークショップ)をもってほしい
  - 入居後の自主的なコミュニティづくりに結び付く
  - 必要とされる、暮らしを支えるソフト施策の内容が明確になる
  - 暮らしに根差した、使いやすく、無駄な維持費がかからないコミュニティスペースの計画に結びつく
  - 互助・共助が育まれやすい
  - 復興公営住宅地、地区の自主的な運営管理の芽が育つ
2. 当面の入居者は中高年層が中心となると予想されるので、特に高年者の閉じこもりを回避できるようなハードの作り方とソフトサポートの両面を当初から考慮する
  - 閉じこもりを防ぐような外に開かれた住戸の設計(間取り)の工夫
  - 外に出てみたくなるような、快適な住宅地区全体の計画(空間構成)
  - 大家族の共同の居間のような、厨房を備えた大きな団らん室の設置
  - 互助と共助による隣人のふれあい促進のためのソフト施策の工夫
3. 子どもや孫世帯が訪ねて来て(帰って来て)、宿泊できるような施設の設置
  - 住宅地区の共同宿坊のような、居心地の良い宿泊施設
  - 可能なら一定の空住戸(予備住戸)を確保し、普段は別用途に使用も可能(緊急時の支援者宿泊住戸)
4. 住いのつづきとしての快適な屋外空間、共有スペースづくり
  - 共同菜園や共同花壇
  - 例えば、中庭や東屋(共同の居間、団らん室など)を囲んだ住戸の配置
5. 入居者の特技(職歴や得意技)を生かし、居住者自らの地域生活への参画
  - ワーカーズ・コレクティブ(有志による有料ボランティア)による食堂経営や宅配の食事、お惣菜店、喫茶店、日常必需品の販売店舗など →事例はたくさんあります
  - 趣味の手仕事作品、自作野菜などの販売店舗の共同運営など
6. 受け入れ自治体の地域コミュニティのホスピタリティの育成
  - 避難者から地域コミュニティに融合していくことは、感情的にやや難しいと思われる。従って、地域コミュニティの社会福祉協議会、自治会や子供会、ボランティアグループなどが手を差し伸べてほしい。そのようなホスピタリティを育むための情報交換会、学習会、広報活動、イベントの開催などを、まずは福島県や自治体が行ってほしい。
7. 地域にある既存の民間施設などのストックも活用
  - コンビニや食堂のお惣菜の宅配、商店の定期的な移動店舗の開催(地域住民との融合効果も)

# 震災特集

## みちのくだんわ室

東日本大震災後、関西圏へ避難してきた人たちの交流の場となってきた「みちのくだんわ室」の取り組みが2年目に入った。都市ボランティアの石原直子さんから阪神大震災の経験者を中心となり、神戸市周辺で月1回のピクニックや食事を開催してきた。参加者は子どもからお年寄りまで約100人、60家族に上り、情報交換や避難生活の悩みを共有する場として毎回参加する人が多い。

〔関西報、写真も〕

### 「阪神」経験者らが企画

「大きくなったんや」と「初めて来た時はまだ赤ん坊やった」の24日に開かれた1周年記念のだんわ室。31家族65人が参加し、お茶ありがとうございま」とケーキを頬ばみながら、昨年3月27日、神戸市東灘区で6月

# 避難者に癒やしを

## お互いに悩み話すことが大切

だんわ室を企画した石原さんは「グリーフ（悲嘆）ケアは外からではできない。お互いに分かちあえる人同士が、悩みや近況を話すことでしか苦しみを小さくならない」と言う。

石原さんは阪神大震災後、仮設住宅支援のボランティアで高齢者が孤独死するケースを目の当たりにし、災害時のコミュニティの重要性を痛感。北欧で普及していた、台所などの共用スペースを持つ集合住宅「コフレックティブハウジング」を兵庫県などに提案し、復興住宅10団地計34戸で実現させた。

### 月1回 ピクニックや食事を

被災地に向かった。しかし、04年に胃がんの手術を受け、体力が低下していた石原さんは現地での支援を断念せざるを得なかった。

「何か関西でできることを。当時、福島第1原発事故で西日本に避難してきている母子などの報道が相次いでいた。生活物資の提供は行政や多くの市民団体が始めていたが、阪神大震災で孤立した住居を多く見てきた経験から、グリーフケアが必要と感じた。

昨年3月末、知人らとボランティアグループ「暮らしサポート隊」を結成。だんわ室を企画したが、当初は個人情報保護の観点から、市役所は避難者の

居場所を教えてくれず、避難者を受け入れてくれる公営住宅を直接訪ねるなどして企画を伝えた。

第1回のだんわ室は昨年6月4日、神戸市郊外でピクニックを行い、19家族46人が参加した。その後、毎月開催。「年配のお父ちゃんたちは、いつもお母ちゃんの機嫌にべったり。でも何回も参加するうちに、お父ちゃん同士で肩を寄せ合ったり話すようになった。だんわ室で知り合ったお年寄りが手をつないで移動したり、参加者の心が解けていく様子をみると、私も癒やされる」と石原さん。

参加者は世代で参加する家族から、単身者までさまざま。震災前の居場所も、東京都などからの自主避難も含め7都県に上る。

福島県三春町出身の女性39歳は当初、福島を離れる気が無かったが、大阪府出身の夫との結婚を機に兵庫県西宮市に引っ越した。関西になじめず、何度も帰りたいと思ったという。

だんわ室への参加は今年4月から。「なかなか家から出られなかった。避難者の集いは他にもあるが、そこへの一歩が踏み出せない。だんわ室は世代や家族構成もさまざまに参加しやすい。地元の人と会うと、やっぱりほっとする」



だんわ室の談笑風景。スタッフも加わらず避難者だけで時間を共有する。神戸市東灘区で6月24日

**記録誌まとめる**

県外避難者の実態を知ってほしいと、サポート隊はだんわ室の1年と参加者それぞれの避難の軌跡、関西圏での生活などを聞き取った記録誌をまとめた。写真、録音当日の様子など生々しい証言が、本人が執筆した手記も含め22人分掲載されている。

福島県会津若松市から神戸市東灘区に避難した30代の女性は「震災と原発事故の経験を自分が忘れてしまうこと、社会から忘れられてしまうことの両方が怖い。記録に残してもらえてありがたかった。関西で過ごしたこの1年は、多くの経験をさせてもらったような気がする」と話した。

記録誌は1冊3,000円。次回のだんわ室は9月2日、神戸市東灘区東灘子町の舞子海上プロムナード展望ラウンジで、問い合わせや参加希望は、連絡先の電話番号を記入の上、郵送で事務局（〒655-1004 神戸市東灘区舞子台7-1-4の305）へ。



# 被災地を離れ、疲れピーク

## 避難ストレス 海で癒やして

### 神戸の支援団体企画



東日本大震災

### 港クルージング参加呼び掛け

暮らしサポート隊は現在、まちづくりの専門家や学生ら約10人で構成。2011年6月、孤立しがちな避難者が語り、情報交換する「みちのく談話室」を開催して以来、毎月1回、神戸市内や淡路島のレストラン、観光地など、くつろげる場で集いを開いてきた。

参加者は2年間で85家族、延べ800人。高齢夫婦や一人暮らしの男性のほか、原発事故で避難した子どもの母親が半数を占め

料、定員50人(先着順)。申し込みは7日まで。石東さん ☎078・781・1170

東日本大震災の被災地から兵庫県内へ避難している人たちに集いの場を提供している市民グループ「暮らしサポート隊」(神戸市)が設立2周年を記念し、神戸港クルージングを企画した。代表の石東直子さんは「神戸の魅力を感じ、日々のストレスを発散して」と避難者の参加を呼び掛けている。

(木村信行)

「入園や入学など新たな課題に直面し、疲れている避難ママは多い」と石東さん。

12日は午後4時、JR神戸駅中央改札南口に集合。観光船コンチエルトに乗船し、生演奏を聴きながら夕暮れと夜景を楽しむ。株式会社コンチエルトが協賛。子どもは無料。参加費は大人500円(子どもは無料。定員50人(先着順)。申し込みは7日まで。石東さん ☎078・781・1170

## 東日本大震災の避難者ら クルーズで交流深め

神戸

東日本大震災の被災地から兵庫県内に避難している人たちが12日、神戸港クルージングを満喫しながら交流を深めた。

県内の避難者を集いの場を提供してきた神戸の市民グループ「暮らしサポート隊」(石東直子代表)が活動開始2周年を記念して開き、観光船コンチエルトを連航する「神戸クルーザー」(南部真知子社長)が飲み物を提供して協賛。宮城、福島県などから避難している約70人が参加した。

一行は、神戸市中央区の神戸ハーバーランドでコンチエルトに乗船。船内でジャズ演奏を聴いたり、デッキで夕焼けを眺めたりして楽しんだ。

宮城県女川町の自宅が津波に遭い、同市須磨区で夫と暮らし高嶋光子さん(69)は「みんなと楽しい時間を過ごすのが前向きになれる」と笑顔。原発

事故の影響で、地元に残る夫と離れて4歳の双子の息子と福島県郡山市から同区に避難する主婦(37)は「いつ家族4人で暮らせるようになるのか不安だが、こういう場では思いを分かち合えて心強」と話していた。

(宮本万里子)



船上でのひとときを楽しむ東日本からの避難者＝神戸港

# 支え人下

兵庫⇄東日本

5

津波の映像を見て、心が波立った。すぐにも現場に行きたい。

「いつもそうなるねん。とにかく目で見て確かめて、自分でできることを決めたらいいよ」

だが、自制した。2004年、胃がんの手術で体力が落ちた。数日後、着の身着的のままの人々が兵庫に來ていると新聞で知る。「神戸でできること」が見つかった。

仲間に呼びかけ、3月末、避難者を支援する「暮らし

## 暮らしサポート隊 石東直子さん



都市暮らしサポート隊代表。阪神・淡路大震災ではコレクティブハウジングを県に提案し、10団地341戸を実現。神戸市在住。

### 避難者支援

## 「神戸でできること」続ける

サポート隊」を始めた。だが、個人情報に阻まれる。自治体に尋ねても避難先は教えてくれない。

新聞記事を頼りに公営住宅を訪ね、チラシを配った。1回目の集いは6月。神戸市北区のしあわせの村で歓迎ピクニックを企画した。

宮城や福島の人々が笑顔で話らい、子どもはボールテイクの学生と原っぱを走り回った。「東北弁で安心して情報交換できた」「非日常から日常に戻った気分」。反応は予想以上だった。

自信がなかっただけに胸が熱くなった。「癒やし」の場を作ること、私たちも癒やされる。だから続ける。だから続ける。

当初はグリーフ(悲嘆)ケアの場と位置づけていた。だが、話らいの時間が避難者を結び、「語り合う会」「放射能の勉強会」などが増えてきた。避難をめぐると思えるようになった」と初めて顔を見せる人。首都圏からは新たな自主避難者が増えている。避難をめぐる意見の相違で離婚してしまつた人もいる。

月1回の「みちのくたんわ室」は、兵庫を知ってもらおうと、淡路島や明石の公園やレストランなど毎回会場を変える。気分転換できる場所とおいしいお菓子だけを用意し、後は自由にしてもらつ。2年間で参加

どの自主活動が生まれた。既に20家族が古里や周辺の町に戻った。「共助から自立へ。これが私たちの『理念』やねん」

根底にあるのは阪神・淡路大震災後、都市プランナーとして行政に提案したコレクティブハウジングの発想だ。身の上を合つた支援が続く。(木村信行) おわり

東日本大震災2年

<過去の災害公営住宅の取り組みを振り返る>

## 阪神・淡路大震災の災害公営住宅

神戸山手大学 小林 郁雄  
石東・都市環境研究室 石 東 直 子

### 1. 阪神・淡路大震災における災害公営住宅の 三つの課題

1995年の阪神・淡路大震災における災害公営住宅の課題は次の3つであった。

- ・供給戸数、立地場所、家賃といった住宅建設・供給の基本的課題
- ・暮らしを再生するすまいのための課題
- ・生活の仕方・在りようを前提にした住宅の建設・供給の課題

#### 1) 住宅建設・供給の基本的課題

第一の課題は、住宅をなくし自力再建が困難な膨大な数の被災者全員に、その多数は仮設住宅居住者であるが、災害公営住宅等が十分供給できるのか？その建設場所として、被災地に近接して用地を確保できるのか？なにより戦前長屋や零細木賃住宅など低家賃の住宅に長年住んできた低所得高齢者にとって、安い公営住宅といえども家賃を払うことができるのか？こうした災害公営住宅の絶対量と立地、家賃などがどうなるのか？そうした建設・供給計画をどのように被災者が知ることができ、自らの生活再建の過程を思い描くことができるのか？これが、第一の、かつ、最大の課題であった。

結論からいえば、立地場所に少し課題があったとされている以外は、おおむね合格点であるというのが一般的評価であろう。それは、何故か？中越大震災では、どうだったか？今回の東

日本では、どうなるのか？

#### 2) 暮らしを再生するための課題

第二の課題は、避難所や被災自宅から仮設住宅への移転において、痛烈に批判が集中し、実際にも孤独死など多くの問題を生んだ従前コミュニティを無視した供給・入居方式である。障害者や高齢者が優先入居した人道的（といわれる）で、公平な対応であった。しかし、公平であることは必ずしも最適ではない、旧来コミュニティを無視し、早い順にということで社会的弱者を集めてしまう結果を生んだ。

災害公営住宅の募集入居において、その反省からグループ入居を優先させることが試みられたが、ほとんど利用されることはなかった。隣近所と一緒に住みたいわ、とは言うが、入居申込みの時にそれは決定的な要因とはならない。他に優先すべきものが、それぞれの家庭の事情である。子どもの学校とか、親の介護とか、場所の選定や時期など、仲良しコミュニティ以上に重い選択肢があるのが、普通であろう。東北でも仮設住宅へのグループ入居が企画されたが、不十分に終わったと聞く。神戸の教訓の不十分な伝達である。

第一の課題の住宅を建設・供給すればすまいを再生したと考えてしまうところに、第二の課題があったというべきであろう。容れ物としての住宅がなければ、もちろん始まらないが、容

れ物ができたといって、すまいやくらしが始まる訳ではない。復興すべきは住宅ではなく、そこでの暮らしである。そのためには、何をどのようにすればいいのか？

### 3) 生活の在りようを前提にした住宅の課題

第三の課題は、第二の課題（くらしを再生するすまい）からの第一の課題（住宅建設・供給）への対応である。そこでの生活の仕方や在りようを考えた住宅の建設・供給であるのかという課題である。住宅を設計し建設・供給するのに、そんなことも考えずにするんですか？という素朴かつ根源的な質問があるだろう、そのとおりである。早期に大量の公共住宅建設供給に最も重要なファクターは、予算化である。同じスパン（柱間）の同じ構造の住宅建築を、間口幅の割り付けの違いだけで40㎡の単身向け、50㎡・65㎡の家族向けなどに標準設計・規格建設したのが、神戸の経験である。確かにそれなら予算化は簡単だ。関係した建築関係者とくに設計関係者が、それをヨシとしたとはとうてい思えないが、結果としてそうなっている。公共住宅の早期大量供給ということは、そういうことなのだ。ただし、すべての災害公営住宅が、という訳ではない。何事にも例外はあるし、個別の努力が異なる結果を生んでいる少数例が、重要で参考にすべきである。

### 4) 課題への対応はどうしたのか

第一の課題については、災害公営住宅の建設計画段階で明らかになっていたデータ（1996年7月に公表された「恒久住宅への移行のための総合プログラム」など）を、この「住宅」の1997年1月号（特集／阪神・淡路大震災から2年）において、「密集市街地の再生と住宅復興」（小林郁雄）というタイトルで詳しく紹介し、

解説し、評価した。建設・供給の実態はそれを参照いただければいいのだが、15年前の状況は現在の経済、社会背景とはかなり異なるので、現状の参考にはならない。

しかし、ひとつだけ当時の阪神・淡路における災害公営建設・供給で特筆すべきことをあげるとすれば、被災者への家賃軽減策の実施である。これによって、どれほどの被災（特に低所得高齢）者が安堵し、安定した生活再生を図ることができたかは、計り知れない。ちょうど応能家賃制度が検討されていたこともあって、その導入が果たした役割が大きい。

第二の課題への我々（神戸復興塾、市民まちづくり支援ネットワークなど）なりの対応・回答は次の「入居事前交流事業（芦屋のだんだん畑など）の取り組み」である。また、第三の課題への対応は、コレクティブハウジング事業推進応援団などによる「震災復興コレクティブハウジング（ふれあい住宅）への取り組み」であり、詳細は石東直子団長に執筆をお願いした「3. 全国初の公営コレクティブ住宅（ふれあい住宅）の課題」にまとめている。

## 2. くらしのための入居事前交流の試み

### 1) 入居予定者事前交流事業

阪神・淡路大震災では、仮設住宅などの仮のすまいから、公営住宅など恒久住宅への移動が、1998年の四度目の春にピークを迎えた。本当のすまいへ移るとともに、もう一度新たな近隣関係を再生創造していくことが入居する被災者は必要になる。それは従来の地域関係（コミュニティといわれる）を分断、離散させた仮設住宅生活への反省から、恒久住宅である災害公営などへの入居時の大きな課題であった。そうかといって、被災前の地域社会を災害公営住宅地に再生することは困難であり、非現実的である。

规律的な生活からはほど遠いが、せめて連帯感なかで今までの人々との温かい交流のあるくらしを取り戻してもらいたい。生まれて初めて鉄筋コンクリート造の共同住宅に入居することのイロハに備えることはもちろん、新しいコミュニティをそこで再生していくための配慮が重要だ。

そこで、神戸復興塾を中枢にしたNPO 神戸まちづくり研究所や市民まちづくり支援ネットワークなどが一致協力して、取り組んだのが、事前の見学会や交流会など入居予定者事前交流事業であった。破壊されたコミュニティは新たに再建するしかない。

新規供給住宅が完成するまでの仮設住宅での待機期間のうちに、公営住宅入居者を対象にした事前交流事業を、1997年の夏頃から準備し、公営住宅への入居ピークを迎える1998年春を中心に行った。

- ・1998年2月：北舞子台第4団地（垂水区）…現地見学会と事前交流事業
- ・1998年3月：鹿ノ子台南団地（北区）、ルネシティ魚崎中町団地（東灘区）、ベルデ玉津団地（西区）…現地見学会と事前交流会
- ・1998年4月：HAT 神戸団地（灘区）…「よろず相談室」
- ・1998年5月：HAT 神戸団地（灘区）…ウエルカムイベント
- ・1998年10月：井吹台団地（地域見守り協議会と共催）…現地見学会とウエルカムイベント
- ・1999年9月：HAT 神戸団地（灘区）…「暮らしの相談／ふれあいテント」

事前の見学会や入居者交流会が、新たなコミュニティ再生の基本だと思って進めたものである。それは、少なくとも新しい無機質な箱をつくることしかできない建設関係技術者のはしくれの、せめてもの「いいわけ」ではあったが、

幸い震災復興基金事業に取り上げられ、多くのボランティアやNPO分野の人たちの活動現場でも事前交流事業は展開された。



写真-1 事前交流事業の現地見学会(北舞子台第4団地)

## 2) 南芦屋浜コミュニティ・アート計画

もうひとつ、同じ思いで進めたプログラムに、南芦屋浜コミュニティ・アート計画がある。芦屋市の南に新たに造成された人工島に作られた南芦屋浜災害公営住宅（県営414戸、芦屋市営400戸）で行った、コミュニティ／暮らしのワークショップ（担当：伊藤雅春さん）と、アートワーク／心地よい暮らしのアート（担当：橋本敏子さん）の2つの枠組みからなる計画であった。

これからのコミュニティづくりのために入居予定者に集まってもらい、環境形成に関わる専門家やボランティアの一般市民も加わっての「暮らしのワークショップ」は、合計7回開かれた。アートを介したまちと人との関係の創造をめざす「アートワーク」は、アーティストによる環境一体型のもと、入居者・市民ボランティアによる住民参加型アートが展開された。1996年末から検討を始め、97年5月から翌98年3月まで、ほぼ1年間にわたる南芦屋浜コミュニティ・アート実行委員会（座長：小林郁雄）を中心とした取り組みであった。この取り組み

には事前交流事業の先行モデルとして、多くの関係者も参加した。

このコミュニティ・アート計画の代表作品は、団地の住棟の間に計画された緑地に作られた「だんだん畑」である（たほりつこさんのアート作品「注文の多い楽農店」）。震災後に設置された新たなタイプの集会場所（ギャザリングスペース）の代表であり、多くの被災入居者の協働の暮らしを再生する場となることが期待され、実際に入居者の手で管理運営が続けられた。（写真-2・3、参考1）

これらの取り組みもコレクティブハウジングの事業推進と同じように、単なる住宅ではなく「すまい」として器を用意すべきであるという観点からは同じことだと、私のなかでは位置づけていた。

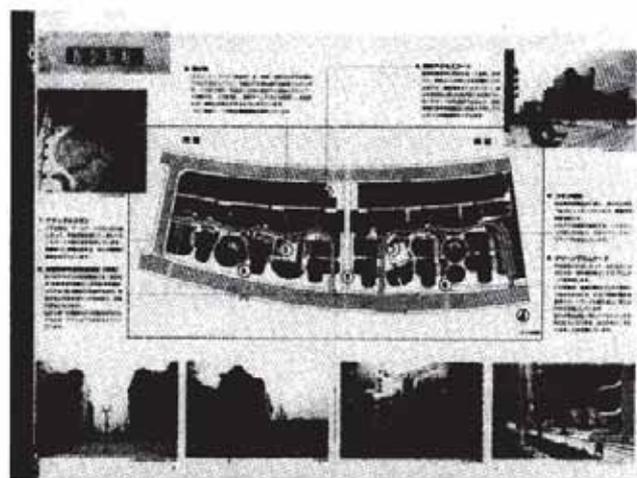


写真-2 南芦屋浜災害公営住宅



写真-3 芦屋のだんだん畑・菜の花

### 3. 全国初の公営コレクティブ住宅（ふれあい住宅）の課題

「いつでも誰かと合えるし、いつでも一人になれる」というコピーのふれあい住宅は、入居者が日々の暮らしの楽しさと利便性を共に育む「共助」に視点をおいた住宅である。しかし、入居後数年を待たずして、入居者の加齢による心身の弱化に伴い共助ができなくなった。住宅を建設するというハードな住宅供給のみで、入居後の協働の暮らしを育み、継続するための手立て（ソフトな住宅供給）が検討されなかった。入居前はボランティア組織のコレクティブ応援団などによる協同居住の始動のためのワークショップが開催され、2地区の神戸市営ふれあい住宅では市担当職員もワークショップに参画し職員たちも新しい暮らし方の公営住宅の認識を持つことができたが、共助を継続させるための公的な施策は検討されなかった。コレクティブ応援団も事業化推進当時はその必要性にまで想いが至らなかった。従って、現在多くのふれあい住宅の協同室は日常的に使用されることなく、閉ざされた状態になっている。それはソフト面の住宅供給の欠落に加えて、下記のようないくつもの課題が重なりあっている。

#### 1) ふれあい住宅のいくつかの課題

共助が難しくなったいくつかの課題は下記のようなものが指摘できる。

① 10地区341戸が建設されたふれあい住宅は阪神大震災後の緊急な試みであり、全国初の事業化のために国の事業制度がなかったため、ほとんどの住宅はシルバーハウジング制度の活用で事業化された。うち2地区はシルバーハウジング以外の住戸も併設されているが、全体に入居当初から高齢者の入居が多かった。

② 入居後数年を待たずして居住者の加齢に



図-1 コレクティブハウジング事業推進応援団の事業展開にそった居住サポート活動

よる心身の弱化に伴って共助活動が困難になり、定例的な食事会やお茶会が中止されたり、節季の行事も少なくなり、ごみステーションや共同空間の清掃などを人材センターに外注するようになった住宅もある。「共助」を継続するための手立てがないので、このような状況に対しての対応策は住民まかせである。

③ ふれあい住宅の空き家募集等の管理担当部局である自治体職員は2、3年で交代するので、ふれあい住宅の主旨を熟知しておらず、募集に際してふれあい住宅の説明が正確になされない。また応募者の中にはサービス付き福祉住宅と思いきみ、入居当初から生活支援を必要とする人が入居して来て共助活動がますます困難になる。

④ ふれあい住宅の設計に関わった建築家や自治体職員が実際の暮らしに対して無知に等しく、協同室や共同設備の維持管理費が高くなり、居住者が共助の活動を控えるケースも出てきた。例えば、協同室に大きなエアコンが複数台設置され、その電気代基本料金が電力使用料

の多い業務用料金が設定されており電気代が高くつく。実際は全く使われたことのない共同洗濯コーナーなども設けられており、口径の大きな水道蛇口が設置され、水道使用量基本料金が高く設定されている。実生活と合わない複数の協同室や2階吹き抜けで照明器具がセレモニー会場のような協同室、協同室の厨房スペースが小さすぎて使い勝手が悪い等々、日々の暮らしとその維持管理について無神経な男の視点での設計がなされている住宅もある。

⑤ 2000年に制度化された介護保険制度の家事ヘルパーを利用する人が増え、個別対応のヘルパーが居住者の閉じこもりを誘引し共助を阻む原因にもなっている。

居住者のこのような戸惑いに対しての相談窓口はなく、自治体もボランティア組織のコレクティブ応援団に期待していた。なお、コレクティブ応援団はコレクティブ住宅の事業化の推進のために上記のような活動を展開してきたが、入居後のこのような個別の問題の対応には限界がある(参考2)。

## 2) 課題への対応策

ふれあい住宅の入居からしばらくは、その先進性が多くの自治体から注目され、視察者も少なくなかったが、「共助を継続させる仕組みの欠落」については指摘されることはなかった。しかし現在、いくつかの自治体で事業化されている協同居住の住宅は、神戸のふれあい住宅の課題を教訓とし、共助の継続のための手立てを備えて事業化されている。

例えば、北海道釧路町型コレクティブハウジング「遠矢団地とピュアとうや」は、高齢者と若い家族、共働きなどさまざまな世帯が交流できる住まい方として、公営住宅の範囲の中で「協働」や「自助・共助」の理念に基づき、他世代間コミュニケーションを図り、地域を含めた支え合い・助け合いの結びつきのある住まい方を目指している。既存の住民組織等が形成されていない新たな公営住宅・施設づくりにおいて、行政による住民参加のソフト面の働きかけにより、周辺地域を含む住民間の互助による見守りや生活支援サービスの提供、介護保険サービスの運営主体の立ち上げを誘導している（参考引用資料：「住まいからはじめる地域・まちづくり2008／豊かな住まい・まちづくり推進会議、公共住宅事業者等連絡協議会発行」）。

なお、筆者はふれあい住宅の入居後も支援活動を続け、問題が発生した住宅から連絡があると相談にのり、共助が困難になった打開策の一つとして、外部サポートの導入を提案したが、もともと外部サポートの協力でお茶会を継続している（または再開した）住宅もある。例えば、県営Iふれあい住宅と隣接の県営シルバーハウジングでは、入居時から継続して神戸大学のボランティアサークル「灘地域活動センター」が毎週土曜日の午後「お茶屋いわや」を開いており、周辺地区の住民も含めて毎週50人ぐらいの

参加があるという。県営Fふれあい住宅は地域で託老所を運営している事業所に協同室を有料で提供し、地域の人参加できる食事会、映画会などをしてもらったり、市社協等が健康相談会などを開催し、地域の人参加している。また、まちづくり協議会は地域の人対象にしたお茶会や食事会をふれあい住宅で開催している（協同室の使用料は有料で、ふれあい住宅自治会に払われる）などの事例がある。

住人の加齢により自立した協同居住の運営が難しくなった時、外部サポートの導入はひとつの解決策であろう。

## 3) 東日本大震災の復興公営住宅への提案

東日本大震災の復興公営住宅の建設にあたっては地域特性を考慮して安心して住み続けられる住まい復興の取り組みがいくつか提案され、事業化に向かっているようだ。

安心して住み続けられる公営住宅とは暮らしに必要なサポート体制が整っていることだが、それを居住者だけで持続していくことは難しい。住宅供給主体が持続可能なサポート体制を組み込んで供給するのが望ましいが、それも早期には普遍化は難しい。一方、地域全体で総合的なネットワークをもつことが望まれるが、これもすぐ実現できることではなさそうだ。そこでまずは居住者が自治組織（自治会）を結成しコミュニティを育み、住人の要望を把握し身近な地域資源を活用することが考えられる。例えば、民生委員、高齢者在宅介護施設等の事業所、近くの飲食店をはじめとする生活必需品店、コンビニエンスストアなどと協働するなどはどうだろうか。また、筆者が考えているアイデアのひとつに公的介護保険制度の活用がある。現行の介護保険制度ではホームヘルパーの利用は個人契約であるが、利用者がグループで契約し

て、家事援助の集約化ができないだろうか。例えば、家事ヘルパーの食事づくりを依頼している人たちが集まって共同室で食事を3、4人分まとめて作ってもらって一緒にいただく。これは集住なら実現できそうである。元気な住人たちも参画すれば定例の食事会になる。制度上では難しいが運用面で工夫して実例ができれば、波及効果もありそうである。このようなアイデアを提案しコーディネートする公的なアドバイザー派遣制度や自治体の暮らしサポート部局の設置が望まれる。

#### 追記：

東日本大震災では建設仮設住宅の戸数を上回る「みなし仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げ)」が供給されており、今後の災害発生時の仮設住宅供給施策の重要なモデルとなるだろう。しかし、建設仮設住宅は集まって住んでいるので行政やボランティアの支援や情報交換も比較的容易であるが、みなし仮設住宅居住者は個々バラバラに入居し孤立しており、必要な情報も行き渡りにくい状況にあり、復興住宅入居後のコミュニティを育む面でも課題が大きいと予想される(参考3)。

みなし仮設住宅の居住者は「県外避難者」の状況と類似しており、馴染みのない地域で孤立して暮らしており、将来の不安を抱えながらも情報が得られず閉じこもりがちになる。筆者は「東日本大震災・暮らしサポート隊」を立ち上げ、兵庫県下を中心に県外避難者のグリーンケアを目的とした癒しの場の提供と避難者のネットワークづくりのために「みちのくだんわ室」を2011年6月から毎月開催している。今ではみちのくだんわ室は「100人大家族の協同の居間」のような雰囲気醸成され、情報交換やいくつもの自主活動がなされている(参考4)。

みなし仮設住宅居住者が共に集い、ネットワークを育むような支援がなされれば、復興住宅の入居後にも少しコミュニティ形成がしやすいと思われる。

#### 参考

- 1) 南芦屋浜災害公営住宅におけるコミュニティ・アート計画については、下記の記録があるので、詳しくはそれらを参照されたい。⑤⑥はこのアートプロジェクトのプロデューサーである橋本敏子さんの活動によるものである。
  - ①「南芦屋浜 災害復興公営住宅」南芦屋浜コミュニティ・アート実行委員会、住宅・都市整備公団(発行)1997年9月
  - ②「Housing Trend ハウジングトレンドNO.129 特集/南芦屋浜団地のコミュニティ&アート計画」大阪ガス株式会社(発行)
  - ③「育てる環境とコミュニティ 南芦屋浜災害公営住宅の試み」南芦屋浜コミュニティ・アート実行委員会、住宅・都市整備公団(発行)1998年9月30日
  - ④「南芦屋浜コミュニティ&アートプロジェクトドキュメント展 Part II」芦屋市立美術博物館、財団法人芦屋市文化振興財団(主催)1999年10月23日~12月5日
  - ⑤「暴力とカスタマイズ 南芦屋浜コミュニティ&アートプロジェクト6年間の軌跡」南芦屋浜コミュニティ&アートプロジェクト(発行)2004年5月8日
  - ⑥「注文の多い楽農店 だんだん畑 園芸クラブ・にこにこ13年の記録」2011年5月(陽光町市営だんだん畑 園芸クラブにこにこ 元・代表 小泉清さんの記録)
- 2) 「コレクティブハウジングただいま奮闘中 石東直子+コレクティブ応援団著 2000年8月発行 学芸出版社」
- 3) 阪神大震災の復興公営住宅の建設・募集は従前の居住地や仮設住宅のコミュニティを考慮せずに行われたため、入居後のコミュニティ形成の困難や閉じこもりなどが少なくなく、約25,000戸建設された復興公営住宅での孤独死は2000年~2012年までの13年間で778人にのぼる(毎日新聞2013年1月13日掲載記事)。
- 4) 暮らしサポート隊 HP  
[http://www.geocities.jp/kurasapotai/0\\_home.html](http://www.geocities.jp/kurasapotai/0_home.html)

# 超高齢社会対応の復興まちづくり

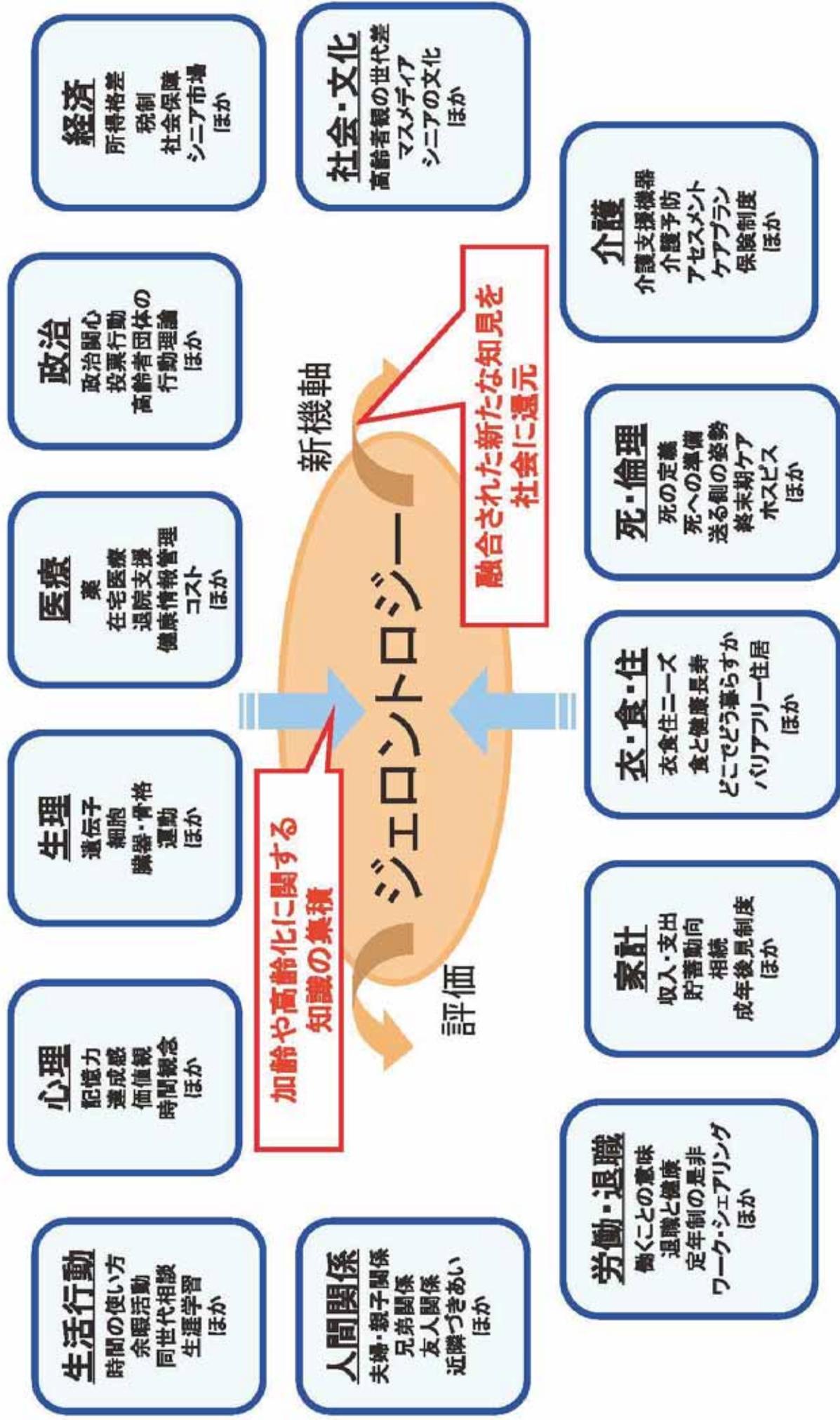
## -Aging in Community社会の実現に向けて-

復興公営住宅のコミュニティスペースと住民サポートの在り方について  
～高齢者や子育て世代等が安心して暮らせる復興公営住宅～

東京大学高齢社会総合研究機構  
特任研究員 後藤純 博士(工学)

[goto@iog.u-tokyo.ac.jp](mailto:goto@iog.u-tokyo.ac.jp)

# ジェロントロジーが関連する多彩な領域



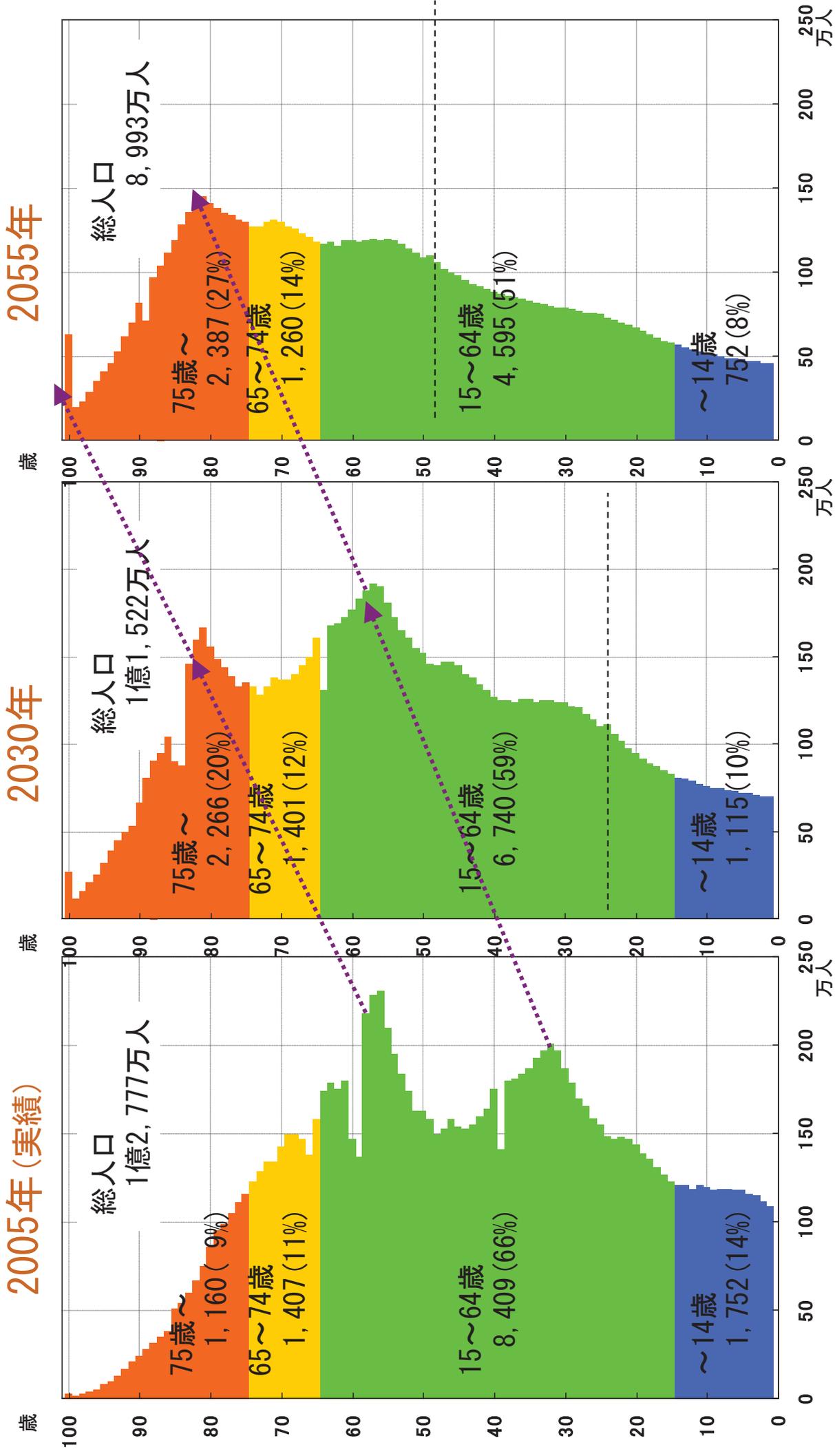
ジェロントロジー(老年学)の定義: 医学、生物学、心理学、社会学、法学、経済学、工学などを総合して加齢現象や老化にかかわる諸問題の解決を探索する学際的な学問分野<sup>1</sup>

コミュニティが抱える課題1

# 超高齢社会への対応

# 日本の高齢者人口の高齢化

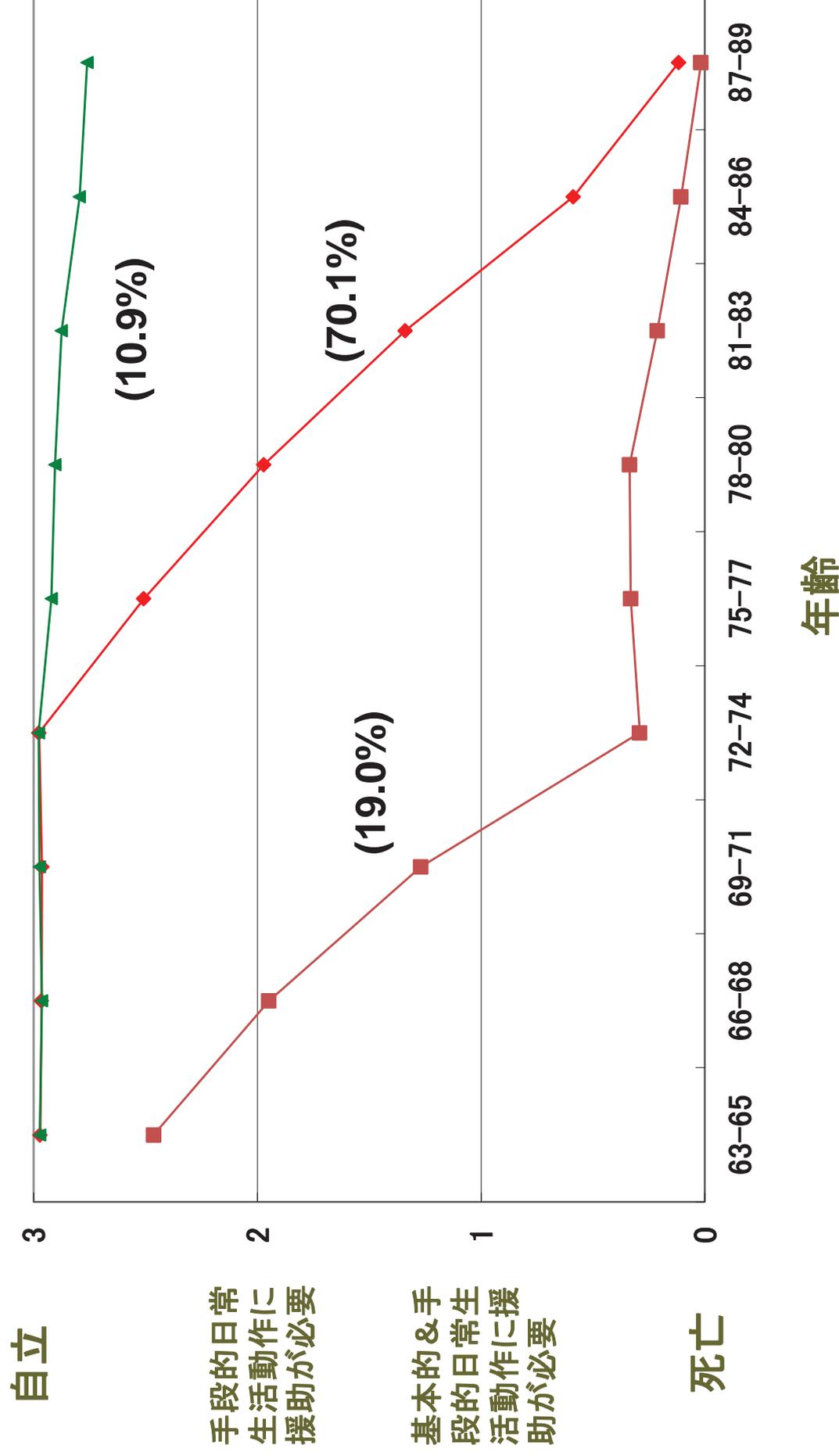
—平成18年(2006年) 中位推計—



注: 2005年は国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。

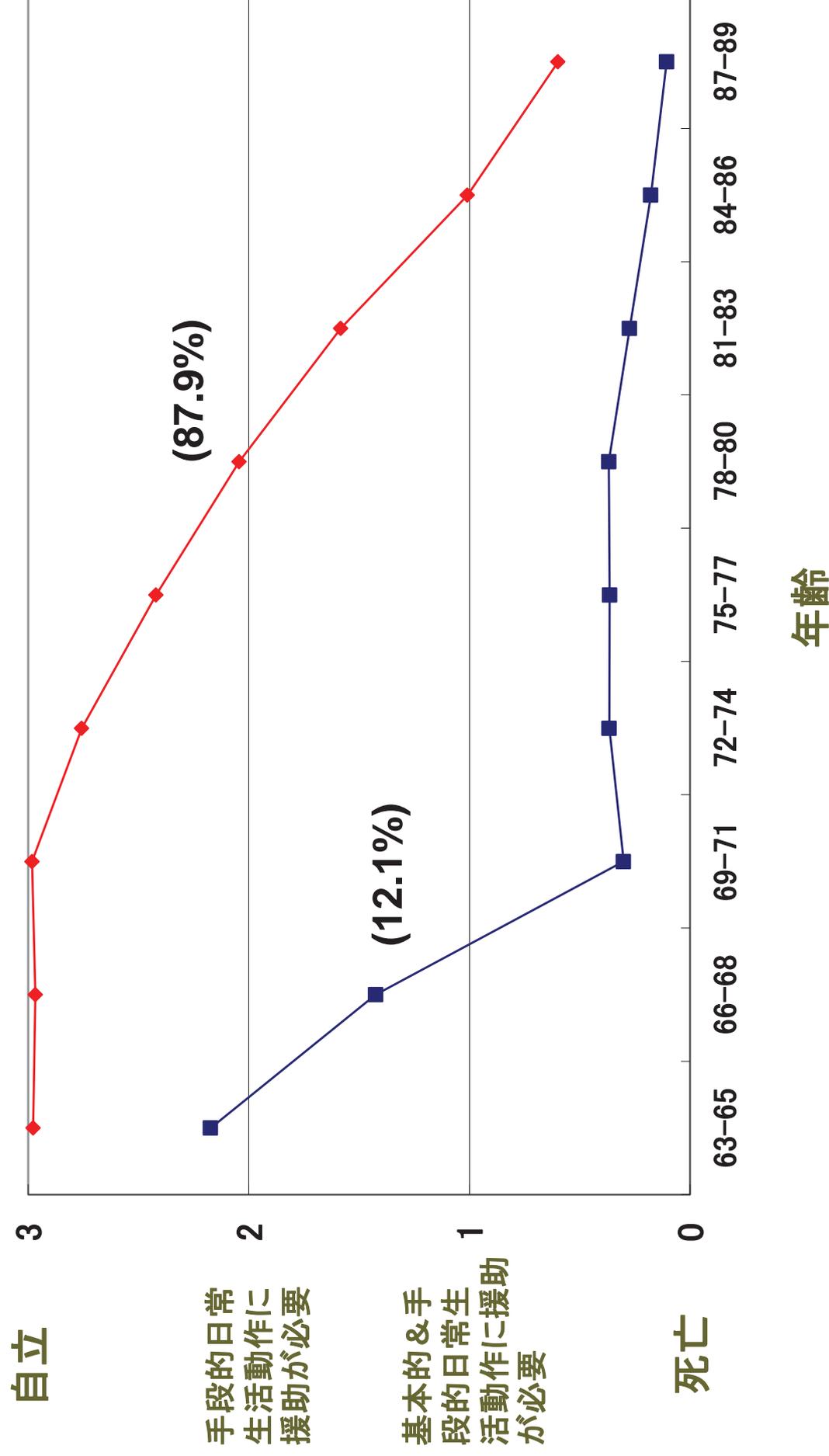
# 自立度の変化パターン【男性】

## — 全国高齢者20年の追跡調査 —

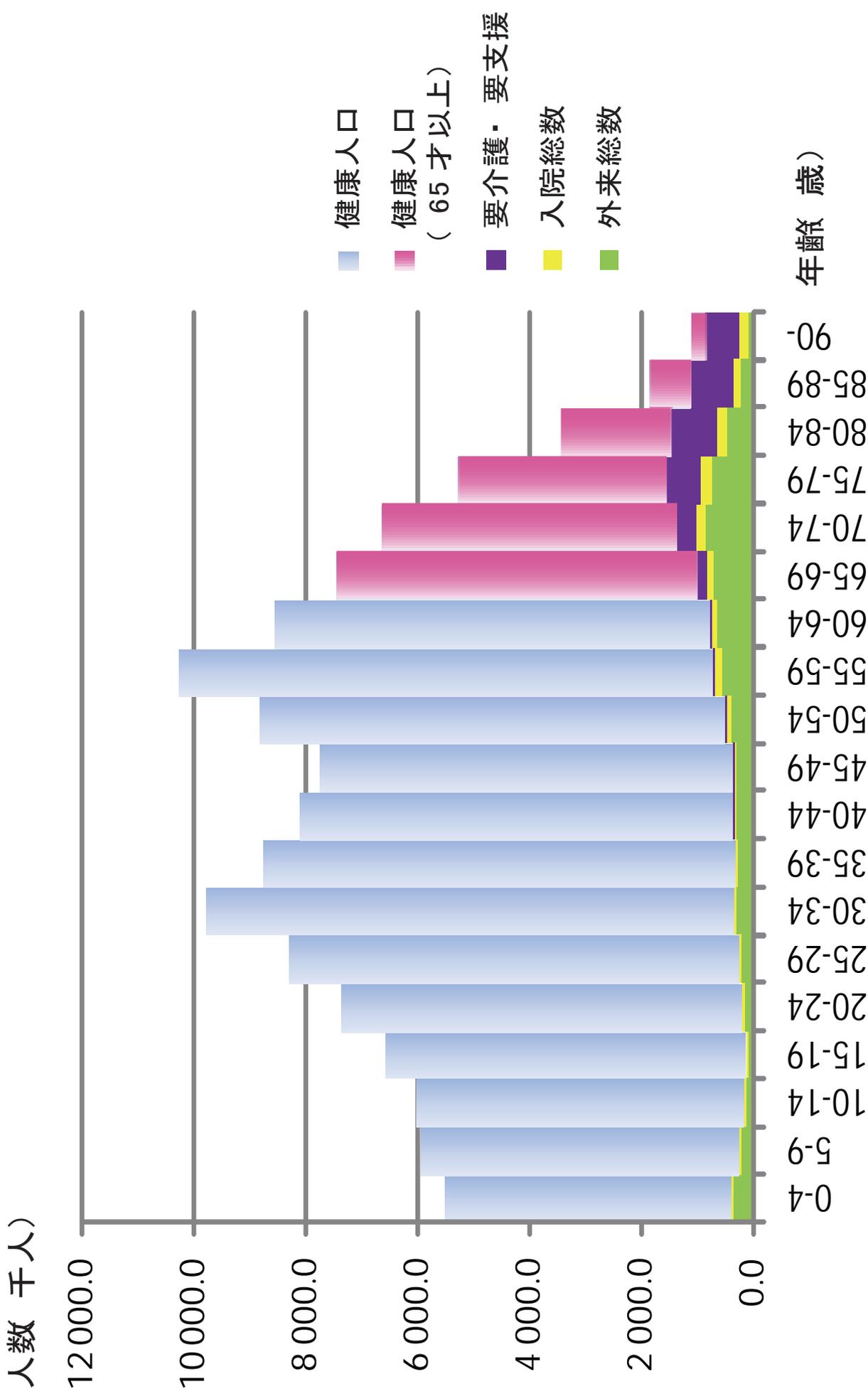


# 自立度の変化パターン【女性】

## — 全国高齢者20年の追跡調査 —



# 年齢階層別 医療・介護・健康人口



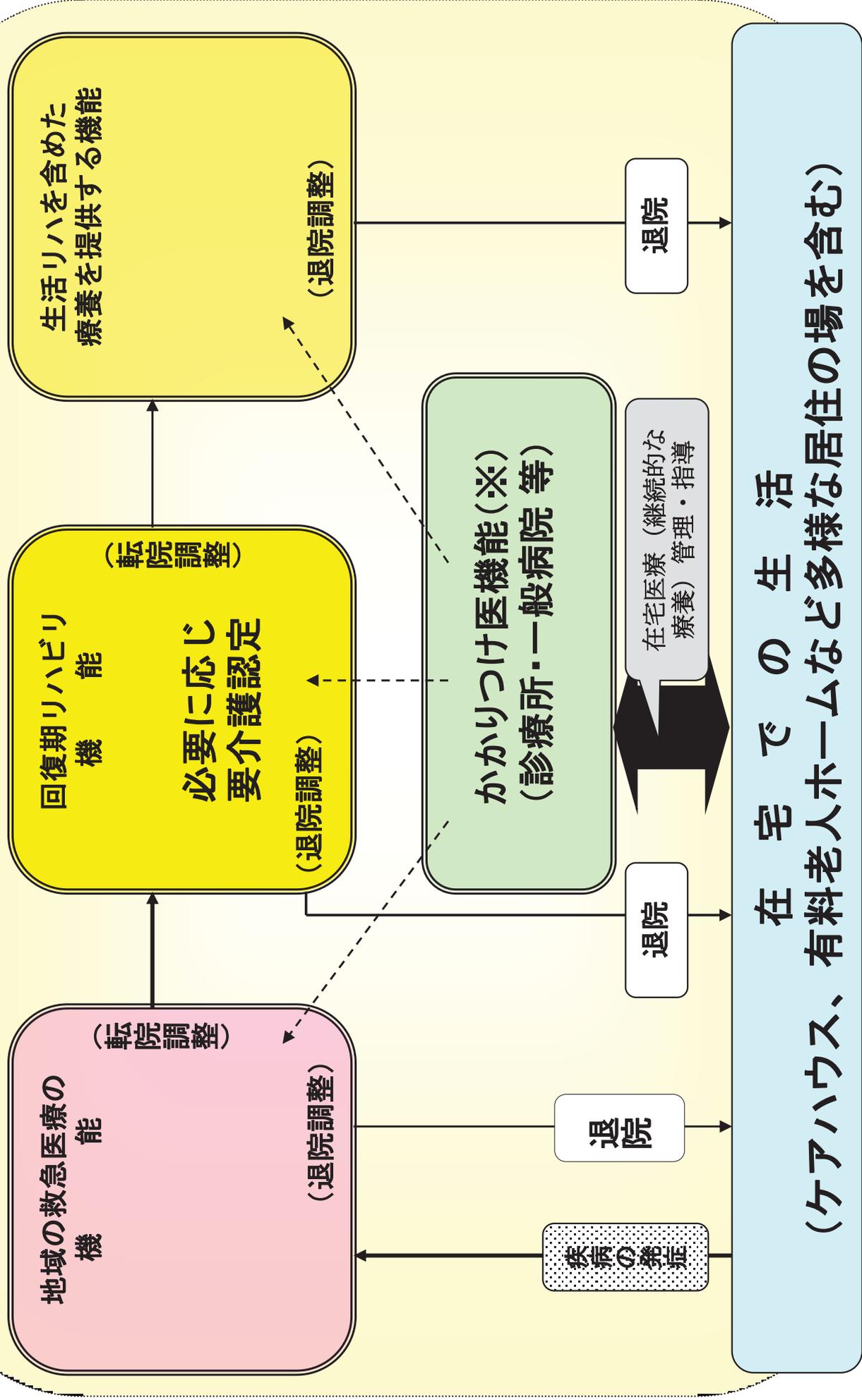
作成：東京大学政策ビジョン研究センター

参考：平成17年国勢調査、厚生労働省平成17年患者調査、厚生労働省平成17年介護給付費実態調査<sup>13</sup>

# 脳卒中の場合の医療連携体制のイメージ

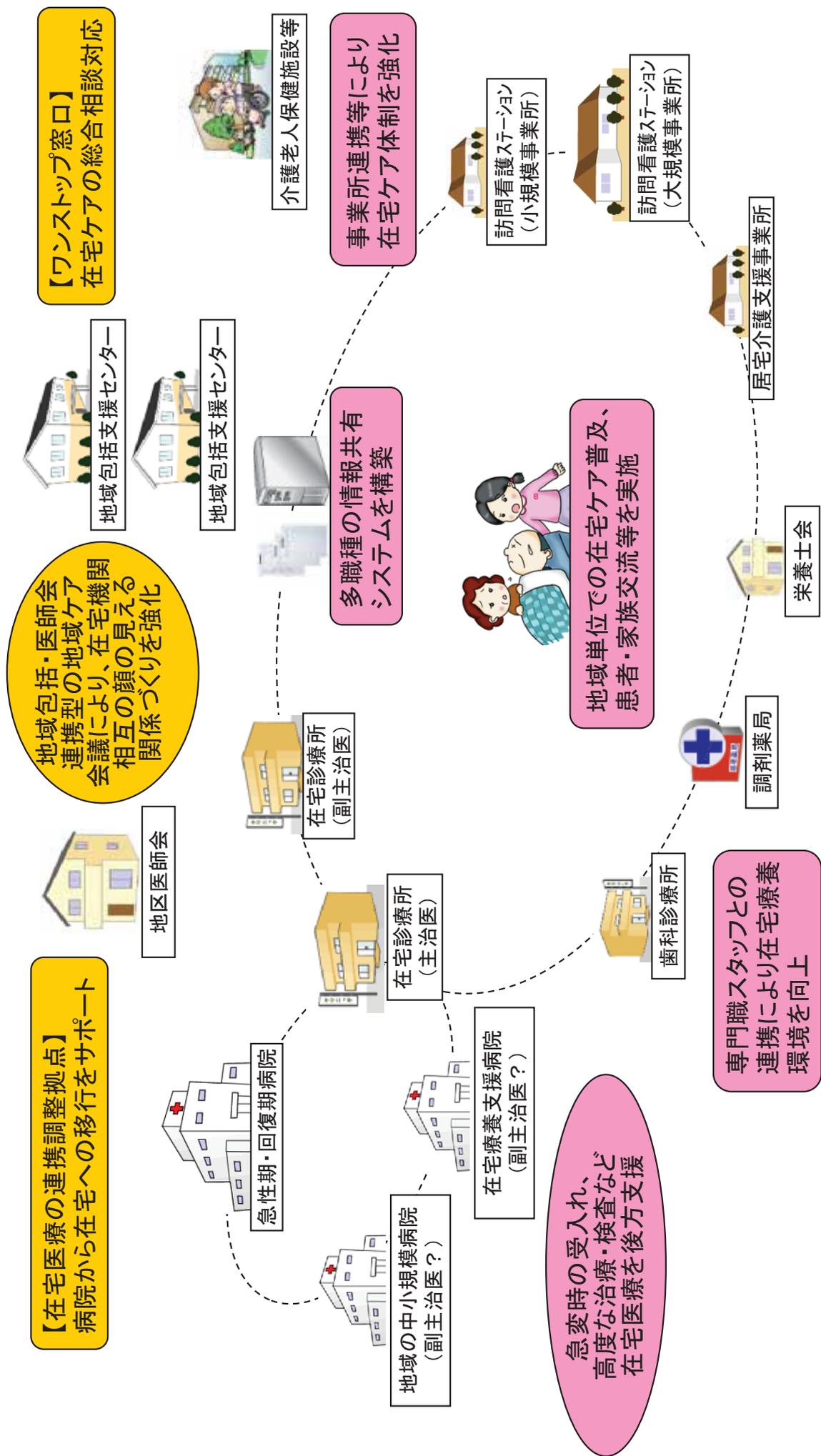
【急性期】

【回復期・亜急性期】



※ 急性期、回復期、療養期等各機能を担う医療機関それぞれにかかりつけ医がいることも考えられるが、ここでは、身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医師として、患者の病状に応じた適切な医療機関を紹介することをはじめ、常に患者の立場に立った重要な役割を担う医師をイメージしている。

# 在宅医療を含む地域包括ケアシステムのイメージ



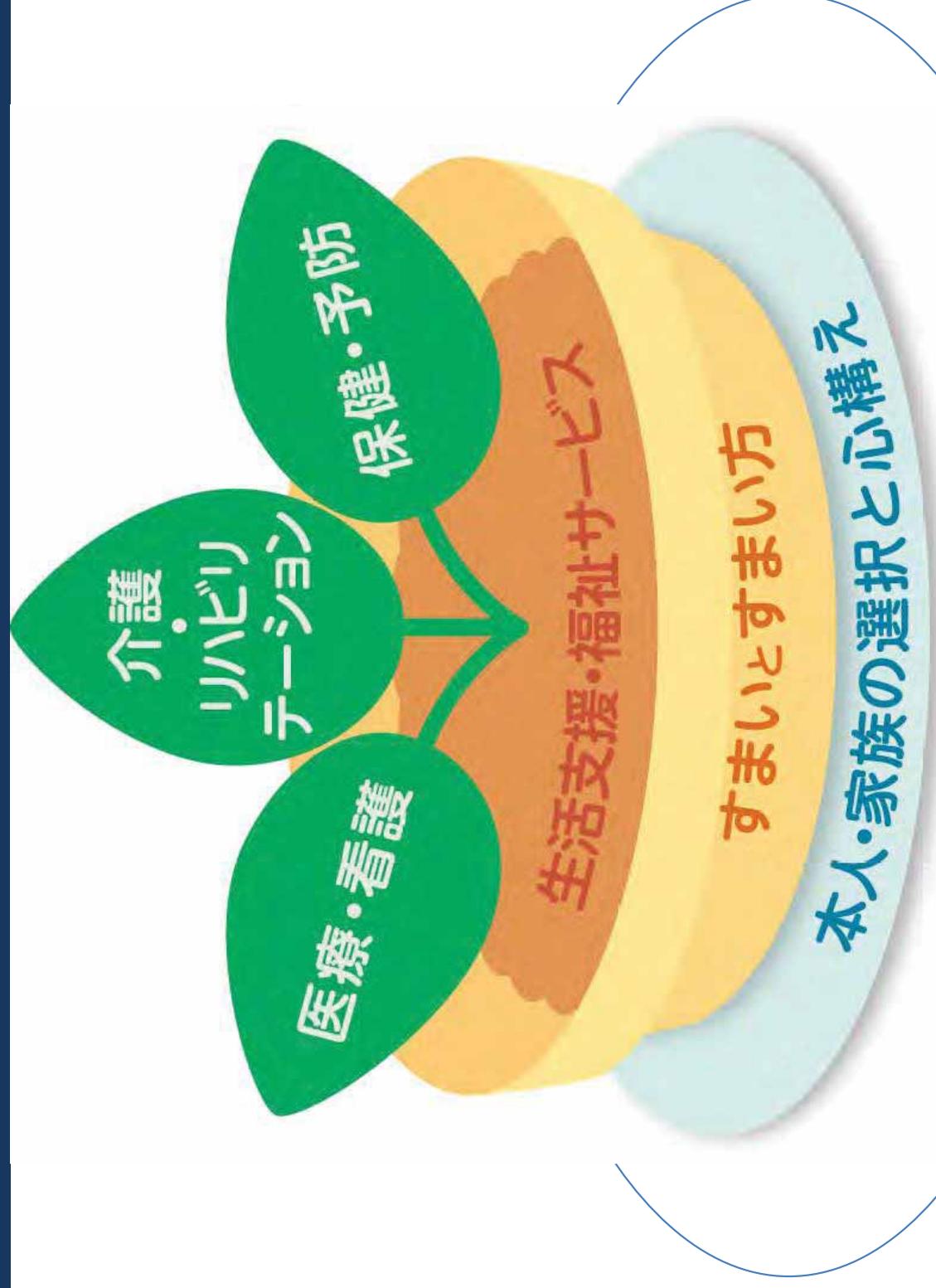
# 変わる家族のカタチ

	2005 (%)	2010 (%)	2015 (%)	2020 (%)	2025 (%)	2030 (%)
(1) 高齢化率	20.2	23.1	26.9	29.2	30.5	31.8
(2) 高齢者世帯割合	27.6	31.2	35.6	37.7	38.1	39.0
(3) 単身高齢者世帯 割合	7.9	9.3	11.1	12.5	13.5	14.7
(4) 高齢者夫婦のみ 世帯割合	9.5	10.6	11.8	12.2	11.9	11.6
(3)+(4)の合計	17.4	19.9	22.9	24.7	25.4	26.3

作成：東京大学高齢社会総合研究機構

参考：国立社会保障・人口問題研究所、日本の世帯数将来推計（都道府県）・都道府県別将来推計人口

# 地域包括ケアシステムとコミュニティ



コミュニティ（仲間、役割、生きがい、居場所）

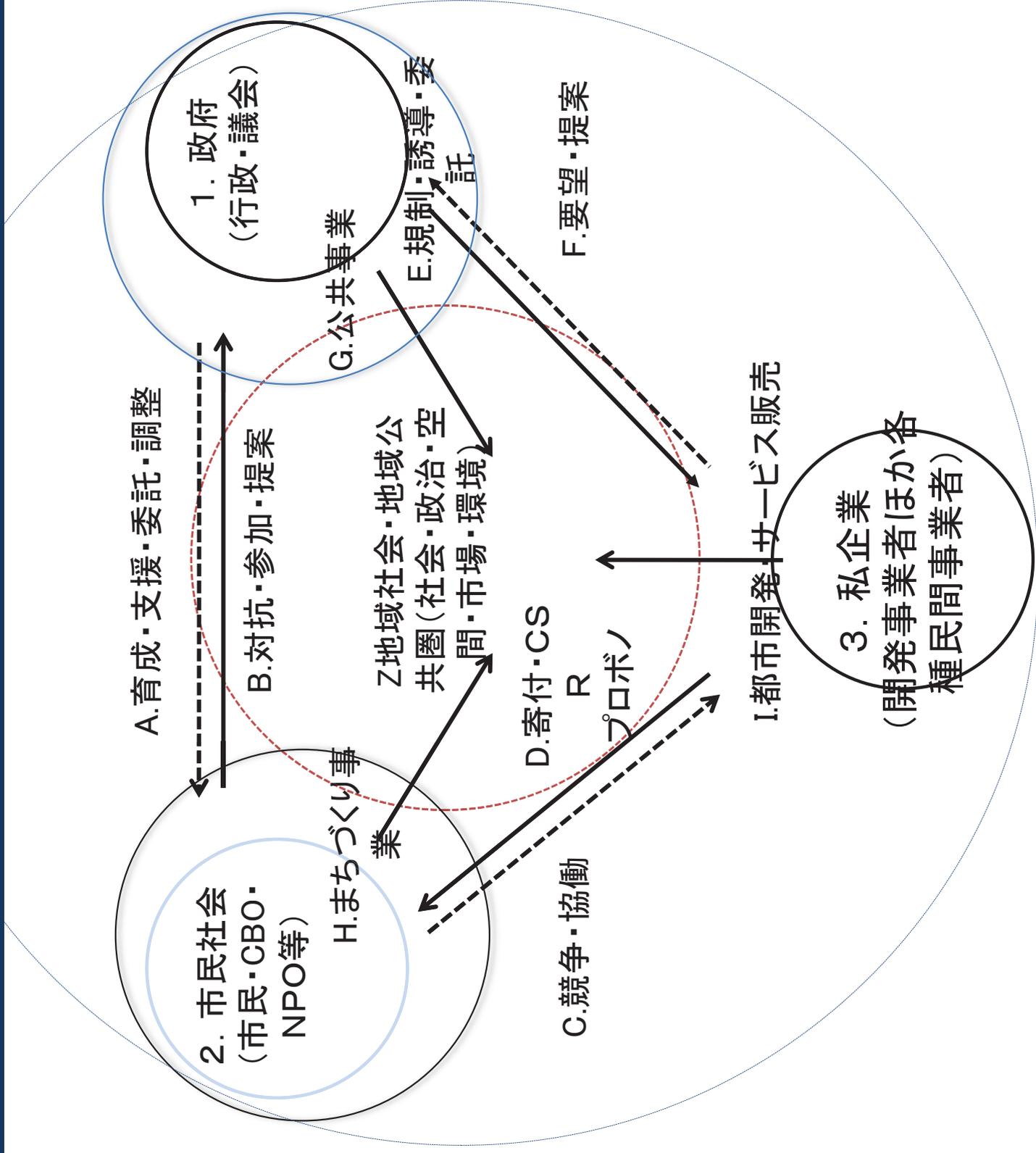
コミュニティが抱える課題

**求められる新しいコミュニティ像**

# コミュニティについて

- バウマン『コミュニティ』 筑摩書房
  - ー コミュニティとは「自由と安全の戦場」
    - コミュニティ(排他的:異質なものを排除し安全を高める)
    - 活性化(多様かつ自由、異質なものを取り込む)
    - コミュニティの活性化は、このバランスが難しい。
- 新しいコミュニティはそう簡単に立ち上がらない
  - ー 小さなコミュニティの芽を育てていくしかない
  - ー 地域社会における能動的な信頼関係の構築
- 課題解決型コミュニティを目指す
  - ー 住民自治組織による融和活動に限定しない
    - すでに高齢化、担い手不足の課題を抱えている。
  - ー 行政、企業、NPOも含めて役割を考えていく
    - 生活に関するあらゆることがコミュニティのリスクである

# 都市空間・コミュニティのガバナンス



# 「AGING IN COMMUNITY」社会の実現

# 「Aging in Community」社会の実現

- 目標: 「Aging in Community」社会の実現
  - － 高齢者が(心身が)弱って人の助けを多少借りつつも・できるだけ自立的に(快活に)最後までコミュニティの中で暮らし続けられる「生涯現役型社会」の実現
- 出発点: 自分(本人)はどうしたいのか?
  - － 住み続けたい、戻ってきたいまちになるかどうか。
- コミュニティで要望をだし、デザインしていく
  - － 「在宅ケアの拠点」が近所にあつたらいいな。
  - － 「歩いていけるところにカフェがあつたらいいな。」
- 高齢社会対応のまちづくりは医療福祉関係者だけのものではなく、総合的、長期的に取り組みなければならぬ。
  - － 自分の親世代が安心して暮らせなかつたまちは、次世代にとって早く逃げ出したいまち

# い(医)・しよく(食/職)・じゅう(住)

- い(医)・しよく(食/職)・じゅう(住)：3つの改革を通じた包摂力あるコミュニティ(地域社会空間)の実現
- (1)地域ケアシステム改革(い)
  - － 対症型・施設収容型の医療介護システムから、予防型・在宅型の統合的コミュニティケアシステム(次世代地域包括ケアシステム)への転換
- (2)地域社会活動改革(しよく)
  - － 高齢者の孤立化を防ぎ高齢者(特に前期高齢者)の諸活動(特に社会的参加・社会的交流)を活性的化する包摂力ある地域社会づくり
- (3)地域生活空間改革(じゅう)
  - － 安全安心健康快適バリアフリーの、豊かな交流空間を備えた「歩いて暮らせる」日常生生活圏の地域空間づくり

# コミュニティケア型仮設住宅

# コミュニティケア型仮設住宅団地とは

緊急避難、応急措置として大至急住居を与えるのではなく、家を流され、家族や友人を失った被災者が閉じこもることなく、再び生きがいを見つけ、元の生活を取り戻せるような住まいとケアそして生活に必要な機能が一体的に整備された、少子高齢化社会に対応した仮設の「まち」。

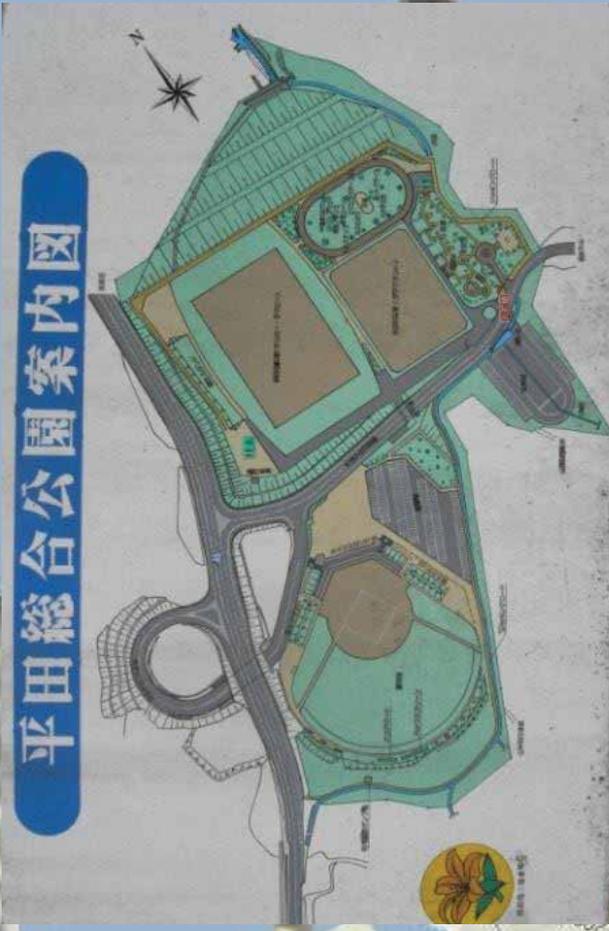
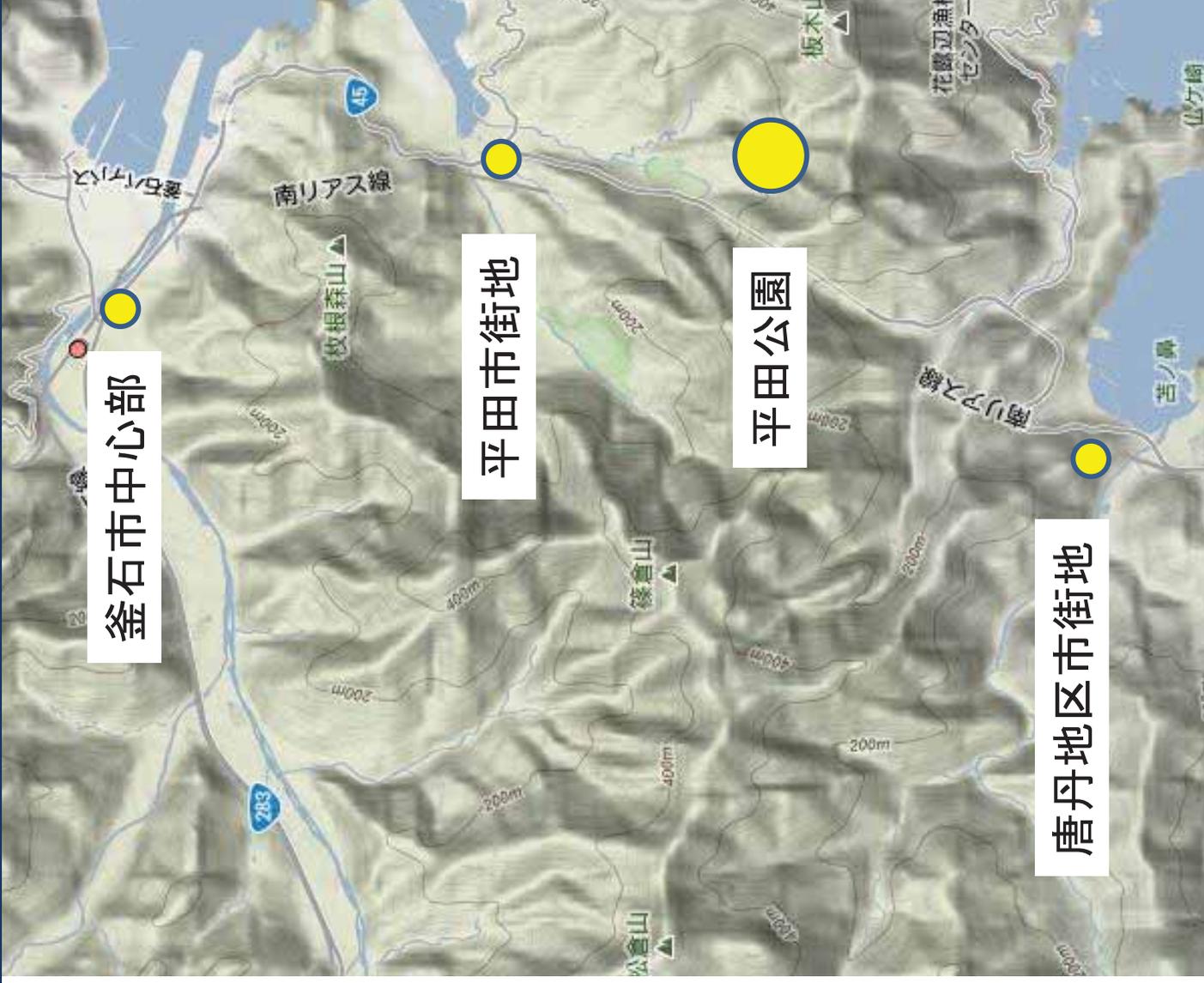
## コミュニティケア型仮設の社会的背景

- (1) **高齢化率の高さ**: 高齢化率は約40%。長引く避難所生活において、高齢者も体力・気力が衰え実質的な要介護度も上がっている。
- (2) **過去の震災の知見**: 阪神淡路大震災では、長引く仮設住宅での生活により、250名以上の方が孤独死や自殺が発生。
- (3) **厳しい条件**: 津波被害のため建設用地の確保が難しく、仮設住宅のみの小規模団地が建設。日用品の買物にも不便な団地が多い。抽選での入居のためコミュニティもゼロ



従来型の仮設住宅団地（緑色部分は談話室）の配置と従来型の仮設住宅

# 岩手県釜石市平田地区(平田総合公園)



# 釜石市平田地区コミュニティーケア型仮設団地



# コミュニティケア型仮設住宅のデザインポイント

1、見守りやすいように、共助(コミュニティケア)が生まれるように、ケアゾーン/子育てゾーンを設定

3、サポートセンター、診療所(週3日)、子育て支援の拠点を整備

5、商業者、医療・福祉関係者、自治会、行政等で協議会を立上げ地域課題共有と役割分担

2、ウッドデッキでバリアフリー化し、各種機能をウッドデッキと繋ぐ。住棟を向い合せにし、屋根をかけて、ご近所付き合いの促進(路地)

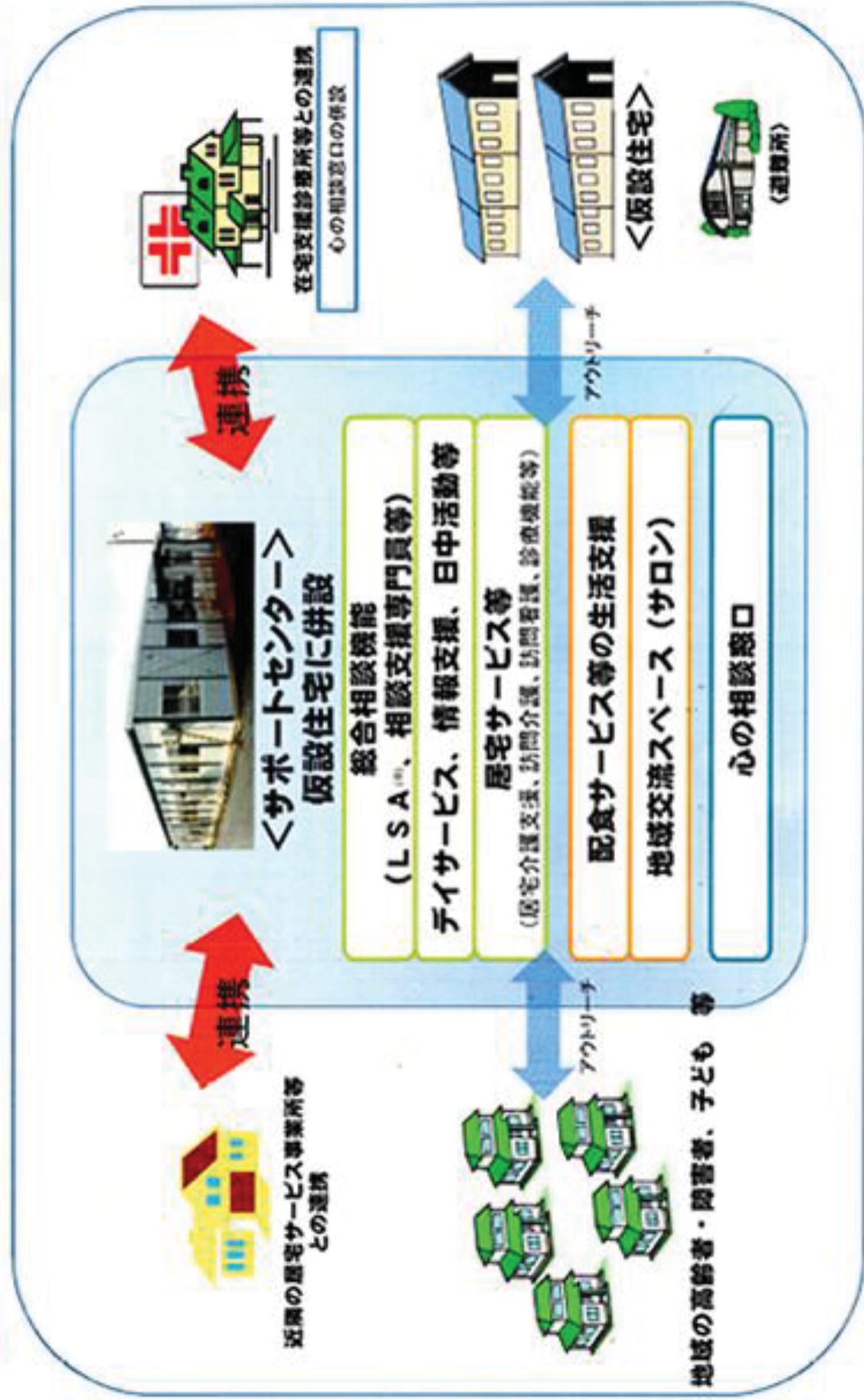
4、路線バスの停留所を設置。学校、病院へのアクセスを確保。被災した商店街を配置し生活に必要な機能を充実



ケアゾーンの高齢化率は約60%(空き室は60戸中1戸)

	6坪	9坪	12坪	計(戸)
ケアゾーン	15	30	15	60
子育てゾーン		10		10
一般ゾーン	47	76	47	170
計(戸)	62	116	62	240

## 仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

# (参考)平田地区における見守りの体制

自治会だけでなく、行政、医師、保健師、介護保険事業所等が連携する体制構築が重要

昨年度の取り組み例

コミュニティカフェ



コミュニティガーデン



まちづくり協議会



仮設住宅の自治会(約350世帯の代表)  
平田パーク商店会

NPO

ママハウス、@リアス  
さわやか福祉財団他



子育て支援ワークショップ

保健師

釜石市保健福祉部



アドバイザー

東京大学高齢社会総合研究機構・  
同大学工学部・釜石市他



介護・生活支援

24時間見守り  
ジャパンケア・サービス



心理士

全国心理業連合会

看護師

ジャパンケア・サービス  
釜石のぞみ病院

医師

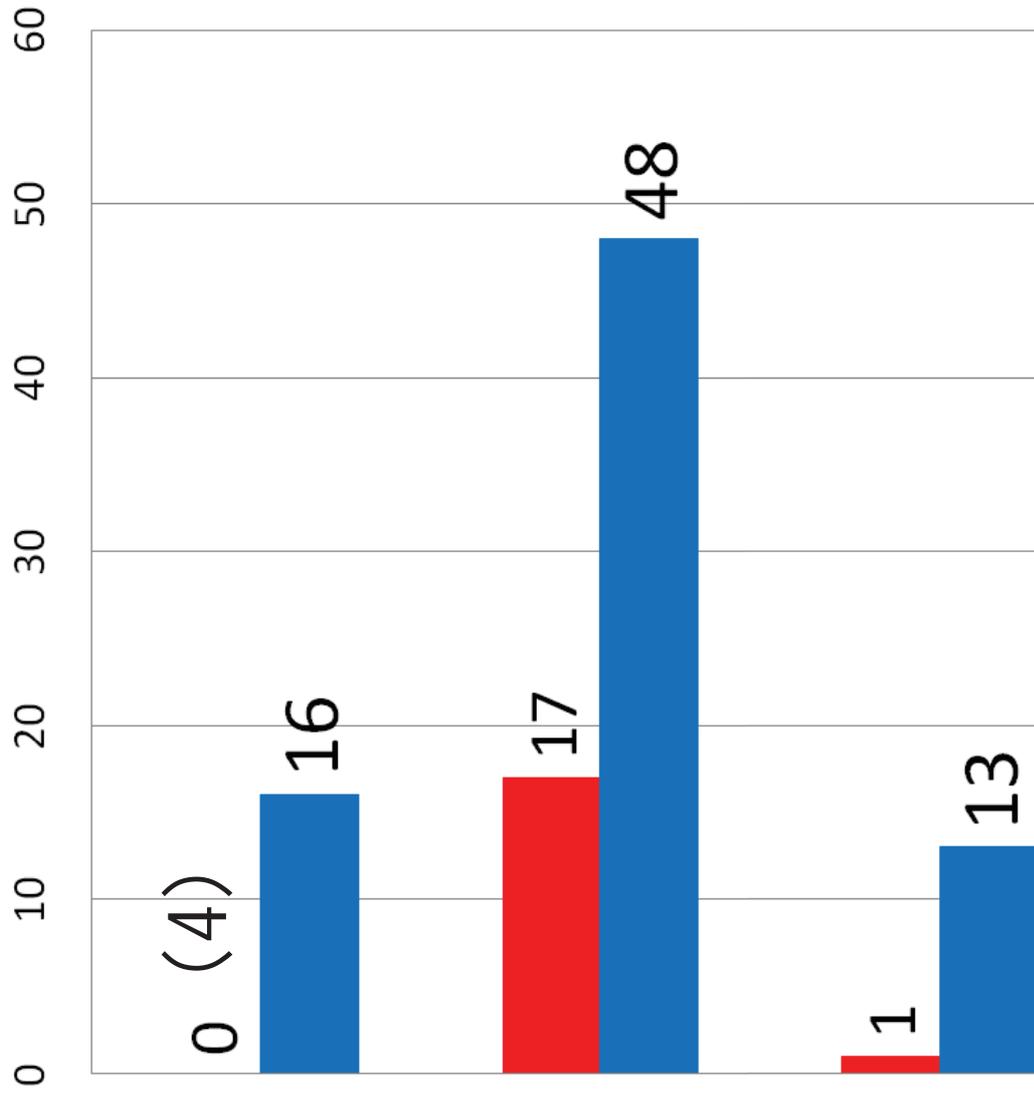
釜石のぞみ病院  
釜石市保健福祉部

# コミュニティケア型仮設住宅団地の成果

- **人と人とのつながりの回復**
  - － ウッドデッキでの自発的な交流、路地で漬物や思い思いの花を植えるなど日常生活が取り戻されつつある。
- **コミュニティケア・サポートの着実な効果**
  - － 虚弱化の予防、自殺予防など他の仮設と比較して確実な実績をあげており、地元医師会からも評価された。救急搬送率も低下している。
- **コミュニティの育成**
  - － 自治会、まちづくり協議会も軌道にのり、地域活動のための新しい公共の助成金を獲得し自主的な活動を始めている。

# カウンセリングと医療介入の件数の比較

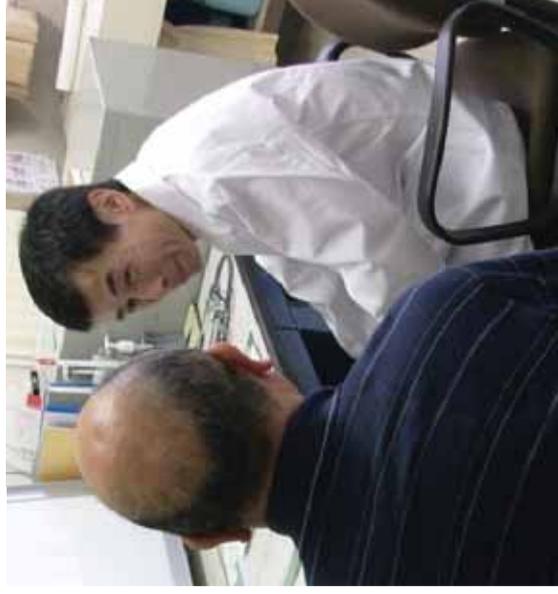
■ 平田 ■ A地区



カウンセリングが必要と思われる人

カウンセリングを継続して受けている人

専門医を受診



※平成23年8月から平成24年10月までの集計

高橋昌克他(2013)「釜石市平田仮設住宅における心の見守りの成果が  
らみられる地域医療の在り方」

# 地域社会活動改革(しよく)

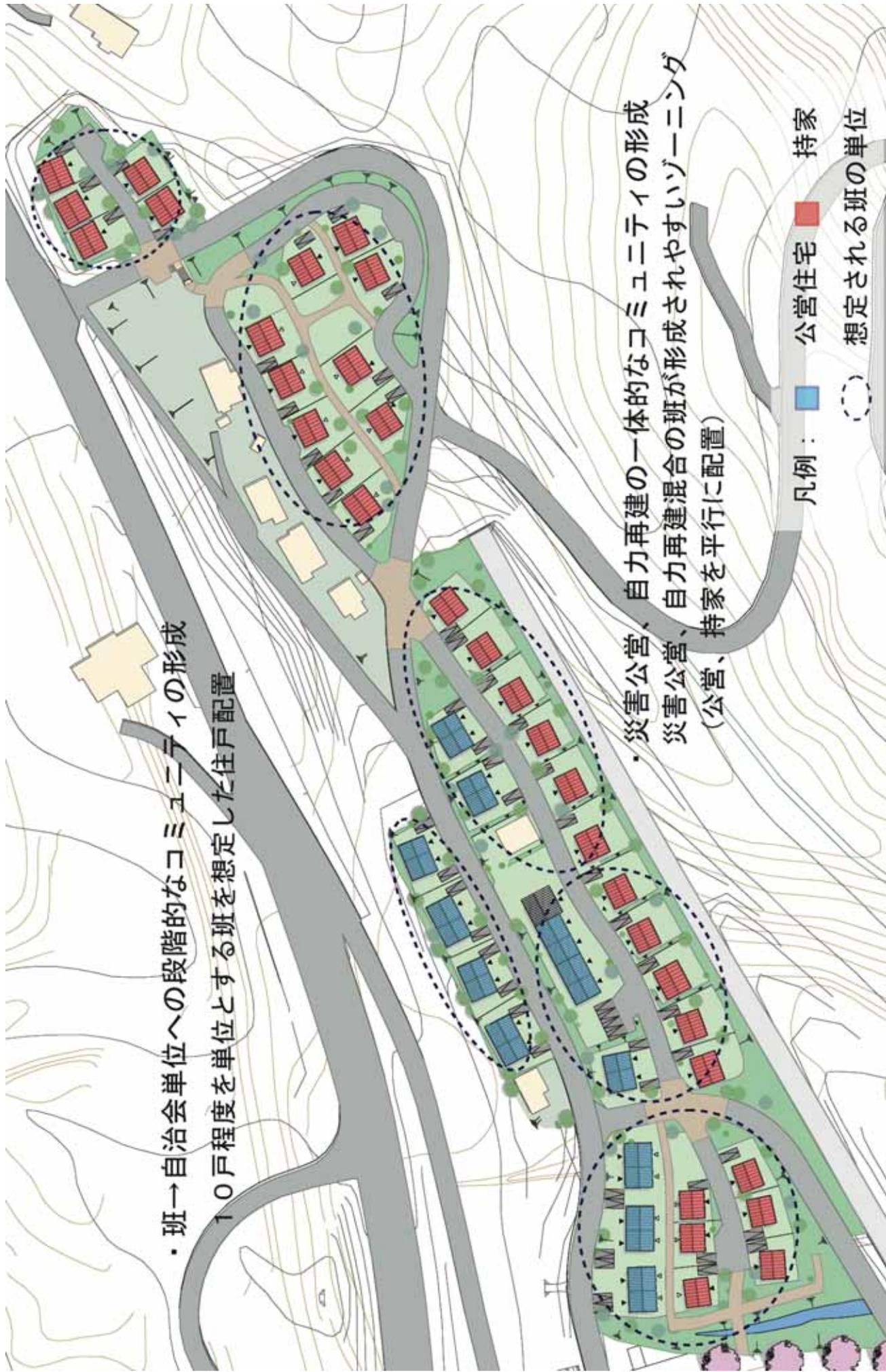
# 入居前にすべきこと

- コミュニティを再生することを目的として、従前のコミュニティ単位での募集、入居を積極的に活用する。
  - 小規模集落や被災前コミュニティの結束が現在も強い場合
  - 防集や区画整理などとあわせて供給・募集計画を検討する
- 抽選を行う場合であっても支え合いを促すことを目的として、親子や友人からなる複数世帯での入居希望を募る
  - 親世帯と子世帯、仮設住宅で仲が良くなった世帯などを、2世帯から認める。
  - 支え合い・コミュニティの最小単位を壊さない。
- 入居開始前からコミュニティ・ケアの体制を整える
  - 入居予定者による話し合いを促し、仮の自治会を立ち上げる
  - 各種支援団体(社協、医師会、福祉事業者、NPO、大学など)と行政が協力して立ち上げ支援
  - 見守り・生活支援活動を入居当初から実施する体制を整備

・ 班→自治会単位への段階的なコミュニティの形成  
10戸程度を単位とする班を想定した住戸配置

・ 災害公営、自力再建の一体的なコミュニティの形成  
災害公営、自力再建混合の班が形成されやすいゾーニング  
(公営、持家を平行に配置)

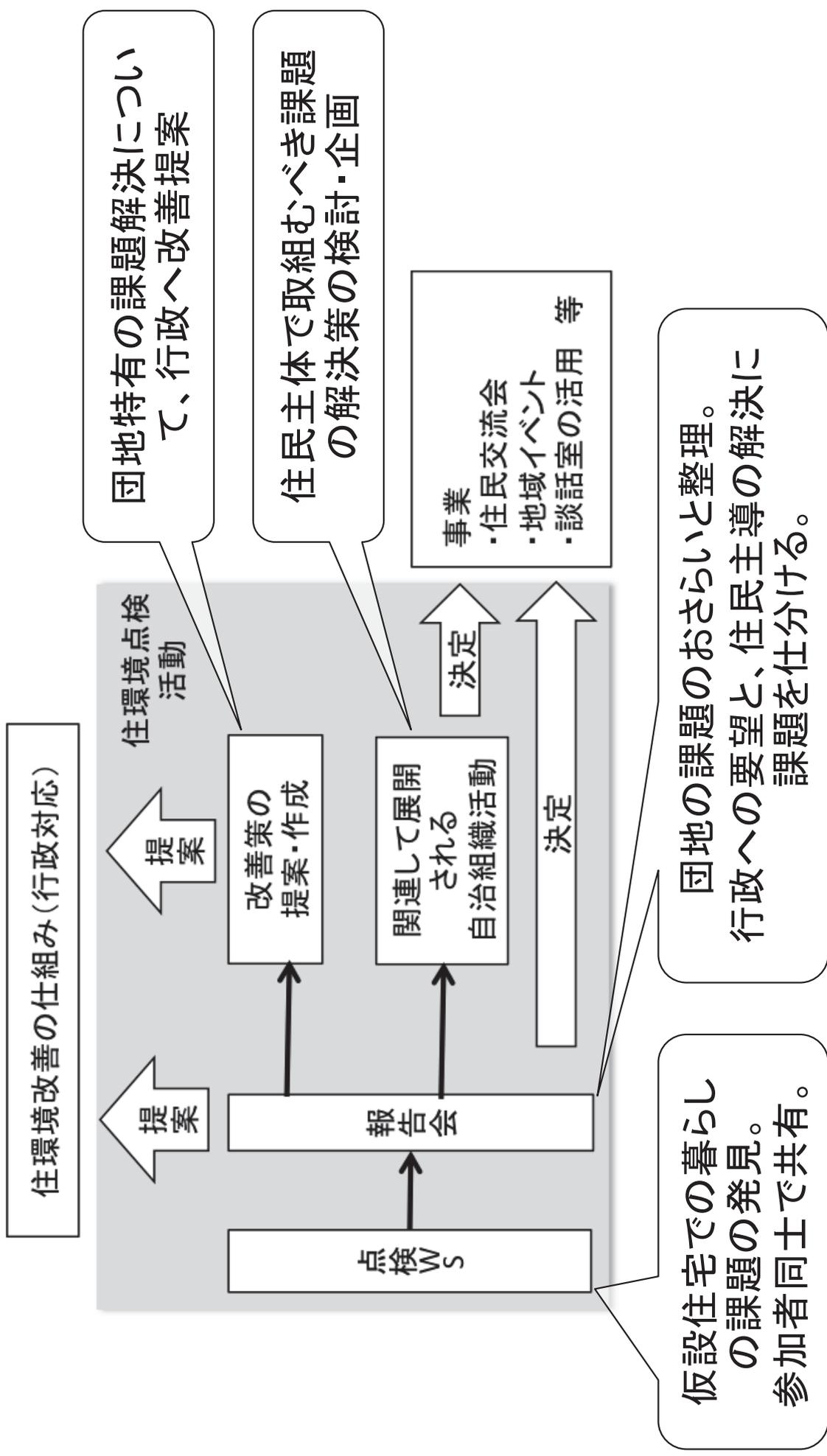
凡例： ■ 公営住宅 ■ 持家  
○ 想定される班の単位



# 入居前にすべきこと

- 移転先、建設先の既存コミュニティへの配慮
  - － 被災してない集落等への移転は丁寧な配慮
    - 文化や歴史だけでなく、高齢化・人口減少等の課題も抱える。
  - － 事前に地域のリソースを把握しておくことが重要
    - 地区診断、コミュニティカルテの作成
  - － 復興事業だけでなく、その集落・地区の発展にも寄与する施設や機能を用意することが重要
  - － 災害公営住宅の自治組織と既存コミュニティの自治組織を一体にする方法も当然考えられるが、お互いの価値観を理解しあえるままでは無理に一体とせず、まちづくり協議会のような仕組みで、とにかく話し合う機会・イベントを増やしていくと良い。

# コミュニティの核をつくる住環境点検活動



# 活動の実施

参加者でまちあるき  
課題の発見と意見交換



居住者同士で  
課題の共有



居住者間で  
課題の整理

仮設団地全体で  
共通の課題  
仮設団地の案内看板、風  
除室、外灯の設置など

団地特有の課題  
取り付け道路の舗装、側溝  
の蓋がけ、集会所の増設な  
ど

住民主導で取組  
むべき課題  
団地内での顔見知りづくり、  
地域コミュニティの再生など

行政対応

住民対応

# 住民主体による事業の実施

## 住民主導で取り組むべき課題

閉じこもり防止対策  
暮らし移動！保健室



団地内での顔見知り  
づくりBBQ



新年会の実施



血圧を自己管理  
する住民グループ  
の形成



普段、顔を出さない  
住民を呼び込み、  
交流を図ることに成功



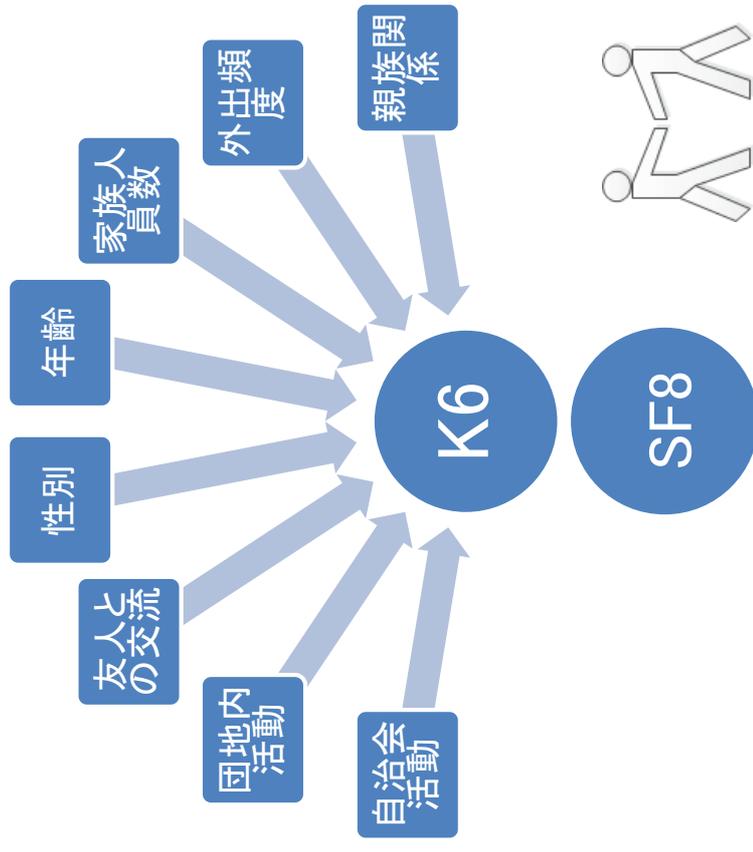
・新しい町内会の結成  
・地域外に出てしまった  
住民との再会を実現

- 住民主導で取り組むべき課題について、住民同士でできる範囲を進めることが、担い手の形成や育成に影響を与える。
- 談話室、集会場、広場などの空間が事前に必要となる。
- 高齢者自身がコミュニケーションの担い手になることが望ましい。

# (参考)対人関係と自治会活動の影響

1、K6を従属変数にしたプロビット分析...悩みを話せる親族がいる( $P=0.003$ )が1%水準、友人との交流( $P=0.045$ )が5%水準、自治会の活動( $P=0.094$ )が10%水準で有意である。限界効果が最も高いのは、悩みを話せる親族の有無( $-0.313$ )であった。

2、SF8を従属変数にした線形回帰分析...友人との交流( $P=0.001$ )がマイナスに有意であった。



**【考察】友人や家族との交流だけでなく、自治会活動への参加が精神的な健康にプラスに働いていたことがわかった。ただ、自治会の活動の参加割合が、現状でも決して高いとはいえない状況である。今後も、自治会活動や地域での交流が、精神的な健康にどのような影響を及ぼすのか、注視していく必要がある。**

# 子育てサークル支援



# 陸前高田「まちのリビング：りくカフェ」



# コミュニティレストラン・カフェ・台所



地産地消のレストラン



社会福祉法人 むそう  
狐坊庵／喫茶なちゆ



共同台所・居間



配食サービス

# 工コ平板(工コ平板防塵マスク協会)



特注工コ平板 南柏駅前方位

# 地域社会活動改革(しよく):

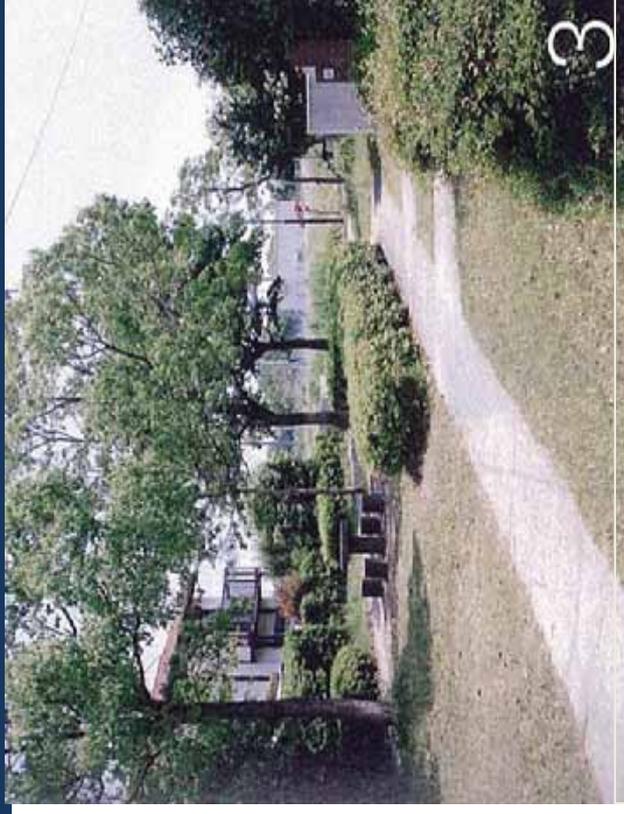
- コミュニティが継承される入居方式の検討
  - 単純な抽選による入居者選定方式では、親子世帯の近居の要望や、従来の近隣社会の継承が困難となる
- コミュニティの形成支援
  - 新しい住民同士は適切に働きかけなければ、コミュニティが形成されていかない。
  - 新旧住民等の対立などが無いよう、双方にとってメリットのある長期的な地域づくりをイメージしていく
  - 多分野、多職種がサポートする体制をつくる
- 高齢者が担い手となるコミュニティ活動の育成・支援
  - 住民交流・コミュニティダイニング・交歓の場の振興
  - コミュニティ活動の支援
  - 生きがい就労(社会参加)型コミュニティビジネスの振興
  - 生活支援員(LSA)など虚弱化予防・健康づくり活動の推進
  - 高齢者向け諸サービス・ビジネスの展開支援
  - 地域資源・地域文化の再発見活動
  - 社会教育の展開

# コミュニティのための空間

# ポケットパーク、緑道、菜園、生垣、生垣



広場沿いに設けられたベンチ  
(コモシティ土爪)



住戸に囲まれた緑豊かな広場  
(コーポタウンあかね)



団地共用部に設けられた菜園  
(多摩平の森)



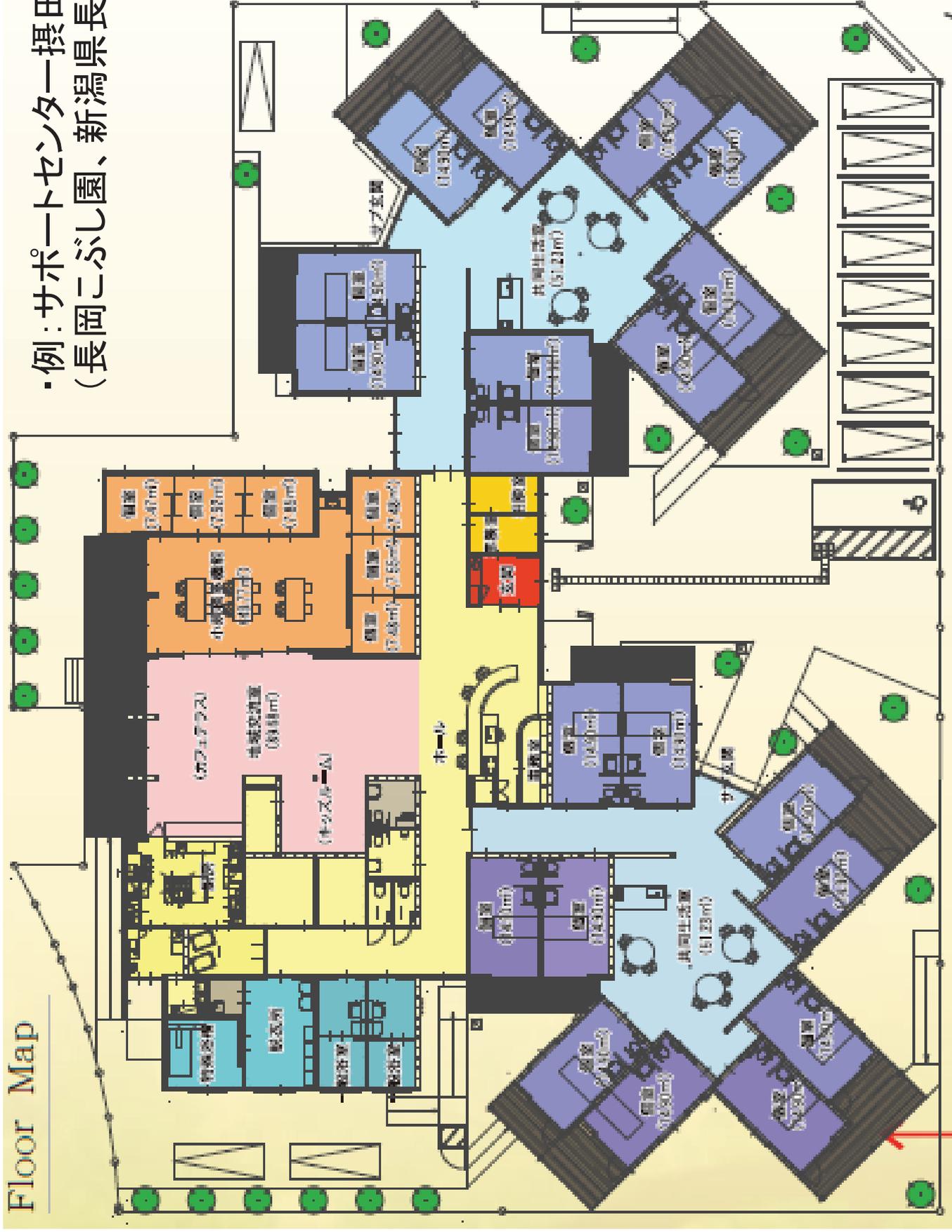
街路樹・生垣のある街並み  
(つくば二の宮)

# 談話室(30戸1戸)・集会場(50戸に1戸)



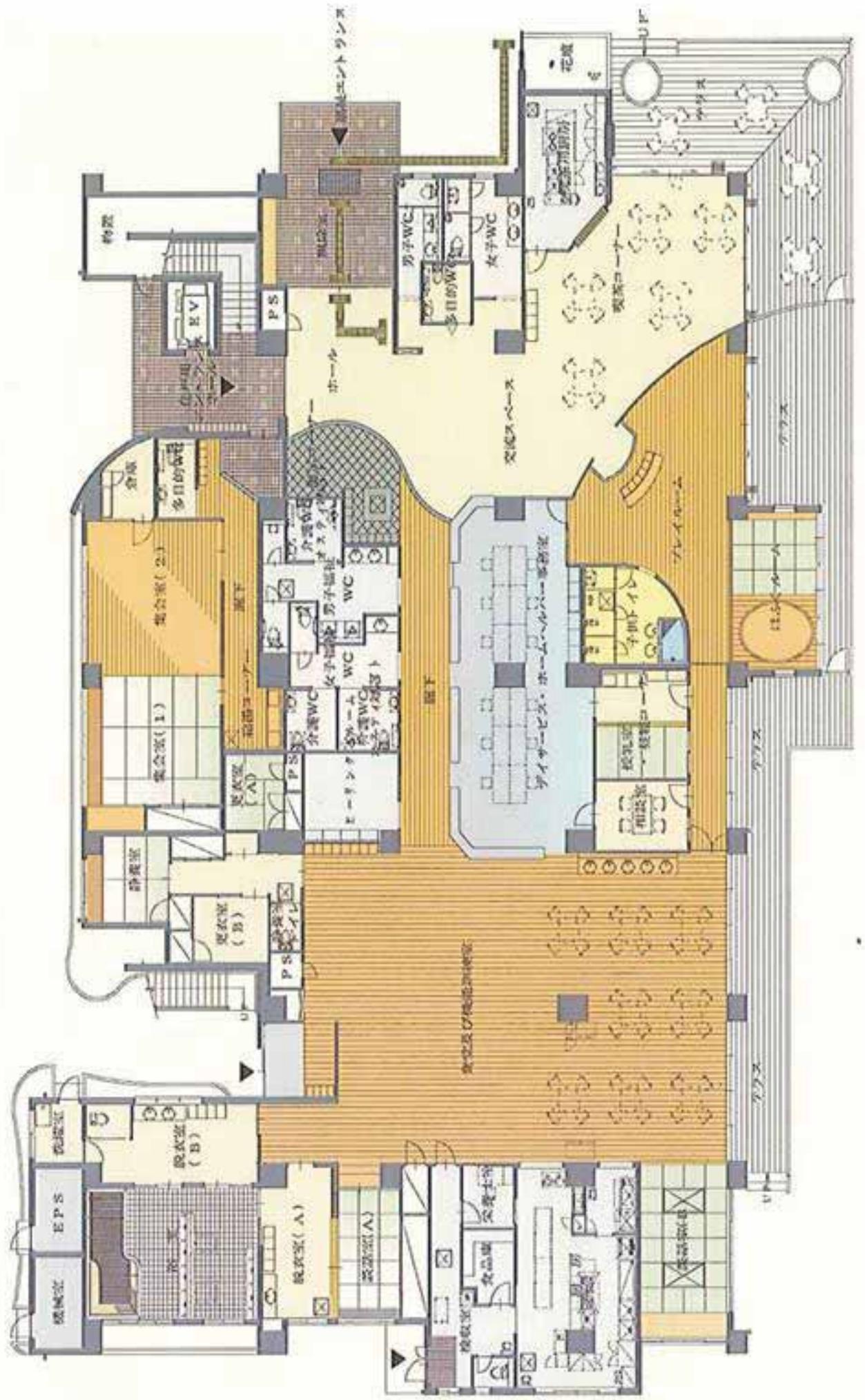
# 地域交流拠点等併設した小規模多機能型 介護事業所と長屋型住宅の併設イメージ

Floor Map



・例：サポートセンター 摂田屋  
(長岡こぶし園、新潟県長岡市)

# 熊本県健軍団地



# 千葉県柏市の在宅サービス拠点と サービス付き高齢者向け住宅の事例

◆イメージ図

## サービス付き高齢者向け住宅



# 地域生活空間改革（じゅう）

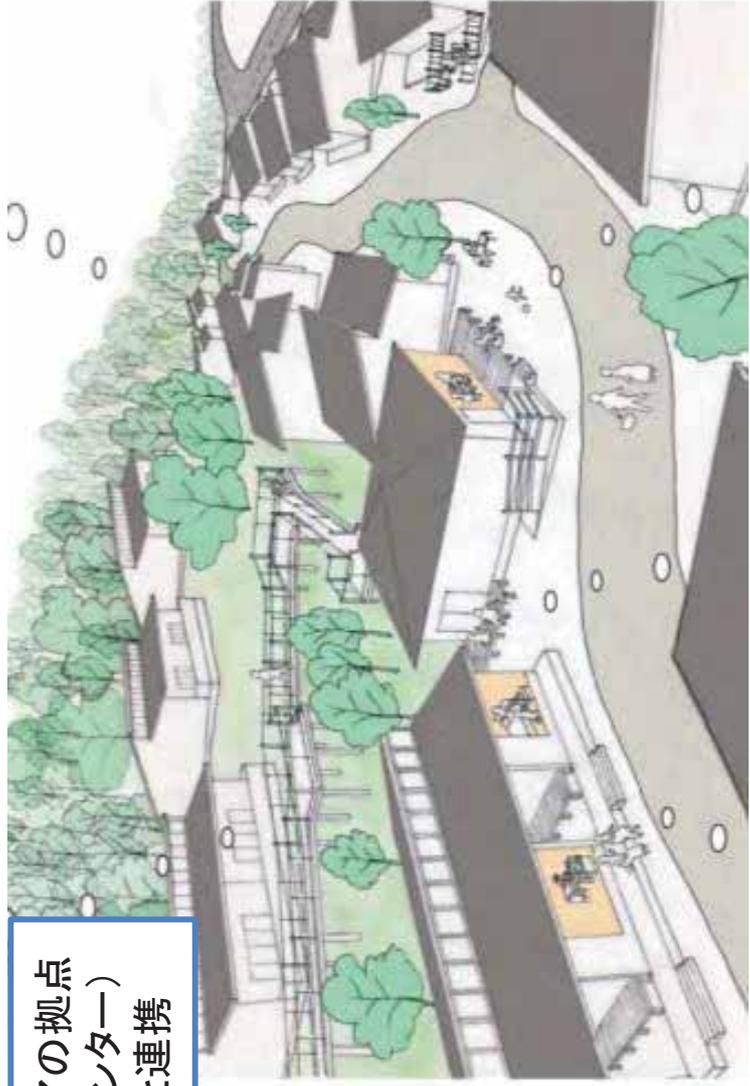
- 世代ミックスをを目指すこと
- 住宅内だけでなく屋外空間や路上、各種施設を含め、トータルな地域社会空間の安全安心バリアフリー化を進めること
- サポートセンター（多目的集会場）のような統合的コミュニティケアシステムの地域内分散型拠点となる空間を整備を進めること
- 様々な規模とタイプの「コミュニティスペース」を地域社会空間の中に有機的なつながりもたせながら分散配置すること

# 歩いて暮らせる日常生活圏の形成

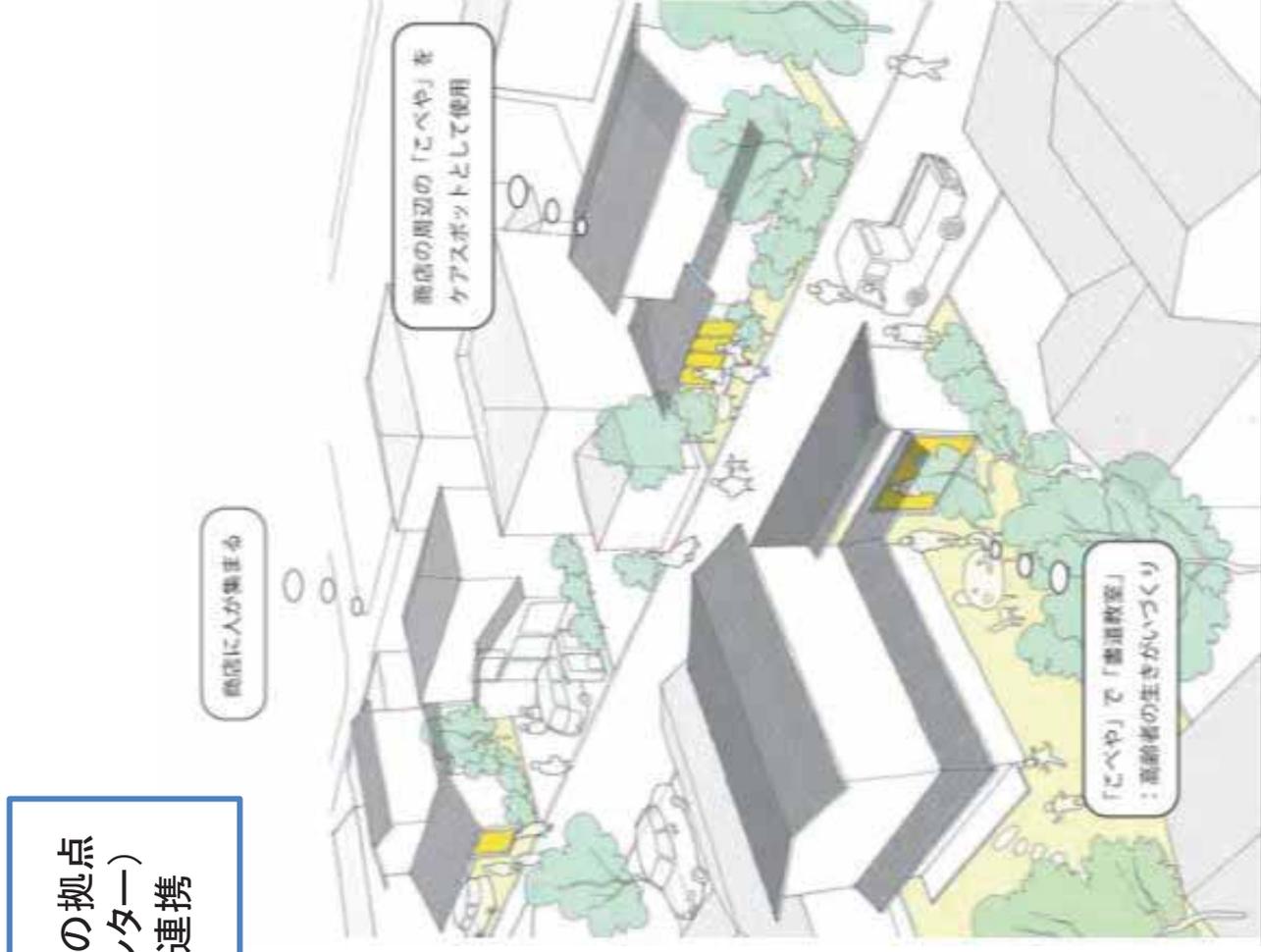
# 斜面地・漁村の復興まちづくり



地域包括ケアの拠点  
 (サポーターセンター)  
 在宅医療と連携



# 市街地の復興まちづくり



# 地域生活空間改革（じゅう）

- 移動手段については、歩いて暮らせる日常生活圏の形成
  - － 日常生活圏外への移動の重要性の観点から、高齢者対応型の公共交通の拡充と、高齢者でも安全容易に利用可能な新たな個人輸送手段の開発とその道路交通システムへの組み込みも重要である。
- 戸建て住宅のバリアフリー化にも限界があるので、サービス付き高齢者向け住宅や地域密着型施設なども、合わせて検討すること。

まとめ

# コミュニティで暮らしを支える災害公 営住宅

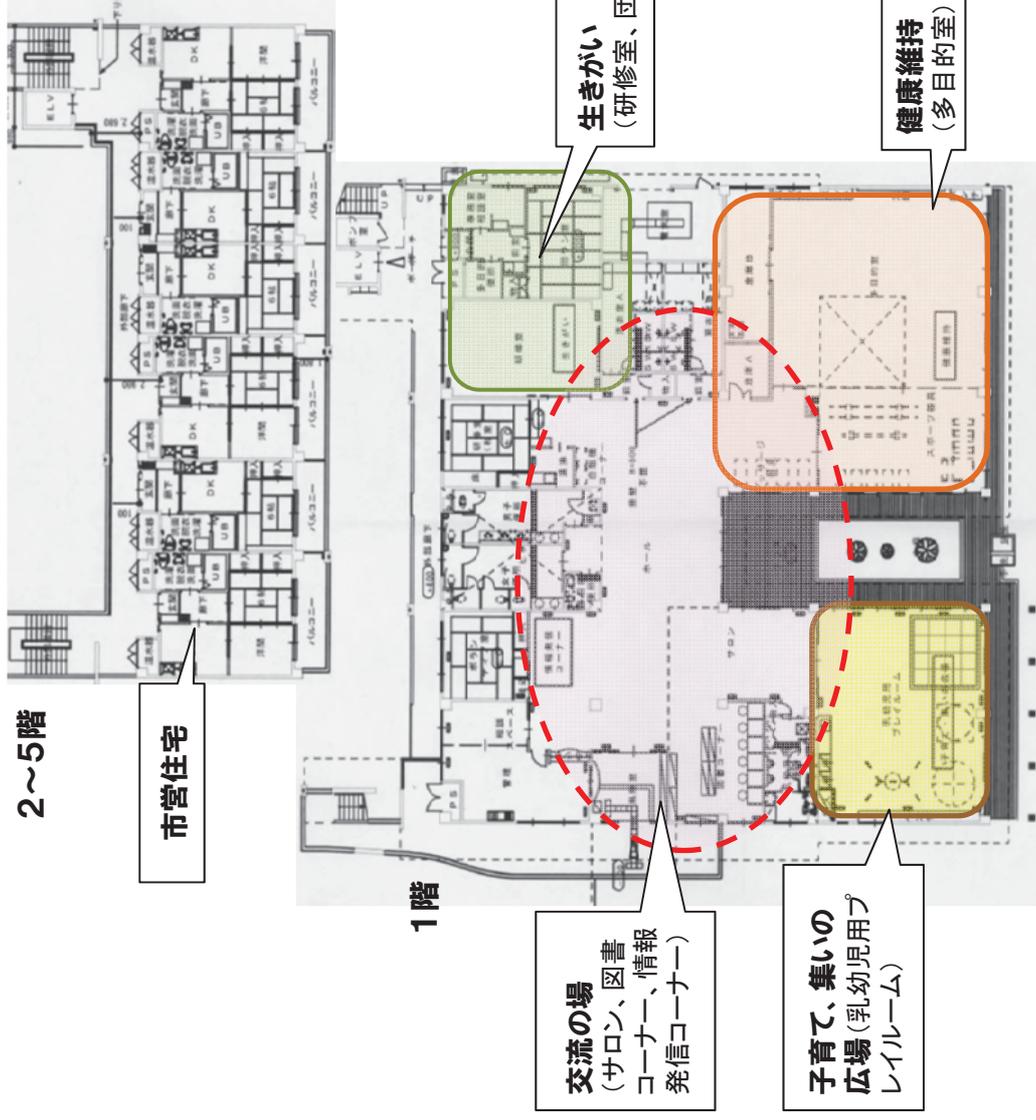
# まとめ：コミュニティ形成型災害公営住宅

- 災害公営住宅と一体的に検討する
  - － 超高齢社会を見据えた復興まちづくり
    - 特に医療・介護需要などニーズ調査・推計
  - － 災害公営住宅建設を契機とした新しいまちづくりが重要
- コミュニティを基点として、ソフトとハードが一体となった立体的な復興を行政、企業、住民が連携して進める
  - － 生活に必要な機能を、将来を見据えながら一体的に整備
    - コミュニティを壊さない、小さくつくり大きく育てる
    - 談話室・集会場・サポートセンター（多目的集会場）を整備していく
    - 高齢者自身がサービスの担い手となり活躍していく。
    - 各種生活支援機能を地域包括ケアの観点から考えしていく。
    - 日常生活圏域を意識した生活しやすさを検討する
    - 住み続けたい、暮らし続けたいを思えるまちをつくる
- 復興まちづくりから日本の超高齢社会のモデルに
  - － 被災地での成功は全国へ、世界へ大きな影響を与える

# 共用スペースを活用した公営住宅の事例①

## 地域の生きがいや健康維持機能を合築した「楠団地」(熊本県熊本市)

- 団地内の1棟に、高齢者の介護予防、子育て支援、生きがいづくりの場の創出をテーマにした機能を合築し、団地居住者のコミュニティの活性化を促進



### <団地概要>

- 楠団地
    - 敷地面積: 3,881㎡
    - 規模: 地上5階
    - 建設年度: H13年度
  - 合築・併設施設(1階)
    - ・高齢者健康維持スペース (トレーニング室、体育室、相談室)
    - ・子育てつどいの広場(子育てつどいの広場、図書コーナー、サロン)
    - ・生きがいスペース (学習室)
  - 国庫補助の適用状況
    - 市営住宅部分: 公営住宅整備事業
    - 施設部分: 国庫補助無し
- ※面積により事業費を按分している

# 共用スペースを活用した公営住宅の事例②

## 釧路町型コレクティブハウジング「遠矢団地」(北海道釧路町)

- ◆ シルバーハウジング(住棟1階)と一般世帯向け公営住宅による「釧路町型コレクティブハウジング」として整備
- ◆ 各住棟は、地区の福祉拠点施設「遠矢コレクティブセンター」(ピュアとおや)と屋内廊下で直結
- ◆ コレクティブセンターは釧路町が設置、地域型NPO法人が地域福祉の増進をめざして運営・活動
- ◆ 入居者選考の1年前からコレクティブハウジング模擬事業を実施し、コレクティブハウジングへの理解や入居後のスムーズな自治会活動を促進

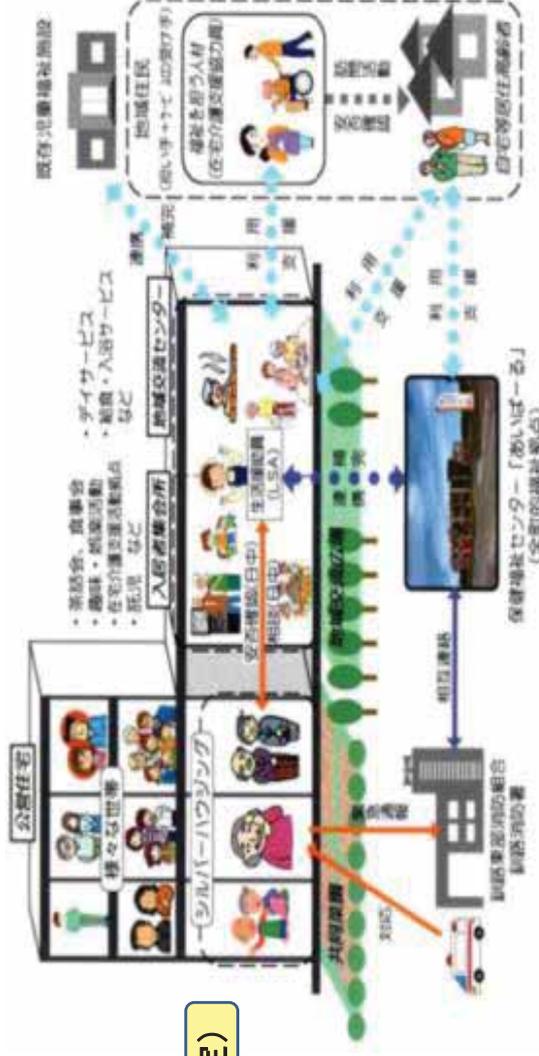


公営住宅

公営住宅

公営住宅(将来建設予定)

ピュアとおや



入居前のコレクティブ模擬事業風景



入居者とNPO(ゆめのき)との交流



ぽかぽか食堂(地域住民と公営住宅入居者の住民交流の地域開放型食堂、月1回開店)

### <施設概要>

- 公営住宅遠矢団地  
計画戸数60戸(3棟各20戸)  
竣工済み40戸(T1棟・T2棟各20戸、H18年～H20年入居開始)、T3棟(20戸)は将来建設予定  
RC造3階建、外断熱鋼板外被、オール電化
- 遠矢コレクティブセンター「ピュアとおや」(H18年9月供用開始)  
RC平屋建、外断熱鋼板外被、オール電化  
集会室・団欒室・相談室・多目的室・温浴施設 ほか

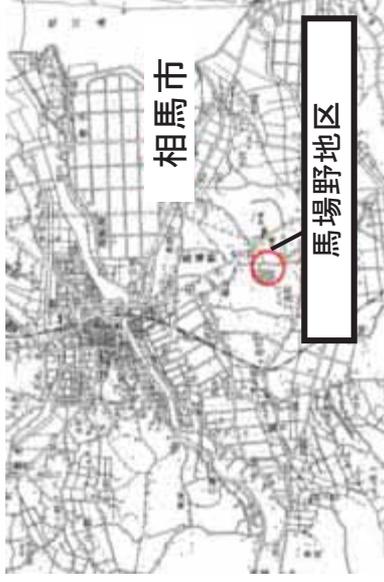
# 共用スペースを活用した公営住宅の事例③

## 馬場野団地・井戸端長屋(相馬市)

- ・被災高齢者の孤独状態を防ぐ共助生活住宅
- ・一同に会って夕食をとる食堂エリアや団欒の場となる置コーナーのある共助スペースを設置

### 【災害公営住宅の概要】

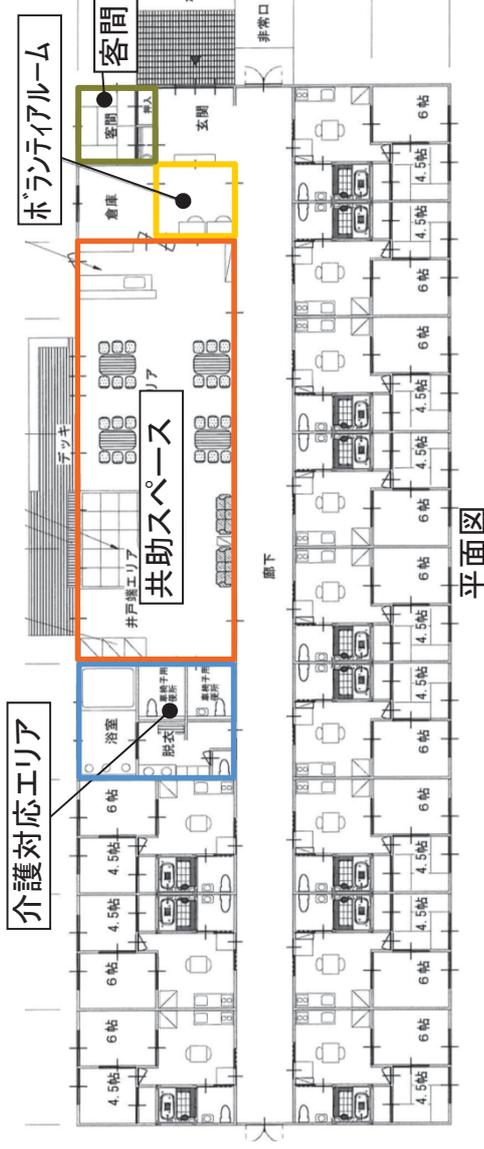
- ・所在地 : 福島県相馬市
- ・地区名 : 馬場野地区
- ・敷地面積 : 2,294㎡
- ・建築面積 : 886㎡
- ・延床面積 : 853㎡
- ・構造階数 : 木造平屋建
- ・戸数 : 12戸
- ・間取り : 2DK
- ・工期 : 平成24年2月～平成24年8月
- ・事業主体 : 相馬市



位置図



外観



平面図



共助スペース



居室

## 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成25年度予算額 23億円

平成23年度1次補正予算額 70億円

平成23年度3次補正予算額 90億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先**： 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- **積増地域**： 宮城県、福島県（岩手県は基金残分対応）  
⇒ 24年度限りの基金を25年度まで延長（※被災地以外の基金についても延長）
- **事業内容**

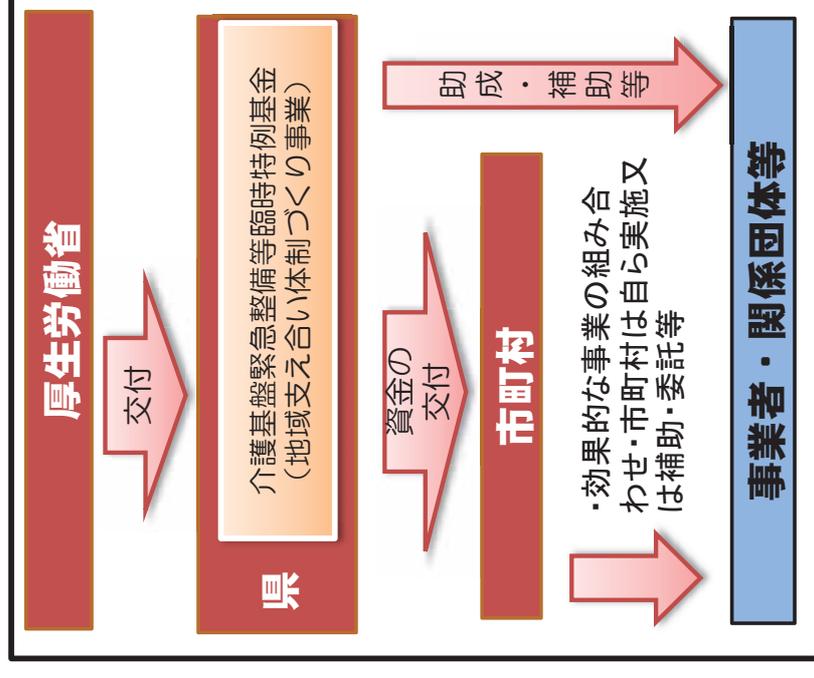
### ① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

### ② 孤立防止、介護予防等を支援する取組（活動例の追加）

- 一般の仮設住宅のほか、特に民間賃貸仮設住宅の入居者の孤立防止、介護予防等を支援するサポート拠点等の取組に対して、支援する。（活動例）
  - ・ 仮設住宅高齢者世帯（民間賃貸分含む）等への訪問相談援助活動（全世帯等ローラー作戦等）
  - ・ 高齢者の健康・生きがいづくりや社会参加につながる活動
  - ・ 復興のまちにおける地域支え合い体制づくりやポイント拠点機能の維持

### <参考> 事業実施までの流れ



# 被災地における介護人材確保について

# 被災3県の有効求人倍率について

## 25年5月 有効求人倍率

	職業計	介護関係職種 of 職業	社会福祉専門 of 職業
岩手県	0.82	1.05	0.94
宮城県	1.01	1.68	1.14
福島県	0.98	1.83	1.25
全国計	0.73	1.58	1.07

## 23年2月 有効求人倍率

<震災前月>

	職業計	介護関係職種 of 職業	社会福祉専門 of 職業
岩手県	0.48	1.02	1.08
宮城県	0.48	0.95	1.06
福島県	0.47	1.07	1.12
全国計	0.61	1.62	1.51

※いずれも、常用(含パート)

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1)上記の数値は、平成23年改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分である。

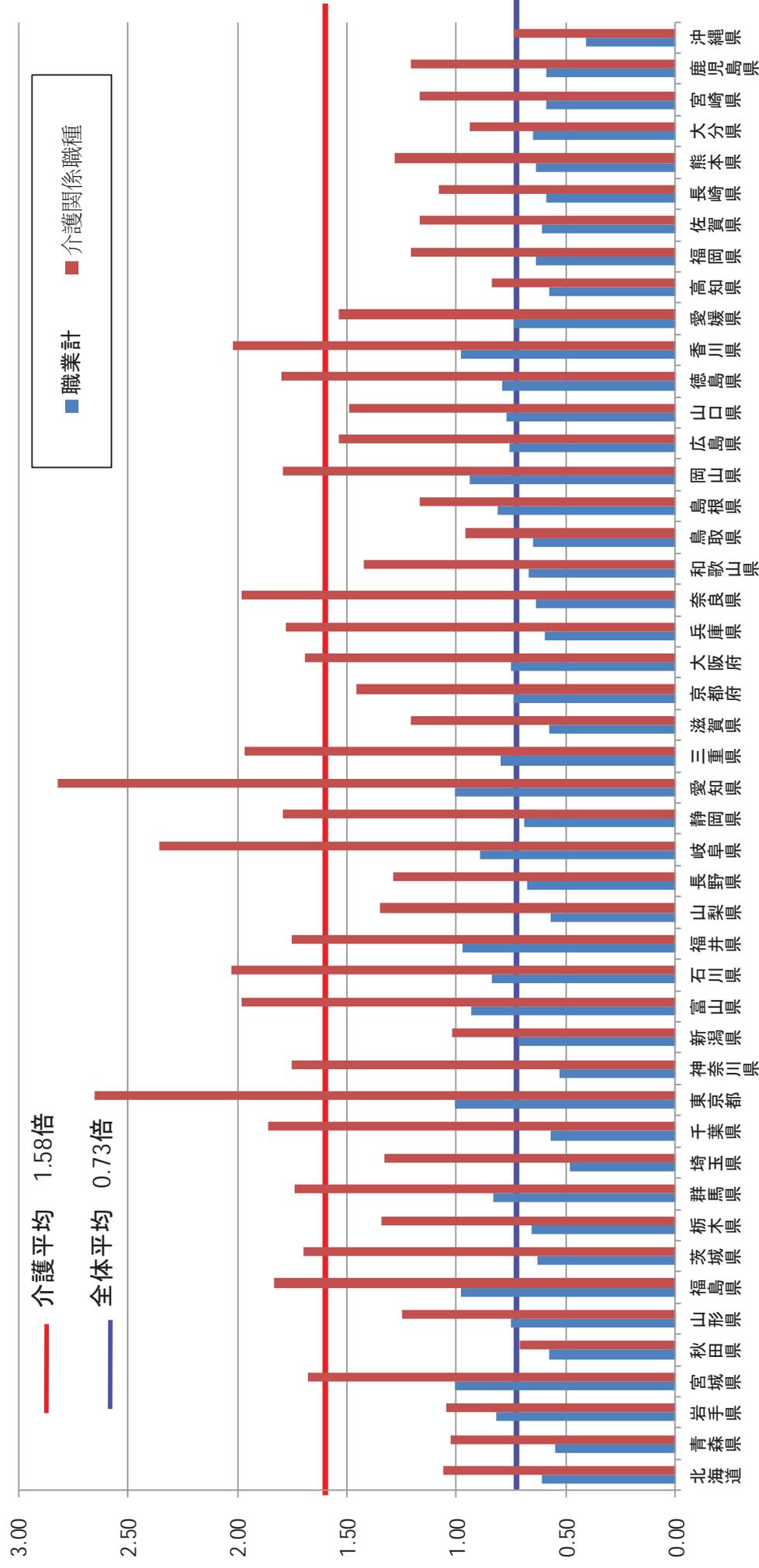
(注2)介護関係職種:「162 福祉施設指導専門員」「169 その他の社会福祉の専門的職業」「351-01 家政婦(夫)、家事手伝」「361 施設介護員」「362 訪問介護員」

(注3)社会福祉専門的職業:「161 福祉相談・指導専門員」「162 福祉施設指導専門員」「163 保育士」「169 その他の社会福祉の専門的職業」

# 都道府県別有効求人倍率(平成25年5月)

- 介護関係職種の有効求人倍率は、地域ごとに、大きな差異がある。
- 基本的には、職業計の場合と同様、介護関係職種の有効求人倍率も、地方よりも都市部の方が高くなっている。

都道府県別有効求人倍率(平成25年5月)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

# 福祉・介護人材確保緊急支援事業 平成24年度予備費 20億円

被災3県交付額 2億2,500万円

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。  
 ○よって、緊急雇用創出事業臨時交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

## ・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体: 都道府県、都道府県が適当と認める団体)

## 福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ



**福祉・介護人材マッチング機能強化**  
 求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握し、円滑な人材参入・定着を支援するため、都道府県福祉人材センターに配置した専門員の賃金及び活動経費等(実施主体: 都道府県、福祉人材センター)

**福祉・介護人材の参入促進**  
 相談員による中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談等の活動経費や職場体験やセミナー開催費等(実施主体: 都道府県、都道府県が適当と認める団体)

**潜在的有資格者等の再就業促進**  
 子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識や技術を再確認するための研修経費や他分野からの離職者の福祉・介護分野への就業支援のための職場体験経費等(実施主体: 都道府県、都道府県が適当と認める団体)

# 効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

# 介護福祉士等修学資金貸付事業

## ※ 平成23年度3次補正予算により、被災3県に約17億円交付済

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。  
平成23年度3次補正予算（17億円）において、被災により養成施設の学費等の支払いが困難になっている学生が増加し、貸付ニーズが高まっている状況を踏まえ、被災地における介護福祉士等修学資金として必要な貸付原資の確保等を行う。
- また、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費（81億円）において、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保するとともに、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士等施設への就学を希望する場合には、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を貸し付ける貸付内容の拡充を行う。（被災3県への交付額1,620万円）

### 〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



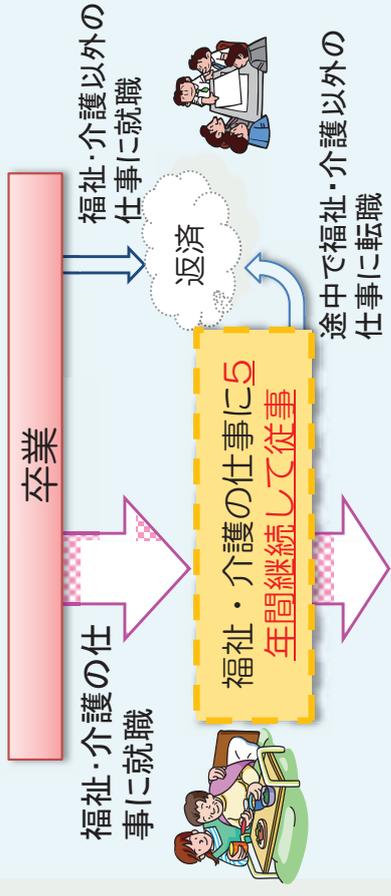
実施主体  
(都道府県社協等)

貸付

(貸付内容)

- 貸付額(上限)
  - ・学費 5万円(月額)
  - ・入学準備金 20万円
  - ・就職準備金 20万円
- 生活費 4万2千円(月額)【新】  
→ 生活保護世帯の子どもに貸与する場合には乗せ

- 貸付利子: 無利子
- 一定の要件を満たした場合は、返済を全額免除



生活保護世帯の子どもにも貸与する場合、  
○ 在学期間の修学資金及び生活費を貸付  
○ 在学中は、**介護施設等でアルバイトをしながら就学**することを想定

(在学中の生活のイメージ)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1日目 (9:00~10:30)						アルバイト 1時間
2日目 (10:40~12:10)						
3日目 (13:10~14:40)						アルバイト 3時間
4日目 (14:50~16:20)						アルバイト 1時間
放課後						

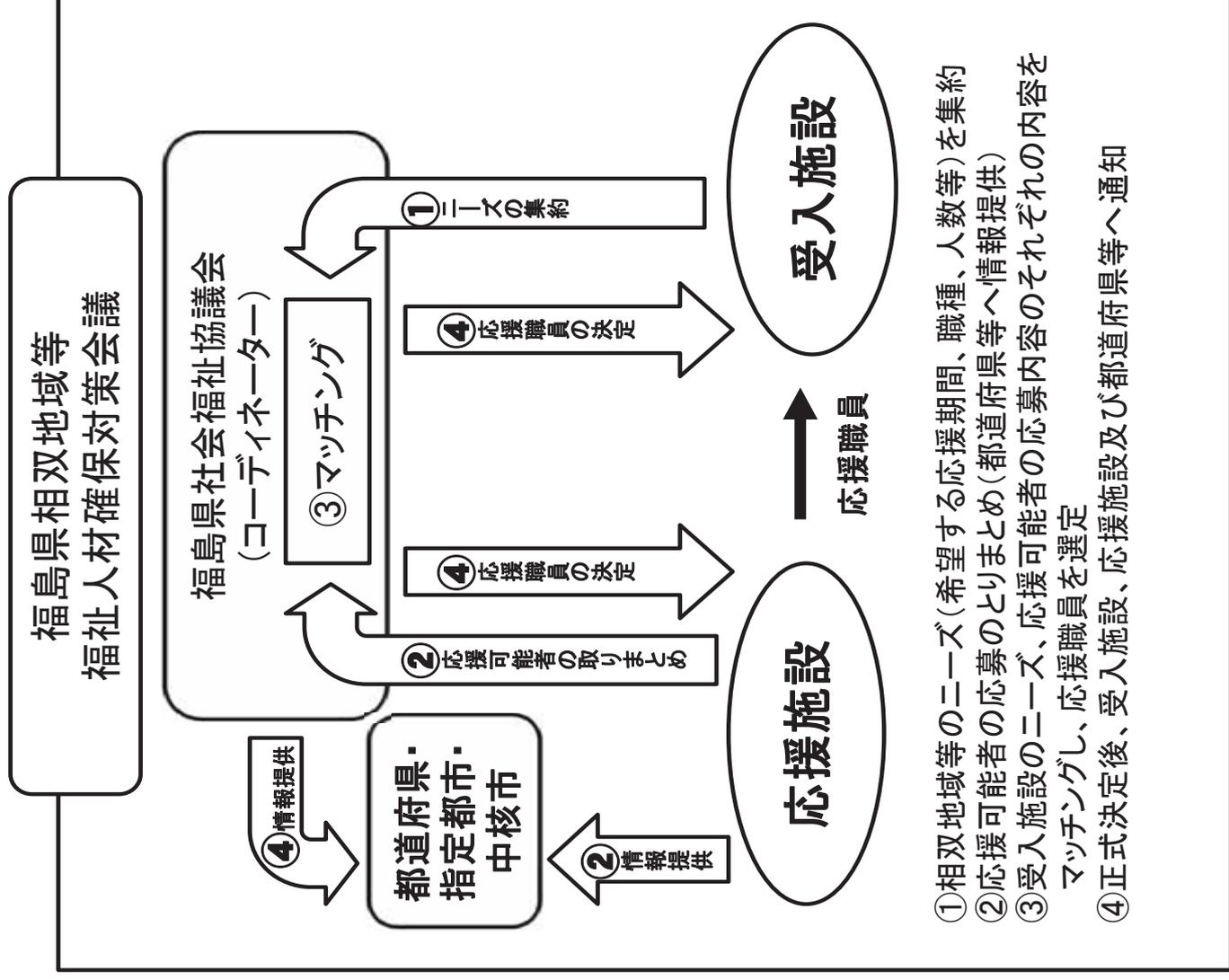
借り受けた修学資金の返済を全額免除

※ 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

# 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼（募集開始）。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることを決定。  
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。(平成24年12月25日)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、  
平成24年6月から平成25年6月末までの **延べ応援人数は 191名**  
平成25年7月から平成25年9月末までの **延べ応援人数は 76名 (見込み)**

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



福島県相双地域等福祉人材確保対策会議  
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

2013.09.02.

★ 「コミュニティ研究会 第2回」の補足資料（下記の要望論点に対して） 2013.09.02.

石東 直子（石東・都市環境研究室）

---

＜市町村要望論点＞

1. 集会場やサポートセンター等を、入居者のみならず周辺の避難者や以前から地域にお住まいの方にも利用いただけるような工夫やその際の注意事項。（浪江町）
  
  2. 共有スペースの活用や、生活拠点の付近で飲食店や小売店等の事業所の立地をどのように進めるべきか。（浪江町）（仮施設等の敷地で運営している飲食店等をイメージ。）
  
  3. 高齢者等サポートセンター等における職員や介護人材の確保策について。（浪江町）  
（→厚生労働省から説明）
  
  4. 共有スペースの確保等についての先進事例をご紹介いただきたい。（葛尾村）  
（→国土交通省から説明）
  
  5. 高齢者等サポートセンターの制度の紹介や事業内容についてお話しいただきたい。（葛尾村）  
（→厚生労働省から説明）
- 

1. 集会場やサポートセンター等を、入居者のみならず周辺の避難者や以前から地域にお住まいの方にも 利用いただけるような工夫やその際の注意事項。

① 住宅管理と切り離れた運営をする。

復興公営住宅は自治体の住宅管理部門の管理になるが、**集会所等は地域住民の有志による運営グループ(運営委員会)、NPOなどを立ち上げ、住民の共助による運営が地域に開かれたものになりやすい。**

まずは行政が「運営グループ等の立ち上げ」に向けての呼びかけと勉強会・研修会を開催すること。

**参考事例 A, B: 大阪府のふれあいリビング、釧路町型コレクティブの「ピュアとおや」**

**→ 資料は、本日の石東報告の資料中にあります。**

**参考事例 C: 熊本県の「地域の縁側づくり」 → 後頁に資料添付します。**

**参考事例 D: 横浜市栄区の UR 団地 → 後頁に資料添付します**

② 地域にすでにある生活支援の NPO やボランティア組織に、運営を委託する。

③ 当初は行政による定期的なイベントを開催し地域住民との融合のきっかけをつくる  
定期的な健康相談日、健康体操(ヨガなど)、子ども遊ばせ・ママ解放の日、郷土料理教室、映画会等の住民の日常生活の要望に即したイベント。

2013.09.02.

2. 共有スペースの活用や、生活拠点の付近で飲食店や小売店等の事業所の立地をどのように進めるか。  
(仮施設等の敷地で運営している飲食店等をイメージ。)

- ① 共有スペースの一角に日常生活用品の販売コーナーを置く。

参考事例 D: 横浜市栄区の UR 団地(1.-①と同じ) → 後頁に資料添付します

- ② 住宅建設地の近くに、店舗等立地のスペースを確保しておき、当初は屋外にテントを張り、定期的な「市/いち」を開催。移動販売店のスペースも 提供、住民の農作物や手作り惣菜や手芸品等の販売をしたりして、人の集まる拠点を育んでいく。簡略な食事・喫茶コーナー、歓談スペースも併設する。「道の駅」のイメージ。

状況を見て、本設建物を建設し、小売店等の誘致や住民による起業店舗の誘致を進める。

3. 高齢者等サポートセンター等における職員や介護人材の確保策について。

- ① 1.-①の参考資料を参照

5. 高齢者等サポートセンターの制度の紹介や事業内容についてお話しいただきたい。

- ① 「仮設住宅のサポートセンター」は、厚労省の管轄で建設費と運営費も公的負担である。このサポートセンターを復興公営住宅にも円滑に継続していくための配慮が望まれている。南三陸町では住民からの陳情書も出されている。

- ② 福島県原発避難者向け復興公営住宅では「コミュニティ復興基金」で整備される。

- ③ 介護保険制度による「地域包括ケアセンター」を高齢者サポートセンターと名付けている。

参考事例 E: 大阪府枚方市の高齢者サポートセンター

→ 後頁に資料添付します

参考事例 F: 福島県郡山市南 1 丁目仮設住宅の高齢者サポート拠点

「あさかの杜ゆふね」 → 後頁に資料添付します

参考事例 G: 石巻市開成仮設住宅団地内に 2013 年 8 月に「地域包括ケアセンター」が開設 → 後頁に資料添付します

なお、「地域包括ケアシステム」については、 本日の石東報告の資料中にあります。された。

2013.09.02.

1. 集会場やサポートセンター等を、入居者のみならず周辺の避難者や以前から地域にお住まいの方にも利用いただけるような工夫やその際の注意事項。 **参考事例 C: 熊本県の「地域の縁づくり」**

3. 住民活動の広がり継続、運営の自立に向けて

## 熊本県「地域の縁がわ」

第1期熊本県地域福祉支援計画(計画期間H16~22)

**●地域の“縁がわ”づくり**

- ・住民交流サロンの普及
- ・小規模・多機能福祉ホームの普及
- ・社会福祉施設の地域展開の促進
- ・小規模作業所の地域展開の促進

**●地域の“ちから”おこし**

- ・福祉コミュニティビジネスの普及
- ・福祉関係特区の活用
- ・地域で子育てサポート
- ・地域で医療依存度の高い人をサポート
- ・地域で住まいやお出かけをサポート

**●地域の“結い”づくり**

- ・住民見守り活動の普及
- ・小地域ネットワーク活動の普及
- ・ちょっとした生活支援の普及
- ・地域通貨の普及

↓

- 「わがまち自慢の福祉でまちづくり」(事例集)の作成(H15年度)
- 地域の縁がわづくりモデル事業 — 健軍くらしささえ愛工房(H17.10開設)
- 地域の縁がわ推進事業(H16年度~)
- 地域の縁がわづくり情報交換会(H19年度~)

**地域の縁がわは、現在  
県内276箇所！(H24.3)**

### 地域の縁がわづくりモデル事業 健軍くらしささえ愛工房

施設面積: 990.20㎡(県営住宅の1階部分)

- ・高齢者・障害者: デイルーム、夜間一時預かり、談話室、浴室、厨房
- ・子育て: プレイルーム、ほふくルーム、授乳室等
- ・地域交流: 交流スペース、喫茶コーナー
- ・生活相談窓口、事務所



福祉系5団体により設立されたNPO法人「おーさあ」が運営

2013.09.02.

参考事例 D: 横浜市栄区の UR 団地

## 住民が設立したNPO法人と、横浜市(栄区)、URが連携



**見守り安心ねっと**

- ・人による定期的な見守り
- ・安心センサーによる補完的な見守り

拠点「いこい」 216.48㎡



厚労省交付金を活用して拠点を整備、URはNPOへの賃料を減額

**安心センター**

- ・相談窓口
- ・生活情報の提供
- ・緊急時の安否確認

NPOと地域ケアプラザ(地域包括)が協働運営

**地域交流・イベント(NPO)**

見守り交流サロン「いこい」の運営

- ・ミニ食堂
- ・青空市
- ・介護予防(ヨガなど)
- ・幼児教室
- ・ピヤガーデン etc.

**安心サポート**

NPOが住民同士の助け合い活動を運営(30分500円)



NPOと地域ケアプラザが連携  
安心センサーはURが設置  
(国交省モデル事業)

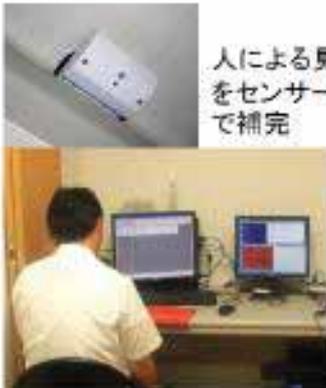
## 「いこい」を拠点とした安心・交流活動



介護予防のヨガ



生活用品の販売



人による見守りをセンサー機器で補完



ミニ食堂、サロンとして日常的な交流拠点となっている

2013.09.02.

参考事例 E: 大阪府枚方市の介護保険制度による「地域包括支援センター」を  
「高齢者サポートセンター」と名付けた事例

枚方市の福祉情報サイト

ひらかたのふくし



社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

## 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター /チイキホウカツ支援センター）は、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。平成 17 年の介護保険法改正に伴い各市町村に設置されています。

枚方市では、平成 18 年より設置され、現在では 13 カ所となっています。地域包括支援センターは、地区における福祉行政拠点として枚方市から委託された社会福祉法人、医療法人等で運営され、身近な相談窓口として機能します。社会福祉協議会は、第 1 圏域（樟葉・樟葉北・樟葉南）と、第 2 圏域（樟葉西・牧野）を担当しています。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が常駐し、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。

## 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、高齢者や、その家族の相談を受け付けたり、高齢者本人を見守ったり、心身の状態に合わせた支援を提供するといった「総合的なサービス拠点」です。

### <具体的に>

- ・ ○地域の高齢者の状態を把握し、介護予防を推進します。・ ○高齢者や家族の総合的な相談を受け付け、支援します。
- ・ ○よりよい介護のために地域のケアマネジャーを支援します。

### ◆高齢者の不安に対して

健康な人でも、心身の機能を積極的に使わないと、しだいに衰え、筋力や心肺機能の低下、睡眠障害や認知症などの症状がでてくる場合があります。放置しておけば、介護が必要な状態になる可能性が高くなるので、みなさん自らで介護が必要な状態になるのを防ぐ必要があります。それらの相談・支援を行っています。

### ◆自分のやりたいこと、できるようになりたいことに対して

趣味を続けたい、買い物に出かけたい、また自分で料理を作れるようになりたい、など、みなさんが生活の中で実現したいことを目標に、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援します。

2013.09.02.

**◆お金の管理や契約等の不安に対して**

お金の管理や契約等に関して不安があるときに、頼ることのできる家族がいない場合には、成年後見制度を利用できます。地域包括支援センターで制度の利用が必要と判断した場合は、申し立てなどの手続き支援を行います。

※成年後見制度 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないようにするため、家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を指定してもらう制度。

**◆高齢者の虐待に対して**

高齢者虐待の早期発見・把握に努めています。緊急の場合は必要に応じて、いろいろな機関と連携しながらみなさんの人権を守ります。

**◆配置される職員体制**

社会福祉士（総合的な相談窓口機能）

- ・ ○ 初期相談対応
- ・ ○ 相談支援（専門機関へつなぐ）
- ・ ○ 成年後見制度に関する相談業務
- ・ ○ 権利擁護（高齢者虐待の防止）

保健師（介護予防マネジメント）

- ・ ○ 介護予防プランの作成
- ・ ○ 介護予防サービスの利用に関する業務
- ・ ○ 介護予防サービスの実施

主任ケアマネージャー（包括的・継続的なマネジメント）

- ・ ○ 介護に関する相談（情報提供・助言）
- ・ ○ 地域ケアマネージャーの支援（バックアップ）

2013.09.02.

参考事例 F: 福島県郡山市南 1 丁目仮設住宅の高齢者サポート拠点 「あさかの杜ゆふね」

資料出典: 高齢者住宅財団 財団ニュース Vol.106 (2012.1.)

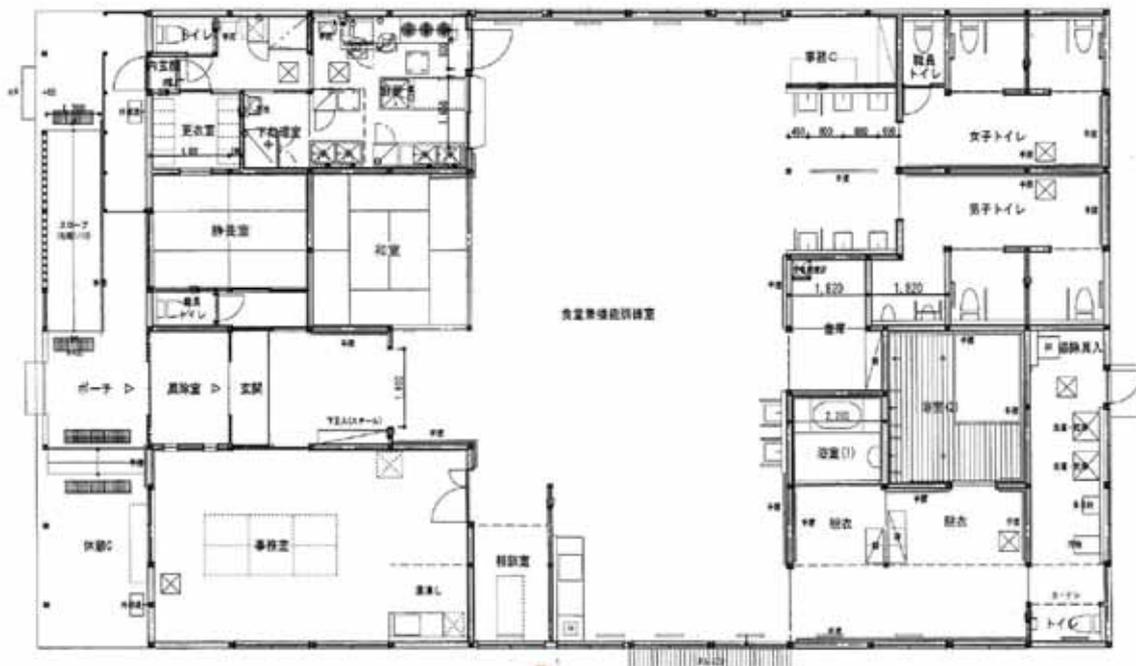


図 4 高齢者サポート拠点「あさかの杜ゆふね」平面図

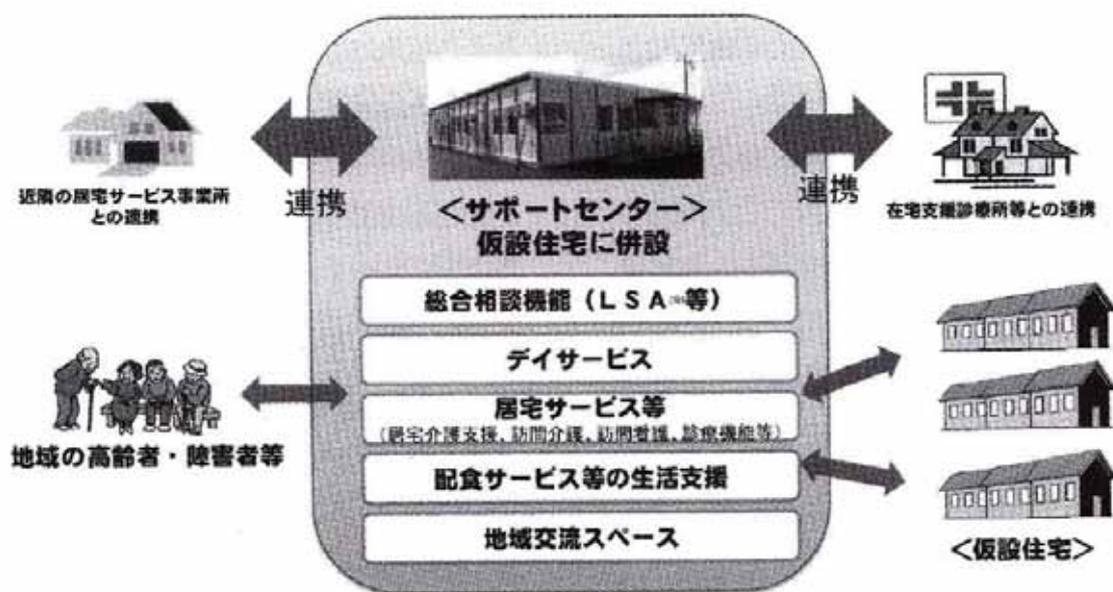


図 1 仮設住宅における介護等のサポート拠点のイメージ

2013.09.02.

参考事例 G: 石巻市開成仮設住宅団地内に 2013 年 8 月に「地域包括ケアセンター」が開設



2013年(平成25年)8月26日 月曜日



復興事業  
目指す新たな教育とは

「ジョン」に託す  
未来

**被災地固有の課題解決を視野に**  
地域包括ケアとは、介護が必要になった高齢者でも、住み慣れた自宅や地域で尊厳を持って暮らし続けられるようにサポートする仕組みのこと。住まい、医療、介護、予防、生活支援等の様々なサービスが連携し、

**被災地固有の課題解決を視野に**

包括的に提供されることを目指している。進行する高齢化は被災地に限らず全国の課題であり、厚生労働省は団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、各地域における包括的なサービス提供体制の構築を

**宮城県石巻市**

**仮設内に包括ケアセンター開所**

**復興と足並みをそろえた  
地域包括ケアを**

「石巻市の開成仮設住宅団地内に、包括ケアセンターが開設された。医療、介護、福祉などを一括して、仮設住民の健康や生活をサポートする。長期化する仮設生活による住民のさまざまな課題の解決を図るとともに、国が推進する「地域包括ケアシステム」のモデルとなるよう期待が寄せられている。

もう一つは、地域コミュニティの側面。地域包括ケアは病院や介護士のようなサービス提供者だけでなく、地域住民も含めて支え合うコミュニティの重要性が高い。震災により、多くの地域で

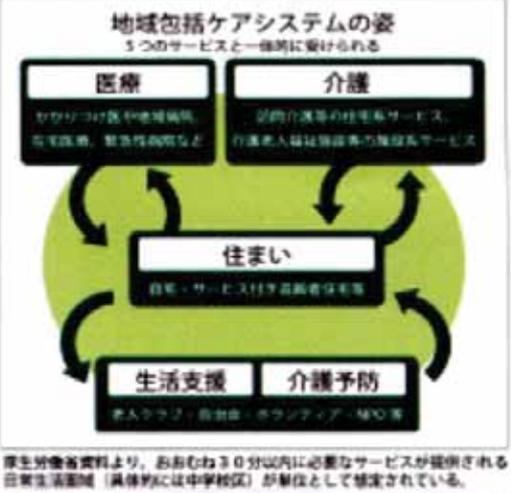
推進している。具現化に向けて全国各地で取組が進められているが、被災地は固有の課題を抱えている。一つは震災の被害という側面。阪神淡路大震災においても、発生2〜3年後前後から自殺者が急増したという例もある。仮設生活が長期化する中、今後さらに心身両面でのケアが必要となる。

包摂ケアセンターが対象とする開成・南境地区の仮設団地には、5千人近い住民が住む。開成団地内には昨年より石巻市立病院の仮診療所が設置され、住民に医療サービスが提供されてきた。加えて、支援団体等の外部との連携体制が構築され、保健師や看護師など他職種の専門家が集まり情報共有を行う「エリア会議」も行われてきたことが、今回のセンター開設の大きな素地になっている。

**13年度中にモデルを構築**

元々のコミュニティが崩壊した。今回の包括ケアセンターは志に仮設住民を対象としたものだが、「今後また仮設住宅から恒久住宅へと移行が始まる。コミュニティの再構築を含め、復興の状況と足並みを揃えていく必要がある」と宮城復興局の担当者話す。

先駆けとなるよう、課題の洗い出しや各プレイヤーの役割設計等を行い、今年度中にモデルをアプリーイング」と話す。また復興庁も、自治体への職員派遣の



先駆けとなるよう、課題の洗い出しや各プレイヤーの役割設計等を行い、今年度中にモデルをアプリーイング」と話す。また復興庁も、自治体への職員派遣の



# 第3回

---

# 第3回コミュニティ研究会 議事次第

平成25年10月15日（月） 13:30～  
福島テルサ3階 大会議室「あぶくま」

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）有識者からの話題提供

- ・丹波史紀氏（地域コミュニティの形成にむけて）
- ・中鉢博之氏（子ども支援の現場から見えるつながりの維持と  
コミュニティの再生）

### （2）意見交換

## 3 閉 会

### 【資料】

資料1 丹波氏資料

資料2 中鉢氏資料

# 長期避難者の生活拠点整備における 地域コミュニティの形成にむけて

福島大学 丹波史紀

# 長期避難者の生活拠点整備における コミュニティ形成にむけた課題

- 元々の人口減少と原子力災害による人口変動をふまえた政策・ビジョンづくり
- 災害救助法など自然災害を想定した制度では対応しきれない、長期にわたる避難生活を見すえた制度づくり
- 中長期的な「地域の復興」を見すえながら、短期的な生活再建にともなう一人ひとりの個人や家族の「人の復興」を優先すること
- 長期避難者の生活拠点整備の全過程における住民参画の必要性
- 災害公営住宅だけでなく、自力再建する住民をも包摂するような長期避難者の生活拠点整備の必要性
- 「住まい」だけでなく、「仕事」「教育」「福祉」「コミュニティ」を再建できるように
- 受入先自治体の住民との「共生」をはかる交流活動
- 福祉行政など自治体の行政機能の広域連携の必要性

# 人口減の地域社会を見すえたコミュニティ形成 の必要性

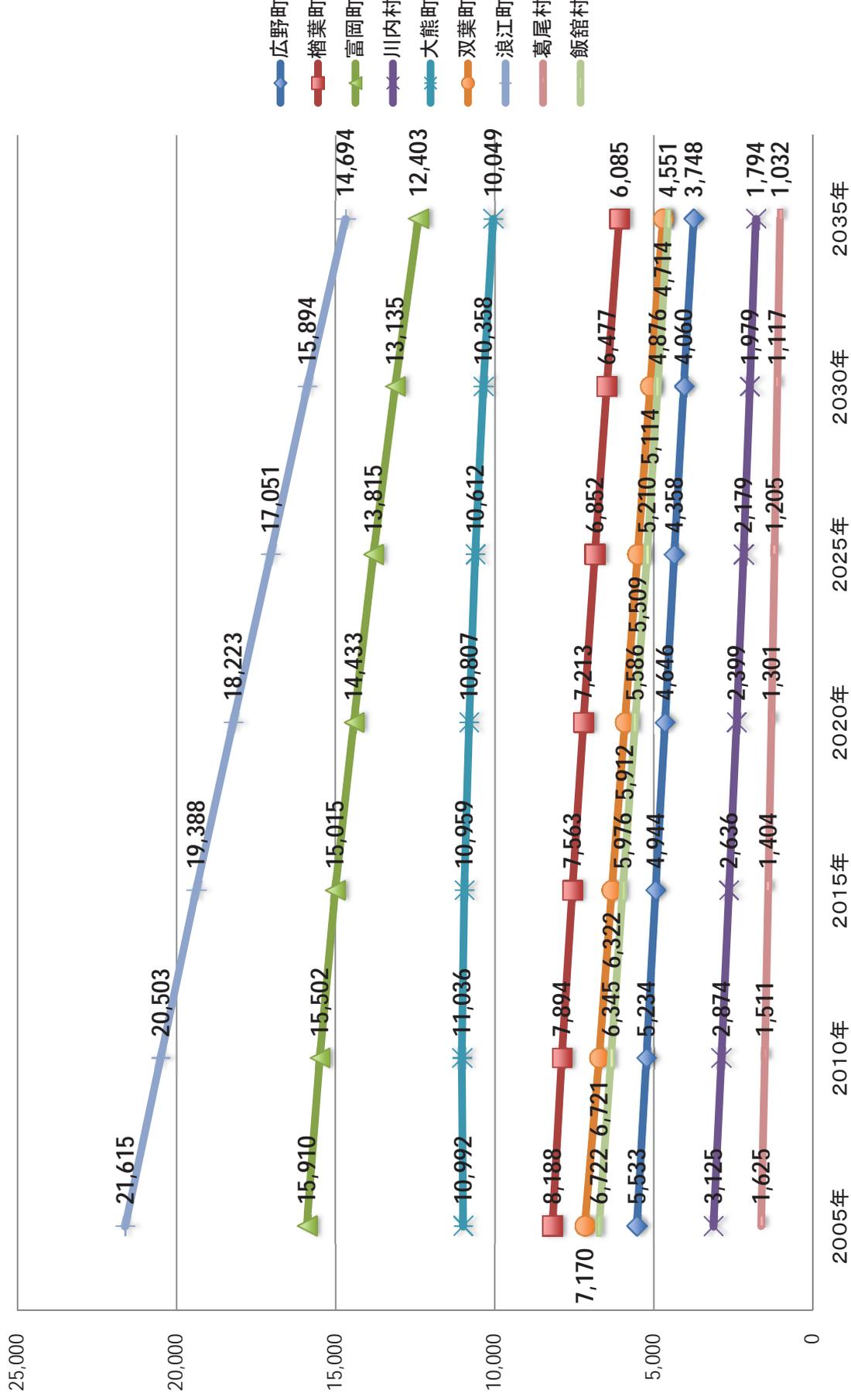
相双地域等の市町村別将来推計人口(震災前)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
広野町	5,533	5,234	4,944	4,646	4,358	4,060	3,748
檜葉町	8,188	7,894	7,563	7,213	6,852	6,477	6,085
富岡町	15,910	15,502	15,015	14,433	13,815	13,135	12,403
川内村	3,125	2,874	2,636	2,399	2,179	1,979	1,794
大熊町	10,992	11,036	10,959	10,807	10,612	10,358	10,049
双葉町	7,170	6,721	6,322	5,912	5,509	5,114	4,714
浪江町	21,615	20,503	19,388	18,223	17,051	15,894	14,694
葛尾村	1,625	1,511	1,404	1,301	1,205	1,117	1,032
飯館村	6,722	6,345	5,976	5,586	5,210	4,876	4,551
南相馬市	72,837	70,085	67,129	63,803	60,236	56,615	52,916
いわき市	354,492	344,953	333,637	320,214	305,319	289,550	273,343
福島県	2,091,319	2,038,714	1,975,809	1,901,799	1,821,310	1,737,020	1,648,514

注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」2009

ただし2005年の国勢調査を元に推計しており、今回の震災による影響は考慮されていない。

# 相双地域等の市町村別将来推計人口(震災前)



# 2020年の段階における住民の帰還率を7割 もしくは5割とし推計した場合の人口推計

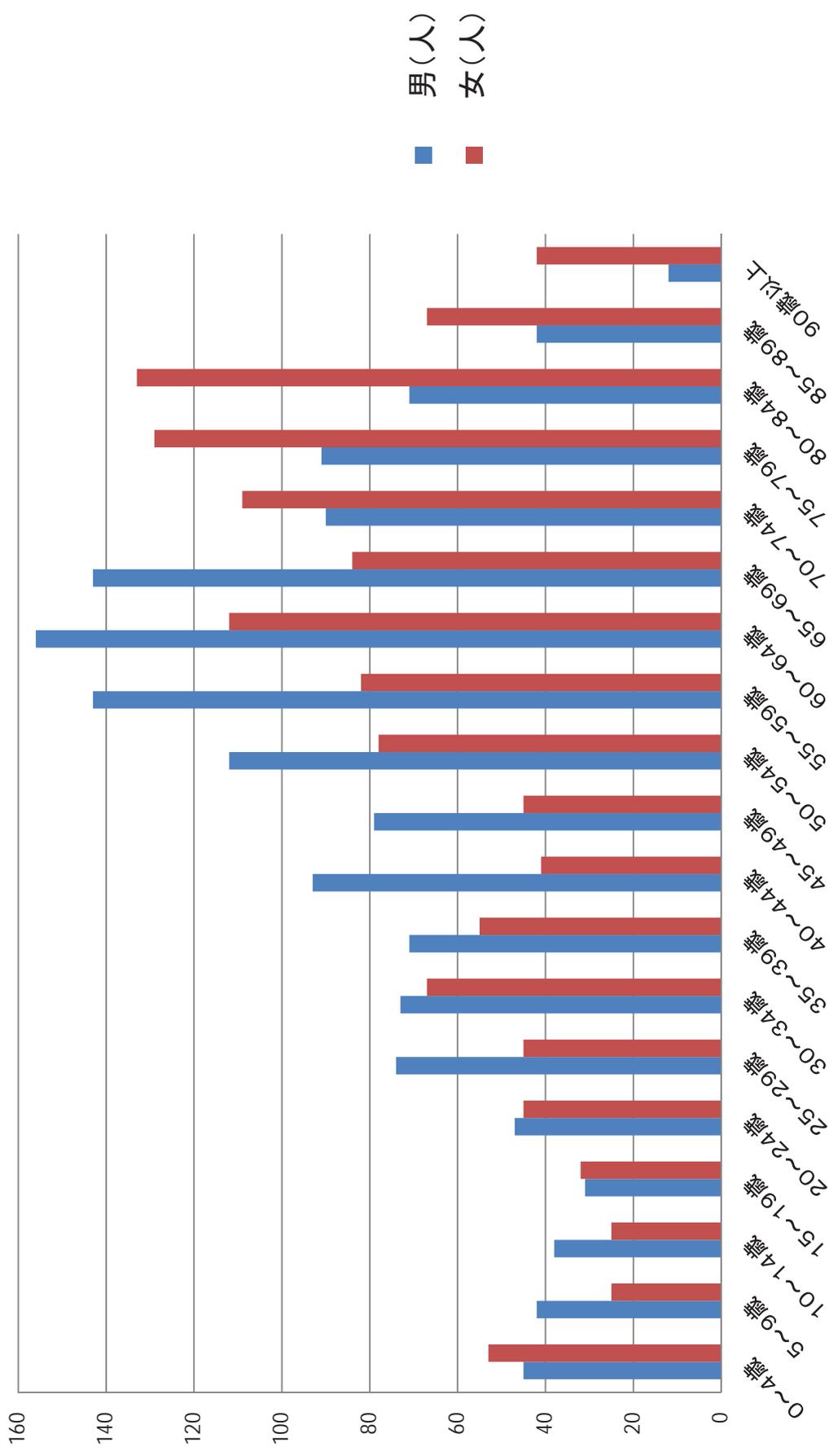
2020年の帰還率を7割・5割とした場合

	2020年			2025年			2030年			2035年		
	当初	7割	5割									
広野町	4,646	3252	2323	4,358	3051	2179	4,060	2842	2030	3,748	2624	1874
檜葉町	7,213	5049	3607	6,852	4796	3426	6,477	4534	3239	6,085	4260	3043
富岡町	14,433	10103	7217	13,815	9671	6908	13,135	9195	6568	12,403	8682	6202
川内村	2,399	1679	1200	2,179	1525	1090	1,979	1385	990	1,794	1256	897
大熊町	10,807	7565	5404	10,612	7428	5306	10,358	7251	5179	10,049	7034	5025
双葉町	5,912	4138	2956	5,509	3856	2755	5,114	3580	2557	4,714	3300	2357
浪江町	18,223	12756	9112	17,051	11936	8526	15,894	11126	7947	14,694	10286	7347
葛尾村	1,301	911	651	1,205	844	603	1,117	782	559	1,032	722	516
	64,934	45,454	32,467	61,581	43,107	30,791	58,134	40,694	29,067	54,519	38,163	27,260

山古志村の帰還率は約7割

→人口減少・少子高齢化、さらに原子力災害による住民の生活再建の「格差」はますます広がりがかねず、単に「帰還支援」を叫ぶのではなく、現実的なビジョンとメドを示したコミュニティ形成が必要

# 三宅村人口(総人口:2,722人);平成25年4月現在



※母子避難の長期化による40~50歳代の男性比率が高い

「国内強制移動に関する指導原則」(以下、「指導原則」)  
第五部 「帰還、再定住および再統合に関する原則」

---

「管轄当局は、国内避難民が自らの意思によって、安全に、かつ、尊厳をもって自らの住居もしくは常居住地に帰還することまたは自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務および責任を負う。管轄当局は、**帰還しまたは再定住した国内避難民の再統合を容易にするよう努める**」ことを定め、

「自らの帰還または再定住および再統合の計画策定および管理運営への**国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである**」としている。

## 「自然災害時における人々の保護に関するIASC活動ガイドライン (日本語版)」

---

- 「被災者の移動に対する権利は、避難を強いられているか否かを問わず、尊重し、保護されるべきである。この権利は、危険地域に留まるかまたはそこから離れるかを自由に決める権利を含むものとして理解されるべきである」(D.2.1)としている
  - 避難者が「緊急段階の後において、避難状態に対する持続的な解決にむけての支援を受けべき」とし、①元の居住地（「帰還」、②避難者が避難している地域（「避難地での統合」、③国内の他の場所（「国内の別の場所での定住」）でのいずれかの地で「持続的な統合」をはかることを提起している
-

「自然災害時における人々の保護に関するIASC活動ガイドライン  
(日本語版)」

---

- こうした措置が実施される場合にも尊重しなければならない条件を提示しつつこれはすべて尊重される必要があるとしている。それは、
  - (a)法律で規定されている
  - (b)被災者の生命および健康の保護のみを目的とする
  - (c)被災者が**決定の過程および理由について情報提供を受けている**
  - (d)場所の選定から住居の建設、サービス、生計手段の機会に至る**までの移住の全段階において、被災者が協議を受け、被災者にそれらの決定および実施に参加する機会が与えられている**
  - (e)次の条件に従い、被災者に国内の別の場所での定住の機会が与えられている

ウクライナ・スラブチ



一度はバラバラになった住民が、自ら希望するまちをつくる



社会精神リハビリセンターの設置役割



およそ2年間で森を開拓しつくったスラブチ



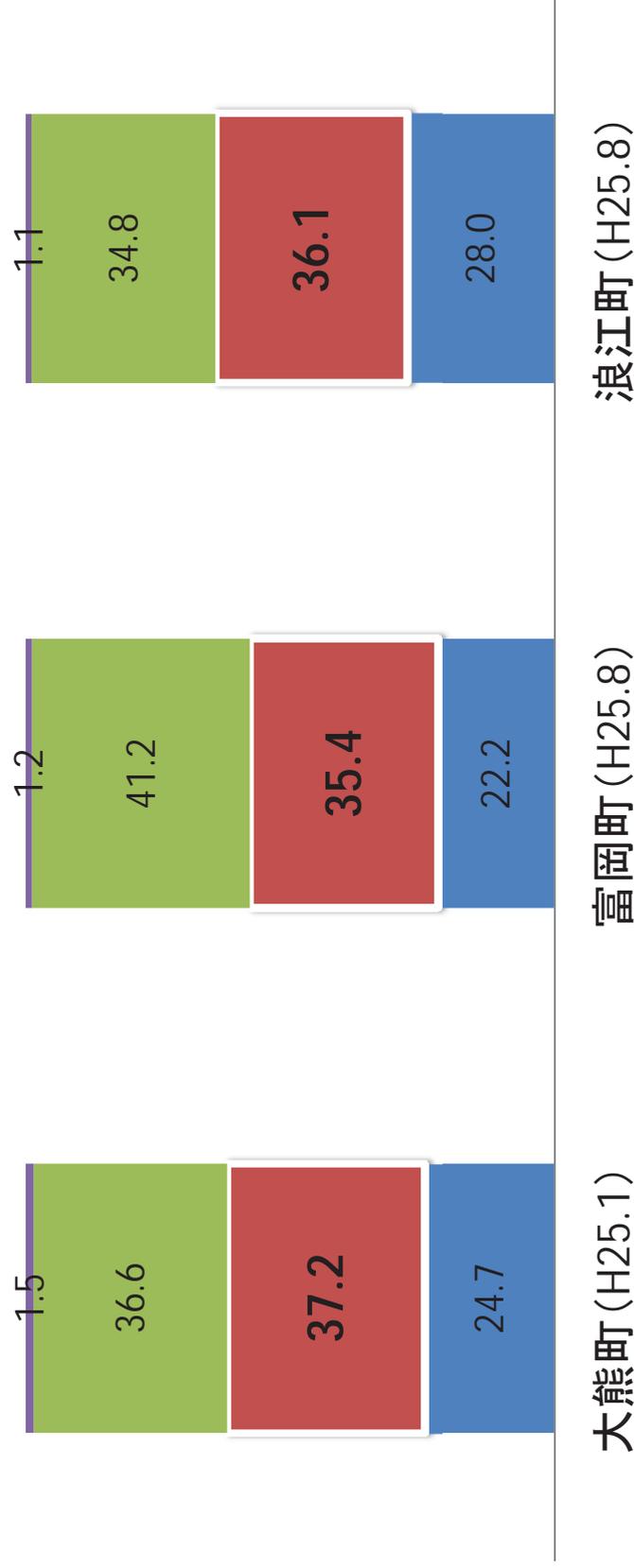
# 被災者のすまいの再建のイメージ



各種の意向調査をどう見るか  
判断をつけられるだけの材料がない。場所だけでの問題ではない

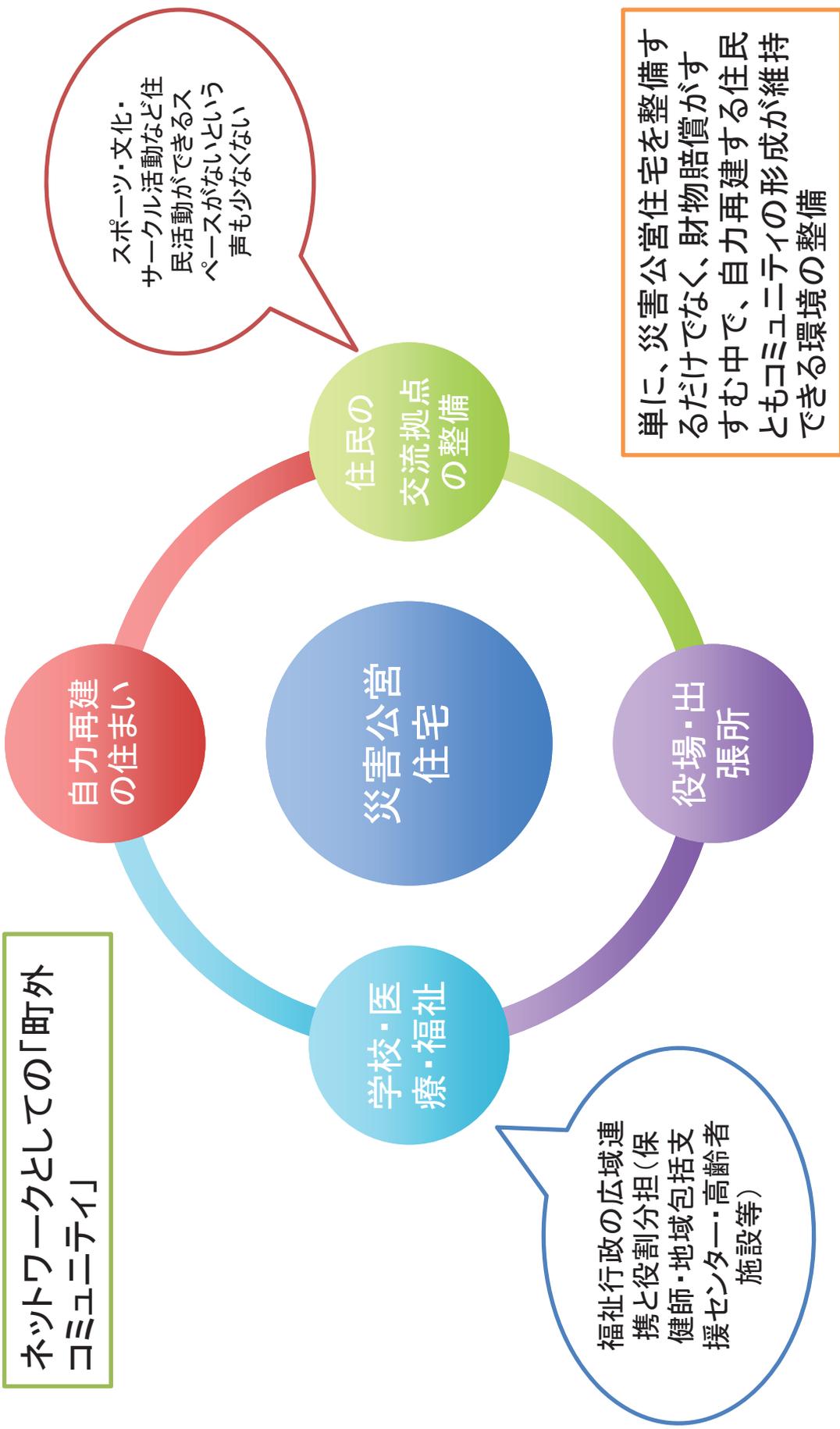
### 災害公営住宅への入居希望

■ 入居希望あり ■ 現時点では判断できない ■ 入居を希望しない ■ 無回答



→現在の長期避難者の生活拠点整備における課題は、住むことが想定されている住民の主体的なまちづくりへの参加のスキームが明確でないこと。  
「与えられたまち」ではなく、「自らがとにもつくり出すまち」  
将来の生活設計を「選択」できるような「寄り添い」型支援(入居意向の面談)

# 長期避難者の生活拠点を「住まい」と「交流」の拠点へ

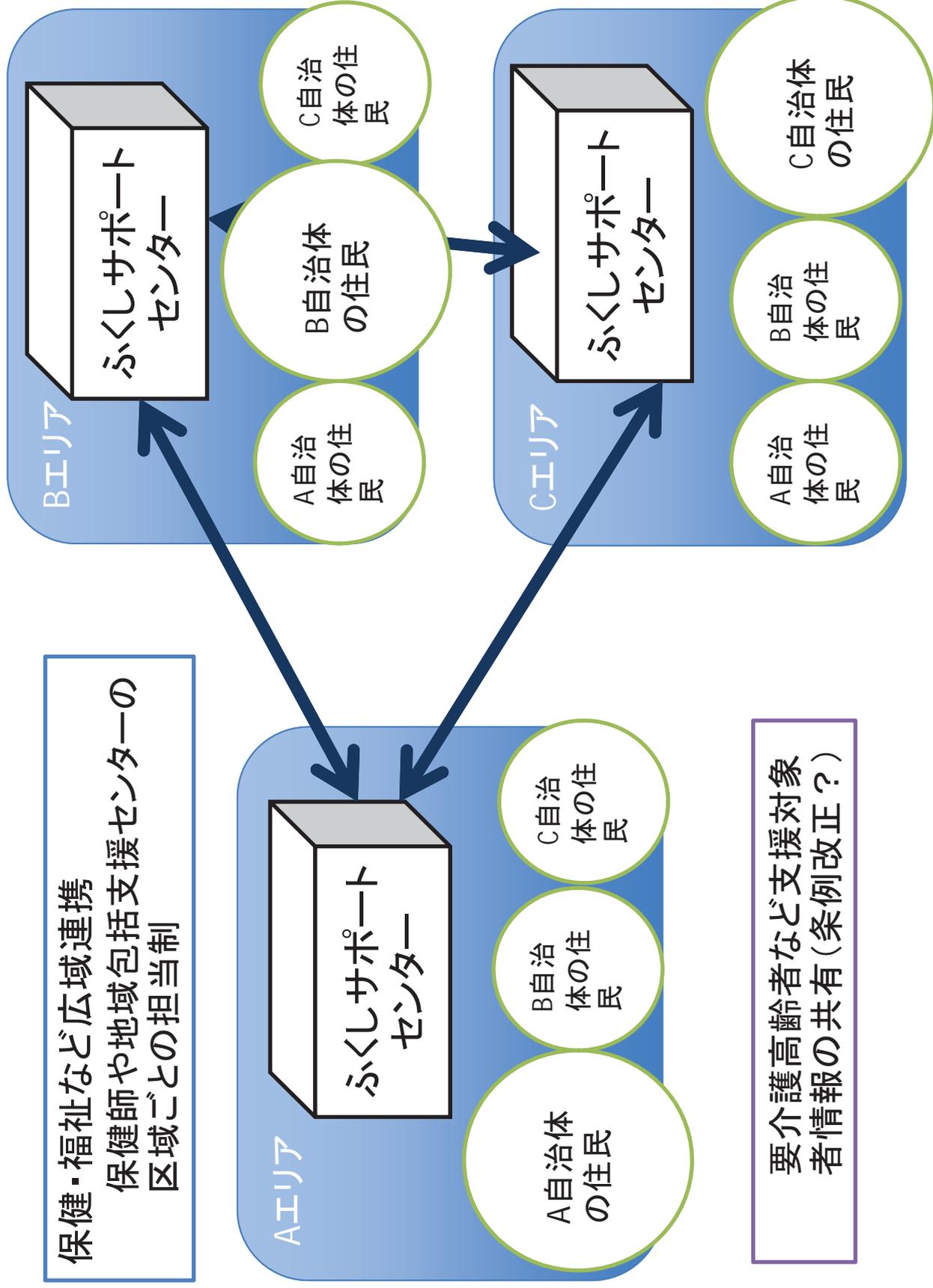


# 避難者の健康的な生活を確保するための 総合的・包括的「ふくし」施策の実施

- 「ふくし」・・・単に生活困窮者・高齢・障がい者などの社会福祉事業のみならず、保健医療・住民による地域福祉活動・生きがい就労など、住民の「出番と居場所」の創設
- 自立支援型ふくしサポートセンターの設置
  - － 住民の自発的・自立的な活動を支援するためのサポート拠点（ハラバラになったコミュニティの再構築）
  - － 高齢者・障がい者・児童の垣根を越えた総合相談窓口
  - － 生活不活発による閉じこもり解消のための健康づくり
  - － 民生・児童委員活動へのサポート
  - － 保健師・地域包括支援センター・民生委員・復興支援員・生活支援相談員・きずな事業の支援員など支援者の連絡調整機能
  - － NPOなど外部との連携（もしくは委託）

# 広域連携による「ふくし」

保健・福祉など広域連携  
保健師や地域包括支援センターの  
区域ごとの担当制



要介護高齢者など支援対象  
者情報の共有(条例改正?)

# 長期避難者の生活拠点整備における検討メモ①

- 災害公営住宅周辺の施設整備
  - 戸建て希望が根強い中で、集合住宅への「狭さ」を心配する住民に対し、もともと戸建ての際に持っていたような機能を外部化・共同化(シェア) → 集合住宅でもくらしやすい環境整備
    - 倉庫などの収納機能   • 菜園(いきがい農業)   • 公園
    - 介護等(グループホームやデイサービスなど)
    - 子育て機能の共同化(学習支援や子ども居場所づくりの常設化など)
  - 災害公営住宅入居者だけでなく、地域住民が利用できるような機能の充実(受入先自治体の住民も住みやすいまち・・・例)カフェや食堂などによる被災者の仕事づくり)
- 「町内コミュニティ」との連携
  - 帰還困難区域の住民も「帰還」できる町内での住居確保(災害公営住宅もしくは払い下げ方式など)
  - 「一時帰宅施設」(三宅島の例)の設置
- 木造仮設住宅の「再利用」
  - 町内の一時宿泊施設として利用
  - 非居住施設への転用

# 住民の帰還意志を維持する町内拠点の整備を



三宅島活動火山対策避難施設

## 長期避難者の生活拠点整備における検討メモ②

- ソフト事業
  - － 復興支援員を各エリア単位で
  - － 住民の自主的・主体的な組織への支援
  - － 避難先における受入先コミュニティの「共生」
    - 地域の自治会への参画
    - 合同運動会や祭り
- 制度的課題
  - － 入居方法や家賃の明示(他の自治体による災害公営住宅との公平性を考慮して)
  - － 避難指示が解除された住民(入居時)で、すぐに帰還ができない住民の入居
  - － グループ入居や、フロアごとのまとまり(自治体単位など)によって、その後の住民自治活動がしやすい配慮
- 自力再編をする住民とのコミュニティ形成
  - － 災害公営住宅のまわりに、「スーパの冷めない距離」で家族が自力再建できるよう融資優遇や宅地造成による整備、戸建公営の払い下げ方式などの検討
- 教育機能の連携(双葉でしか学べない教育)

# 大学COC事業「ふくしま未来学」による 「むらの大学」事業(例)

## 企画実施イメージ



地域の既存施設  
等を交流・研修施設として開放



講義、グループ  
ワーク、交流イベントの開催



地域に出かけ、畑  
仕事や販売などの  
体験



## 企画概要

### ■目的

- ・地域住民の学習・交流機会の創出
- ・学生の実践的・地域づくりノウハウの醸成
- ・地域の活性化

■対象地域: 帰還をすすめる地域および避難先自治体

■参加者: 避難住民(児童・生徒を含む)および学生

■場所: 廃校等の空き施設など既存施設利用

## 創出する価値

- ① 地域づくりによる地域社会の未来を主体的に切り拓く能力の醸成
- ② 若ものが地域コミュニティに入っていくことによる地域活性化
- ③ 地域住民への学生との学習・交流機会の創出



## 将来的展開

- ① 地域の交流人口の増加による地域再生
- ② 施設運営を地域経営による自立化
- ③ 帰還する住民と帰還困難な住民の交流拠点



畑仕事体験



放射能測定体験



放射能マップづくり体験

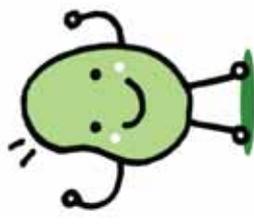


販売体験

2013. 10.15 コミュニティ研究会

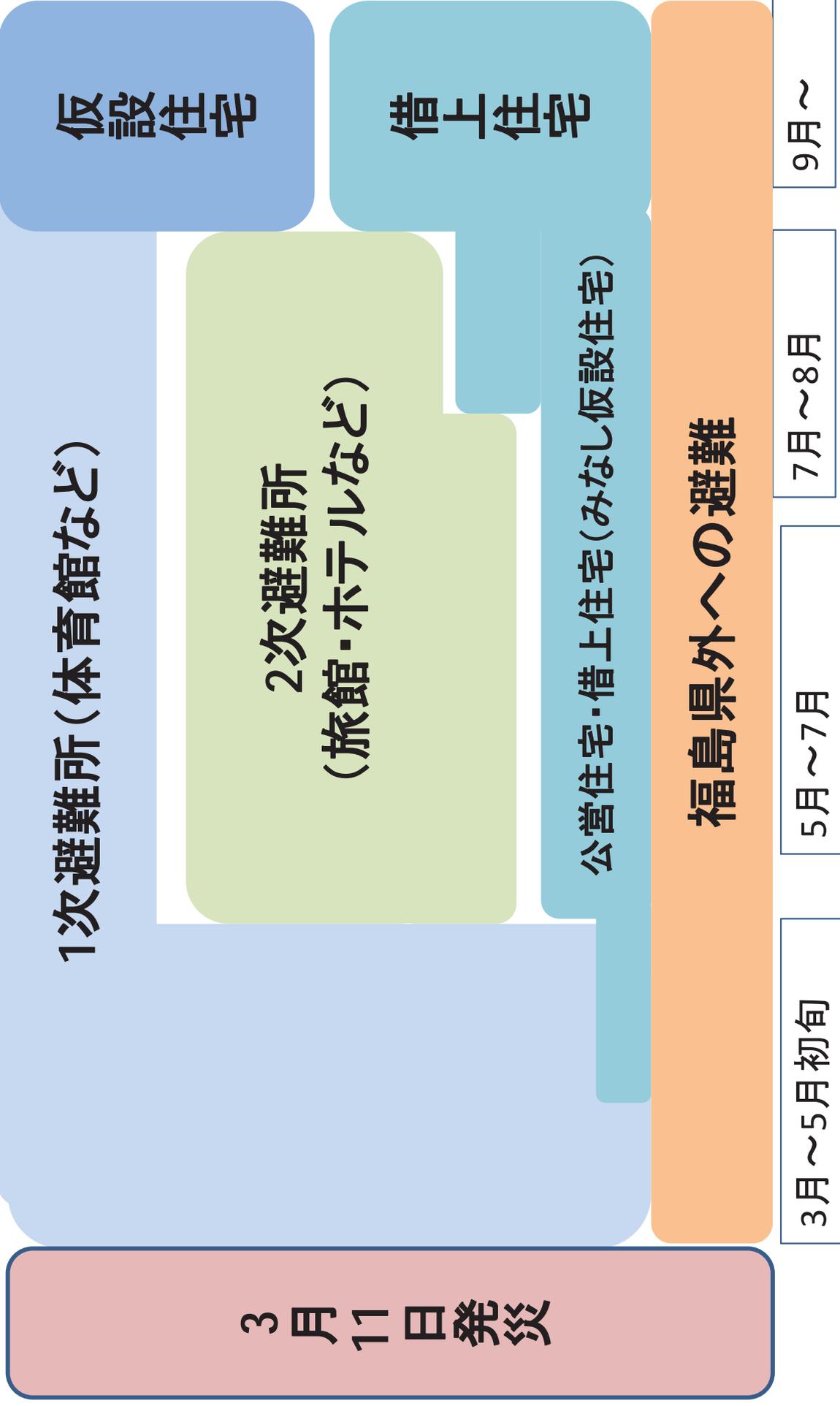
# 子ども支援の現場から見える つながりの維持とコミュニティの再生

特定非営利活動法人ビーンズふくしま  
被災子ども支援担当理事 中鉢 博之



# 震災で福島県内で避難生活をしている子どもたちの生活環境

2011年



# 福島からの避難者の生活環境

2012年～2013年

応急仮設住宅

みなし仮設住宅

福島県外への避難

今なお、14万人を超える福島県民が避難生活を余儀なくされている現状である。そのうち子ども(18歳未満)の避難者数は、福島県内13,332人、福島県外15,816人、計29,148人となっている。(平成25年4月1日現在)

※2012年(震災から2年目)は、もともと復興のステージの中では、踊り場となる時期(変化があまりなく、避難生活が続くとの意味)であったが、福島の場合は、帰還の見通しの無さ、避難区域再編の遅れ、復興住宅の見通しもほとんど立たない、除染の遅れなどで、2013年度も同じ状況が続いている。

仮設住宅での「学び」や「遊び」の支援  
～被災した子どもによりそいながら、  
子どもを中心とした地域コミュニティの再生を目指す～

うつくしまふくしま  
子ども未来応援プロジェクト



# プロジェクト起案の背景

度重なる  
避難生活

転校

交友関係  
の断絶

家庭環境  
の変化

親の失業

同居家族  
の分断

環境への適応を  
余儀なくされる

子どもの  
不安定化

悲しみや心の痛みの  
表現が困難  
⇒ストレスの増加

# 仮設住宅における子ども支援活動の目的

## 子どもを持つ世帯の孤立の防止

- 同じ地域の仮設住宅でも、学校や元々の地域が異なるなど、お互いに相手のことをよく知らないため、関わる機会があまりなかった。
- 子どもたちの親も、年配の方が多い昼間のイベントになかなか参加できていなかった。

## 子どもを支えていく力を取り戻す

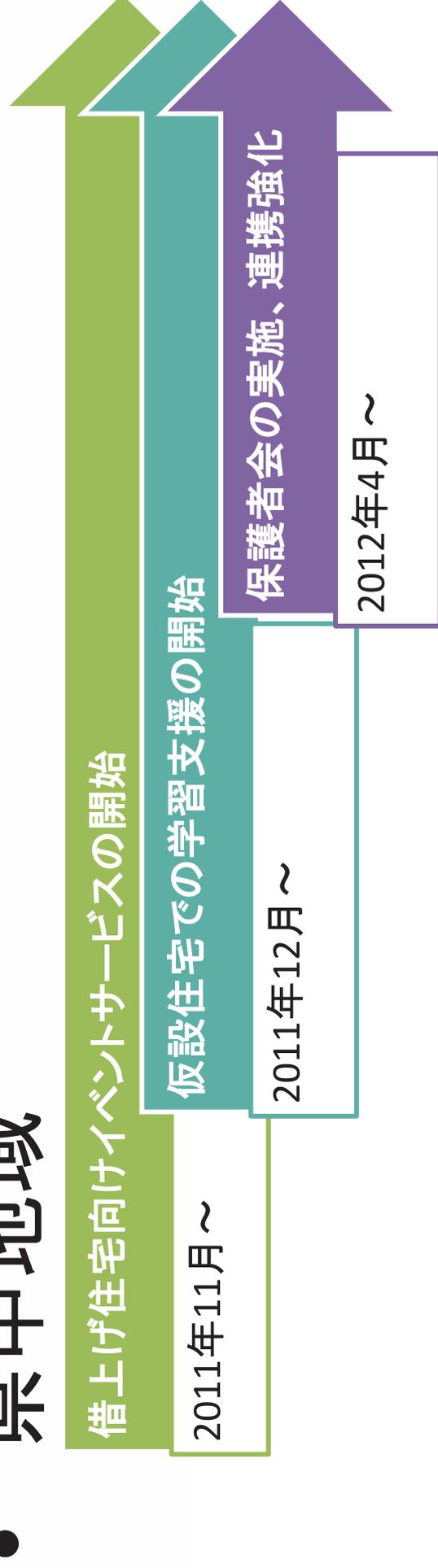
- 子どもたちを支援しながら、地域の人や保護者がもう一度子どもたちを支えていく力を取り戻すことができるよう、仮設住宅の集会所に訪問する形で支援を始めた。

# 支援の展開

- 県北地域



- 県中地域



# 県北地域の活動

## 小中学生対象の「放課後学習支援」

- 浪江町の児童・生徒
- 県北地域の仮設3か所で開催中  
(福島2ヶ所、二本松1ヶ所)
- 平日、毎週各2回実施中



# 保護者会・レクリエーション



- 保護者会を開催
- 子ども会の設立

- レクリエーションを開催  
スパリゾートハワイアンズ  
東北サファリパーク  
キャンドルナイト



# 県中地域の活動 小中学生向けの体験学習 「こども広場」

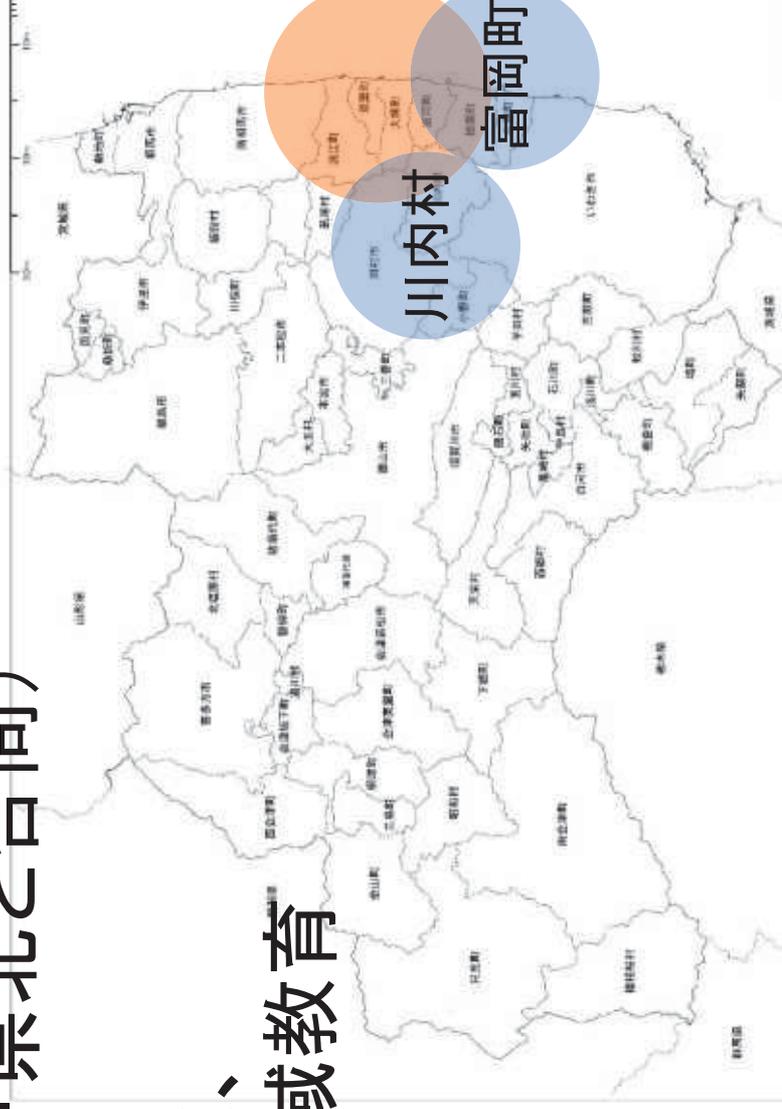
- 富岡町、川内村の児童・生徒
- 県中地域の仮設4か所で開催  
郡山2ヶ所、  
三春2ヶ所(三春の里・・・県北と合同)  
「こども広場」
- -料理や工作などの体験、  
仮設の大人と交流、地域教育



三春2ヶ所(三春の里・・・県北と合同)

「こども広場」

-料理や工作などの体験、  
仮設の大人と交流、地域教育



## 支援に入った当初の様子

---

- 大きな声を出して走り回る。
- ちよつとした事ですぐに癇癢を起こす。
- 自分よりも小さな子や、力の劣る子に「バカ」「しんしょう（※身体障害者を意味していると思われる）」等の暴言をばく。
- 学生や大人に対し、わざと怒らせるような言動を取る。
- 津波ごっこ、地震ごっこ等、災害時の状況を再現した遊びをする。
- 時間になってもなかなか帰りがらない、学生から離れたがらない。
- 「家に」帰るよう促すと、一瞬何とも言えない表情になる。

...など

## 支援をしていく中での子どもたちの変化

---

- 走り回って落ち着かなかった子どもたちが、工作の作業に集中できるときのようになり、学生ボランティアの話を聞くようになってきた。
- 学生との信頼関係ができてきた。
- 学生と子どもが皆一緒に行動する機会が増えた。  
(例：かまくら作りなど)
- 癩癩を起してもすぐに治まるようになってきた。
- 学習をしている中で、わからなかったところがあるがわかることで、とてもいい表情をしている子どもが増えてきた。
- 子どもたち同士をつながりができた。(違う学校に通っている友達もできた)

# 支援の中で寄せられた声

---

- 子どもたちが元気に遊んでいる姿を見て、大人がとても安心した。(保護者)
- 違う学校の子どもたちが仲良くなれた。(保護者)
- 遊びも大事だけど、もっと勉強もさせてほしい。中学生は特に。(保護者)
- 親としても自分たちで声を上げていかなければいけないと思った。(保護者)
- 大学生と遊べて楽しい。(小学3年生)
- 勉強でわからないところを教えてもらえてよかった。宿題ができた。(小学2年生)
- 来てくれてうれしい。また来てほしい。もっと遊びたい！(各仮設住宅の小学生)
- 仮設住宅内における子どもたちの居場所、見守りが必要。
- 土曜日の活動に参加する子が小学生が多かった。
- 狭い仮設住宅の中で、家族との距離がかなり近い状態にあり、親の不安や過干渉などの影響を受けやすくなっている。  
→夜遅くなくても家に帰らない子どもたちもたかが何人かいた。
- 学習する場を設けてほしい(特に中学生)。
- 学習の支援の中で、子どもたちの見守りを一緒にしていてもらいたい。

## 平成25年度支援実績(平成25年4月1日～8月31日)

---

放課後学習支援, 夏期学習支援(県北)

・安達運動場仮設住宅(二本松市)

毎週火, 木曜日: 17:00～20:00

・しのぶ台仮設住宅(福島市)

毎週水, 金曜日: 16:30～20:00

・佐原仮設住宅(福島市)

毎週水, 金曜日: 17:00～20:00

・夏期学習支援: 7/22(月)～8/5(月)

各仮設住宅4回実施

# 平成25年度支援実績(平成25年4月1日～8月31日)

## 放課後学習支援, 夏期学習支援(県北)

	安達	しのぶ台	佐原	合計
出席率	84%	68%	66%	73%
延べ参加者	463	399	288	1150
実施回数	27	27	27	81

夏期中	安達	しのぶ台	佐原	計
出席率	53%	50%	33%	45%
延べ参加者	46	40	21	107
実施回数	4	4	4	12

## 平成25年度支援実績(平成25年4月1日～8月31日)

---

放課後学習支援, 夏期学習支援(県中)

・おたがいさまこどもひろば(富田仮設) 郡山市

毎週金曜日: 16:00～19:00

・稲川原仮設住宅 郡山市

毎週火曜日: 15:00～17:00

・熊耳こどもひろば 三春町

隔週土曜日: 9:30～11:30

・三春の里学習支援 三春町

毎週土曜日: 13:30～16:30

# 平成25年度支援実績(県中地域)

## こども広場、学習サポート実施表

	おだがいさま	稲川原	熊耳	三春の里	合計
申込者数	9	5	2	12	28
実施回数	19	21	15	16	71
延べ参加者数	102	67	21	128	318
平均出席率	72%	49%	22%	82%	
※2013年4月から2013年8月まで					

## こども広場、学習サポート実施表

	おだがいさま	稲川原	熊耳	三春の里	合計
申込者数	12	11	6	10	39
実施回数	53	12	24	11	100
延べ参加者数	201	93	85	78	457
平均出席率				87%	
※2012年4月から2013年3月まで					

# 仮設住宅等で生活する子どもをとりまく課題

震災の影響・長期化する避難生活という環境下だからこそ手厚さが求められる支援だが、その絶対量が不足している

- 避難先で再開できた学校、再開できないでいる学校、区域外就学の課題
- 集団活動や部活動実施の困難さ、スクールバスでの長距離通学の負荷など

## 子どもを育てる環境としての地域の崩壊、 家庭機能の脆弱化

- 従来の地域社会の機能や組織等が、避難によって崩壊、バラバラになる
- 地域の中で子ども支援に関わっていたキーマンがその役割を果たせなくなる
- 避難生活のストレス、家族の分断、親の失業、生活再建の見通しが持てないなど親そのものが パワーレスになって、子どものことに十分関われない。

## 所属がない子ども達への支援策をどうするか

- 乳幼児期の子どもへの支援
- 中学卒業後の進学を断念したり、高校を中退した子の支援
- 震災や避難生活等の影響も考えられる不登校の子への支援

## コミュニティ政策としての子育て・教育・福祉

コミュニティを考える上で学校をどう位置付けるかは極めて重要

- ・「コミュニティ・スクール」としての考え方  
帰還、復興、賠償等をめぐる考え方は様々でも、子どもにどんな教育を保障するのかという点では話し合いができる。
- ・子育て世代にとっては子どもの教育環境、どこで学ぶか、何を学ぶかということは大きな関心事で、これからの生活の見通しや生活再建にも大きく影響する要素。

一方で、学校だけでは担いきれない機能や施策をどのようにカバーしていくか。

- ・コミュニティの中に、学校以外の機能をカバーできる複合型子育て支援拠点(ハードウェア)とそこをベースに展開される支援メニュー(ソフトウェア)が必要。

# コミュニティ政策としての子育て・教育・福祉

## コミュニティに求められる子育て支援拠点とは

- ・児童・生徒の地域での「居場所」機能
- ・「就学前の親子の交流の場」や「一時預かり
- ・「子育て等に関する家庭や親への相談・援助の実施」
- ・「子育てひろば」等の常設での設置が困難な地域への出張型支援
- ・地域の子育て支援施設としてボランティアや地域のキーマンとなる子育て支援者の活動拠点・受け入れ養成拠点
- ・コミュニティとともに取り組む子育て環境づくりの拠点  
(高齢者・地域学生等との世代間交流、地域の伝統文化や行事に触れることによる親子の育ちの支援、地域ボランティア等との協働)



- ・単機能型施設ではなく、複合型で、子育てに関する課題を地域で包摂できるような支援機能を持つことが望ましい。

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

## 地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

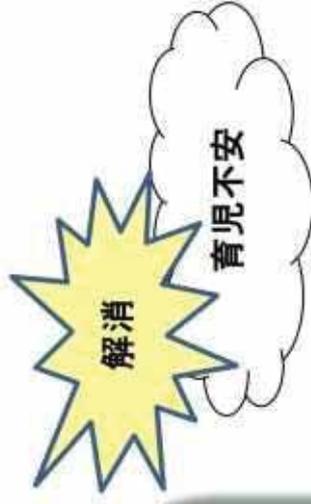
## 事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

## 機能強化

(地域機能強化型)

- ① 子育て関連事業の利用にあたっての支援する取組
- ② 地域における親・子の育ちを支援する取組



## 地域で子育てを支える

平成24年度実施か所数  
(交付決定ベース)

5,968か所

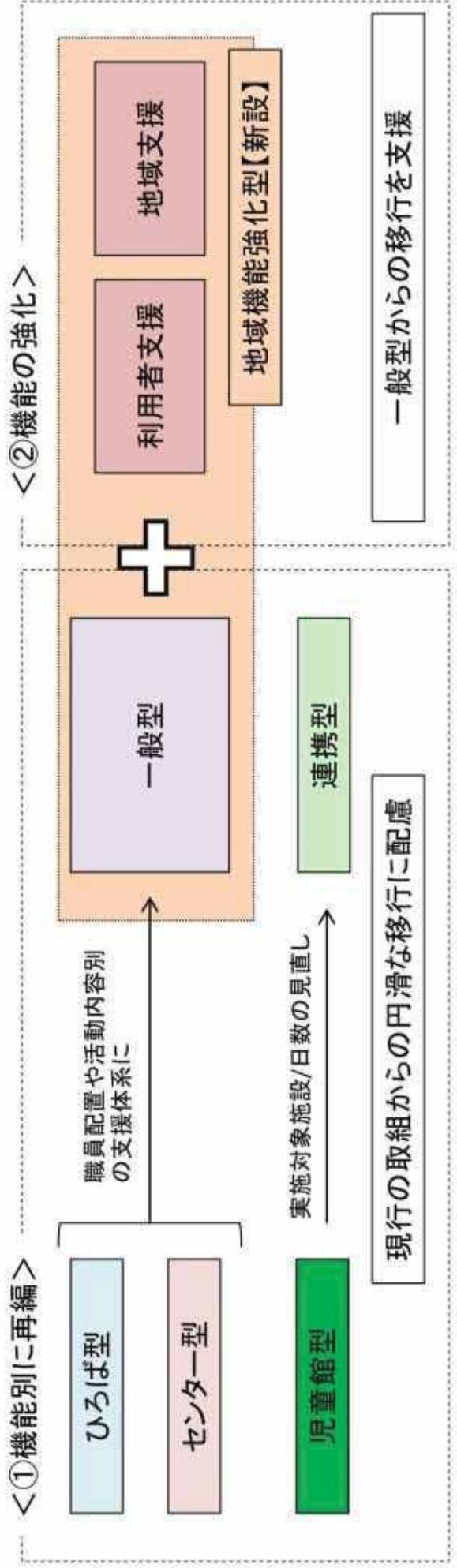
## 地域子育て支援拠点事業の充実について

- ・ 地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図ってきた。
  - ・ 「子ども・子育てビジョン」においても、1万か所（中学校区に1か所）の設置を目標として掲げ、重点的に取組を推進。→ 地域子育て支援拠点事業として事業開始から5年が経過し、実施形態の多様化。
  - ・ 更に、昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択が出来るよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化。
- こうした状況を踏まえ、平成25年度（平成24年度補正予算で安心子ども基金の事業として組替）より、以下二点を実施し、事業の更なる拡充を図る。

①機能別に再編：従来の「ひろば型」・「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みとする。（「児童館型」は「連携型」として実施対象施設を見直し。）

②機能の強化：「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」を創設する。

### 【再編のイメージ】



# 地域子育て支援拠点事業の概要 ① 【一般型・連携型】

- 「ひろば型」・「センター型」ともに実施形態が多様化。（交流・相談双方を重視する形態など）
  - 「ひろば型」及び「センター型」を統合し「一般型」に再編
  - ・ 職員の配置状況、開所日数、取組内容等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）
  - ・ 拠点施設において地域の子育て支援事業を一体的に実施している場合に加算。
- きめ細かな対応と子ども・子育てでビジョン達成に向けて着実な事業の推進。
  - 「児童館型」を「連携型」に再編
  - ・ 児童館を始め子育て関連施設で実施。（→多様なニーズに対して支援。）
  - ・ 開所日数等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）

## 一般型

機能 常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

実施主体

市町村（特別区を含む。）  
（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施

実施形態

・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算）  
一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施

・出張ひろばの実施（加算）  
常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向き、出張ひろばを開設

従事者

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）

実施場所

保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用

開設日数等

週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上

## 連携型

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施

・地域の子育て力を高める取組の実施（加算）  
拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施

児童福祉施設等

週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

## 地域子育て支援拠点事業の概要 ② 【地域機能強化型】

○交流・相談などの基本事業を通じて得られた子育て親子とのつながりや相談援助の取組をもとに、①「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・子育て」の支援の両面を充実。

→「地域機能強化型」を創設＝「利用者支援機能」・「地域支援機能」を付加

[利用者支援]

子育て家庭が子育て支援の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などを実施し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図る。

[地域支援]

世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生。

[専門性の強化対策]

職員の質の確保のための専門性の強化対策にかかる経費を補助額に上乘せ。

※新制度施行後は、「利用者支援」・「地域支援」双方を担うことを想定

### 地域機能強化型

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を見据えて利用者支援体制の基盤の構築を行うとともに、地域において子の育ち・親の育ちを支援する地域との協力体制の強化を実施

実施主体

市町村(特別区を含む。)

(社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

①～④の事業の実施に加え、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」とともに、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを行う「地域支援」を実施

・利用者支援の実施

- ①教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組
- ③教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組

・地域支援の実施

- ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- ③地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

※職員の資質向上のため、専門性強化対策として研修時の代替職員等を雇用するための経費を補助単価に上乘せ

従事者

育児・保育等について相当の知識・経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通する者(2名以上、ただし利用者支援を実施する場合には3名以上)

実施場所

公共施設、保育所などの児童福祉施設等で地域社会に密着した場所で実施

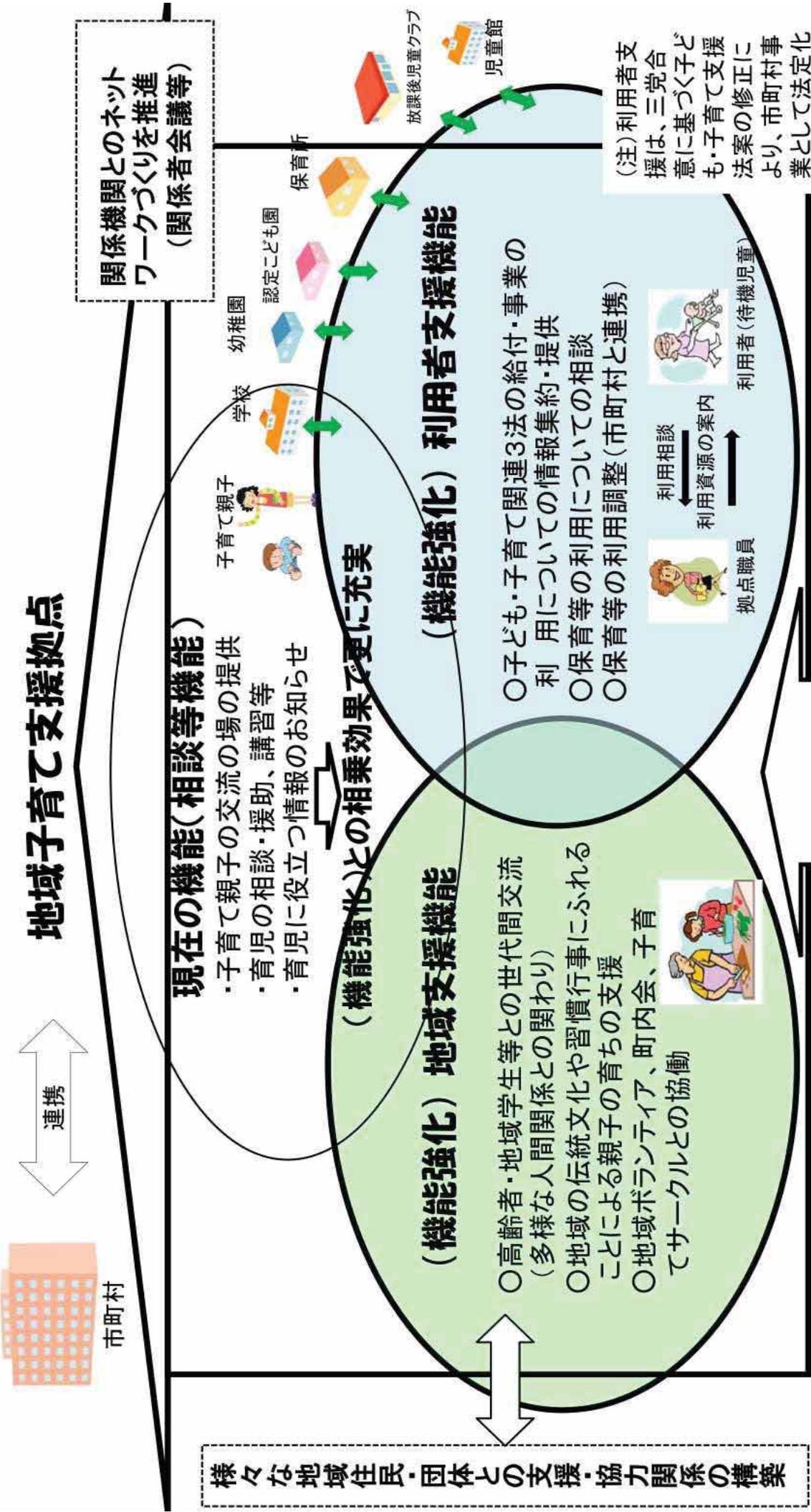
開設日数等

週5日、週6～7日/1日5時間以上

# 地域子育て支援拠点の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)

- ① 「利用者支援機能」 = 地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- ② 「地域支援機能」 = 親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

## 課題：「見通しが持てない」≡「あきらめ」にならないために

---

- ・ 本当の復興は、子どもがその地域で育ち、次世代への地域の継承がなされるようになること

### しかしながら・・・

- ・ 除染が進み、放射線量が低減しない限り、子どもを元の町で育てることは難しいと考える親や若い世代が多い。



- ・ 復興への道筋をしっかりと示しながら、子どもを持つ親世代や若い世代が希望を失わないような支援や、つながり、文化を保ち続けられるような支援も必要

# 復興に向けてのこれからの取り組み

町外コミュニティの施策：~~帰還までのつなぎの政策・手当~~

その中での子育てや教育に関しては、将来にとっての大事な種まき「こども」にとっても、「親」にとっても、地域の子育て環境の再生にとっても



大事にしたい視点

- ・地域のリソース(ハードウェア・ソフトウェア)の有効活用
- ・子育てや親支援、地域資源の活用などの視点を持った
- 子育て支援コーディネーターの設置・活用
- ・子育てに関わる多様な主体の参画や意見の反映が担保されるような施策や支援体制づくり

# 東日本大震災

## 中央子ども支援センター 福島窓口



Central Child Support Center  
of The Great East Japan Earthquake  
in Fukushima



福島県 委託事業

運営受託 NPO 法人ビーンズふくしま



### 東日本大震災 中央子ども支援センター 福島窓口

〒960-8068

福島県福島市太田町 14-3 尾形米穀店 2F  
TEL 024-573-0150 / FAX 024-573-0151

【郡山サテライトオフィス】 〒963-8022  
福島県郡山市西の内 1 丁目 25-2 2F

TEL 024-983-9481 / FAX 024-983-9482

MAIL [info-ccscd@beans-fukushima.or.jp](mailto:info-ccscd@beans-fukushima.or.jp)

WEB <http://ccscd.beans-fukushima.or.jp/>

FB <http://www.facebook.com/ccscd.fukushima>

#### 東日本大震災中央子ども支援センターとは

被災地の中長期にわたった子どもの支援ニーズに対応し、必要な心のケアの専門家等の派遣や支援体制の構築のために、厚生労働省の要請を受けて、2011年10月に社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所内に「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置しました。

#### 福島窓口について

東日本大震災中央子ども支援センターの福島現地窓口として、現地ニーズの把握や必要な支援に取り組んでいます。NPO法人ビーンズふくしまが委託を受け、福島県と協働しながら事業を実施しています。



# 県内・外避難者支援

県内外での避難生活において「それぞれの地で、安心して元気に子育てできる環境づくり」を応援します。

主に比較的、支援が届きにくい、自主避難されているご家庭にスポットをあてて、支援をしています。

## 避難者数の現状

県外避難 :55,610人  
(H.25.4 復興庁調べ)  
県内避難者:約 10万人  
合計 :約 16万人

山形・新潟・関東・宮城などの支援団体と連携を取り、避難家庭のニーズに合わせた支援を展開しています。

- 避難先で集う場「ふくしまママサロン」
- 託児付きリフレッシュ講座
- テーマを決めたグループトーク「ママ話会」
- 個別相談 など



# 県内子育て支援

■ 県内支援者向け研修  
福島県の子育て支援者のための研修を実施します。

- H.25 年度研修実施予定
  - ・ NP ファシリテーター養成研修
  - ・ CAP スペシャルリスト養成講座
  - ・ コモンセンスペアレンティング研修



研修を通じて、  
地域の子育て力  
向上を目指します。

# 専門職派遣事業

県内において、子どもを育てる家族が過ごしやすくなるように専門職の先生を市町村事業に派遣していきます。



## 派遣実績

- 臨床心理士  
…乳幼児健診相談等
- 運動指導士  
…室内遊びの指導等
- ヨガ指導者  
…リラクゼーション指導等
- 保育士  
…子どもの見守り等

## ■ 県内子育て支援

県内の子育て支援センターや子育て支援団体の皆さんと連携して、避難先から福島へ戻ってきたお母さん達が集うサロンを開催します。

- 福島市、郡山市で毎月開催します。(6月～)
- 白河、会津、いわきでも開催予定です。
- テーマを決めたグループトーク「ママ話会」や親子で楽しめるイベントなども開催予定です。



# 情報発信

■ 東日本大震災中央子ども支援センター  
タ一福島窓口 Web サイト

<http://ccscd.beans-fukushima.or.jp/>  
支援者の皆さんへ伝えたいお知らせや、福島窓口の活動レポートを配信しております。



■ ふくしま結ネット

<http://yuinet.beans-fukushima.or.jp/>  
(Twitter)<https://twitter.com/fyuinnet>



県内外へ母子避難された方を対象とした健康、福祉、交流会等の支援情報を扱うポータルサイトです。

※スマートフォン・携帯電話対応



ふくしま結ネット

避難生活で必要な情報、  
ここに集まっています。  
情報でふくしまと避難先を結ぶ  
ふくしま結ネット。



ふくしま結ネット

検索

<http://yuinet.beans-fukushima.or.jp/>  
(PC、スマートフォン、携帯電話共通)



—ふくしまと避難先を結ぶ—  
ふくしま結ネット



—ふくしまと避難先を結ぶ—

## ふくしま結ネット

『ふくしま結ネット』は福島県から福島県内外に避難されている方と福島県を「情報」で「結ぶ」Web サイトです。

### ふくしま結ネット Q&A



Q. どのような情報を発信していますか？

A. ふくしま結ネットは母子避難されている方を主なターゲットとしております。生活に有益な下記のような情報を発信しております。

- ・健康診断や予防接種などの健康、福祉情報
- ・避難生活のこれからを考えるうえで重要な生活、補助、支援情報
- ・避難先地域での交流会や相談会などのイベント情報
- ・福島県内の子育て環境情報

A. ふくしま結ネットはスマートフォン、携帯電話にも対応しております。新着記事は Twitter による配信も行っております。

Q. パソコン以外からも利用できますか？

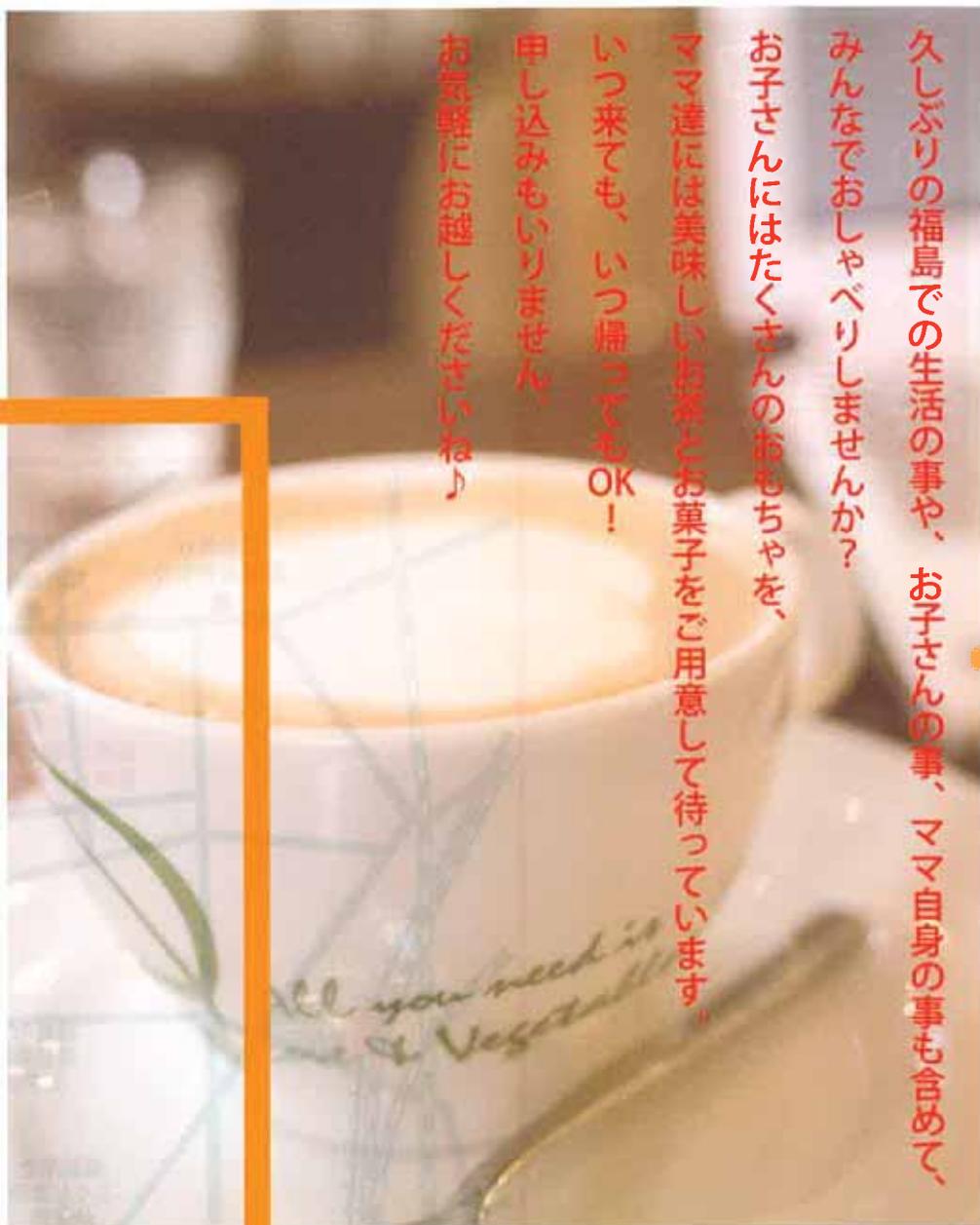
ふくしま結ネット Twitter アカウント  
@fyuinet  
<https://twitter.com/fyuinet>



Q. その他、どのような特徴がありますか？

A. 必要としている情報にたどり着きやすくするため、情報を整理、ナビゲートします。他にも下記のような特徴があります。

- ・全国の連携団体から得られた有益な情報を扱います。
- ・ご覧いただいた情報と似ている、関係ある情報もご案内しています。
- ・特定の政治思想や活動が含まれる情報は掲載しません。



久しぶりの福島での生活の事や、お子さんの事、ママ自身の事も含めて、

みんなでおしゃべりしませんか？

お子さんにはたくさんのおもちやを、

ママ達には美味しいお茶とお菓子をご用意して待っています。

いつ来ても、いつ帰ってもOK！

申し込みもいりません。

お気軽にお越しくださいね♪

# ママカフェ @ ふくしま

Welcome to  
Mama cafe @ Fukushima

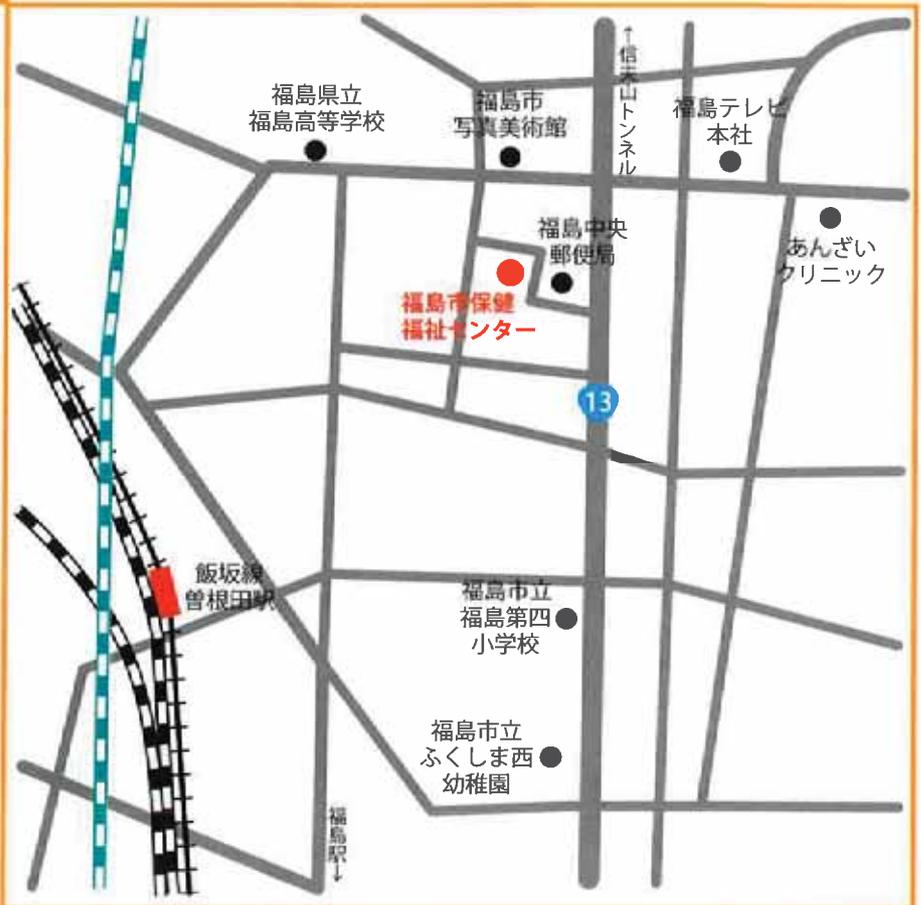
ママカフェ第2クールがスタートします！  
スタッフやママどうして  
“ほっこり” おしゃべりしませんか？

- 日程 9月20日(金) 10:00～12:00  
10月25日(金) 10:00～12:00  
11月22日(金) 10:00～12:00  
12月20日(金) 10:00～12:00
- 場所 福島市保健福祉センター 3F  
和室会議室
- 参加費 無料

## 東日本大震災中央子ども支援センター 福島窓口

福島県福島市太田町 14-3-2F 中央子ども支援センター内  
TEL: 024-573-0150 FAX: 024-573-0151 E-mail: info-ccscd@beans-fukushima.or.jp  
<http://ccscd.beans-fukushima.or.jp/> ※この事業は、福島県の委託を受けて実施しております。

# ままカフェ @ ふくしま 会場案内



## 福島市保健福祉センター 福島県福島市森合町 10-1

### 【バス利用】

福島駅より市内循環 1・2 コース、  
「保健福祉センター前」下車

### 【駐車台数】

駐車場収容台数約 150 台

※予防接種や乳幼児健康診査などの行事がある場合は駐車場は大変混み合います。公共交通機関などをご利用願います。

### 【主催】

福島県／東日本大震災中央子ども支援センター 福島窓口

### 【協力】

福島市子育て支援センター連絡会／福島市健康推進課



久しぶりの福島での生活の事や、お子さんの事、ママ自身の事も含めて、  
みんなでおしゃべりしませんか？

お子さんにはたくさんのおもちゃを、

ママ達には美味しいお茶とお菓子をご用意して待っています。

いつ来ても、いつ帰ってもOK！

申し込みもいりません。

お気軽にお越しくださいな。

# ママカフェ @ こおりやま

Welcome to  
Mama cafe @ Kooriyama

ママカフェ第2クールがスタートします！

スタッフやママどうして

“ほっこり” おしゃべりしませんか？

日時 9月12日(木) 10:00～12:00  
10月10日(木) 10:00～12:00  
11月14日(木) 10:00～12:00  
12月12日(木) 10:00～12:00

場所 特定非営利活動法人  
子育て支援コミュニティプチママン  
福島県郡山市富田町大徳南 2-23

参加費 無料

東日本大震災中央子ども支援センター 福島窓口

福島県福島市太田町 14-3-2F 中央子ども支援センター内

TEL: 024-573-0150 FAX: 024-573-0151 E-mail: info-ccscd@beans-fukushima.or.jp

<http://ccscd.beans-fukushima.or.jp/> ※この事業は、福島県の委託を受けて実施しております。

# ままカフェ @ こおりやま 会場案内



## 特定非営利活動法人 子育て支援コミュニティ プチママン

福島県郡山市富田町大徳南 2-23  
Tel: 024-983-1925

### 【バス利用】

福島交通「希望ヶ丘」より徒歩1分

### 【駐車場】

有り

### 【主催】

福島県／東日本大震災中央子ども支援センター 福島窓口

### 【協力】

特定非営利活動法人子育て支援コミュニティ プチママン

# 東日本大震災中央子ども支援センターの設置規定

## 1 目的

東日本大震災中央子ども支援センター（以下「センター」という。）は、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の子ども達の健やかな成長を支援するため、被災地の主体性を尊重しつつ、以下の活動を行うことを目的に設置・運営する。

- ・東日本大震災の被災地域における子どもの支援ニーズを把握する。
- ・被災した子どもの成育を支援する。
- ・被災によって生じた子どもの心身の問題を軽減するための支援を行う。
- ・被災した子どものいる家庭を支援する。
- ・被災した子どもの保育・教育・成育・保健・ソーシャルワーク・医療等に携わる者の支援を行う。
- ・被災した子どもと家庭を支援する者のサポートを行う。
- ・被災した子どもと家庭、および地域に関する情報の集約、蓄積及び分析を行う。

## 2 設置場所及び期間

センターは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所に設置する。設置期間は、平成28年3月末日迄とする。

## 3 組織

センターには、業務を統括するセンター長を置く。

センターの事務局は、日本子ども家庭総合研究所に本部事務局を置き、岩手県、宮城県、福島県等に現地事務局を置く。

センターには、東日本大震災中央子ども支援センター協議会を置く。

## 4 業務

### (1) 本部事務局

- ・東日本大震災中央子ども支援センター協議会を運営する。
- ・現地事務局を通じて子どもの支援ニーズを把握する。
- ・支援ニーズに基づき、被災した子どもと家庭を支援するための専門職の派遣等、調整を行う。
- ・被災した子どもの保育・教育・成育・保健・ソーシャルワーク・医療等に日常的に携わる者に対する研修、講習等の技術的サポートを行う。
- ・被災した子どもと家庭に関する情報の集約、蓄積及び分析を行うとともに、取り組みの指針を示す。

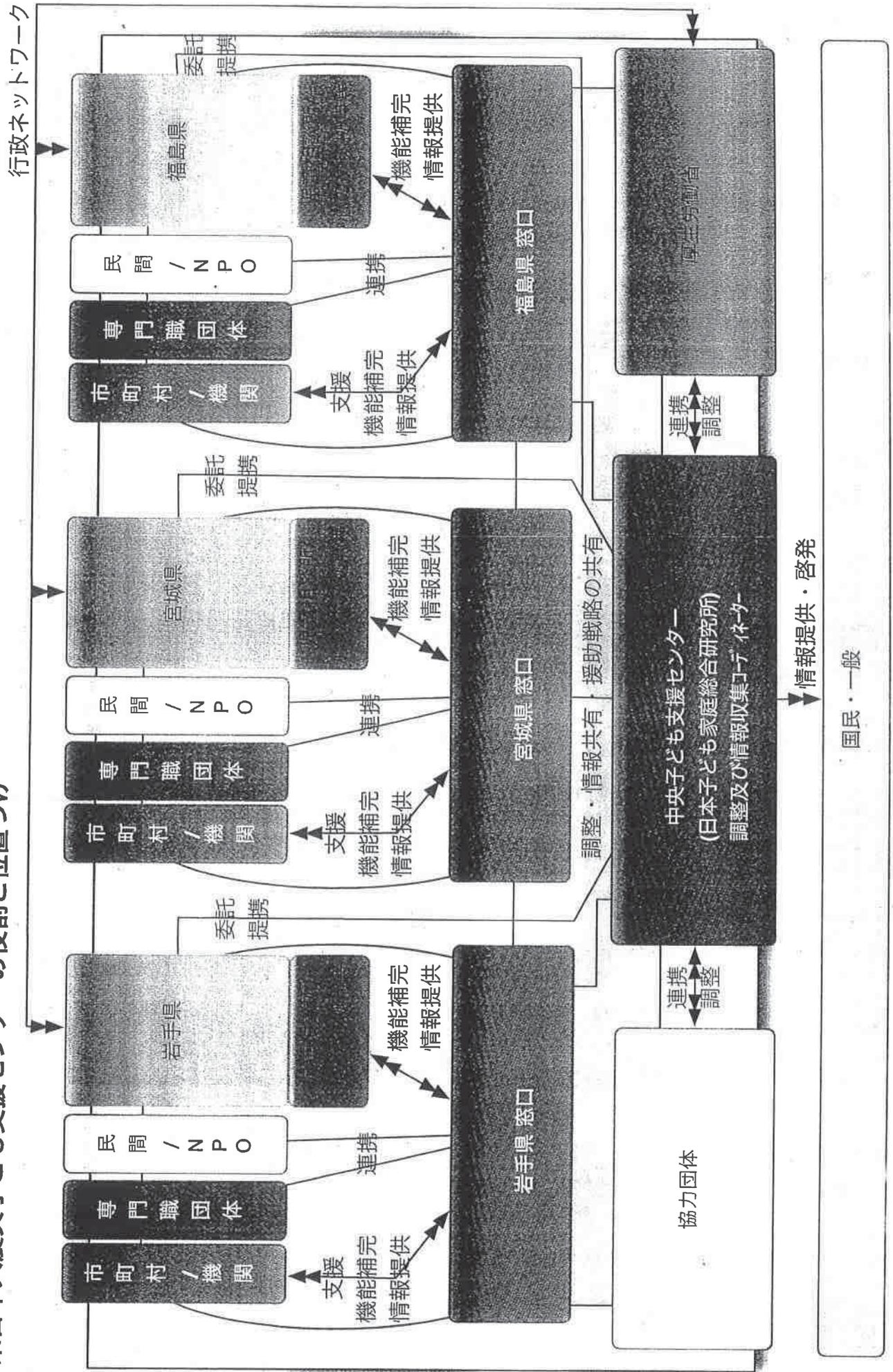
## (2) 現地事務局

- ・被災した子どもと子育て家庭に関する情報の集約を行い、本部事務局に送付するとともに本部からの依頼に応じた情報収集に努める。
- ・各自治体との密接な連絡・調整を行う。
- ・子どもの支援ニーズの確認を行い、専門職の派遣を本部に要請するとともに、適確な支援を提供するための現地調整を行う。
- ・派遣された専門職が円滑かつ効率的に活動できるよう、現地での活動調整を行う。
- ・被災した子どもの支援に携わる者を対象に地域ニーズに合わせた研修、講習会等を開催する。
- ・被災した子どもと子育て家庭を支援する者のサポートを行うため、専門職等による相談支援活動の調整を行う。

## 5 国との連携・協力

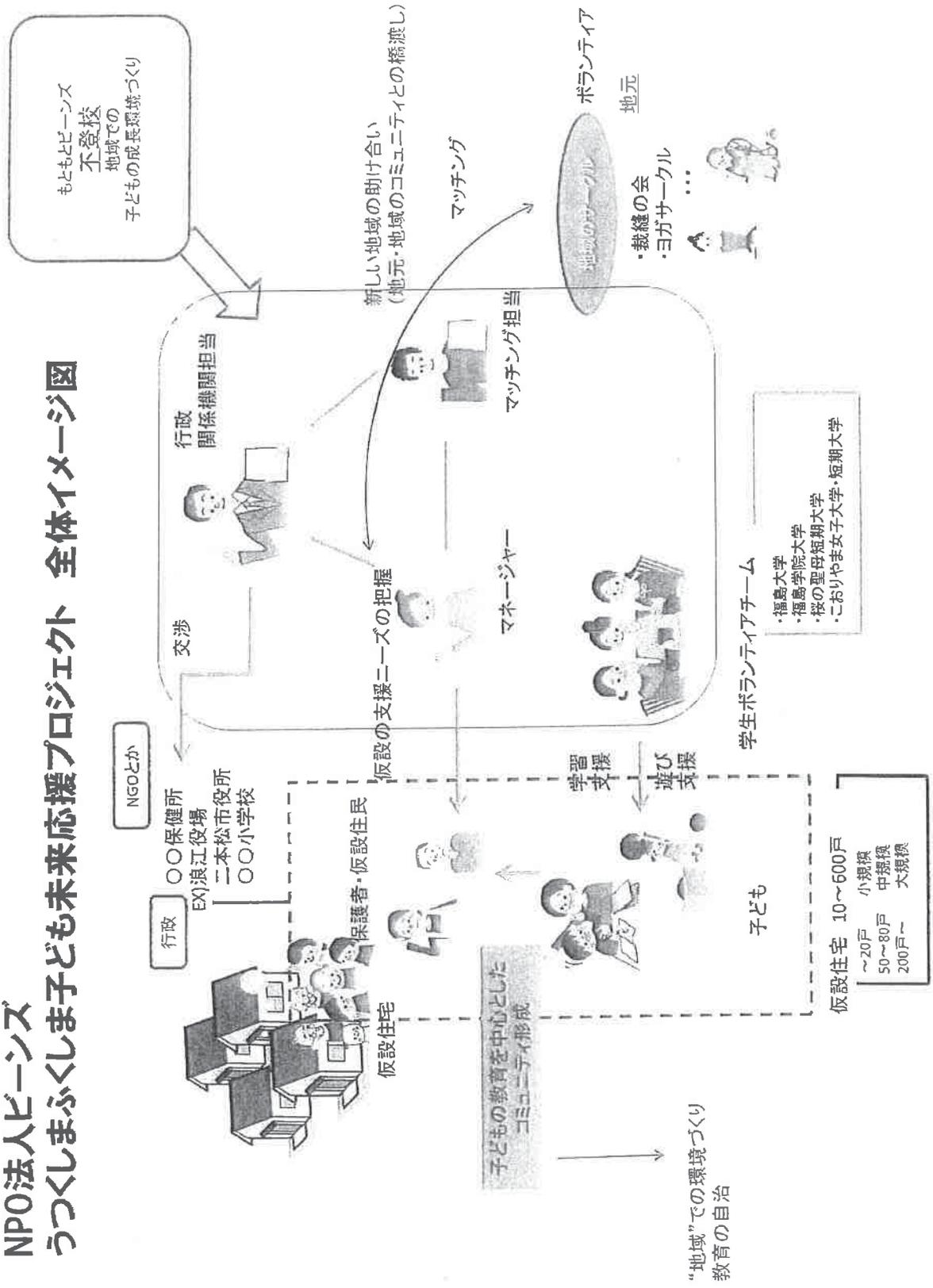
センターの運営に関しては、厚生労働省と連携・協力し、その支援を得て行う。

# 東日本大震災子ども支援センターの役割と位置づけ





# NPO法人ビーンズ うつくしまふくしま子ども未来応援プロジェクト 全体イメージ図



笑顔と元気があふれる学習の場所を作りたい～ビーンズふくしま 仮設住宅 学習支援～



▲学習支援の子どもたちとスタッフの新山伸一さん

福島市にある佐原仮設住宅で行われている学習支援の活動をご紹介します。  
この活動は、原発事故の影響で避難生活を送っている子どもたちを対象として行っており、学習や遊び、季節のレクリエーションを通して、子どもを中心とした地域コミュニティの再生を目指しています。

学習支援は、福島市の旧佐原小学校応急仮設住宅としてのふ台応急仮設住宅、二本松市の安達運動場応急仮設住宅、三春町にある三春の里応急仮設住宅の4か所で行われており、仮設住宅に住む子どもだけではなく、周辺の借り上げ住宅に住む子どもも受け入れています。通常は、子どもたちが宿題や自主学習を進め、質問したい、または分からなくなった場合に、スタッフといっしょになって勉強するというスタイルをとっています。

学習時間は小学生が17:00～18:30、中学生は18:30～20:00の時間帯（三春の里仮設を除く）で学習しており、どちらも1時間を過ぎたあたりで、「おやつ時間」を取っていて、学習だけではなく、おやつを通して、子どもたち同士が触れ合い、笑顔になれるように配慮されています。

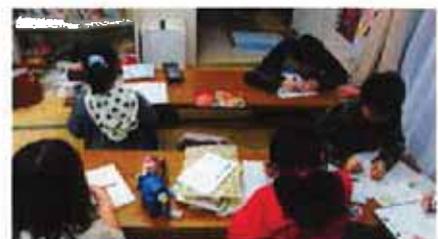
学習支援以外にも、季節に合わせてレクリエーションを企画し、子どもたちだけではなく、保護者や仮設住宅の住民とのコミュニケーションを行い、その都度、大学や企業との連携や協力をしています。

学習支援を受けている子どもたちは、素直で元気な子たちが多く、賑やかな雰囲気の中なかでも、集中するときは静かに課題に取り組んでいます。分からないところは、スタッフや学生に質問し、いっしょになって勉強しています。



今回、学習支援に参加した学生（桜の聖母短期大学の学生）は、「最初は、子どもたちと接するうえでとまどいや不安がありました。しかし、最近では子どもたちが笑顔で話しかけてくれたりして、活動するごとに子どもたちから元気をもらっています」と話してくださいました。

仮設住宅の子どもたちは、家のスペースが狭く、遊ぶようなところもあまりないところで生活しているため、週に1～2回友達といっしょになって、勉強したり、楽しんだりするこの時間が貴重なものであるように感じられました。スタッフが少ないために活動が限られているので、活動範囲や回数を増やしていくために近隣の大学生や社会人などの皆さんにもぜひ協力していただきたいです。



**ASA**

NEW小1人朝日は、ASA朝日新聞販売所から朝日新聞購読者のみなさまにお届けしています。

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ● 郡山北部 ☎024-936-8888 | ● 須賀川北部 ☎0248-75-3721 |
| ● 郡山西部 ☎024-922-2734 | ● 須賀川東部 ☎0248-76-8158 |
| ● 郡山南部 ☎024-946-1464 | ● 白河 ☎0248-23-3373    |
| ● 郡山開成 ☎024-951-2214 | ● 矢吹 ☎0248-42-3231    |
| ● 喜久山 ☎024-932-2798  | ● 五川 ☎0247-26-9800    |
| ● 喜久田 ☎024-959-2106  | ● 三春 ☎0247-62-2284    |
| ● 守山 ☎024-955-2013   | ● 常葉 ☎0247-67-1955    |
| ● 日和田 ☎024-958-2641  | ● 二本 ☎0243-34-2033    |
| ● 磐梯熱海 ☎024-984-3621 | ● 二本松 ☎0243-22-0621   |
| ● 興木 ☎024-956-2497   | ● 福島県朝日 ☎024-991-6433 |

**New** No.458  
2013年  
平成25年  
5月3日号  
**ボイス朝日**

ニューボイスアサヒ 毎月第1・第3金曜日発行

**ロマリンドクリニック**

診療科目 **婦人科** 産科内科  
アレルギー科

● 郡山市駅前2丁目11番1号  
ビッグアイパーキングビル1F  
● 院長/富永國比古 ● 休診/日・祝

〒960-0801 郡山市駅前2丁目11番1号  
TEL:024(924)1161

診療時間(予約制)	月	火	水	木	金	土
午前 10:00~13:00	○	○	○	○	○	○
午後 14:30~18:30	○	○	○	○	○	○

**がん健康相談外来**  
医学博士・星野素三(腫瘍免疫学・がん免疫総論) お問い合わせ下さい

企画・編集・発行/株式会社 ボイス ● 編集人/大内康夫 ● 編集部〒963-8034 郡山市島1丁目7-18 サンライズ島301 ● TEL&FAX024(924)5188 ● E-mail voice@beach.ocn.ne.jp ● 協力/朝日新聞社/日刊スポーツ新聞社/KFB福島放送 ● (C) 株式会社 ボイス (禁 無断複写転載 WEB使用)



NPO法人 ビーンズふくしま  
被災子ども支援部門  
「うつくしまふくしま  
子ども未来応援プロジェクト」  
のみなさん、他



や保護者たちと協力し

「親しい友達との別れもあり、環境の変化による勉強の遅れもあります。それまで地元にあつた子供会や学童保育といった地域の見守りシステムが壊れているケースもあります。つながりを失った子供たちのセーフティネットを、再構築できないかと考え、子供たちに寄り添いながらサポートを行って

フリースクールや子供、若者の居場所づくり、若者たちの就業支援を行ってきたNPO法人ビーンズふくしまは、震災後は、長期避難、住環境の激変、度重なる転校、親の失業、家族の分断など、さまざまなストレスにさらされた子供たちの支援に乗り出しました。

**仮設住宅で「学び」や「遊び」を通して子供たちを見守る活動に協力をお願いします!**

青少年支援を行うNPO法人ビーンズふくしまは、震災後、トヨタ財団とバナリニック教育財団の支援を受け「うつくしまふくしま子ども未来応援プロジェクト」を展開しています。長期避難生活を余儀なくされている子供たちに寄り添う活動を、県中地域コーディネートの大河原有佳さん(30)に聞きました。

- 問い合わせ先
- NPO法人 ビーンズふくしま
  - 郡山市西ノ内1-25-2-2F
  - TEL.024(983)9481
  - FAX.024(983)9482
  - 開所日/月・火・水・金・土 9:30~18:30
  - 休所日/木・日・祝日・年末年始

- 活動のご協力
- 下記の日程でほぼ毎週開催しています。参加者のお子さん、ボランティアさん、随時募集。特に土曜は、運転可能なボランティアさんを募集しています。
- 火曜 15:00~17:00  
福川原こども広場(郡山市富田町福川原仮設)
  - 金曜 16:00~19:00  
おだがいさまこども広場(郡山市富田町若宮前仮設)
  - 土曜 9:00~11:00  
熊耳こども広場(田村郡三春町熊耳仮設)
  - 土曜 13:30~16:30  
三春の里学習サポート(三春町三春の里仮設)

- 寄付のご協力
- オンライン寄付サイト「Give One」にて寄付募集をしております!
- 復興ふくしま：うつくしまふくしま子ども未来応援プロジェクト
- ウェブサイト <http://www.giveone.net/cp/PG/CtrlPage.aspx?ctr=pm&pmk=10252>
  - ブログ <http://yaplog.jp/fukushima-kodo/>
  - Facebookページ <http://www.facebook.com/kids.pit>



あいながら、子供を見守る仕組みを作ること。子供を真ん中にした地域コミュニティの再生、自治会の活性化、被災した親や住民の自立の促進をはかること。活動は多岐にわたって進んでいました。

「楽しい友達との別れもあり、環境の変化による勉強の遅れもあります。それまで地元にあつた子供会や学童保育といった地域の見守りシステムが壊れているケースもあります。つながりを失った子供たちのセーフティネットを、再構築できないかと考え、子供たちに寄り添いながらサポートを行って

「親しい友達との別れもあり、環境の変化による勉強の遅れもあります。それまで地元にあつた子供会や学童保育といった地域の見守りシステムが壊れているケースもあります。つながりを失った子供たちのセーフティネットを、再構築できないかと考え、子供たちに寄り添いながらサポートを行って

「おしい」といって、子供たちと一緒に活動を楽しみながら活動しています。もちろん、

「楽しい」といって、子供たちと一緒に活動を楽しみながら活動しています。もちろん、

「楽しい」といって、子供たちと一緒に活動を楽しみながら活動しています。もちろん、

「おしい」といって、子供たちと一緒に活動を楽しみながら活動しています。もちろん、

**循環器内科 内科 小児科**

**山田内科クリニック**

院長 山田 善美

診療時間	月	火	水	木	金	土	日曜・祝日
午前 8:30~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 2:00~6:00	○	○	○	○	○	○	○

〒960-0801 郡山市開成2丁目7-8 文化通り沿い ☎024-933-7502

財団法人 慈心会医学研究所

付属 **坪井診療所**

所長 長谷川 浩一

【診療時間】月曜~金曜...夕方 6:00まで  
【休診日】土曜・日曜・祝日

☎024-923-5121

郡山市駅前1-12-3

0

ツイート

いいね!

1

[みんなへ共有](#)**被災地からのメッセージ**

2013年7月24日公開

**子ども達と共に歩み、  
一歩ずつ、少しずつ、未来へ****NPO法人「ビーンズふくしま」を訪ねて**

赤い羽根 災害ボランティア・NPO活動サポート募金(ボラサポ)第5次中長期助成団体  
※ ボラサポの助成金の一部に、チャリティホワイトの寄付金が使われています。



雨の日が続く7月の東北。一面に広がる田んぼの稲穂には雨露が残り、緑が一層輝きを増している。その間をくぐり抜けた小高い丘に、プレハブの家々が並んだ町がみえた。夕方になると、どこからともなく子どもたちが集まって来て、笑い声がこだまする。顔見知りのお兄さんお姉さんを見つけると追いかけっこが始まって、「時間ですよ」のかけ声とともに、皆一斉に町の中心にある集会場へと向かって行った。

**子どもの支えとして、ふみだした一歩**

顔見知りのお兄さん、お姉さんの正体は、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難生活が続く仮設住宅にて、子どもたちの放課後学習指導にあたるNPO法人「ビーンズふくしま」のスタッフたちの姿である。現在、今回おじゃました福島県二本松市の仮設住宅に加えて、全7ヶ所の仮設住宅での支援をおこなっている。

『ビーンズふくしま』の活動は、多岐にわたり、県の中心部、中通りと言われる地方を中心に、様々な問題に直面する子どもたちの支援を長年にわたり続けてきた。発足より14年を迎え、不登校やひきこもり、ニートといった状況が、大きな社会問題となった頃から、たくさんの若者たちと真剣に向き合ってきた。

有志3人で始めた活動も、現在は40名のスタッフを抱え、フリースクール、心の不安を個別で相談できる部門や、職業支援なども行っている。



仮の住まいの暮らしが、日常になりつつある。

「学習指導とは言っても、最初は、静かにしている事、机に座らない事からの指導でした。二本松市の仮設住宅には、原発事故の避難区域にあたる浪江町の方が暮らしています。混乱の中での避難は、元あったコミュニティーを崩し、地域での子育てが難しくなっている状況があります。さらに、住み慣れない家で、親御さんもストレスを抱え、その歪みが子どもへと向かうこともあります。子ども達は心の中を声に出す事は殆どありません。ですので、週に2回の学習指導を通して、彼らの想いを感じ、受け止めてあげるのが私たちの仕事だと思っています」と、スタッフの新山さん。

ちなみに、子ども達に“ししょう(師匠)”の名で親しまれる新山さんは、宮城県在住で片道35キロの通勤を躊躇なくこなす、情熱の持ち主。退職の後の現在、教員としての経歴を活かし、仮設住宅での学習支援全体の指揮官役を担っている。

『ピーンズふくしま』の活動は、震災後は特に、こうした熱きメンバーの想いに支えられてきたのだ。



お勉強前の和みのひととき。



始めは新山さん(師匠)より、本日の説明。



学生ボランティアさんも慕われ、大活躍。



中鉢博之さんは、14年前の設立時より運営に携わる。

## 終わりの見えない避難生活の中で見えてくること

彼らに見守られながら、集会所では、漢字の練習や算数のドリルなど、それぞれの課題を机に広げ、勉強に励む子ども達の姿がある。無邪気な笑顔が印象的で、甘えん坊かつ人懐っこい。取材に訪れた私たちを寛容に受け入れてくれるのは、浪江の穏やかな風土が子ども達にも受け継がれているからだろうか。出会ってまもなく、カメラマンは“ヒゲ男くん”、同行のスタッフは“モヒカン君”とあだ名までつけられてしまう始末だった。

「いわゆる学級崩壊の様な状態の時期もありましたが、今ではだいぶ落ち着きを取り戻しています。挨拶もできまし、靴も上手に並べられるようになりましたよ。年齢が違う子ども達が一緒に学習しますので、下の子の面倒をみたりという関係が築いていけるのもこの特徴です」と新山さん。

一方、理事を務める中鉢博之さんは、震災より2年以上が過ぎた現在の苦悩をこう話す。

「緊急対応時が過ぎて、生活という視点での継続的な支援が必要となってきています。そういった活動をする上で、特に私たちは、子ども達、親御さん、地域の方々との信頼関係を積み上げていくことが重要になるので、スタッフの育成にも時間を要します。しかしながら、震災に対する世間の関心は薄れつつあり、その中で人員確保や資金維持などの問題は、時間を追うごとに大きくなっていきます」。

## 複雑に重なり合った課題に向き合い続けていく

集会所の外に出て、辺りを見渡すと、家をぐるりと囲むように置かれたプランターが数多く目に映る。そこに植えられ緑たちは、夏番番を待たずして、トマトや茄子が立派に実りを迎えていた。もの言わぬ植物は、自然溢れる浪江の風景、彼らが育んだ豊かな暮らしの数々、故郷への想いを強く語りかける。それらを受け止めるには、小さなプランターはあまりに窮屈だ。

「長引く避難生活で疲れ果て、ここに暮らす人の力は弱り続けていきます。ゆえに問題は声になることなく、見過ごされていきます。復興住宅、仮の町など、様々な話を耳にしますが、一向に見通しがたないというのがここでの実感です」と新山さんは伏し目がちに話す。

決して平坦ではない復興への道のりにおいて、こうした地域に根ざす『ピーンズふくしま』の取り組みは、その大きな一助を担っている。現在は、仮設住宅での放課後学習指導と個別のカウンセリングを軸に、他団体との連携を計りながら、変化する状況を素早くキャッチできる体制も整えている。



おじいちゃんから手渡されたトマト。



浪江では、10棟のビニールハウスで野菜を栽培していたと教えてくれた。

## 心の壁に寄り添い、共に歩んでいく

お勉強をひとしきり終わると、お待ちかねのおやつタイムがやってきた。ほっと一息して、じやれ合いながらお菓子を頬張る様子は、他のどの町の子どもと変わりはない。しかし、彼らが見せてくれ



おどけて見せるとってもお茶目な子どもたち。



子どもたちが駆け寄ると、表情もゆるやかに。

た笑顔の裏では、心の壁が何層も重なり合い、東北人ならではの慎ましさとともに、素顔は覆い隠されてしまう。

そして、この言葉にならない、心の奥に秘められた苦悩と葛藤は、「被災地」という大きな枠によっても曖昧なものへと変ってってしまうのではないかな。

そこに暮らすひとりひとりと向き合いながら、心の壁を読み解く彼らの姿は、愛に満ち、勇ましくもあった。

施設名となっている「ビーンズ」を日本語に訳せば「豆」となる。豆は、水や土、太陽の光が加わって芽を出し、成長を続けて行く。ひとつの可能性を前に、皆が力を出し支え合うことができたなら、いつか、芽は葉を付けて幹となり、大きな青空へと向かいすくすくと育っていく事ができるのだろう。

NPO法人『ビーンズふくしま』 <http://www.k5.dion.ne.jp/~beans-f/>



宿題や自主学習に励む子どもたち。



靴、上手に並べられたかな？



とっても穏やかな表情で子どもたちに話しかける中鉢さん。



丁寧に手入れされた花壇たち。



学習の後は、それぞれの家へと向かう。



ここに、ひとりひとりの暮らしがある。

## 取材者紹介



### 木下真理子

福島県福島市生まれ。福島県内で発行のフリーマガジン「dip」の編集長を創刊より7年に渡り務める。主に同世代向けに、福島での暮らしの楽しみを伝えてきた。3.11をきっかけに、福島の実状をそとに向けて等身大の声として伝えるべく活動を始める。2012年2月、会社を退社。現在は、フリーでライターやディレクションの仕事に従事している。

●りんご畑の樹の下で <https://www.facebook.com/rinzo.fukushima2012>

## 取材感想

～取材者として。福島県民として、今感じること。～

福島市に暮らし、自分自身、様々な不安や悩みを抱え暮らしている一方で、もっと根の深い現実的な問題に直面し続けている毎日がありました。それらは、レイヤーのように何層にも重なって、すぐお隣の出来事も、見えにくくなってしまいう様に思います。今起きている様々なことに目を向けていくこと、感じる力が必要なのだと、心を新たにすきっかけをいただきました。



チャリティホワイト公式フェイスブック「もっと応援プロジェクト」に寄せられた、東北の皆さまへのあたたかいメッセージ、本当にありがとうございました。今回、みなさんの想いを直接お届けするべく、福島へ足を運んで参りました。大空のもと、たくさん笑顔に出会うことができました。



撮影:齋藤政之

- ・ [これまでで紹介した被災地からのメッセージを見る](#)
- ・ [チャリティホワイト特設サイトトップに戻る](#)

ご意見ご感想をお寄せください  
 お送りいただいたご意見は、当サイトの改善に  
 役立らせていただきます。

お探しの情報は、このページで見つかりましたか？

はい  いいえ

ご意見・ご感想を入力ください。(100文字程度)

送信

・ [チャリティホワイトに関するよくあるご質問](#)    [商標について](#)

©2013 SOFTBANK MOBILE Corp. All rights reserved

## 私たちの3つの活動!

### 居場所づくり



子どもが安心して  
自分らしくすごせる場  
ひとりひとりが尊重される場

## 子どもの 居場所

って  
どこ?

### 学びづくり



自己決定からの学び  
たくさんの失敗・成功からの学び  
多様な経験からの学び

## 本当の 学び

って  
何?

### 仲間づくり



共に認め合いながらすごす  
仲間との出会い  
つながりを実感できる関係

## 子どもの 仲間

って  
大切。

私たちの活動を支えてくれる  
サポーターさんを募集しています

私たちビーンズふくしまの  
これらの活動を財政面から支えてくれる  
正会員・賛助会員を募集しています。

**正会員**：年会費 一口3000円 2口～

総会における評決権、会報(年6回)の発送

**賛助会員**：年会費 一口3000円～

### 特典

会報(年6回)による居場所の最新情報の配信

### ビーンズ応援団

ビーンズふくしまは子どもと共に歩んで、今年で10年目の節目を迎えます。学校文化に慣れることができない子どもが安心でき、もう一つの文化を共有しながら学びと交わりの世界を築いてきたこの広場は、子どもや親の心の中で宝石のように輝いています。これからも、真面目でよい子が集えるように、この場を大切にしたいです。そのために、子どもの文化をさらに豊かに、そして励まし合いと育ち合いの暖かい風が吹き渡るように、応援したいと思っています。支援の輪に多くのの方が、加わって頂けるようにお願いいたします。

福島大学行政政策学類教授  
境野健児

特定非営利活動法人ビーンズふくしま

〒960-8066 福島県福島市矢剣町22-5 2F

TEL&FAX 024-563-6255

E-mail beans@k9.dion.ne.jp

URL <http://www.k5.dion.ne.jp/~beans-f/>

# そこにいる

# 子は

# 私たちの

# 子どもです

居場所

仲間

「がほしい…」

学び

## 私たちの夢に 力をかして下さい!

NPO法人 ビーンズふくしま  
『フリースクール ビーンズふくしま』

# 子どもを真ん中に思いの芽を伸ばしたい!

学校に行けない、通っているけれど辛い…。そんな子どもたちへ。学ぶ場所、仲間を作れる場所、安心できる居場所は沢山あったほうがいい。私たちは、子どもと育つ特定非営利活動法人「ビーンズふくしま」です。ここには、学びあえる場所、育ち合える仲間がいます。



## 子どもの現状



学校に行けない子、行きづらさを感じている子は家庭にしか居る場所がありません。でも、そこに安心や仲間がなかったら…。

公教育で一人が受けられる教育資金が受けられません。でも…自己負担でしか教育を受ける権利が守られなかったら…。

ほしいのは、**学ぶ場 育ちあえる仲間 安心できる居場所**です。

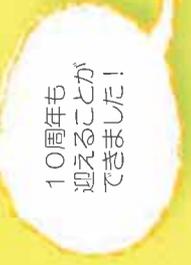
## アリースクールビーンズふくしまでとんど



学校に行けなくても、勉強を教えてくれる人がたくさんいるよ☆



花屋さんも営業中☆ 働くって大変だけど、楽しい事もいっぱい!



9月9日の創立記念



一人ひとりが成長したことをみんなでお祝いします☆

## 子どもたちの声



不登校になってよかったです。思えるようになりました。自分のバックグラウンドを誇りに思い、思い出せば、未だに僕に元気をくれます。



一生続く仲間ができました。ケンカできたことは悪いことになるし、その体験は社会に出ても役に立っています。

一人で家に居たときは、人の温かさを知らなかったけれど、これまでとは違う人間関係と出会えました。



どうせ一歳世間の波からはずれたのだから、”自分の波”に乗ることを、社会に触れ、見つけました。

ビーンズこころの相談室では、不登校や引きこもりの子どもと青年、その家族に対し、心理臨床の立場から専門的な支援を行っています。

こんなことを感じていませんか？

当相談室では、こんなことをしています

あなたへ

- ・学校や職場に行けない、行きたくない
- ・人間関係がうまくいかない
- ・社会での生きづらさを感じている
- ・自分のことがよく分からない
- ・力がわかない、倦怠感がある
- ・感情のコントロールができない
- ・外に出るのがこわい

ご家族の方へ

- ・子どもとの関わり方が分からない
- ・子どもの将来が心配
- ・子どもの発達が不安
- ・家族関係に悩んでいる
- ・家族が孤立している

継続面談

◇来所相談

来談していただき、ご本人、またはご家族と継続的にお会いします。ご本人が来談できない場合は、ご家族のみでご相談もいたします。

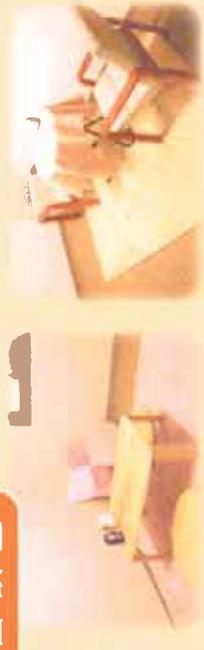
◇訪問相談

本人の来談が難しい場合には、ご自宅に伺い、ご本人と継続的にお会いします。

家族支援

ご家族を対象にグループカウンセリングやワークシヨップ等を行っております。  
\*日程などの詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

面談室



相談に来られる方の専用玄関があります。



4つの面談室があります。



● 電話番号

まずはお電話でお問い合わせ下さい。

**☎024-563-6255**

● 相談受付時間

10時～17時(月～土曜日)

● 対象の方

小学生から35歳程度の方、またはその家族

● ご利用料

インタビュー面談	スタッフ 臨床心理士	料 金 1時間につき 8,400円
受付面談	精神保健福祉士	1回につき 3,150円
来所面談	臨床心理士	50分間につき 5,250円～4,200円
訪問面談	相 談 員	50分間につき 6,300円～5,250円

- 料金は税込表示となります。
- 訪問相談については、交通費が別途かかります。
- 健康保険は適用できません。

ご利用に際して

- 当相談室の継続相談にあたっては、NP0法人ビーンズふくしまの正会員に会員登録(年会費3000円)していただきます。
- プライバシーは厳守いたします。
- 当相談室は医療機関ではありません。
- 医療的なサポートが必要な場合には、適切な医療機関をご紹介いたします。

NP0法人ビーンズふくしま



当相談室は、NP0法人ビーンズふくしまのフリースクール、青年自立支援事業(地域若者サポートステーションなど)と協働しております。

## こちらって 何でしょう？

みえないし、においもいりませんが、  
ひとは、それが あることを  
誰しもが 知っているのです。  
たいせつに、向き合うことを  
してみませんか

ひとりひとりとのつながりを大切に、  
あなたにそった歩調でお会いします



※ ←は一方通行道路になりますので、ご注意ください

- 住所 : 〒960-8066 福島県福島市矢剣町22-5
- 電話/FAX : 024-563-6255
- WEB : <http://www.k5.dion.ne.jp/~beans-f/>
- 行き方

### 電車

JR福島駅下車 西口から徒歩10分。イトーヨーカドー前を100m南に進み、T字路を右折。すぐ先のT字路を左折して約200m先、右手。

### お車

- 福島駅東口方面から…  
こむぎ南のガードをくぐり、4つ目の交差点(T字路)を左折して約200m先、右手。
  - 福島駅西口および八木田方面から…  
福島隣保館保育所を川沿いに進み、岳陽中学校を越え、2つ目の十字路を左折して約100m先、左手。
- ※ 駐車場をご利用希望の方は事前にご連絡ください。

### 会員募集

私たちビーンズふくしまのこれからの活動を財政面から支えてくれる正会員・賛助会員を募集しています。

正会員:年会費 一口3000円 2口から  
賛助会員:年会費 一口3000円 1口から

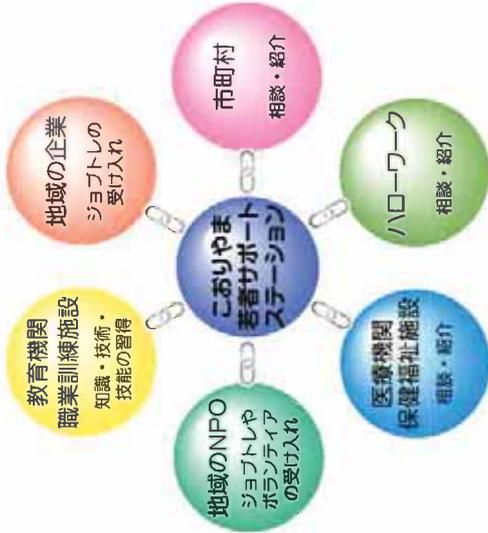
ひとりじゃないんだ  
ってことを知ってほしい

## こおりやま若者サポートステーション

「若者サポートステーション」は厚生労働省による若者の就労支援を目的とした事業です。

地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就業支援メニューを提供しています。

地域のさまざまな関係機関と連携して、若者の職業的自立をサポートします。



## 地域の事業所のみならず

こおりやま若者サポートステーションでは、若者の支援を行っていくために、趣旨にご理解いただき共に若者を支援して下さる事業所を随時募集しています。

若者が思う存分はたらける社会づくりにご協力をお願いします。

## こおりやま若者サポートステーション

Tel: 024-954-3890

開所日: 月・火・水・金・土 11:00~17:00

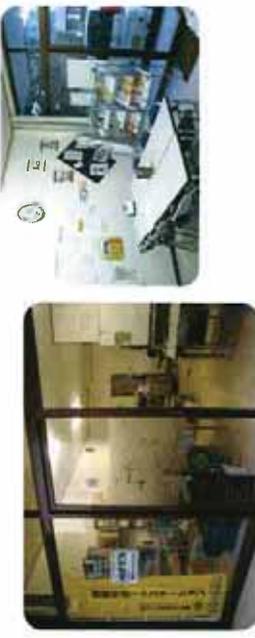
休所日: 木・日・祝祭日・年末年始

利用料無料

※各種講座に参加される場合は教材費等実費をいただく場合があります。

対象: 15歳から概ね40歳までの若者とその保護者など

〒963-8025  
福島県郡山市桑野1丁目4-7第2光コーポ1F  
Fax 024-954-3891  
Web <http://www.ko-riyamasapo.org/>  
Mail [ko-riyamasapo@ninus.ocn.ne.jp](mailto:ko-riyamasapo@ninus.ocn.ne.jp)



運営委託 NPO法人ビーンズふくしま 不登校・引きこもりの若者とその家族への支援活動を行っています。  
〒960-8066 福島県福島市矢剱町22-5 2F  
TEL/FAX 024-563-6255  
Web <http://www.k5.dion.ne.jp/~beans-f/>  
Mail [beans@k9.dion.ne.jp](mailto:beans@k9.dion.ne.jp)



若者の職業的「自立」を支援します!

# こおりやま若者サポートステーション

「はたらきたい」

「はたらくための準備をしたい」

でも、何からどうやって

始めたらいいかわからない。

若者サポートステーションは、

そんな若者たちが

一歩をふみだす出発地点です。

厚生労働省 委託事業

運営委託 NPO法人ビーンズふくしま

## 4. 目標達成!

- 就職
  - 進学
  - 職業訓練学校 などなど…
- 新しい世界に一步踏み出そう!



## 3. 支援プログラム

目標設定を行い、3つのステップであなただの目標をサポートします。右の内容の他にも、スポーツの時間や、各種講座もあるよ。



## 2. 初回面接

サポートステーションのご案内と、今思っていること、将来についての希望や悩みなど、専門の相談員がみなさんの想いをお聞きします。

**スタート!**

1. まずは相談予約をしよう!  
だれにでも始めの時はあるよ!

Tel: 024-954-3890



はたらくための準備

### 【ステップ3: キャリア相談】

専門のキャリア相談員による個別の就職相談です。職業適性検査の結果をもとにした職種の設定、職業研究、履歴書や職務経歴書の作成、求人検索、ハローワークや郵便局への同行、本番を想定した面接練習、資格講座の紹介など、個々のニーズや段階に応じた取り組みを行います。就職・進学などのゴールに向けて、最後の1歩をあとおしさせていただきます。



### 【ジョブトレーニング・ボランティア】

就職活動やキャリア相談と並行して、ジョブトレーニングや、ボランティアなど合わせて利用することを勧めしています。安定した生活リズムを維持することができ、「長期トレーニング経験」を履歴書にアピールできるチャンスです。サポートステーションでは、地域のたくさんの事業所の協力を得て、訓練生を受け入れていただいています。

### 【ステップ2: スマイルサービス】

生活改善プログラム終了者が行う、ジョブトレーニング型プログラム。地元商店に通い、掃除や商品陳列等の作業を行います。朝礼・終礼での作業の確認や振り返り、事業主との「報連相」の重要性、同じ訓練生との連携など、仕事を円滑に行うための基礎的なビジネスマナーを体験できます。就職活動を行う準備として、職業イメージの獲得にぴったりのプログラムです。



### 【ステップ1: 生活改善プログラム】

「決まった時間に決まった場所に通うこと」を目標にした通所プログラム。タイムカードで、出勤気分を味わいながら、資格取得や自主学習を応援します! 朝の会・帰りの会では、簡単なスピーチやゲームなどで他の参加者と交流を楽しみることができます。「何から始めたらいいのかわからない」という人が最初の一步を踏み出すためのプログラムです。

連携機関のご案内

相談内容や相談者の状態によりましては、適切な医療・保健・福祉・教育施設等、さまざまな支援機関をご紹介します。

# ふくしまピアサポートネット

\*この事業は、福島県が行う青少年総合相談支援事業の一つである「ピアカウンセリング事業」について、ビーンズふくしまが運営を受託し実施するものです。

「ピアカウンセリング事業」は、様々な悩みを抱える青少年に対して、同世代の者(ピア)同士による交流等を通して、社会的自立を促進することを目的としています。

## 一緒にはじめてみませんか

ひとりでは不安なことも、  
“誰か”とだったらできるはず

### 若者同士の交流会・ボランティア活動

もう少しつながりを広げたい、何か今自分にできることを始めてみたい、そんなはじめての一步を踏み出したい人の活動の場所です。

(対象:概ね15歳~40歳位)

震災ストレス、孤立感、就職・就学についての悩みなどを抱える方)

福島県内各地で実施します

悩みもあるけど  
仲間もいる。

一緒に  
一歩前へ...

### 地域の人との交流

様々な活動を通して、地域の方々と交流してみませんか。

### 保護者同士の情報交換

主に保護者の方を対象に、お互いの体験談や対処法などについての情報交換の場です。正解を見つけることがゴールではなく、お互いの気持ちを支えあう場です。

(対象:青少年の保護者)

### お問い合わせ

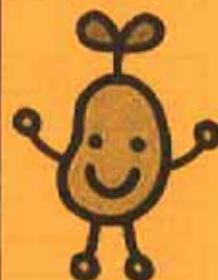
特定非営利活動法人ビーンズふくしま

住所:福島市矢剣町22-5

TEL 024-563-6255 FAX 024-563-6223

URL <http://www.k5.dion.ne.jp/~beans-f/>

お問い合わせ受付:月~土曜日 10:00~17:00 (日曜・祝日・お盆・年末年始休み)



まずはお問い合わせください

受付面談の日程を決めます。



受付面談

プログラムのご案内と、現在の状況などをお伺いします。  
必要やご希望があれば、他のサポート機関をご案内します。



\* 医療機関受診中の方は  
医師の意見書が必要です

プログラム利用スタート

受付面談時に決めたスタート日からプログラムに参加できます。

### Q.ピアサポートって何？

A.ピアは、「仲間」や「同僚」という意味で、同じ時間を共有したり、同じ立場であることを指します。  
ピアサポートは、同じような悩みなどを経験した人が、対等な立場で仲間（ピア）同士支えあうことです。



### Q.自分はこのプログラムに合うのかな？

A.まずは、お問い合わせください。お話を伺って、必要やご希望があれば、他のサポート機関をご案内します。このプログラムには様々なサポート機関がつながってネットのようになっています。まず、どこかのドアを叩いてみる、そこがはじめの一步です。



### Q.いつからでも始められるの？

A.若者同士の交流会・ボランティアは、スタートの時期が決まっています。受付面談時にスタートの時期が決まります。なお、保護者同士の情報交換会はどの回からでも参加できます。詳しくはお問い合わせください。



### Q.お金はかかるの？

A.参加費は無料です。  
ただし、プログラムを体験するのにかかる実費（材料費等）や、安全保険代は負担していただきます。

【各地域での開催予定】 各会場概ね8回実施。1回2時間程度のプログラムを行います。  
詳細についてはお問い合わせください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県北		福島会場								福島会場		
県中				郡山会場								
県南										白河会場		
いわき						いわき会場						
相双										相双会場		
会津・南会津						会津会場						

# 第4回

---

# 第4回コミュニティ研究会 議事次第

平成25年11月6日（水）13：30～

杉妻会館 4階 洋大会議室 牡丹Aホール

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）有識者からの話題提供

#### ・稲垣文彦氏

（公益社団法人中越防災安全推進機構 復興デザインセンター長

ながおか市民協働センター長）

～中越地震からのコミュニティ再生の取組～

#### ・藤浩志氏

（十和田現代美術館副館長）

### （2）意見交換

## 3 閉 会



# 第4回コミュニティ研究会 「中越地震からのコミュニティ再生の取組」

公益社団法人中越防災安全推進機構 復興デザインセンター長

ながおか市民協働センター長

稲垣文彦



中越メモリアル回廊  
The CHU-ETSU Earthquake Memorial Corridor

長岡震災アーカイブセンター きおくみらい  
Nagaoka Earthquake Disaster Archive Center KiokuMirai

# 自己紹介

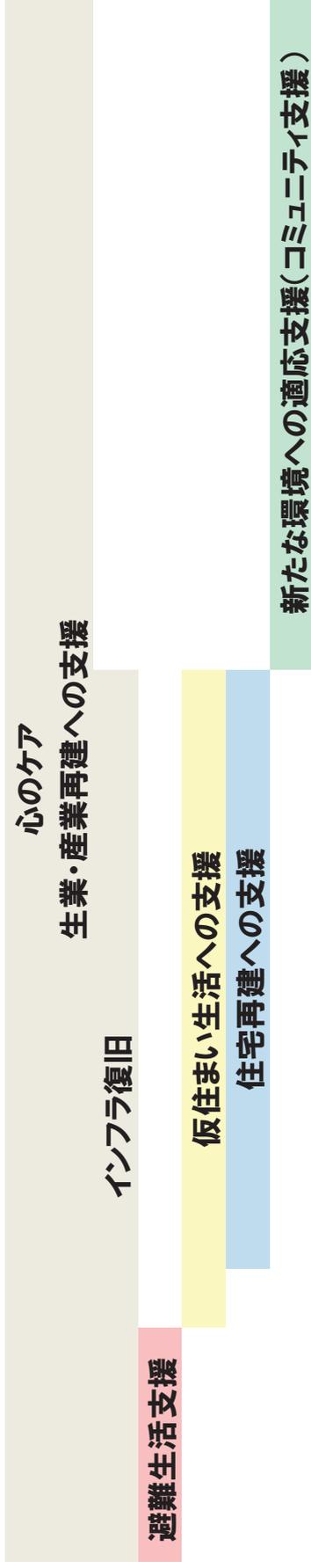
- 2004年10月 山古志村災害ボランティアセンターコーディネーター
- 2005年 1月 山古志村社会福祉協議会 生活支援相談員に就任
- 2005年 5月 中越復興市民会議を創設、事務局長に就任
- 2008年 4月 地域復興支援員を育成、バックアップする復興デザインセンターを  
(社)中越防災安全推進機構内に創設、副センター長に就任
- 2009年 4月 同センター長に就任(現職)
- 2012年 4月 ながおか市民協働センター長に就任(兼務)
- 他に総務省地域力創造アドバイザー、みやぎ連携復興センターアドバイザー等

## 【新潟県外の主な活動】

- 東日本大震災 ビッグパレット避難所運営支援(福島県)  
復興支援員制度づくり(総務省)  
復興支援員制度導入アドバイザー(宮城県)  
復興支援員及び受入自治体研修(岩手県、宮城県)
- 中山間地域の 地域おこし協力隊、集落支援員の各種研修プログラムづくり(総務省)  
地域づくり 地域おこし協力隊、集落支援員の各種研修(総務省)  
新・田舎で働き隊の研修プログラムづくり(農林水産省)

# 時間経過による課題の変化と支援の質の変化(中越地震)

## 復興支援



## 住宅再建の違いによる環境(コミュニティ)の変化のパターン



## 支援の質の変化

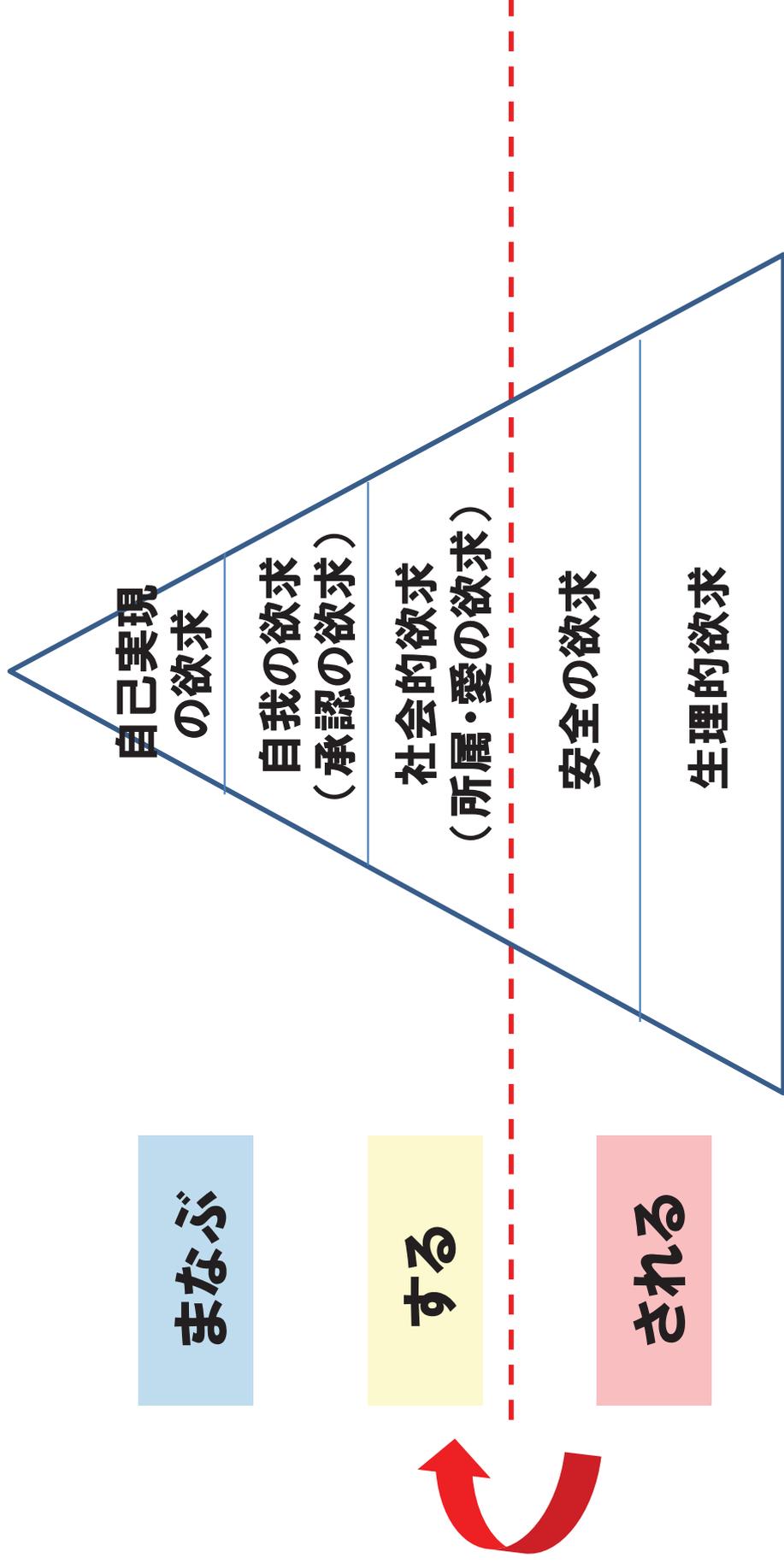
過疎・高齢化が急速に進む  
→中山間地域の持続可能性が課題  
(長岡市山古志、小国、栃尾、川口、小千谷市  
東山地区等)

新しい地域に集落全体で移転  
→新しい地域でのコミュニティ維持及び受け入れ  
地域との新たなコミュニティづくりが課題  
(長岡市小高地区、小千谷市十二平地区等)

新しい地域の復興公営住宅に個別で入居  
→復興公営住宅内及び近隣地域との新たな  
コミュニティづくりが課題  
(長岡市、小千谷市等)

新しい地域に個別で住宅再建  
→新たな環境への適応が課題  
(各地)

# 参考:支援の質の変化



# 予想される時間経過による課題の変化と支援の質の変化(原発事故被災地)

## 復興支援

心のケア  
生業・産業再建  
インフラ復旧・除染

避難生活支援

仮住まい生活支援

住宅再建への支援

住宅再建の違いによる環境  
(コミュニティ)の変化のパターン

支援の質の変化

新たな環境への適応支援(コミュニティ支援)  
福島県民のつながりの維持

従来の地域に戻る

町外コミュニティの  
復興公営住宅に入居

町外コミュニティに  
住宅再建

福島県内の  
復興公営住宅に入居

福島県内に  
個別に住宅再建

福島県外に  
個別に住宅再建

応急仮設住宅

県内借上げ

県外借上げ

避難所  
など

発災

## 福島県の再生

- ・各種公共サービスの確保
- ・住民主体の支え合いまちづくりへの支援

- ・地域コミュニティの作り直し  
→・住民融和・周辺住民との融和のため  
の住民主体のまちづくりへの支援
- ・適応能力の弱い高齢者等への配慮
- ・避難元町村のアイデンティティ維持の  
ための拠点機能の設置

- ・支える側住民の圧倒的な不足  
→住民主体の支え合いのまちづくりへの  
支援、公的支援の必要性

- ・急激な環境変化への適応  
→適応能力の弱い高齢者への配慮  
離れた故郷とのつながりづくりの支援

# 参考：予想される時間経過による課題と支援の質の変化（津波被災地）

## 復興支援



住宅再建の違いによる環境  
(コミュニティ)の変化のパターン

新たな環境への適応支援(コミュニティ支援)

支援の質の変化



## 人口減少社会の共通の課題

- ・復興からの疎外感

・過疎・高齢化が急速に進む

→ 地域コミュニティの持続可能性が課題
- ・過疎・高齢化が急速に進む

→ 地域コミュニティの持続可能性が課題

過疎・高齢化に対する住民主体のまちづくりへの支援
- ・地域コミュニティの作り直し

→ 住民融和のための住民主体のまちづくりへの支援、適応能力の弱い高齢者への配慮
- ・支える側住民の圧倒的な不足

→ 住民主体の支え合いのまちづくりへの支援、公的支援の必要性
- ・急激な環境変化への適応

→ 適応能力の弱い高齢者への配慮

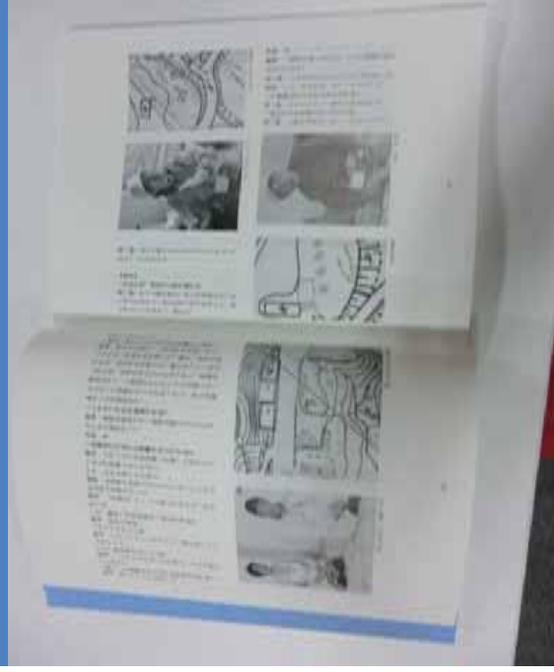
離れた故郷とのつながりづくりの支援

小千谷市十二平集落（市街に移転）

元いた地にコミュニティ施設を建設



集落誌（集落の歴史、地震の経験）を作成



長岡市川口小高集落（市街に移転）

50年続いてきた運動会を復活



桜を移植



神社を移転

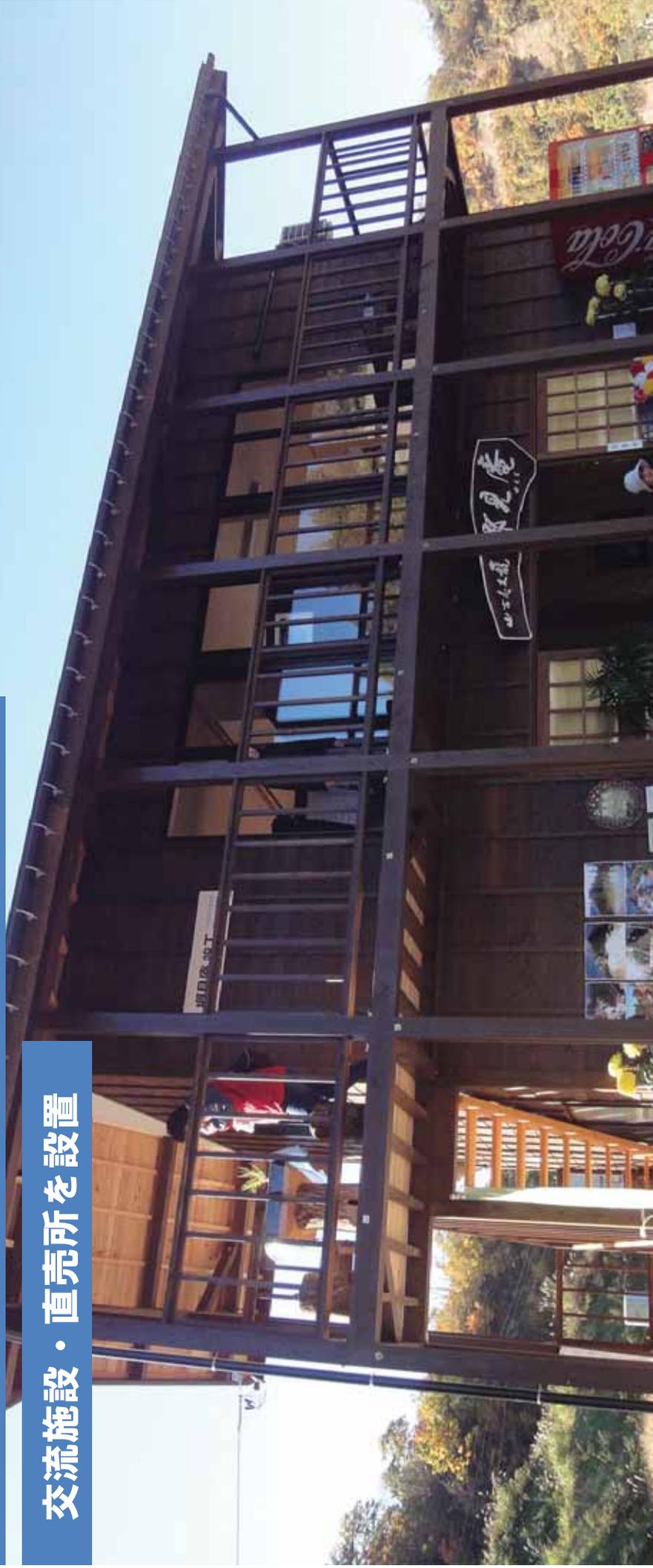


郷土芸能を守る

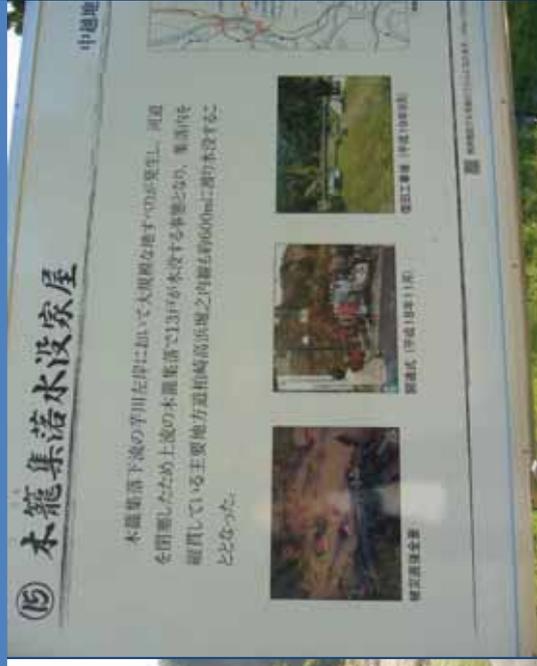


# 長岡市山古志木籠集落（集落の近くに移転）

## 交流施設・直売所を設置



## 水没家屋を残し、地震の教訓を



長岡市千歳復興公営住宅(NPO法人多世代交流館にな・ニーナ)

復興公営住宅近くに多世代交流館をオープン



住民による読み聞かせ



住民の子育てアドバイス



近隣住民とのお花見



# 地域復興交流会議

# 地域復興交流会議



## 被災当事者による情報交換（課題や成功事例の共有）



# ビッグパレットふくしま

## 避難者による避難所周辺の草刈り



## サロン活動



## 自治会の設立



## 自主的な夏祭りの開催



# あつまっかおおくま（柏崎市）



## 交流・情報交換



## 自主的な勉強会の開催



東松島市矢本仮設住宅

郷土料理イベント



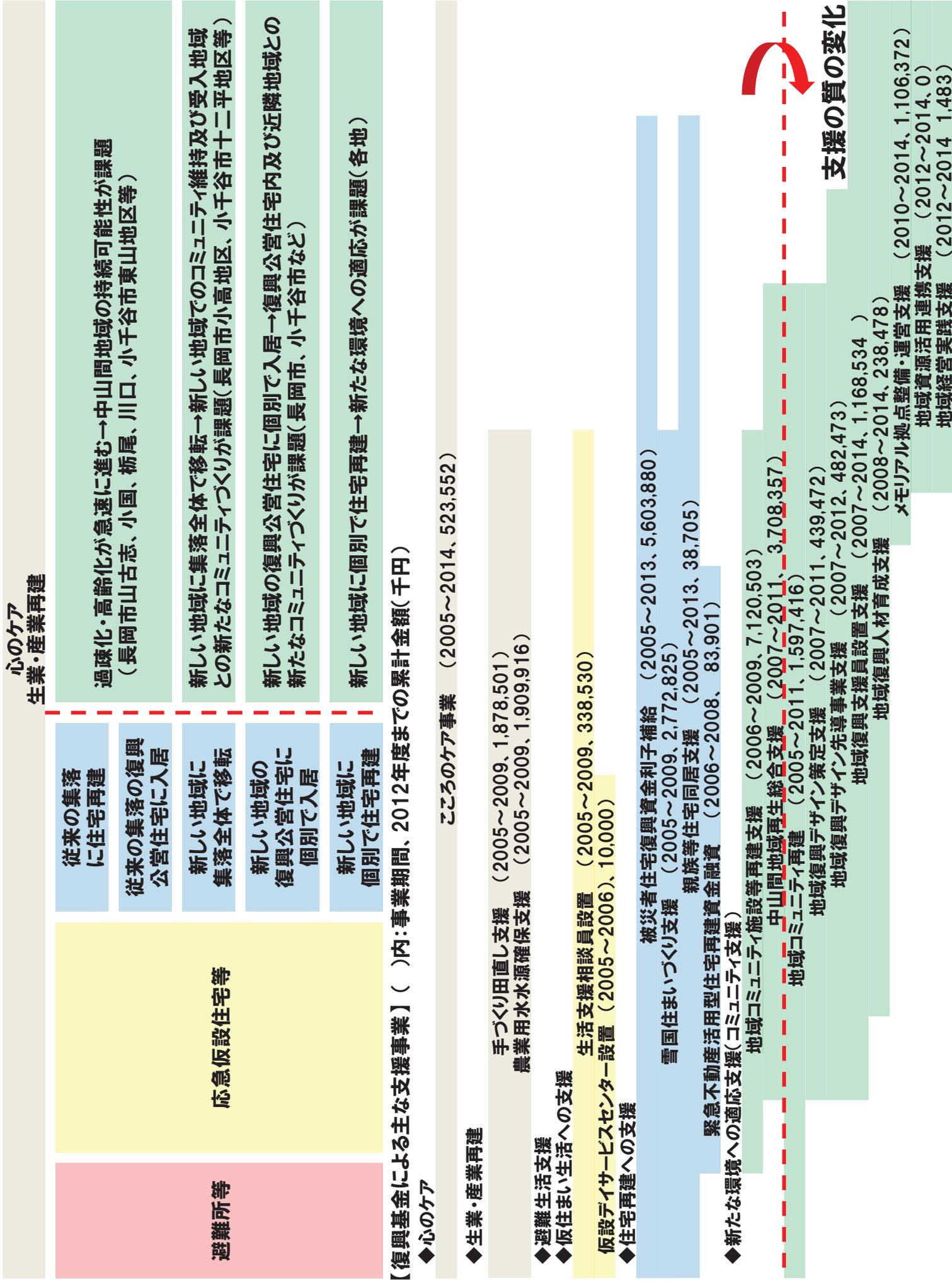


される

# 自らする



# 時間経過による課題の変化と復興基金事業の変化



## 心のケア

### 生業・産業再建

従来の集落に住宅再建

従来の集落の復興公営住宅に入居

新しい地域に集落全体で移転

新しい地域の復興公営住宅に個別で入居

新しい地域に個別で住宅再建

このころのケア事業 (2005～2014、523,552)

手づくり田直し支援 (2005～2009、1,878,501)

農業用水水源確保支援 (2005～2009、1,909,916)

生活支援相談員設置 (2005～2009、338,530)

仮設ダイサービスセンター設置 (2005～2006)、10,000)

◆住宅再建への支援

被災者住宅復興資金利子補給 (2005～2013、5,603,880)

雪国住まいづくり支援 (2005～2009、2,772,825)

親族等住宅同居支援 (2005～2013、38,705)

緊急不動産活用型住宅再建資金融資 (2006～2008、83,901)

◆新たな環境への適応支援(コミュニティ支援)

地域コミュニティ施設等再建支援 (2006～2009、7,120,503)

中山間地域再生総合支援 (2007～2011、3,708,357)

地域コミュニティ再建 (2005～2011、1,597,416)

地域復興デザイン策定支援 (2007～2011、439,472)

地域復興デザイン先導事業支援 (2007～2012、482,473)

地域復興支援員設置支援 (2007～2014、1,168,534)

地域復興人材育成支援 (2008～2014、238,478)

モリアル拠点整備・運営支援 (2010～2014、1,106,372)

地域資源活用連携支援 (2012～2014、0)

地域経営実践支援 (2012～2014、1,483)

中越  
大震災

復興ビジョン  
二つの記録

新潟県中越震災復興計画(ローリングプラン)

【第1次】復旧段階(滑走・離陸期)  
「創造的復旧」

【第2次】再生段階(上昇期)  
「活力に満ちた新たな持続可能性  
の獲得」

【第3次】発展段階(快調飛行期)  
「震災復興を超えた新しい日常の創出」

急激な  
過疎・高齢  
化の進行

【個人の生活再生  
プロセス】

住民の復興意識の醸成  
「縮小均衡」状態の打開

集落の将来ビジョンづくりと実践  
地域単位の連携意識の醸成

地域の将来ビジョンづくりと実践  
地域経営の仕組みづくり

住宅  
再建

農地  
復旧

集落  
施設  
再建

依存的  
閉塞的  
な集落

主体的  
開放的  
な集落

掛け算  
の支援

乗数  
の支援

コミュニティの  
再生プロセス

支援の質の変化

※地域・旧町村単位もしくは大字単位のエリア

【制度の隙間を補完】

【集落の回復力促進】

【集落単位の自立促進】

【地域単位の自立促進】

復興基金の主な事業

集落対  
象事業

地域対  
象事業

支援団体  
対象事業

地域コミュニティ施設等再建支援  
地域コミュニティ再建

地域復興デザイン策定支援  
地域復興デザイン先導事業支援

メモリアル拠点整備施設・運営等支援  
地域経営実践支援  
地域資源活用連携支援

復興支援ネットワーク

復興支援ネットワーク

地域復興人材育成支援

地域復興支援員設置支援

【復興支援の模索】【モデル地区への支援】【他地域への波及】【広がりに対応した新たな支援策】【新たな日常の獲得に向けた模索】

集落支援の模索

集落再生支援チーム

地域復興交流会議

地域復興支援員研修会

地域復興デザイン策定発表会

メモリアル拠点整備・運営支援  
地域経営実践支援・地域資源活用連携支援  
外部人材の活用・定住促進(インターン・起業)  
復興検証・新潟モデルの確立と波及

中越復興市民会議

復興プロセス研究会

復興デザインセンター

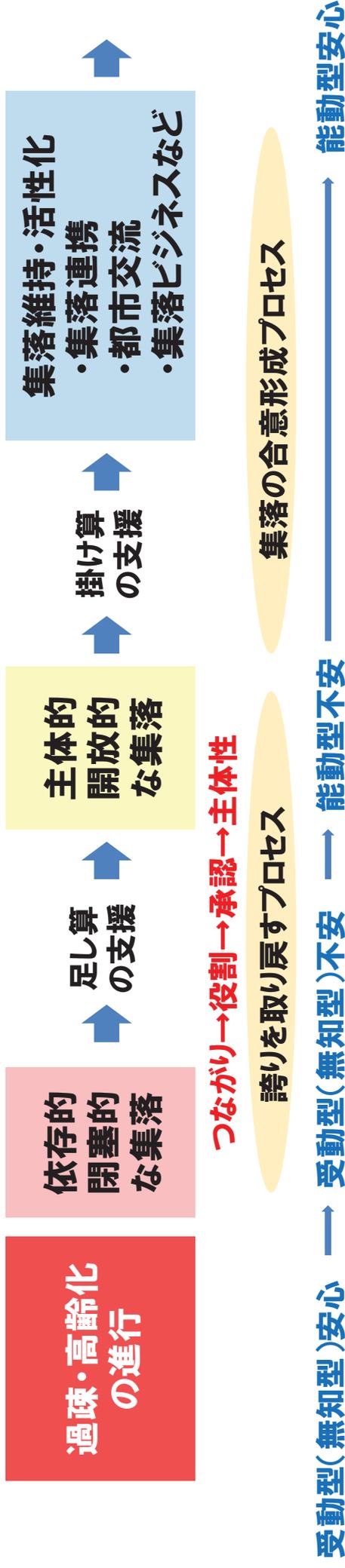
長岡震災アーカイブセンターきおくみらい等

ながおか市民協働センター

人的支援の  
有効性  
バックアップ組織  
の必要性

# 地域づくりの足し算と掛け算の法則

【縮小均衡状態の打開】 【集落の将来ビジョンづくりと実践】



## 1. 足し算の支援

(閉鎖的、依存的)→(つながり)→役割→承認)→(開放的・主体的)

①外部とのつながり、②小さな成功体験の積み重ね、③共同体験

(地域の宝さがし、住民聞き取り、マップづくり、郷土料理づくり、郷土誌づくり、イベント等)

## 2. 価値観の変化

地域の将来を本音で語れる環境ができる。

→住民自らの言葉で作った腑に落ちるわかりやすい地域づくりのコンセプト

## 3. 掛け算の支援

住民が描いた夢を現実にする

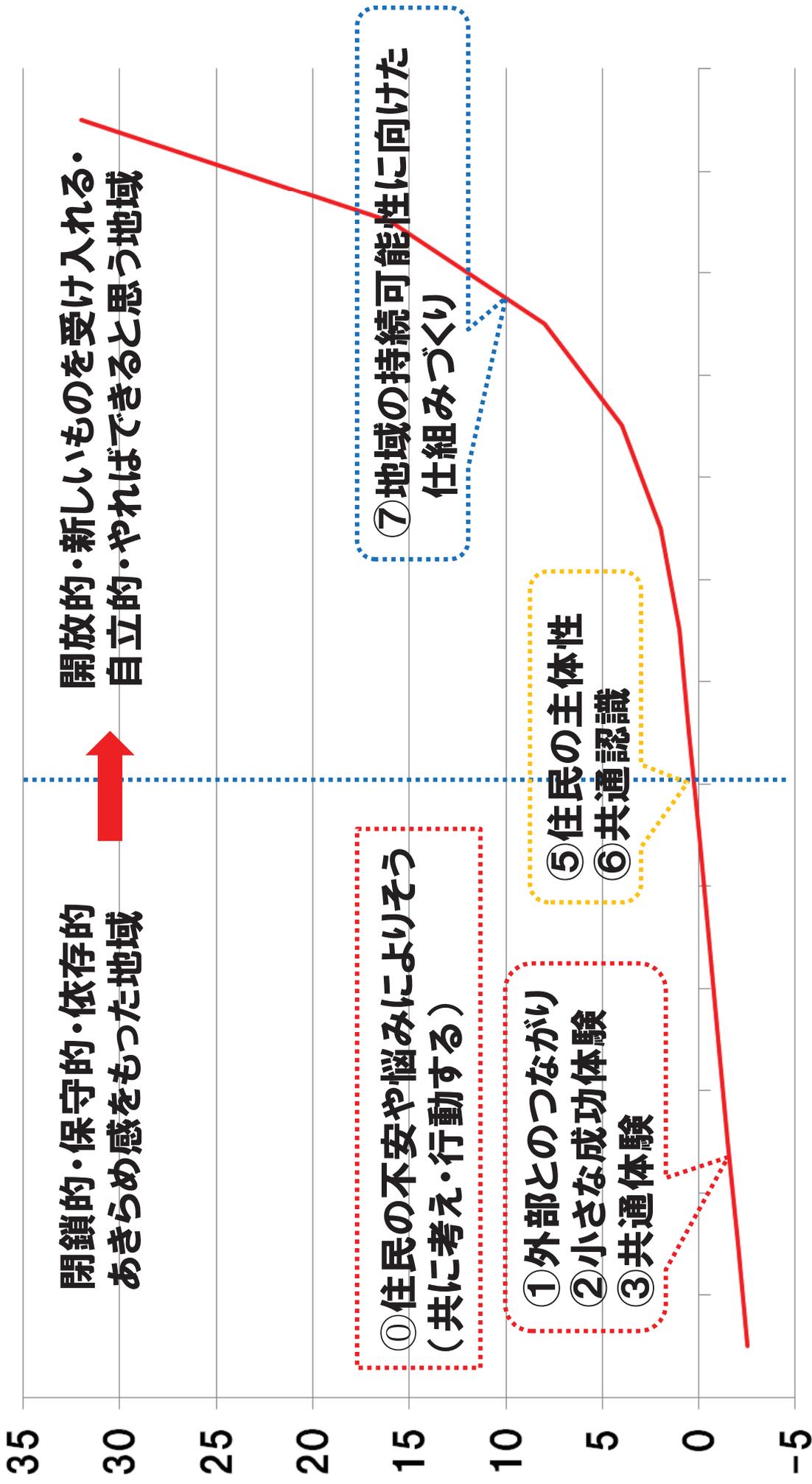
専門的な支援(先進事例、枠にとらわれない、経営ノウハウ等)

※閉鎖的、依存的な集落の力はマイナス値、マイナス値にいくら掛け算してもマイナス値が大きくなるだけ、まずは、地道な足し算を行い、集落の力をプラス値に!

# 足し算の申し子 【復興支援員・地域おこし協力隊・集落支援員】

【地域力】

【地域力創造モデル曲線】



足し算のサポート(寄り添い型支援)

掛け算のサポート(事業導入型支援)

【時間】

# コミュニティ再生に向けて(まとめ)

1. 住民主体のコミュニティ再生
2. 主体性を引き出す人的支援(エンパワメント)
  - ◆ 支援の両輪(セーフティネットとエンパワメント)
  - ◆ 既に生まれてきている人材の有効活用
3. 人的支援を有効に生かすために
  - ◆ プロセス
    - 【モデル(民間活用・補完関係)】→【成功事例】→【波及】の繰り返し
  - ◆ バックアップ体制
    - ・ 課題の違う浜通りのコミュニティ再生、県中のコミュニティ再生、会津のコミュニティ再生を全てバックアップ
    - ・ 支援者(支援員、市町村職員、県職員等)へのバックアップ、円卓会議づくり・運営、制度・仕組づくり、他地域への波及、プロセス検証、ノウハウ蓄積、研究機能等
  - ◆ 課題解決、成功事例の共有(円卓会議:対等な立場で建設的な議論)
    - 【現場の課題や成功事例】→【市町村単位の円卓会議・県単位の円卓会議・国単位の円卓会議】→【現場へのフィードバック】の繰り返し
  - ◆ 柔軟に、タイムリーに使用できるお金(コミュニティ復活交付金・避難者支援事業等)
  - ◆ それぞれの立場で課題を引き受け受ける覚悟

Community,  
System,  
Demonstration,  
and Space

Fujihiroshi



# 生物的遺伝子 社会的遺伝子

イメージは  
どこからくるのか?

遺伝子の中の  
「社会的」性質  
「子」  
「社会的」  
「遺伝子」が  
「死」

無限大の受け継がれてきた遺伝子。  
何を複雑に受け継いできて  
次の世代に複雑に何をつなぐのかということ



新しい関係をつくる



自分の新しい存在をつくる

関係のある人、家、仕事、友人、街を失ってしまった  
関係がない人、関係のないところ  
= 家も友人もまちなかも仕事も存在しない  
= 自分の存在を認められない



新しい関係をつくる 新しい自分の在り方をつくる

# 超解 コミュニティと場



人があつまり、語り  
活動をつくるところ

自分自身を開放し、高めてゆくところ

上下関係 経験の差 年齢の差 得意分野の違い  
魅力のある人のいるところ 何かありそうなところ

もうひとつの居場所 = **役割があるところ**

縁側、関わりしる、中間領域

生物的な意味で  
生きるということ

生

きる

活

きる

社会との関わりで  
活きるということ

カメハニワ



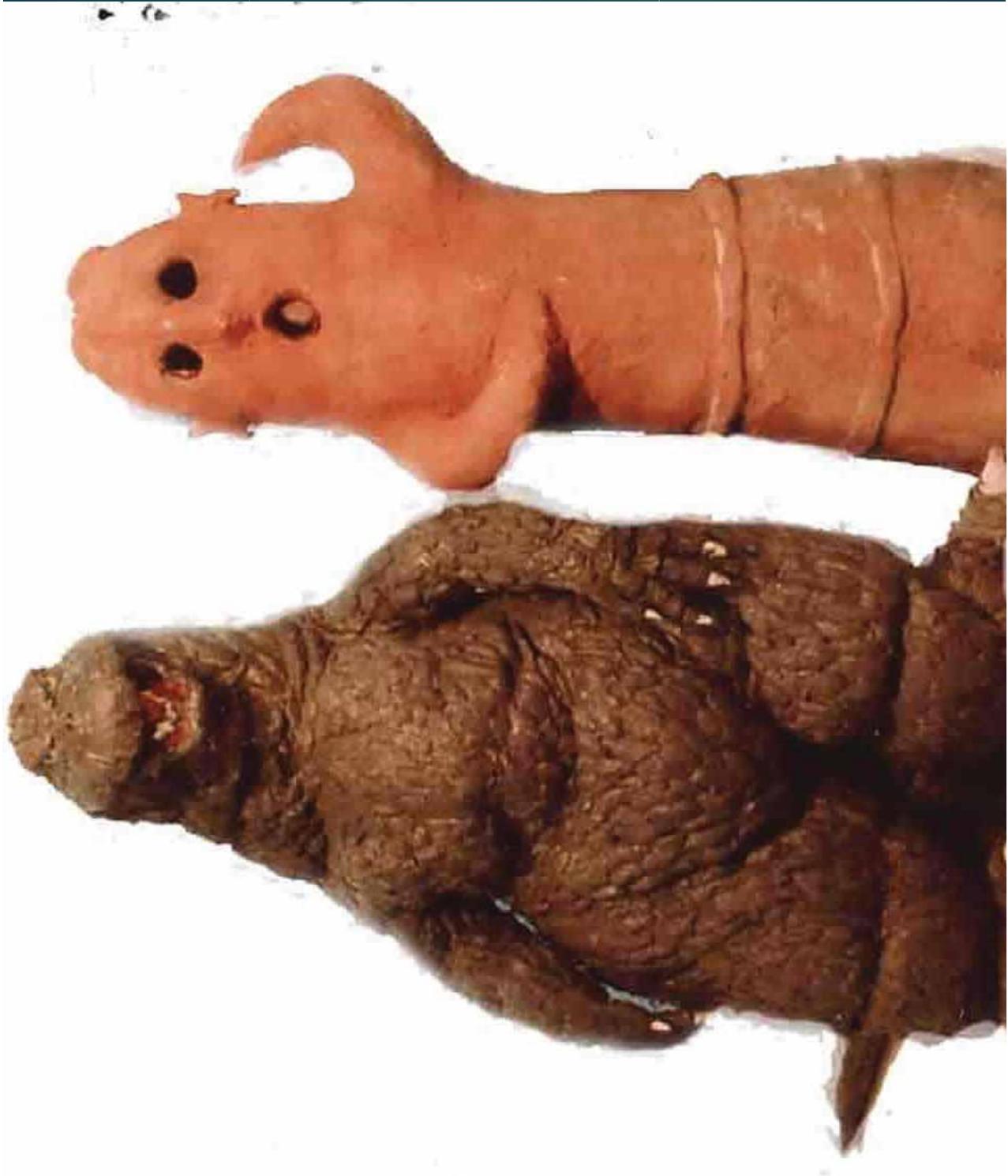
# 転校生の法則

よそものに接触していく順番を理解する。  
接し方を間違えると大変なことになる。

- ▶ 1 個人活動者 マイノリティ
- ▶ 2 第三勢力 新勢力
- ▶ 3 第二勢力 反勢力
- ▶ 4 第一勢力 地域を動かしている勢力

誰にも語れない  
「悩みのゴジラ」





私の存在は誰のせいでも豊女のため

価値観の違う人との協働・共通の興味・関心は必ずある。

公約数ではなく公倍数を目指す  
どんな数字同士でも公倍数は無限に存在する

常識的なあり方と、常識を超えるあり方

- ▶ 公共から共有へ
- ▶ 多層な異なる人の共通項
- ▶ 公約数だと「1」。あたりまえ。陳腐。魅力がない。
- ▶ 公倍数は無限に広がる。意外性がある。魅力につながる。

## 多数派

感性を閉じ込め、個性を殺し  
過去の常識に籠り生きる。

## 少数派

感性を開き、個性を発揮し  
新しい常識に向かって生きる。



# 外部者（わか者よそ者ばか者）の役割（利用法）

地域に潜む種に興味と関心を注ぐ

年齢、性別、立場を超える

新しい情報と新種の種を運んでくる

常識を知らないので無茶をする

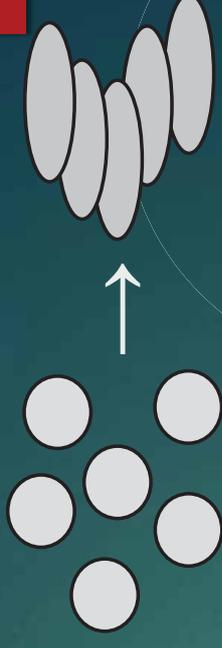
外部とのネットワークをつくり風通しをよくする

責任転嫁の対象となり、内部の関係をよくする

なんでもない存在、やわらかい存在が すごいことになる

# 多種多様→多層多面

多種多様な人へのアプローチではなく  
多層多面な人の複雑な行動を喚起するシステムへ



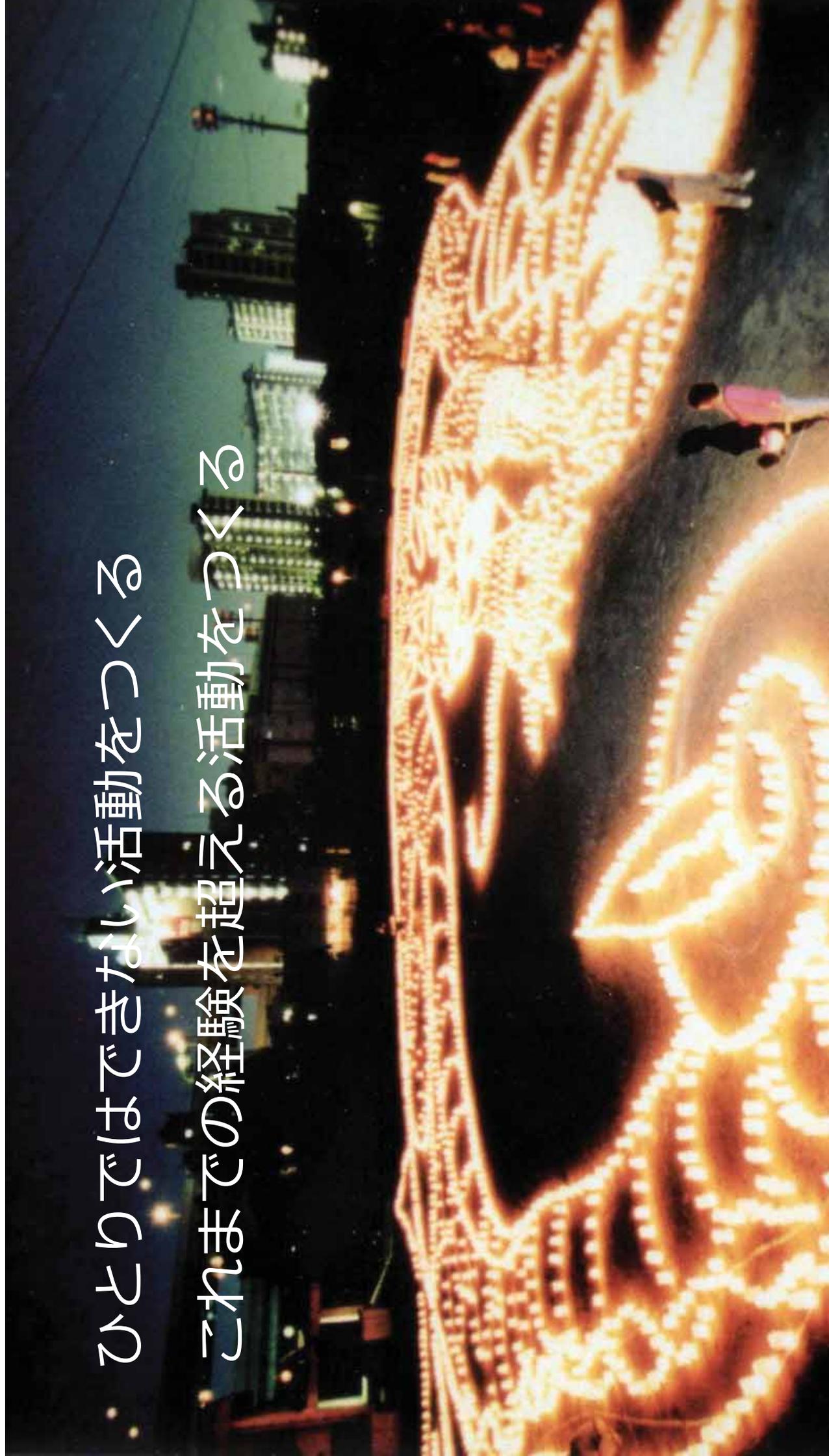
## 多種多様な人

- ▲ 男性と女性
- ▲ 高齢者と子ども
- ▲ 就業者と失業者
- ▲ 健常者と障がい者
- ▲ 既婚者と未婚者

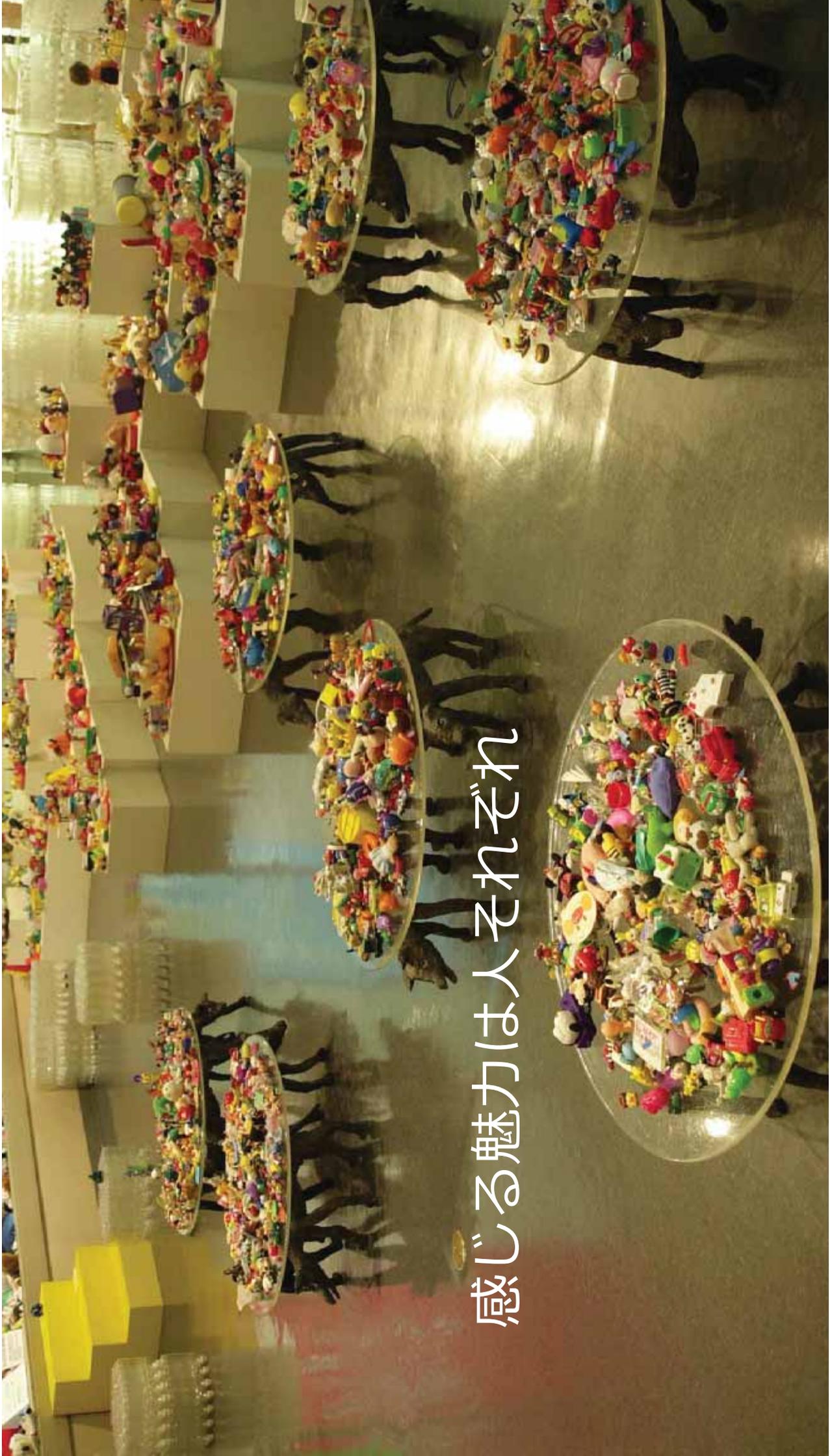
## 個人の中の多層多面性

- ▲ 親として子どもを抱えている
- ▲ 子どもとして老人介護の問題を抱えている
- ▲ 年金や保険への不安が大きい
- ▲ 妻や家族との関係がうまくゆかない
- ▲ 友人がいなくなった。
- ▲ 職場の責任者として数々の問題を抱えている
- ▲ 趣味が大好きだがなかなかできなかった
- ▲ 体を動かしたいがなかなか運動する機会がない

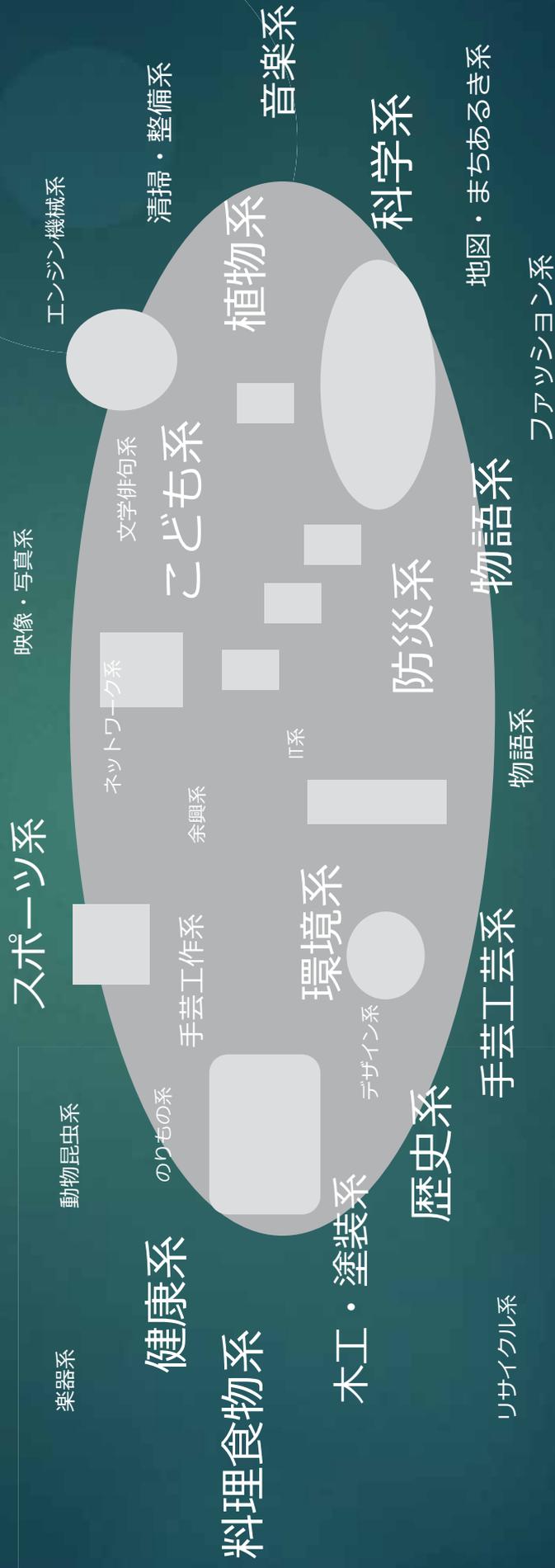
ひとりではできない活動をつくる  
これまでの経験を超える活動をつくる



感じる魅力は人それぞれ



# ハードとソフトをつくる発想から OSを更新してゆくという発想への転換





やりたい人が 多層に やりたいことを  
やりたいだけ 多面に できる環境があると  
それぞれ ずいぶんなり、それが吸引力となる



# 「未完成の場」をどのようにつくるか。

- ▲ 完成に向けた期待の時間をつくる
- ▲ 一緒につくる人達と期待に満ちた時間を共有できる
- ▲ 作るプロセスが主体性をつくる
- ▲ 当事者意識をつくる
- ▲ 作りたい意欲ある人が集まってくる
- ▲ 役割と責任感をつくる

活動が結果として場をつくる

やらされている時間は  
つらくて長い

よこせにせよ

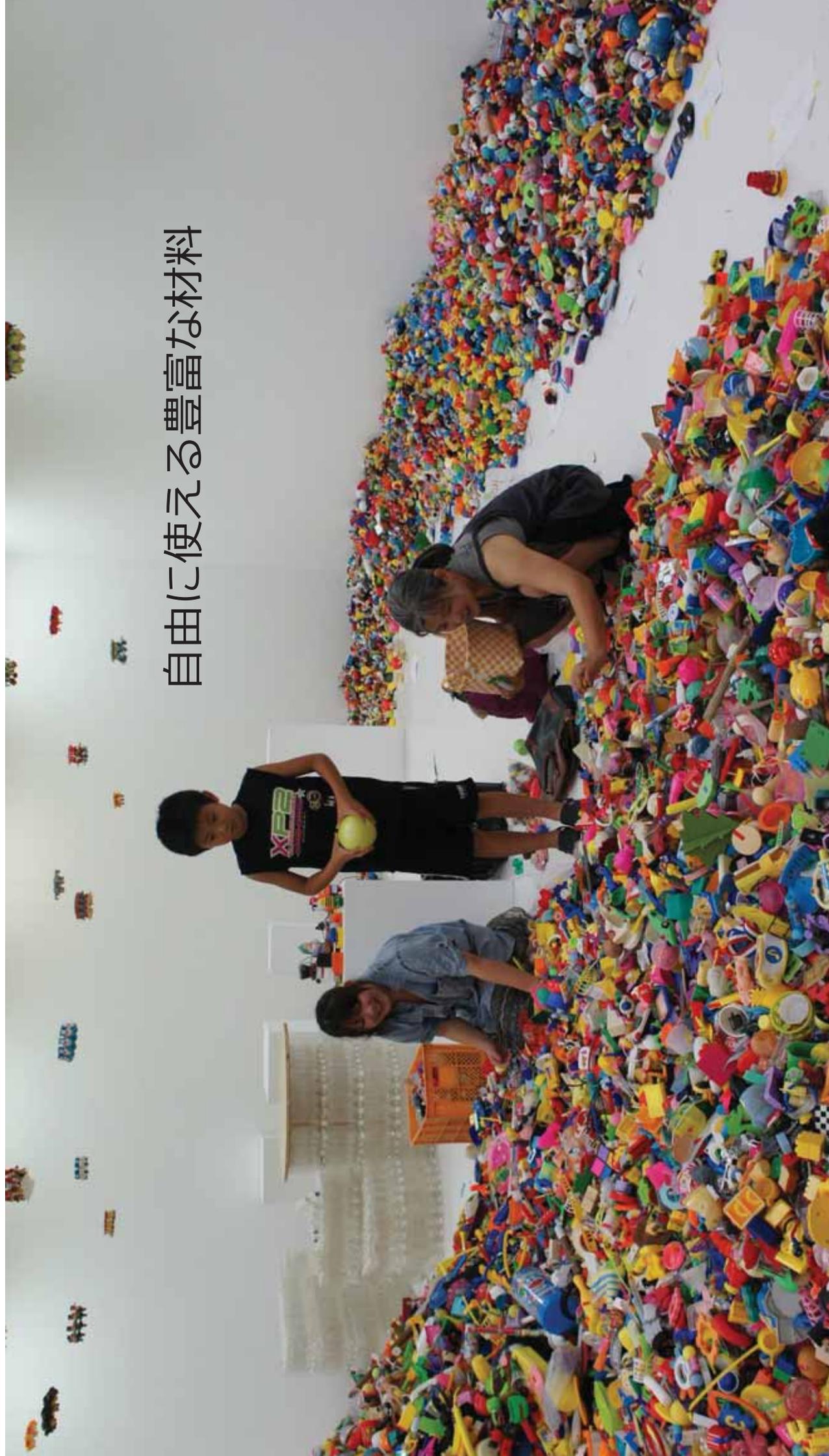


# 魅力的な人が集まり 活発な活動が発生する場の条件

- 自由に使える道具
- 自由に使える材料
- 懸命になにかを作ろうとしている態度
- やさしさと笑顔と寛容さ

- ×何かを教えようとする態度
- ×厳しい規則、ややこしい利用条件
- ×目標・目的やミッション
- ×上から目線、管理者視線

# 自由に使える豊富な材料



誰とつくるか。  
誰と過ごすか。  
誰と・・・によって価値は変わる。

つくるところ  
をつくる

つくるところ と  
つくる人 を  
つなぐしくみ

- ▲ ツールはさまざま
- ▲ 材料があつまるしくみ
- ▲ 作りたい人があつまるしくみ
- ▲ 一緒に作る時間の確保
- ▲ 家財道具の交換倉庫
- ▲ 木材鉄材などの交換倉庫
- ▲ 意外なモノの意外な面白い利用法の開発と  
デモンストレーション

魅力いっぱい  
空間には人が集まる



魅力

魅力

魅力

魅力

魅力

魅力

魅力

魅力



# 人の性質 風・土・光・水のバランス

- ▲ 土：育てたがる性質（豊饒であることが大切）
- ▲ 風：種を運びたがる性質（移動したがる、広げたがる）
- ▲ 光：光をあてたがる性質（紹介したがる・メディアなど）
- ▲ 水：興味関心を注ぐ性質（無償で。お金を払ってくれる）

○水をあつめるテクニク

○適正な水のありかた

○もともとある種を発芽させる

本能を下の



批判  
批評  
批判

光  
光を下の

風

種を運ぶ

情を運ぶ

物を運ぶ  
流通

注心  
注心  
注心  
注心

水  
水を下の

興味  
関心  
関心

魂を

土

育を

発酵  
醸造  
養分を下の



# コミュニティスペース

- ▶ だれでも使えるニュートラルな場（蛍光灯照明）
- ▶ 時間の管理と道具の管理が厳しい
- ▶ 管理人を置かなければならず管理人の責任になる。
- ▶ 余計なものは持ち込めない。余計な時間は過ごせない。

## 地域活動（部活動）の部室

- ▶ 部員と友人ならだれでも出入りつかえる
- ▶ 部員同士の自主管理の場
- ▶ 必要なものがそこに必ずあり、すぐに活動ができる場
- ▶ 部活関連用品、本棚、関連雑誌、おみやげ、冷蔵庫、ソファーベッド、寝袋、お酒の空き瓶

家庭



やわらかいところ  
自分のための活動の場  
縁側 関わりしろ  
新しい出会いがある



仕事

# 部室をつくる。

これまでやってきた面白い活動  
しまから始めたいもやもやした活動  
まちにあれば楽しい大切な活動

なんとなく部室に興味を持っている人  
自分の技術や経験を活かしてみたい人  
面白い人・元気な人・茅野で遊びたい人

募集

実施期間：2012年10月14日～2013年2月6日  
実施場所：茅野市立健康文化センター3F 茅野市市民会館  
フェニックスホール（募集要項）

2012年10月13日（土）10:00～21:00  
「部室をつくる祭り」フェニックスホール3F（茅野市市民会館）  
10時～12時、12時～15時、15時～18時、18時～21時  
募集は茅野市市民会館3Fのフェニックスホールで行います。必ずお申し込みください。  
申し込みは、茅野市市民会館3Fのフェニックスホールで行います。茅野市市民会館3Fのフェニックスホールに申し込みの受付があります。  
お申し込みは必ずお申し込みください。

# 手を動かしながら語る場 活動の場



## プロジェクト拠点 コミュニティビジネス

支援→協力 束縛からの脱却  
パートナーシップ  
対等な関係  
高めあう関係へ

- ▲ デイスクッションの場
- ▲ ファシリテータ育成
- ▲ 様々な活動の現場をつくる
- ▲ マネジメントチーム
- ▲ デザイン指導チーム
- ▲ 地域実験を作り出す場



常識に騙されない。  
自分の常識を超える。

食べるために働いている！  
...という常識を超えてみた。

→ 給料一か月分をすべて使って  
お米を買ってみた。

→ 一トンのお米が買えた。

→ 一人では食べきれない。  
みなに呼びかけた。

→ 何かつくって祭りの開催？  
ギネスに挑戦の何かつくる？

→ さてどうする！？

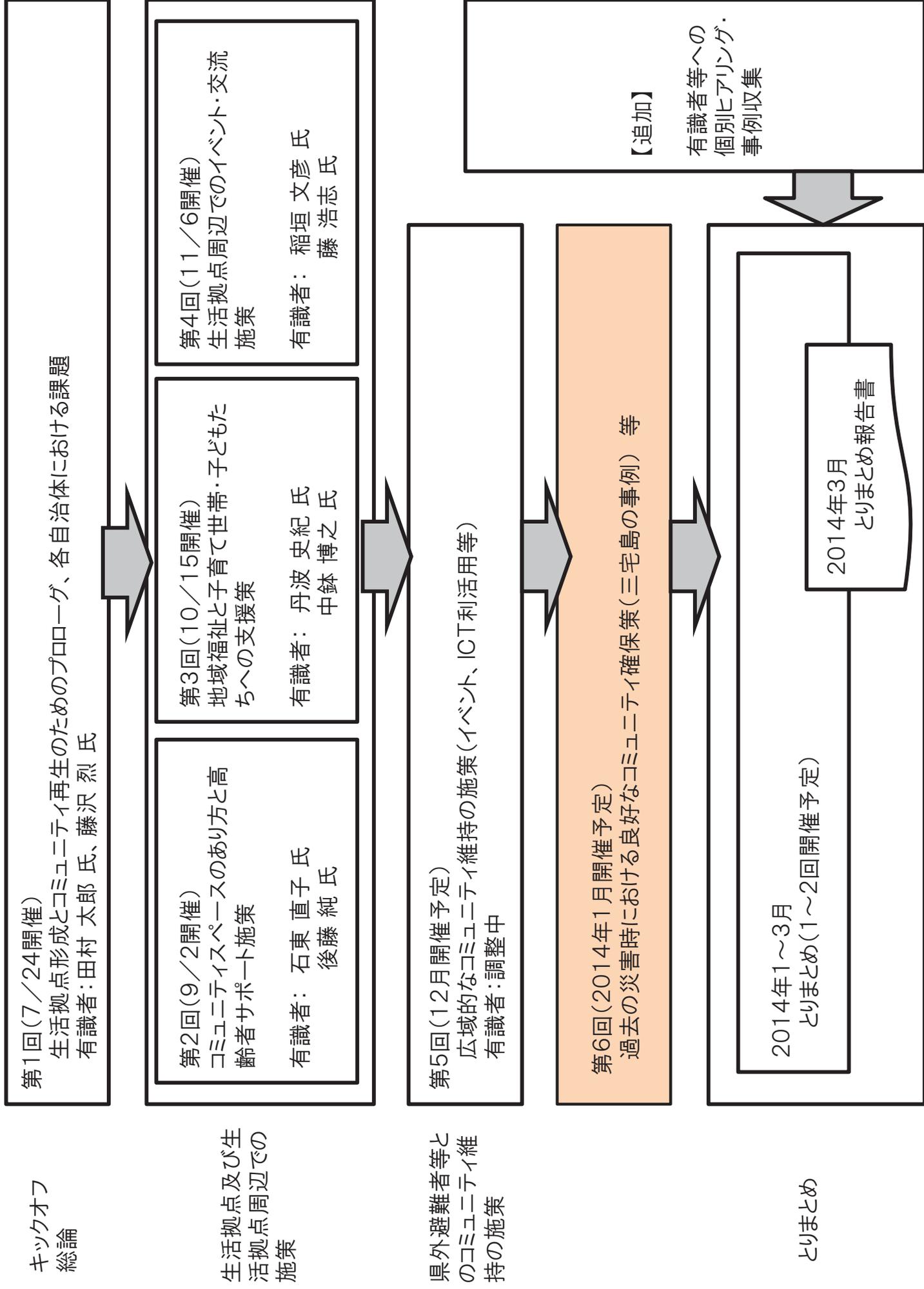
→ 乞うご期待！

みな=コミュニティ

ママ

時間があればママ君とかえる君のはなし

# 長期避難者の生活拠点形成のための「コミュニティ研究会」の今後の進め方



# 第5回

---

# 第5回コミュニティ研究会 議事次第

平成25年12月19日（木）13：30～  
ビッグパレットふくしま 3F 中会議室B

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）有識者からの話題提供

- ・小川 晃子氏（ICTを活用した高齢者見守りと生活支援型  
コミュニティづくり）

- ・柵 富雄氏（ICTを活用したコミュニティ形成の具体事例）

### （2）意見交換

## 3 閉 会

### 【資料】

○小川氏資料「ICTを活用した高齢者見守りと生活支援型コミュニティづくり」

○柵氏 資料「ICTを活用したコミュニティ形成の具体事例について」

復興庁 コミュニティ研究会

# ICTを活用した高齢者見守りと 生活支援型コミュニティづくり



平成25年12月19日

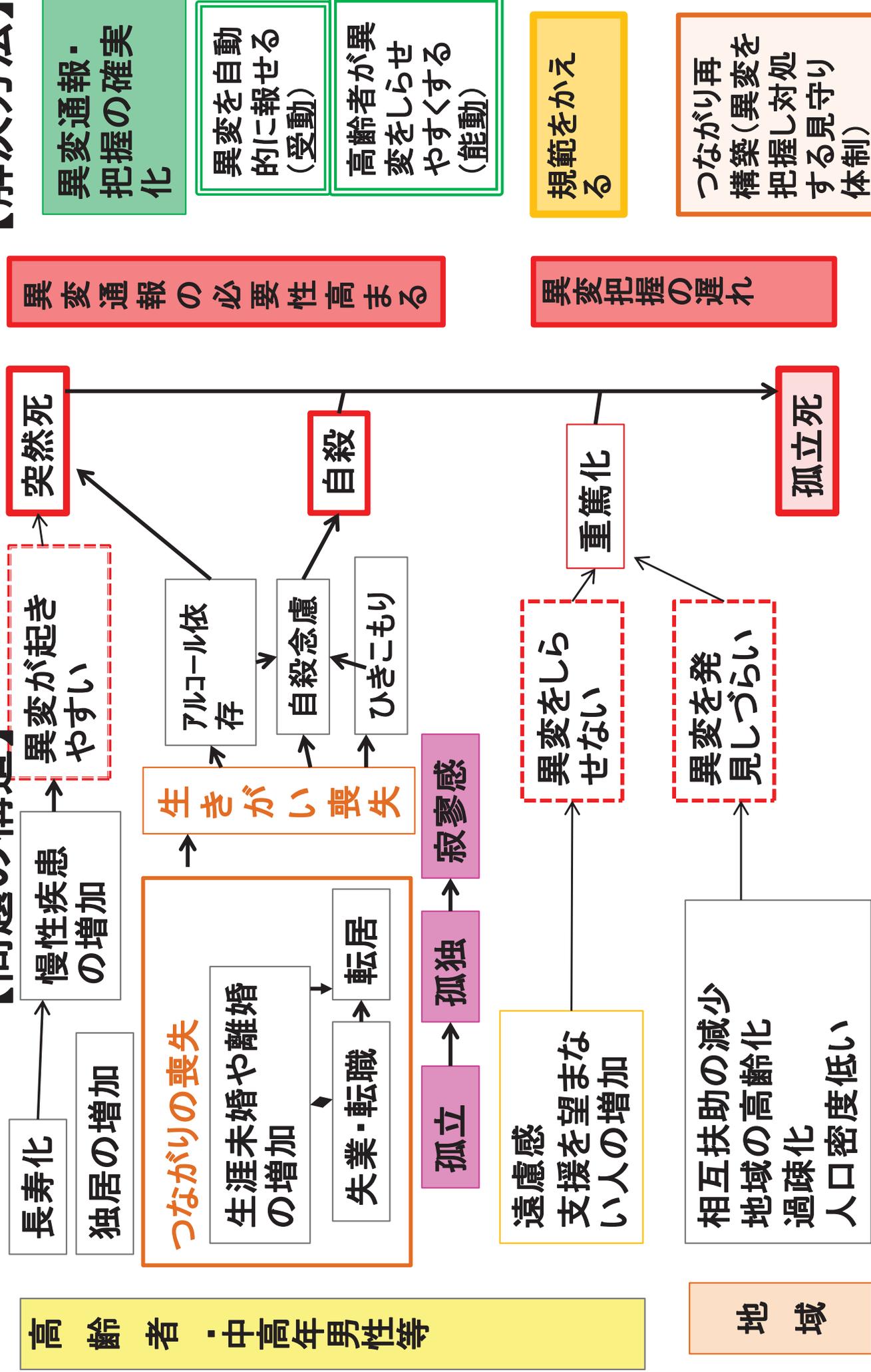
公立大学法人岩手県立大学  
社会福祉学部 教授  
地域連携本部 副本部長

小川晃子

# 1. 歌

# 孤立をめぐる問題の構造と解決方法

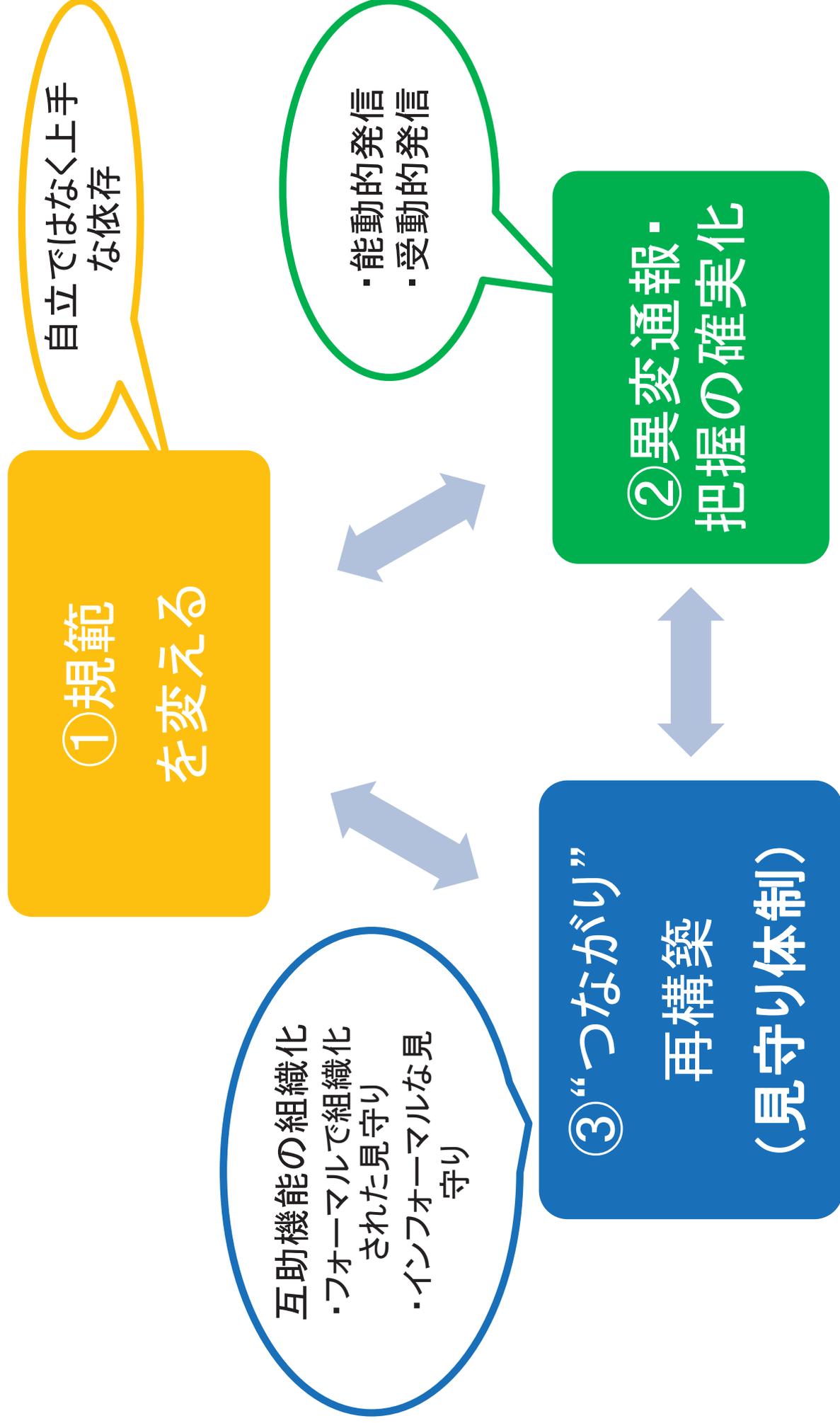
## 【問題の構造】



## 【解決方法】

- 異変通報・把握の確実化
- 異変を自動的に報せる (受動)
- 高齢者が異変をしやすくする (能動)
- 規範をかえる
- つながり再構築 (異変を把握し対応する見守り体制)

# 孤立死予防(異変把握)取り組み



# 震災の影響

原発  
 家屋・家  
 財流出  
 家族・知  
 人の死・  
 行方不明  
 職場被災

被災者

生活支援策の不足

食生活の悪化

転居

独居

失業・  
転職

健康の喪失

つながりの喪失

生活基盤  
の喪失

生きがい喪失

アルコール  
依存

自殺念慮

ひきこもり

孤立

孤独

寂寥感

遠慮感  
支援を望まな  
い人の増加

コミュニティの崩壊  
 (民生委員・町内  
 会等が機能してい  
 ない)

地域

異変が起き  
やすい

突然死

異変通報の必要性高まる

異変通報・  
把握の確  
実化

異変を自動  
的に報せる  
(受動)

高齢者が異  
変をしらせや  
すくする(能  
動)

異変把握の遅れ

規範をかえ  
る

つながり再  
構築(異変  
を把握し対  
処する見守  
り体制)

重篤化

異変をし  
らせない

異変を発  
見しづら  
い

孤立死

## 【問題の構造】

## 【解決方法】

# 【緊急通報システムの課題】



“お守り”？！

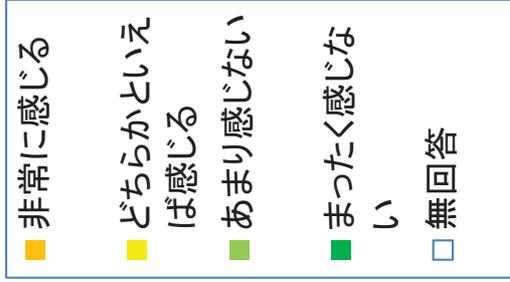
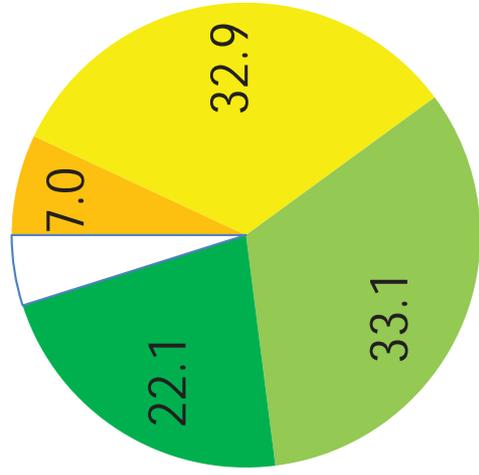


図1. 緊急ボタンを押すことへの遠慮感

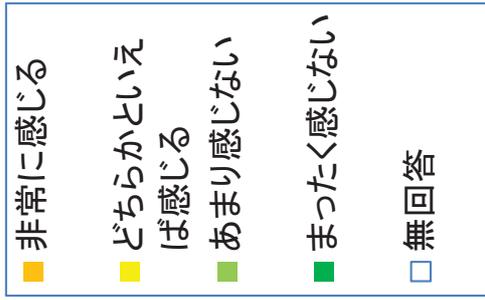
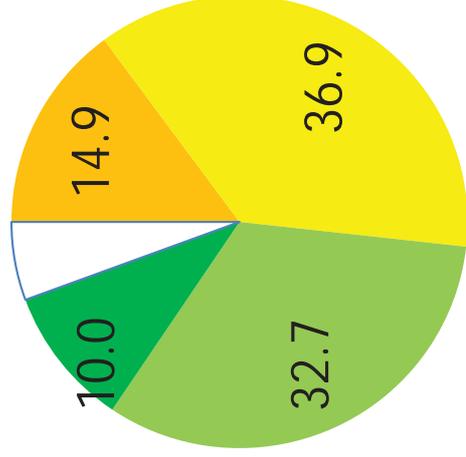


図2. 「いざという時に緊急通報システムを押せないのではないか」という不安感

出典) 小川晃子他『高齢者の見守りに関する調査』岩手県社会福祉協議会、平成21年3月

注) 北東北3県の見守られている高齢者1,500人対象の調査結果 n=700: 緊急通報システム利用者

# 【「見守り」の課題】

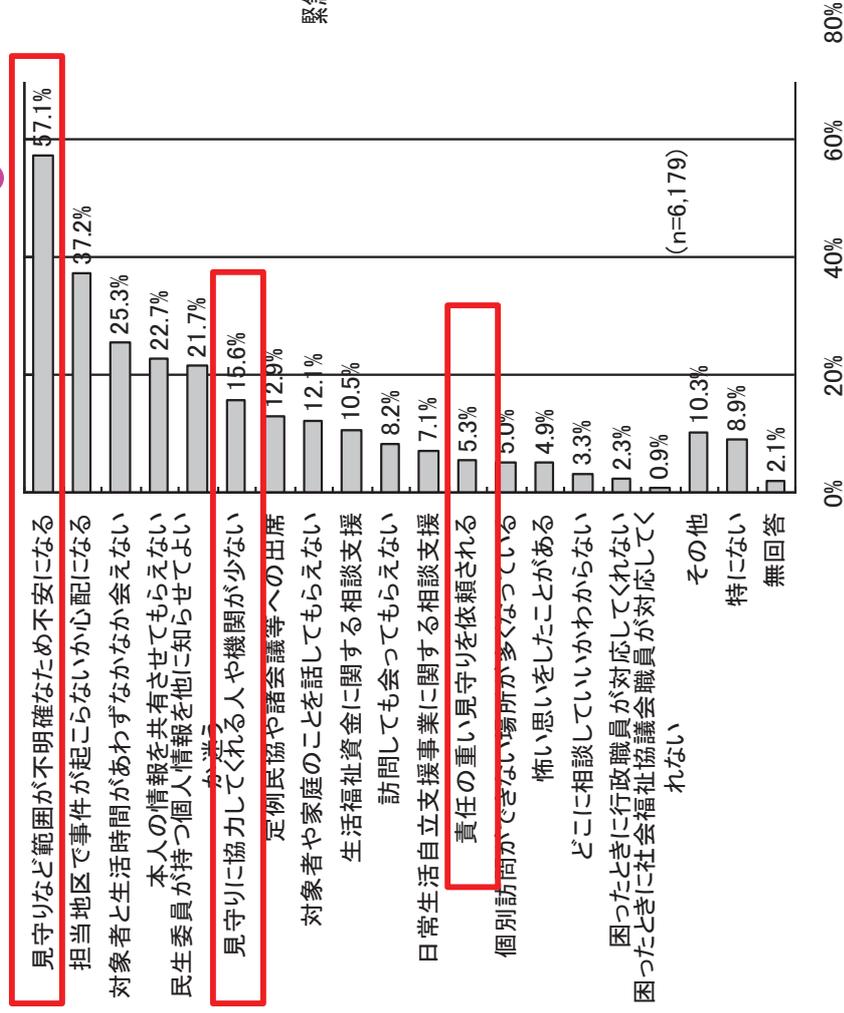


図3. 民生委員活動のなかで大変なこと

出典) 小川晃子他『高齢者の見守りに関する調査』岩手県社会福祉協議会、平成21年3月

注) 北東北3県の民生委員皆調査結果 n = 6,179

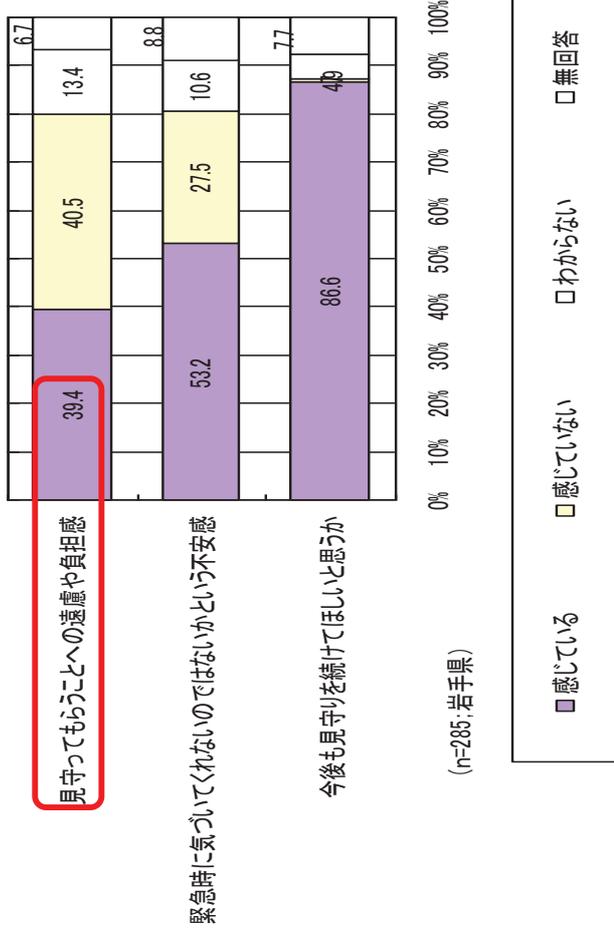


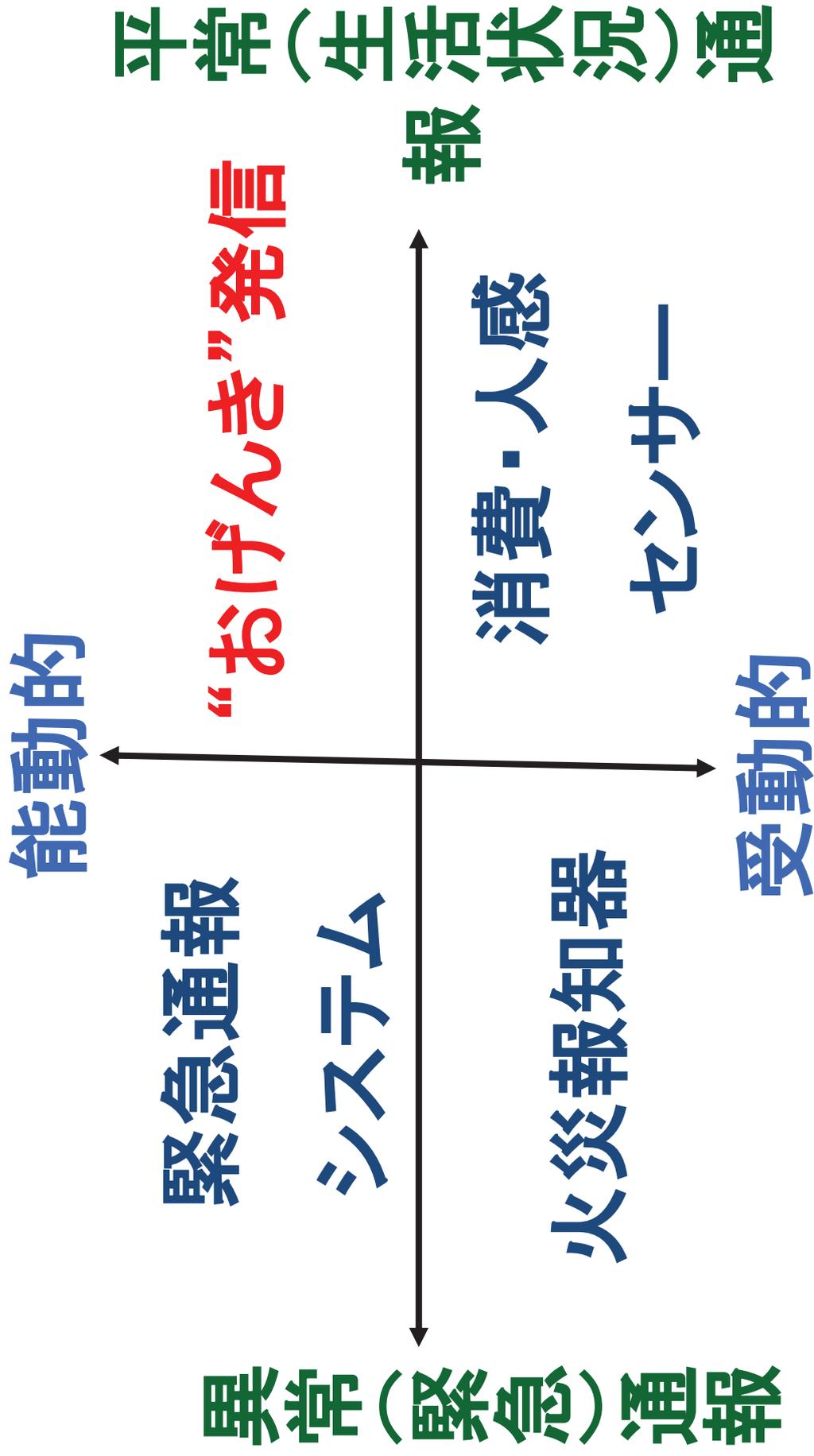
図4. 見守られる側の見守りに関する意識

出典) 小川晃子他『高齢者の見守りに関する調査』岩手県社会福祉協議会、平成21年3月

注) 岩手県における見守られている高齢者の調査結果

## 2. 「おげんき発信」及び「生活支援型 コミュニティづくり」取り組み

# 情報通信を活用した異変把握



# 「おげんき発信」

- 高齢者や独居中高年(おげんきさん)が、能動的に、「今日もげんき！」と発信する仕組み  
⇒見守られる負担感・遠慮感を払拭  
⇒自己効用感を高める
- 発信がない場合に、みまもりセンターから電話をかけて安否を確認する。電話にでない場合は、民生委員や近隣の方など(みまもりさん)が訪問し確認する。
  - ⇒民生児童委員の負担軽減
  - 近隣のネットワーク形成
- これにより、突然死が起きることはあっても、死後数日遺体が放置されるという孤立死は防ぐことができる
- 1日10円の電話代のみ。特別な端末やシステム構築が不要

# 「おげんき発信」取り組み動向

H1 H15 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26

青森県

岩手県

他県

緊急通報システム「福祉安心電話」  
青森県社協

安全安心支援サービスモデル事業  
青森県新産業創造課

集合住宅高齢者生活支援システム  
青森県産業技術センター

「新型福祉安心電話」  
青森県社協 事業化

第2次“おげんき”発信  
家庭用電話機 岩手県社協・青森県社協

第1次“おげんき”発信  
Lモード 川井村社協

第3次“おげんき”発信  
「ICTを活用した生活支援型コミュニティづくり」  
滝沢・川井・盛岡（松園・桜城）

第4次「被災地におけるICTを活用した生活支援型コミュニティづくり」  
釜石・大槌・宮古・野田等

第5次  
「岩手県におけるICT活用  
孤立防止とコミュニティづくり」

連絡員タブレット  
Iコモ・釜石

スマホ見守り  
Iコモ・滝沢

テレビ見守り  
シャープ

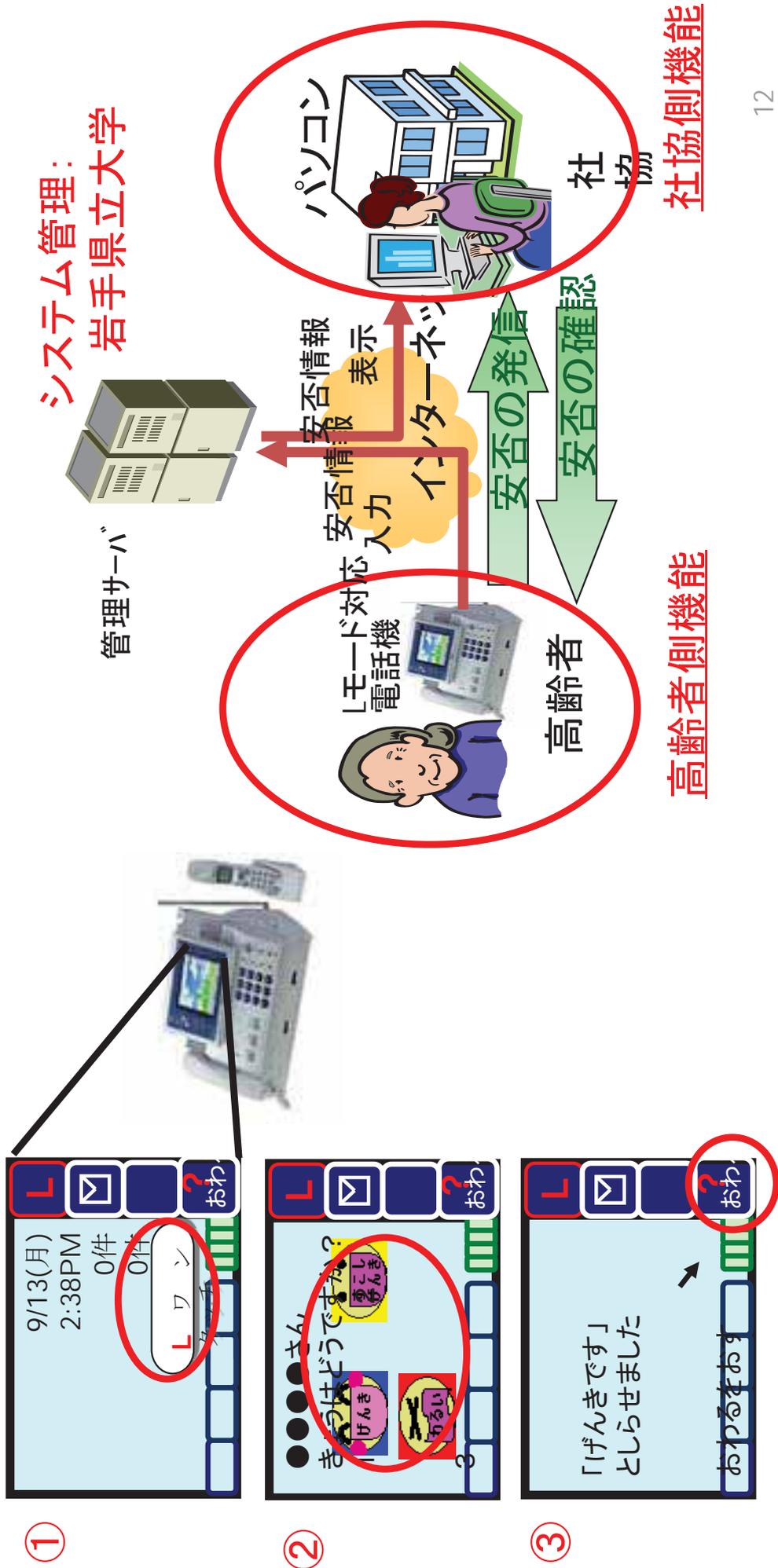
飯館村  
緊急一体型

高知県  
梶原町

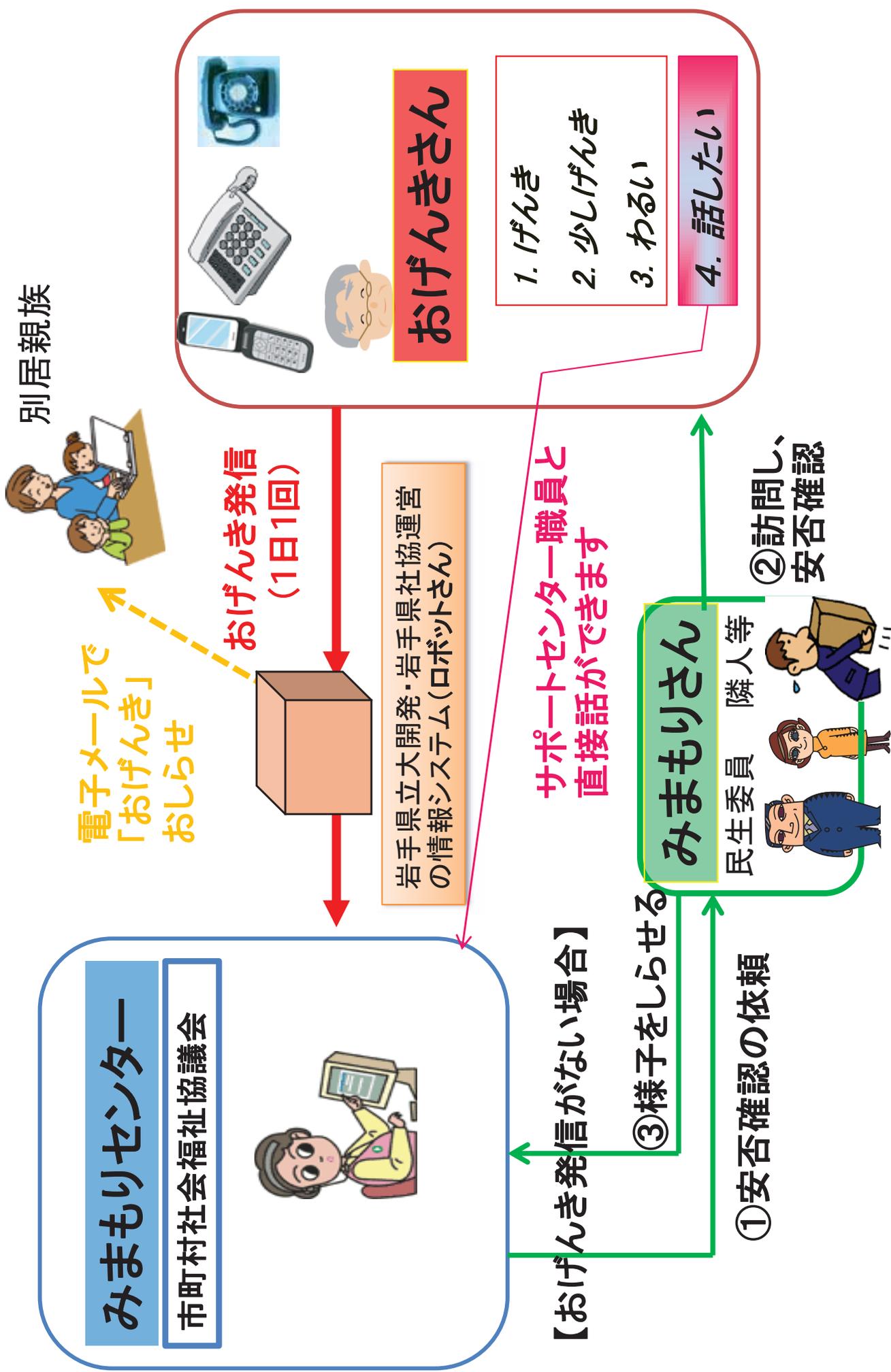
名取市仮  
設住宅

# 第1次「おげんき発信」

- H15.12～H21.03 岩手県川井村 独居高齢者170名のうち40名使用
- 「**見張り(監視)**」にならないように→高齢者が“おげんき”発信することで、過剰なみまもりを不要とし、高齢者自身の遠慮感を払拭する

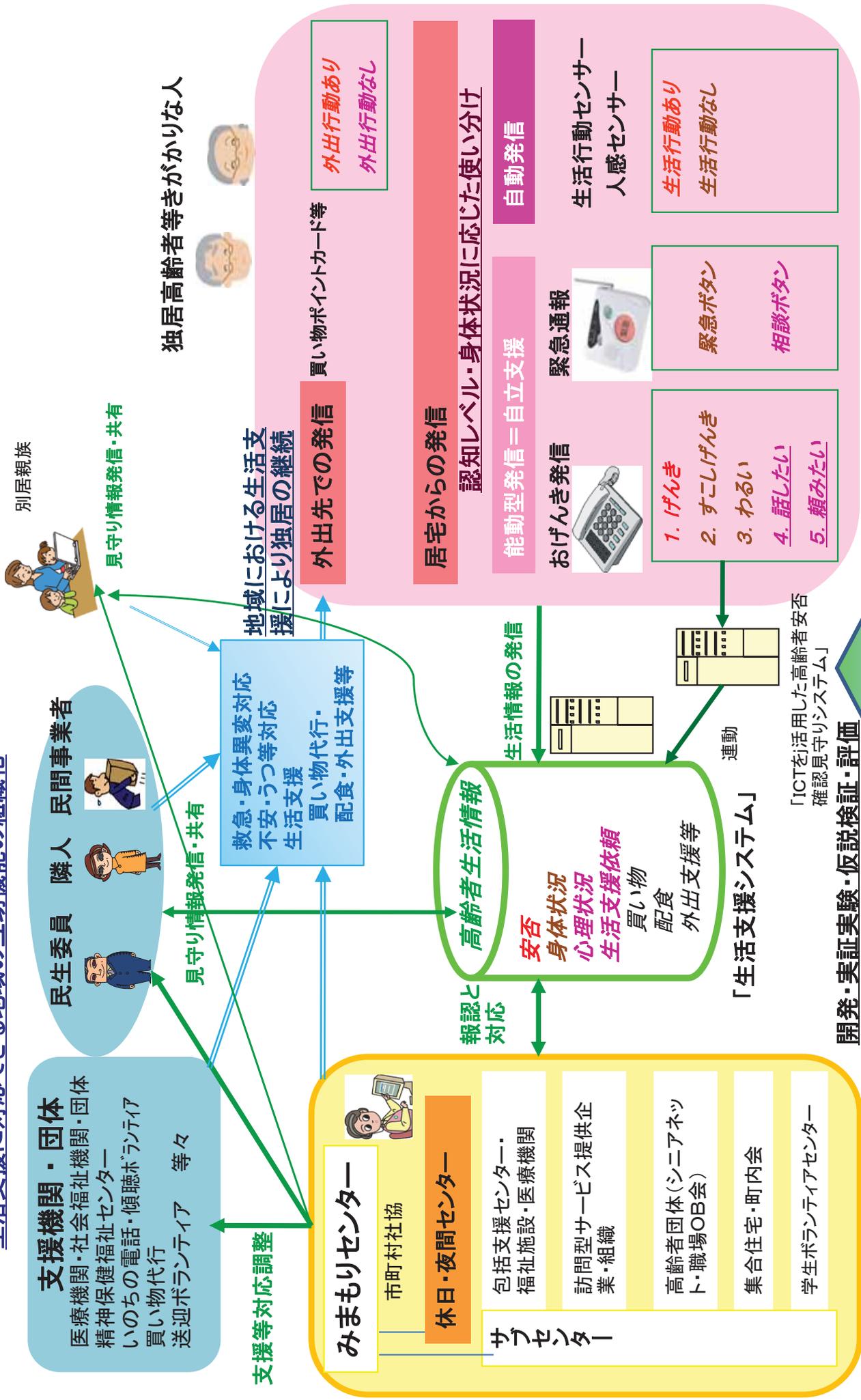


# 第2次「おげんき発信」 いわて“おげんき”みまもりシステム



# 第3次「おげんき発信」:「ICTを活用した生活支援型コミュニティづくり」実証実験の概要

## 生活支援に対応できる地域の互助機能の組織化



開発・実証実験・仮説検証・評価

学際的な研究体制 ・ 職歴的な検討体制(岩手県立大学・行政・社会福祉協議会・民生委員・企業等)

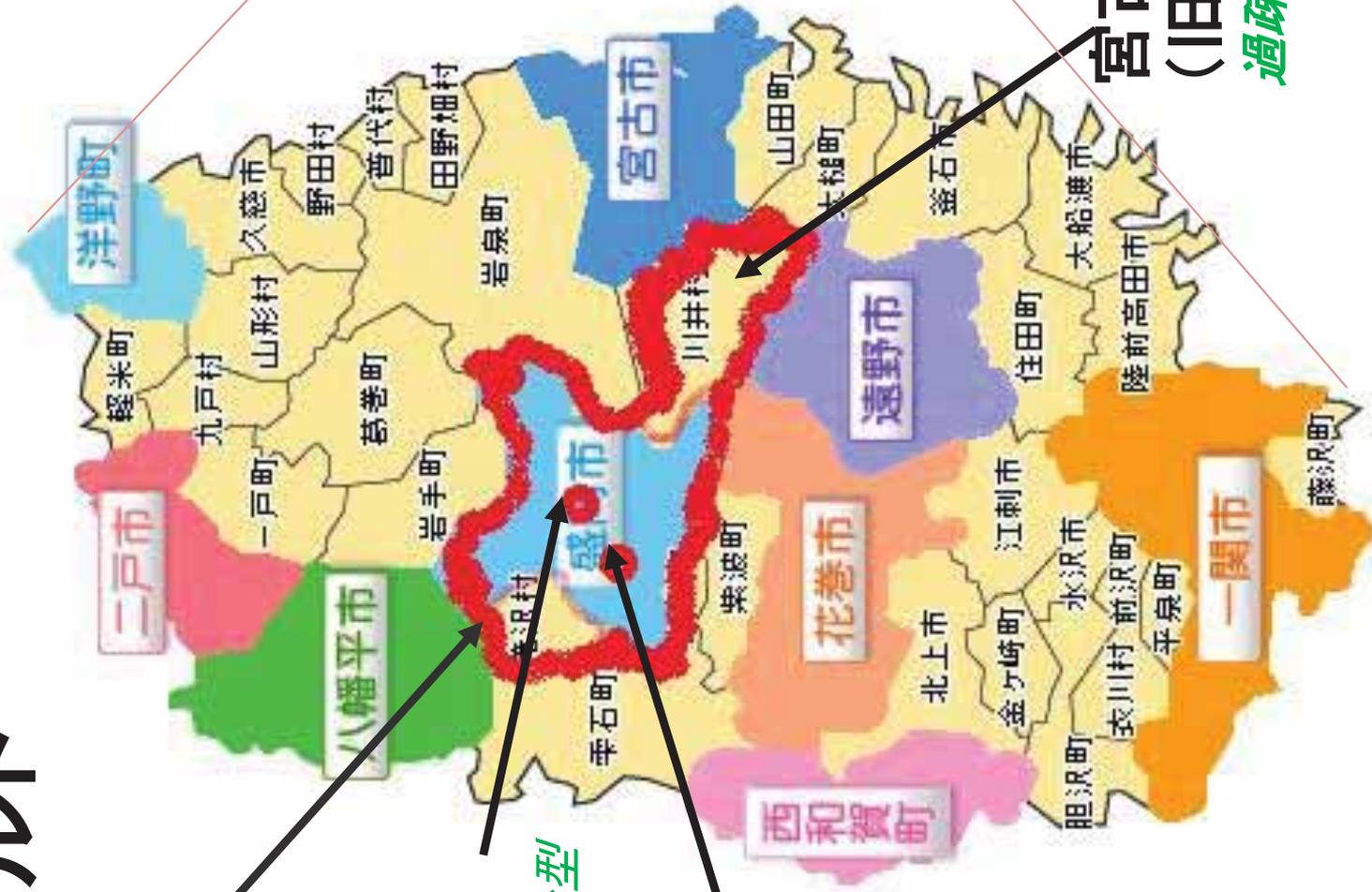
# ワールド

滝沢村  
郊外スプ  
ロール型

盛岡市・  
松園地区  
ニュータウン型

盛岡市・  
桜城地区  
都心型

宮古市・川井地区  
(旧川井村)  
過疎・高齢化進展型



赤線内面積 1,631.86km<sup>2</sup>  
(比較: 香川県 1,876.47km<sup>2</sup>)

IWATE 面積:  
15,278.86km<sup>2</sup>



神奈川県  
東京都  
千葉県  
埼玉県  
面積: 13,557 km<sup>2</sup>

出典) 岩手県庁HP  
をもとに作成。

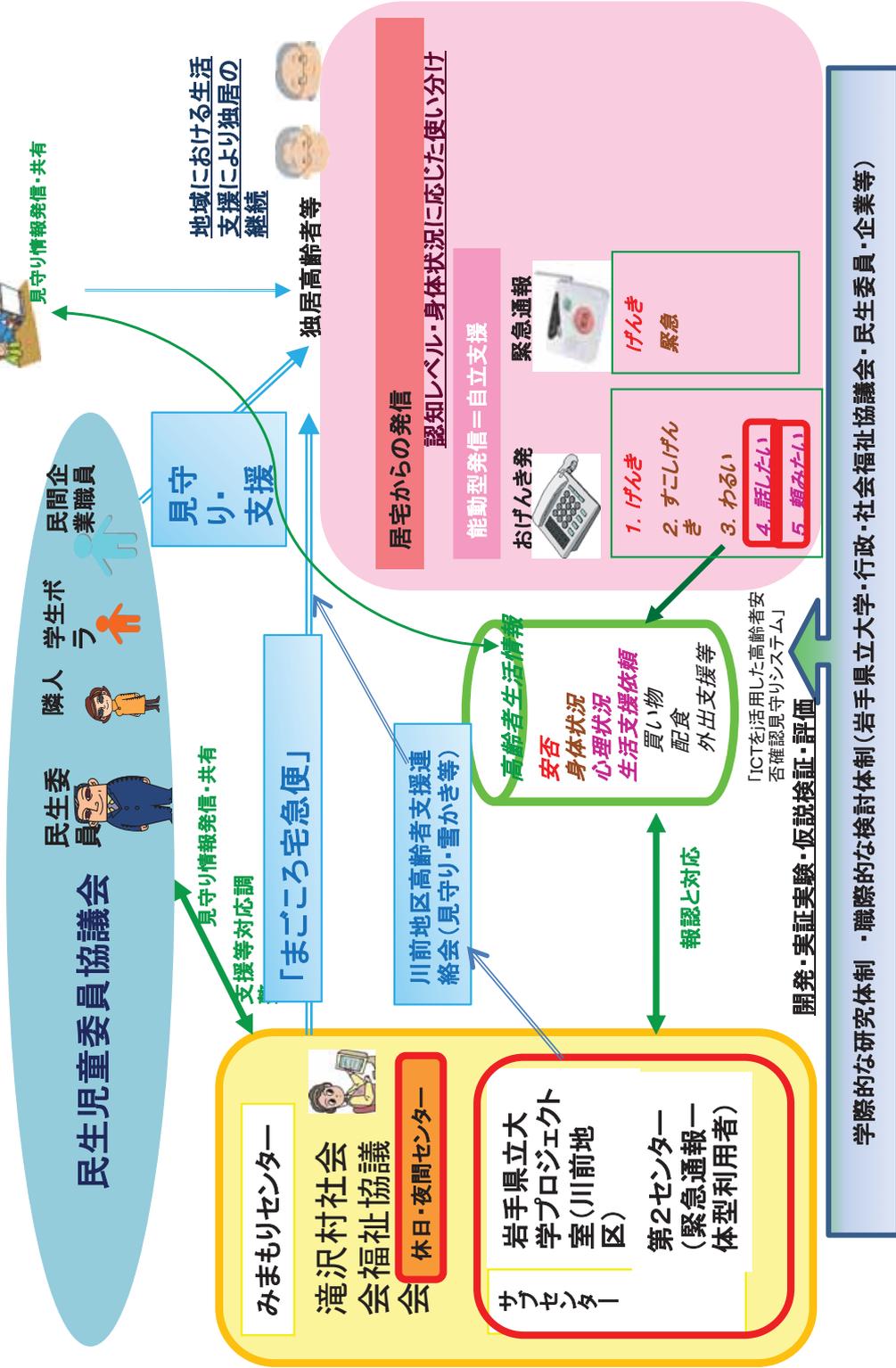
注) 平成18年1月10日  
現在の市町村状況

# フィールドにおける進捗状況

地域	地域性	みまもりセンター (現在のモニター 数)	生活支援の方策
滝沢	<p><b>郊外スプロール型</b> 人口5万人の村。岩手県立大が立地し、行政の協力度が高い</p>	<p>社会福祉協議会 (50)※ 滝沢第2みまもりセンター【緊急通報一体型】(20)※ 川前みまもりセンター(21)※</p>	<p>民生委員との連携、有償・無償のサービス連携 緊急通報との一体化を図り、(株)アイネット、地域包括支援センター、民生委員による支援と連携 川前地区高齢者支援連絡会により、店舗や介護事業者、学生ボランティアセンター、民生委員と連携し、買い物・送迎・雪かき等のニーズをマッチング</p>
松園	<p><b>ニュータウン型</b> 昭和40年代から開発された人口約2万人の盛岡市郊外の団地</p>	<p>社会福祉法人育心会 H25.03.31からPJ室 (16) 盛岡駅西口地域包括 支援センター (17)※①</p>	<p>民生委員との連携。社会福祉法人が受託している配食・ホームヘルパーによる生活支援と連携。 民生委員との連携。 盛岡市と市営住宅でのセンサー実験開始。</p>
桜城	<p><b>都心型</b> 盛岡駅前で集合住宅を中心に孤立死対策に取り組んでいる地域</p>	<p>社会福祉協議会支所 (38) ②</p>	<p>民生委員によるサブセンターができ、家業（米屋）による買い物代行支援。入浴施設送迎との連携で買い物支援策を検討中。</p>
古川 宮市 井	<p><b>過疎・高齢化進展型</b> 旧川井村。東京23区の面積に約3千人居住。高齢化率40%超。</p>	<p>(おげんき発信162) ※夜間・休日の青森への転送108 センサー③</p>	
合計			

# 滝沢(郊外プロロー型)における社会実験デザイン(最終段階)

生活支援に対応できる地域の互助機能の組織化



# 滝沢村での集中的取り組み 緊急通報との一体化



(効果)

異変把握の  
確実性  
信頼性  
効率性向上

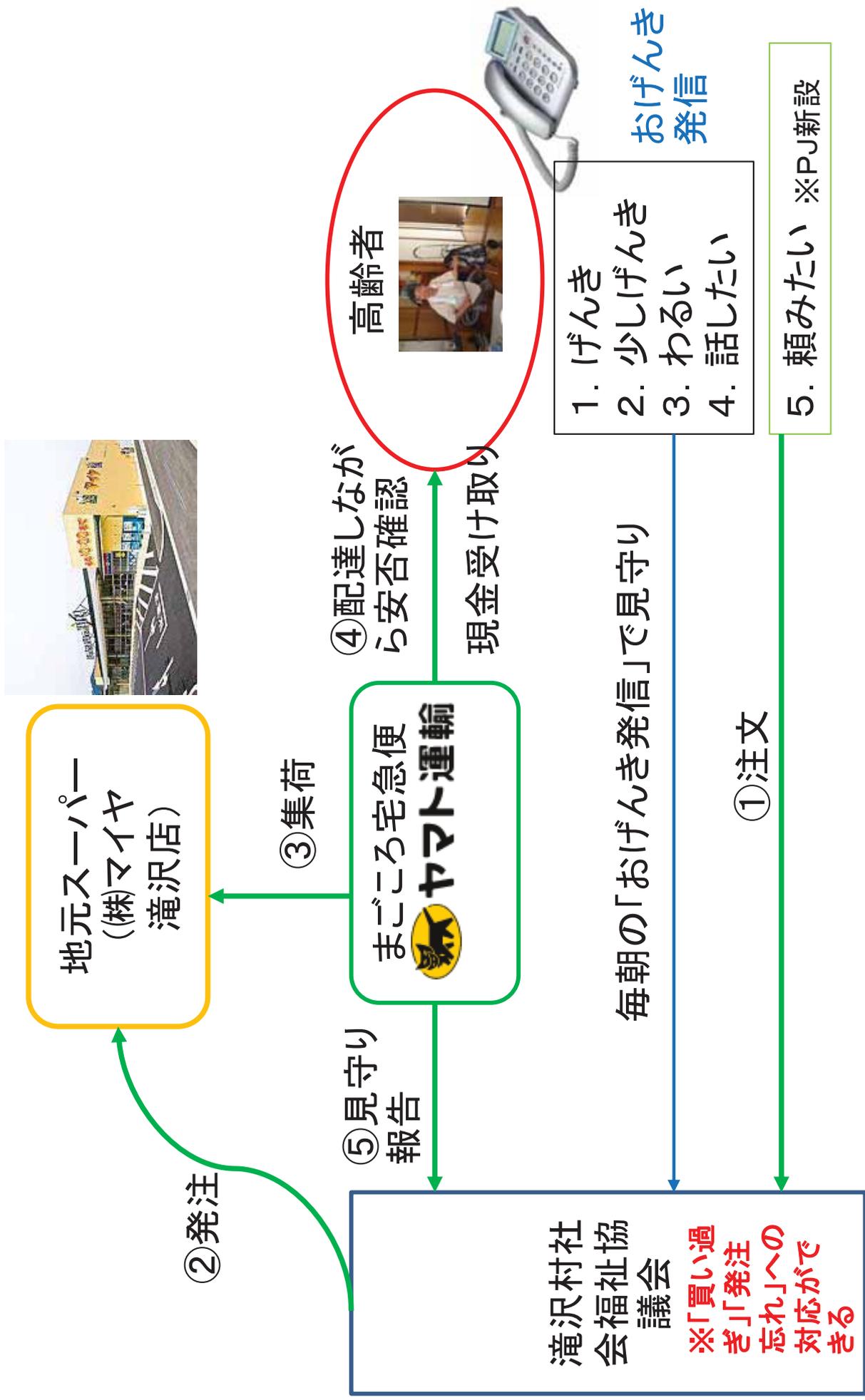
「おげんき発信」  
滝沢村社会福祉  
協議会

情報共有  
連携

「緊急通報システム」  
滝沢村  
受託: アイネット(株)

# 滝沢村での取り組み例

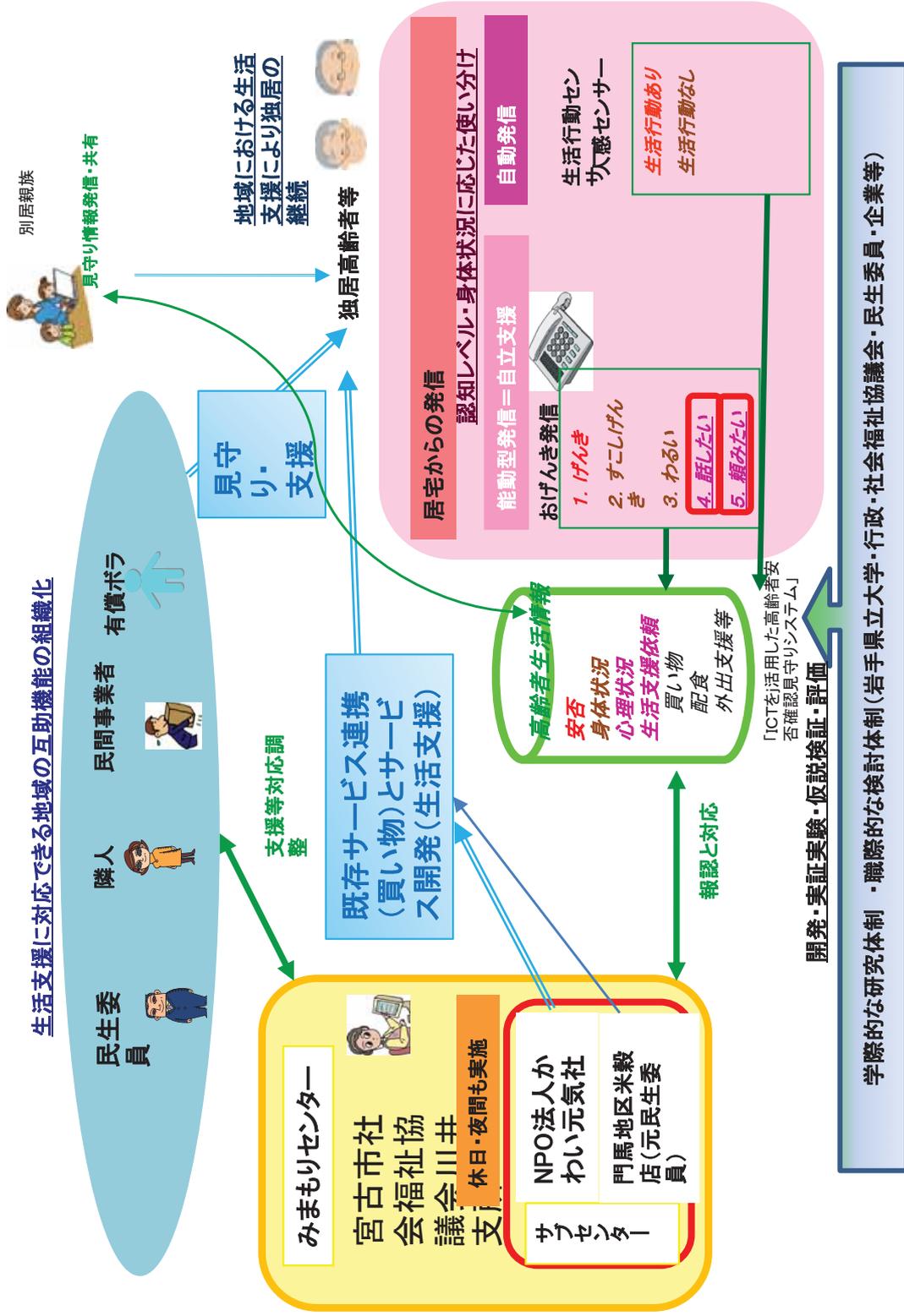
## 買い物支援策(まごころ宅急便)



# 滝沢村での取り組み例 川前地区高齢者支援連絡会

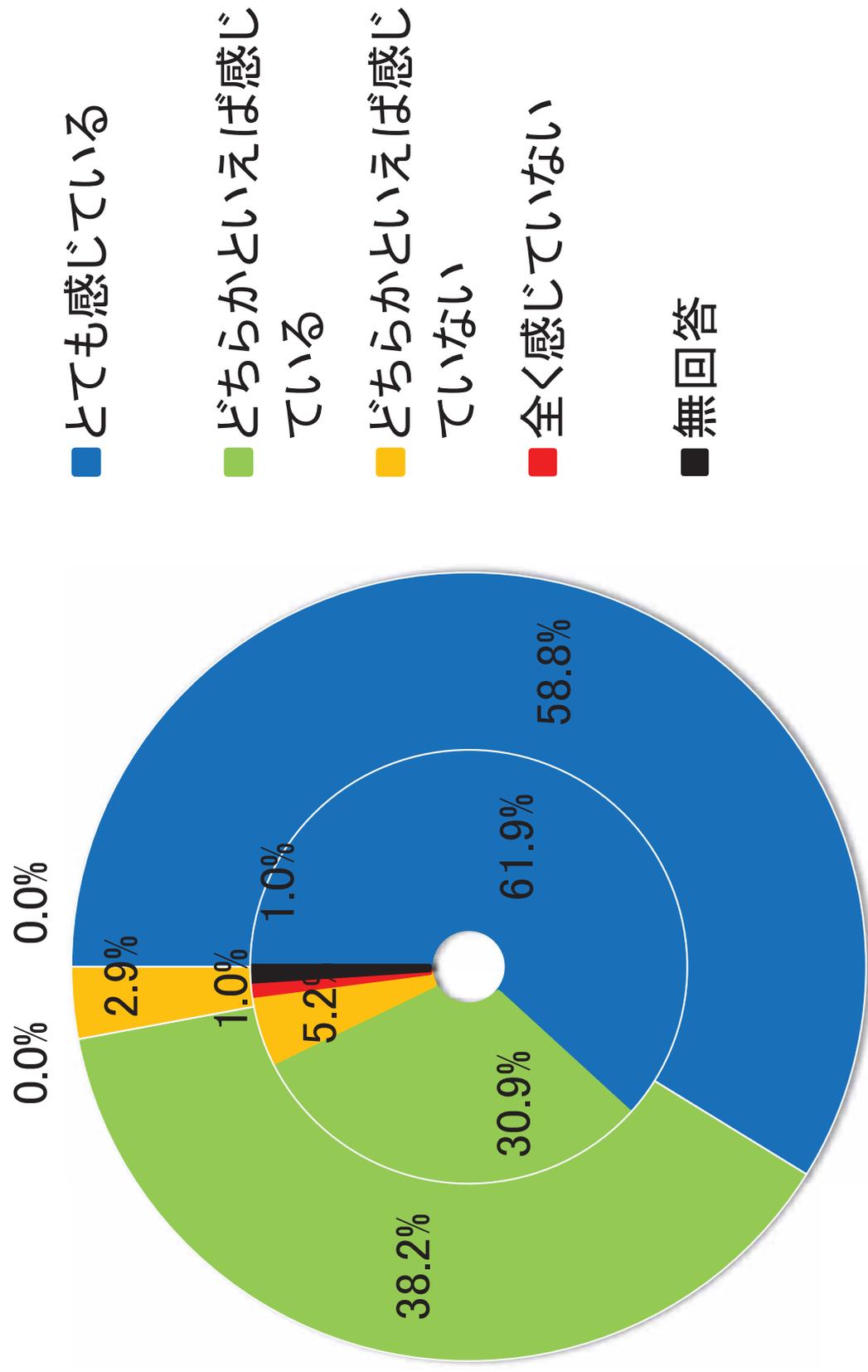


# 川井(過疎・高齢化進展型)における社会実験デザイン(最終段階)



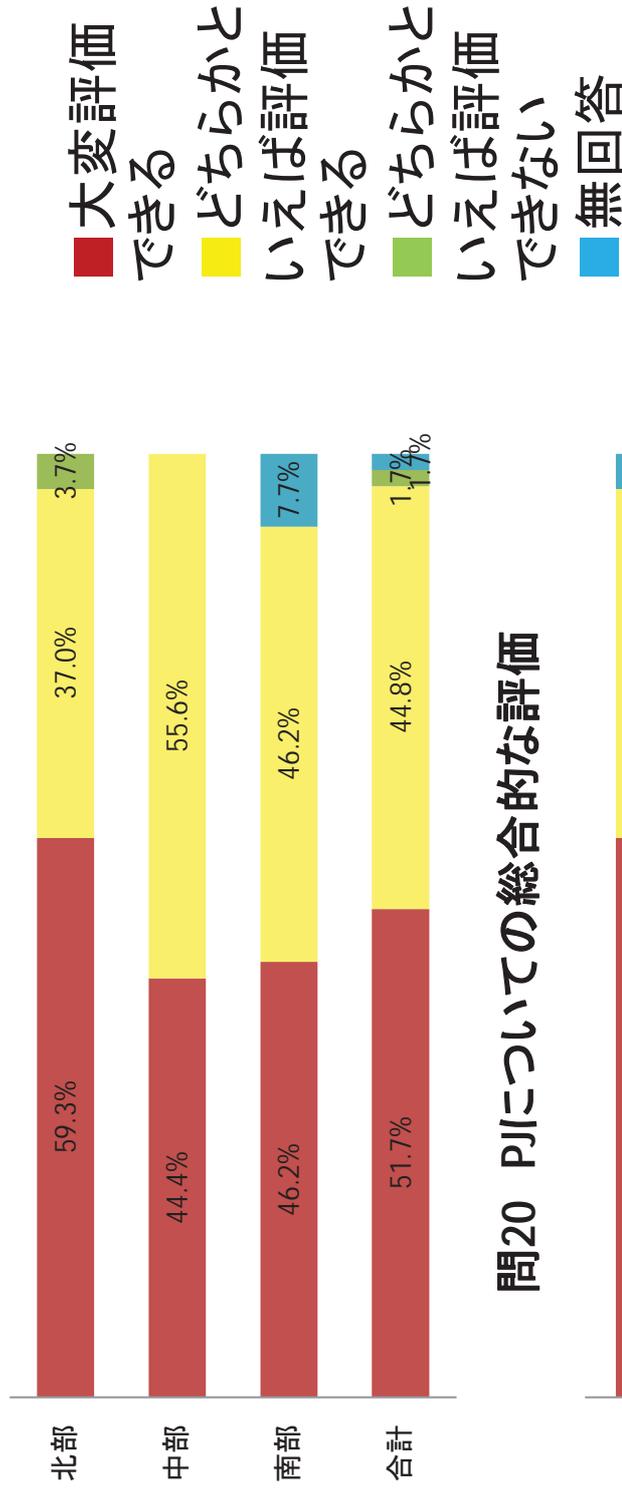
# モニタ一調査結果：おげんき発信によって見守られる安心を感じるか

2期

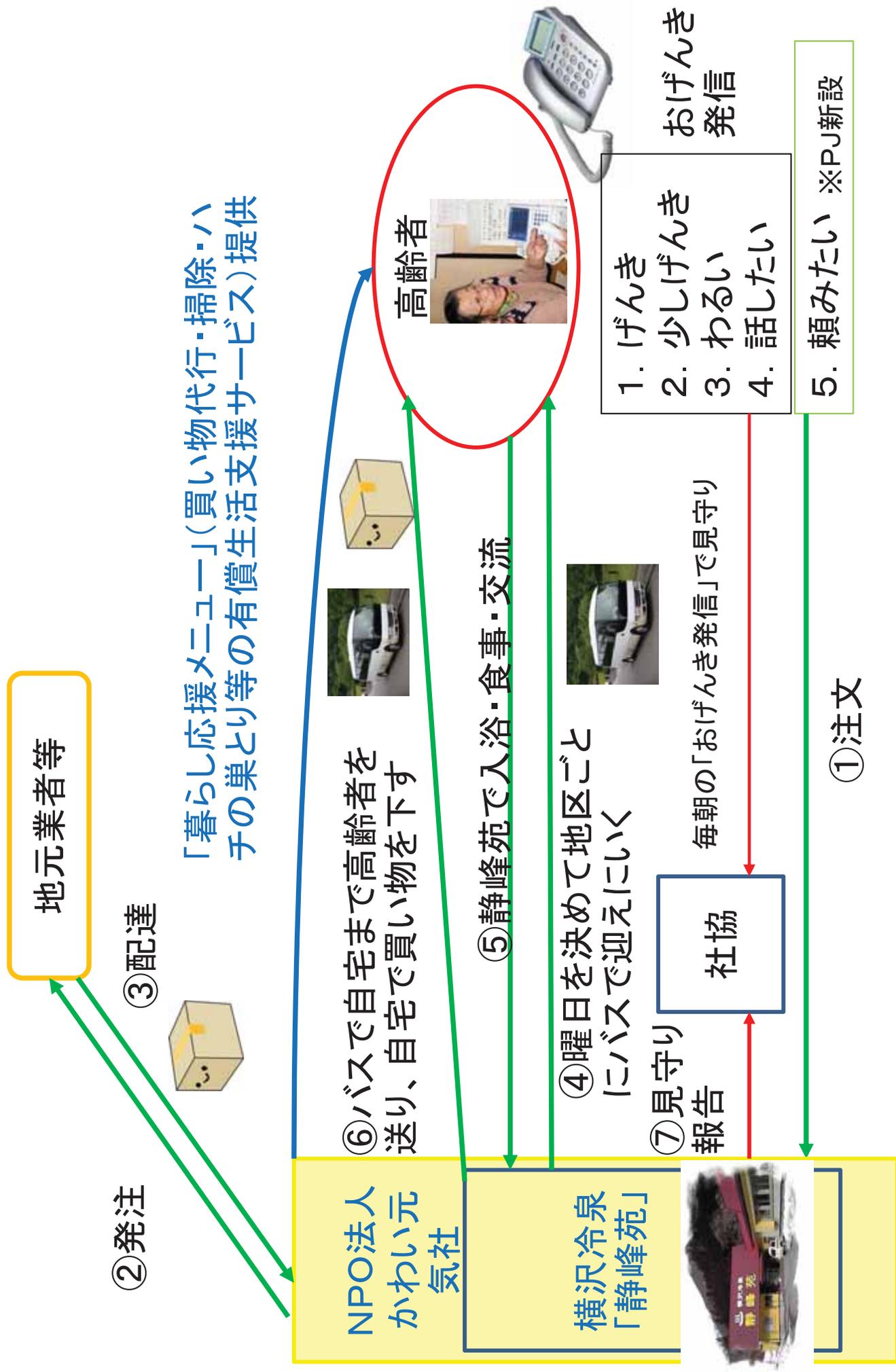


# 滝沢村民生児童委員のPJ評価

問18 「お元気発信」生活支援サービス  
への評価



# 宮古市川井地区での取り組み例



## 第4次「被災地におけるICTを活用した生活支援型コミュニティづくり」

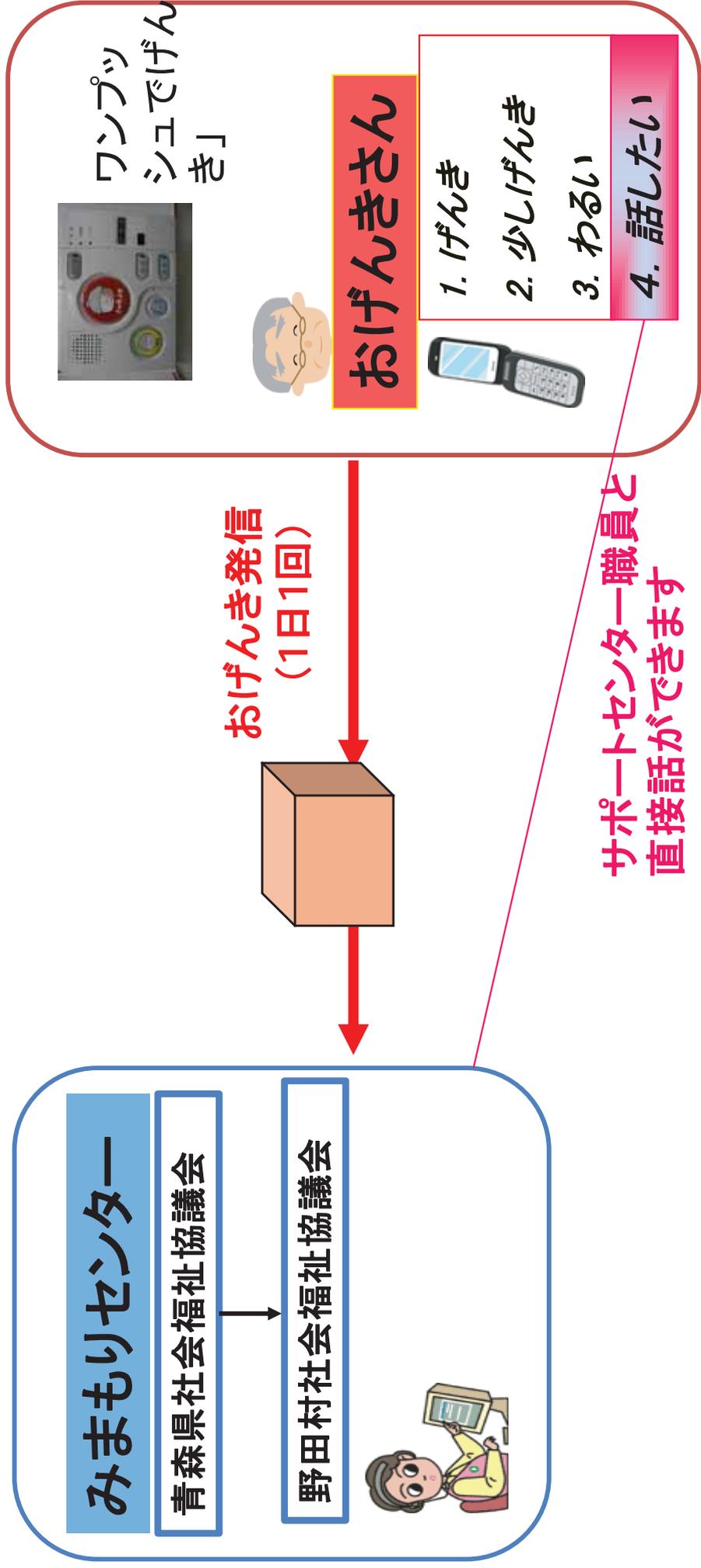
- 津波による壊滅的な被害を受けた地域は、その性格上、外部支援に対するニーズの表明が難しい。復旧段階においては外部支援者がもつ資源を最大限に活用するしかないが、復興段階の支援においてはできる限り被災地のニーズを把握し、被災地に残されている資源を活かすことで、被災地や被災者が自らの生活の調整と改善を図る力をつけられるようにエンパワメントする視点が重要である。
- 本研究においては、そのような観点から、これまでの関わりがある地域の中からプロジェクトの受け入れニーズがあるフィールドを探し、フィールドとの信頼関係を構築しつつ、そのフィールドのもつ資源を活用したみまもり体制の構築を行ってきた。

# フィールド概要

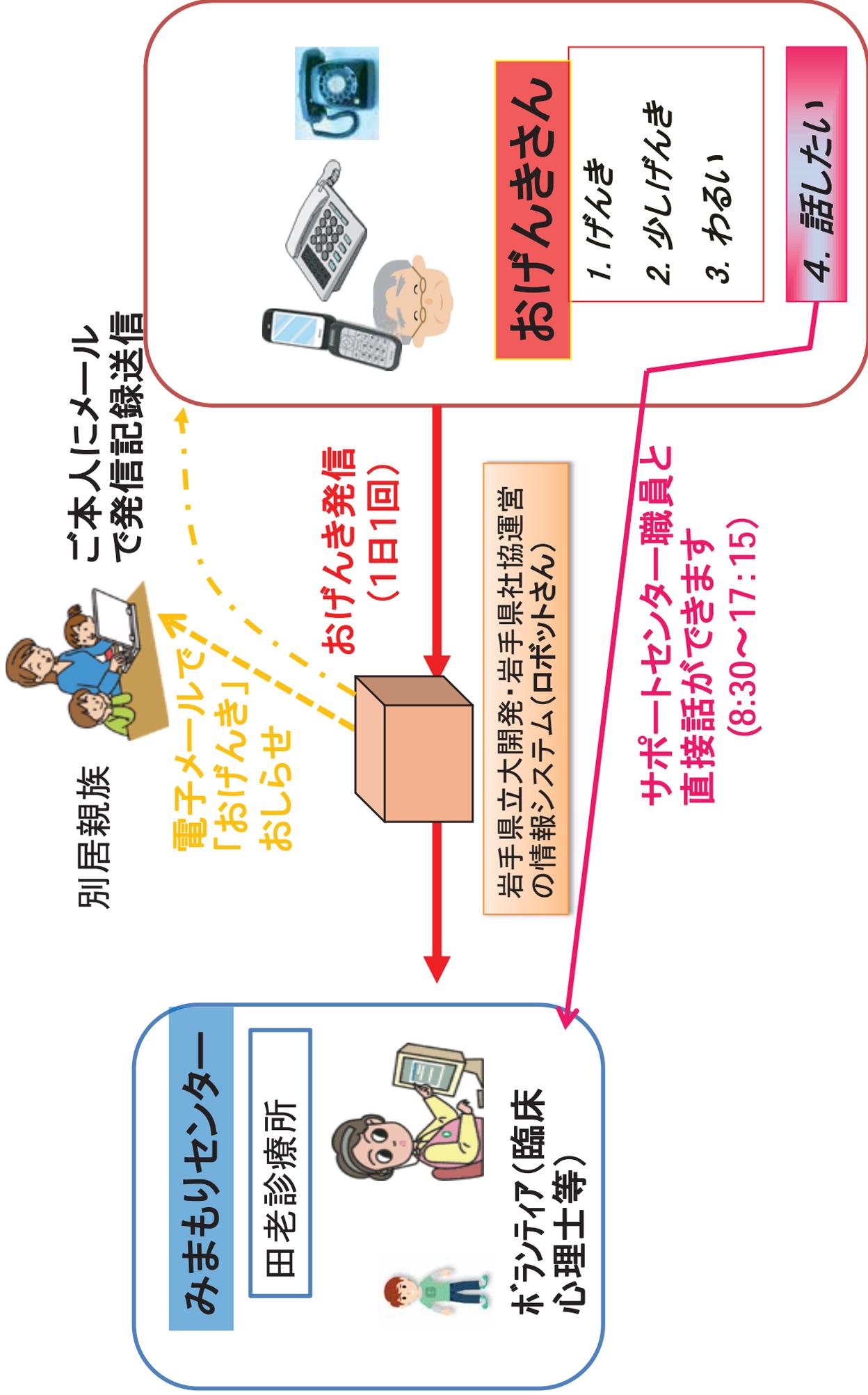
フィールド	みまもりセンター	利用者数	導入時期
野田村	野田村社会福祉協議会 青森県社会福祉協議会	15 (15)	23年7月
宮古市田老	宮古市国民健康保険診療所田老診療所 (平成24年2月まで) 岩手県立大学プロジェクト室(平成24年3 月以降)	6 (6)	23年9月
大槌町和野	サポートセンター和野つこハウス(社会福 祉法人大槌町社会福祉協議会受託)	5 (10)	24年1月
釜石市鵜住居	鵜住居地区サポートセンター(社会福祉 法人愛恵会受託)	11 (25)	23年9月
盛岡市	(検討中)	0	検討中

注)おげんき発信利用者数。上段は取り組み開始段階の利用者数、下段は平成24年度末までの最大利用者数

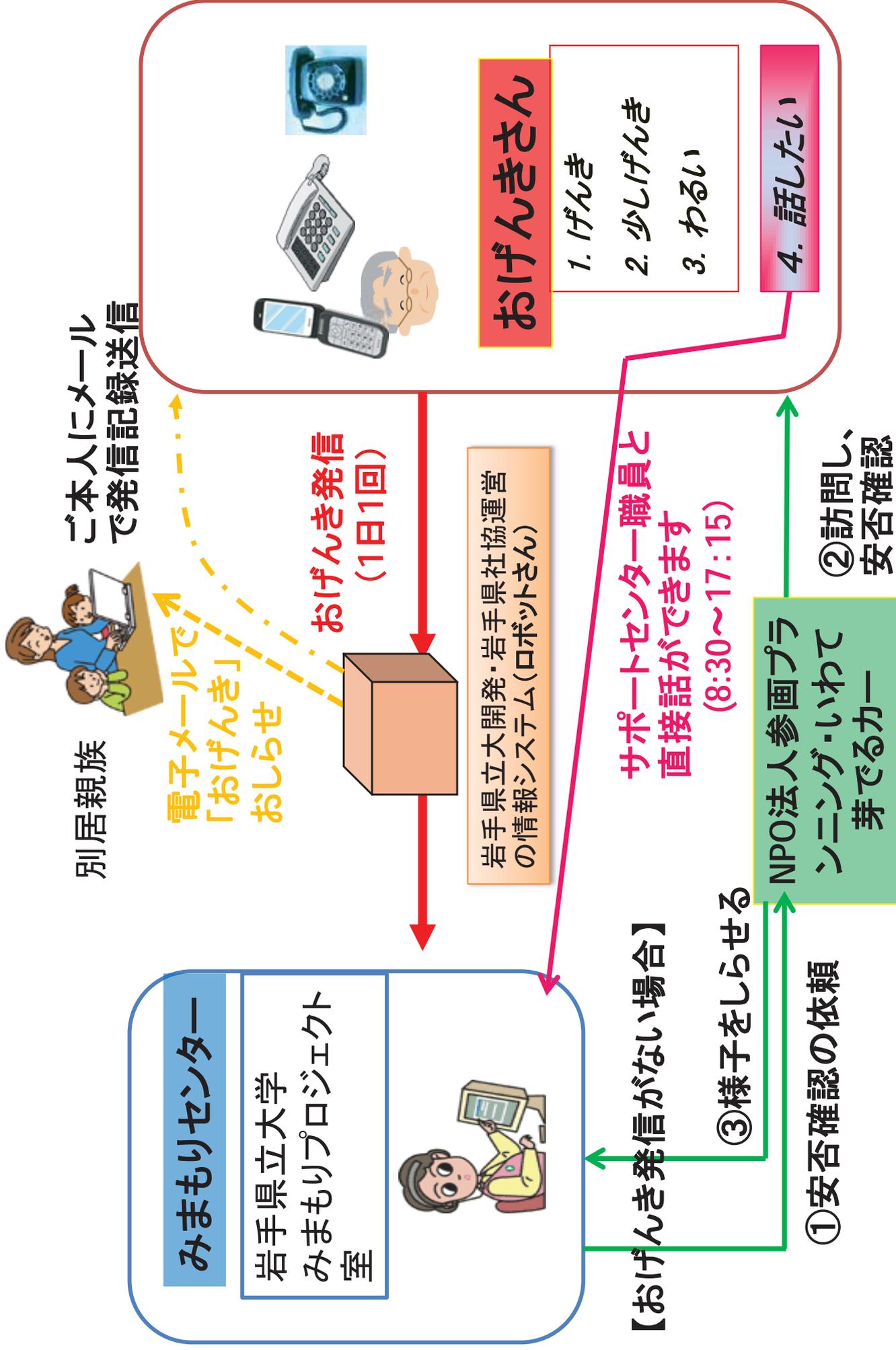
# 野田村における見守り体制



# 田老地区における見守り体制（～平成24年2月）



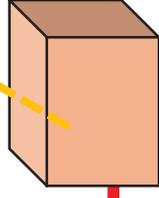
# 田老地区における見守り体制（平成24年3月～）



# 大槌町和野地区における見守り体制



おげんき発信  
(1日1回)



**みまもりセンター**  
和野っ子ハウス(大槌町  
社会福祉協議会受託)

生活支援相談員



**おげんきさん**

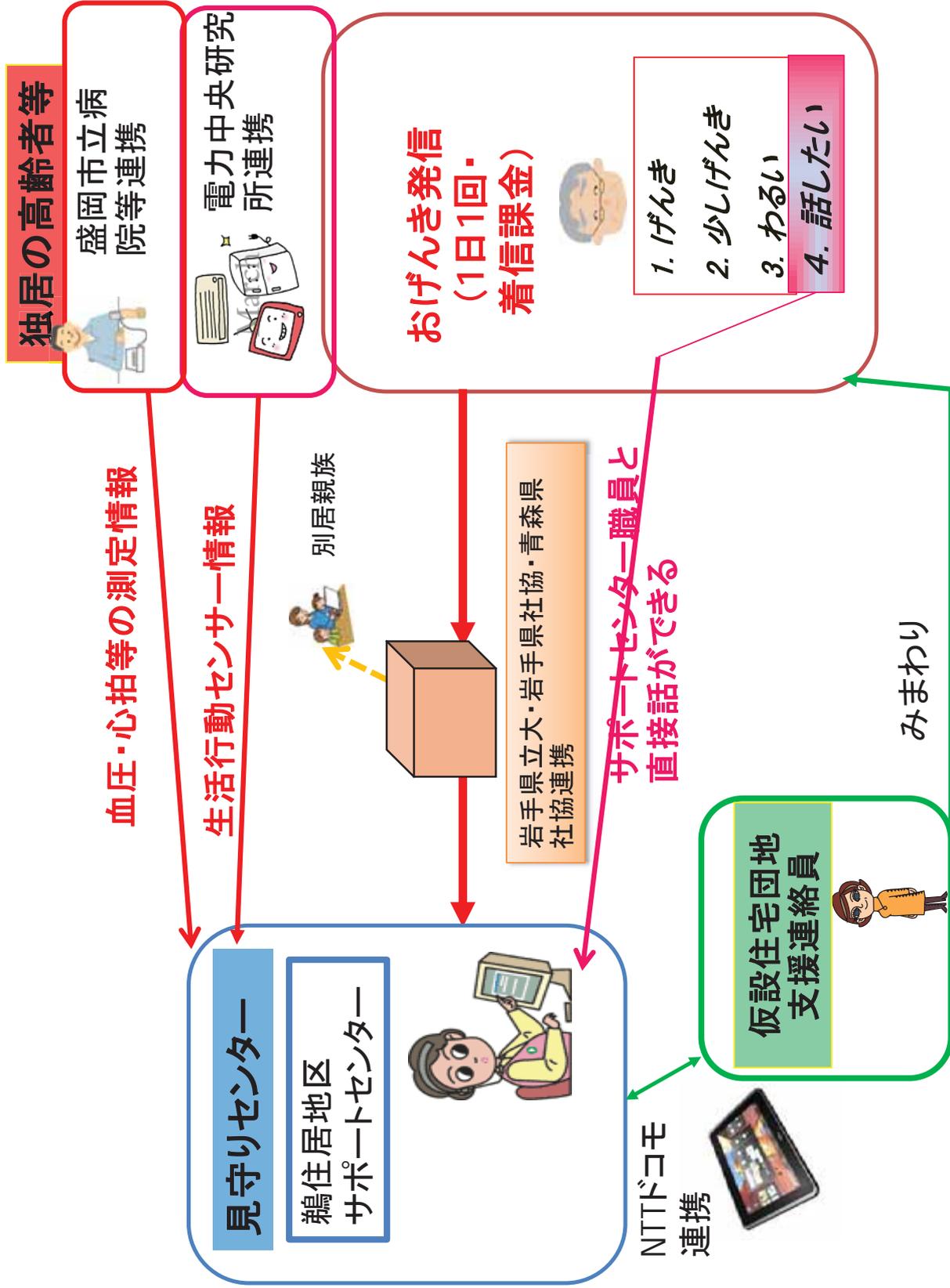


1. げんき
2. 少しげんき
3. わるい
4. 話したい

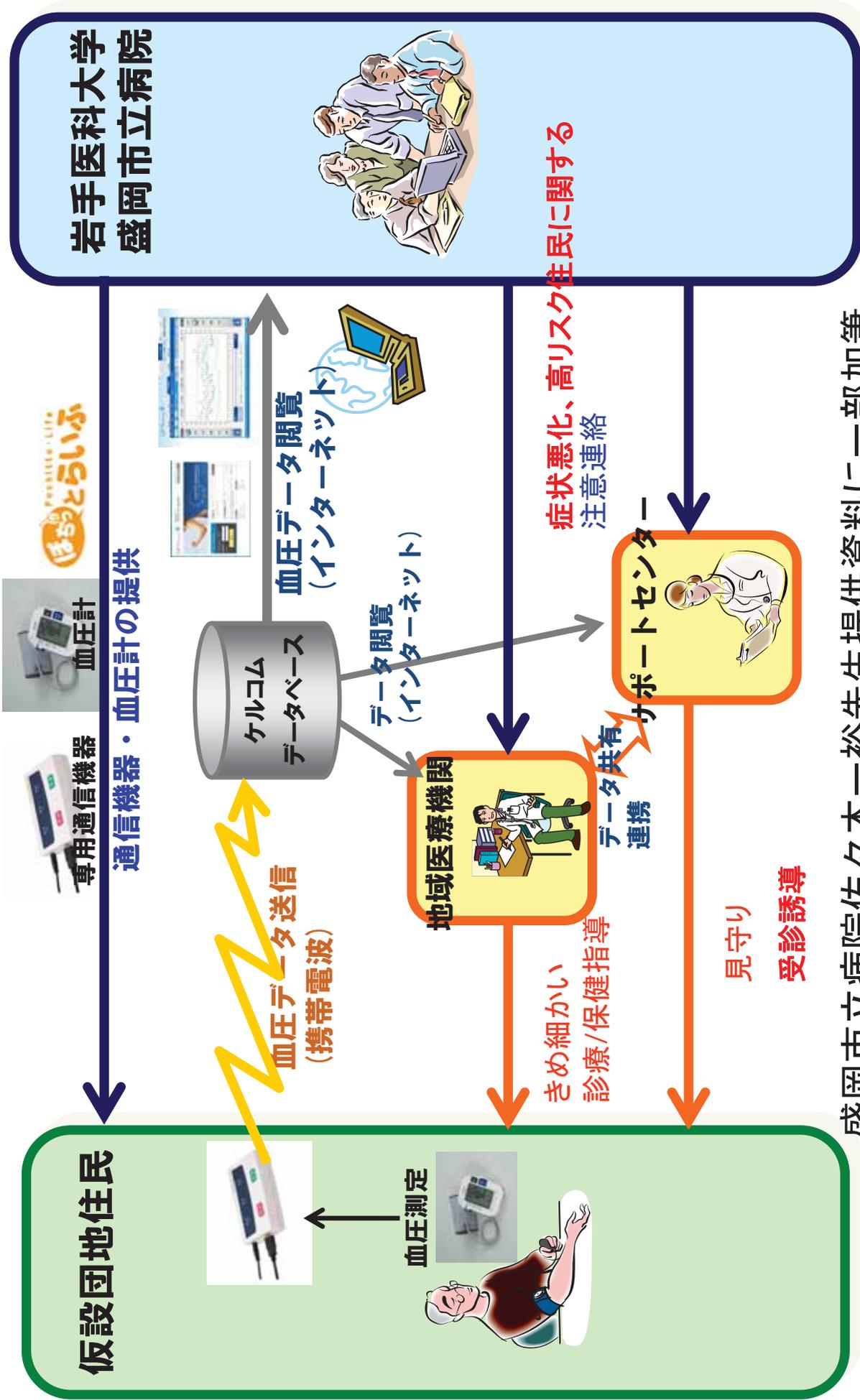
みまもりセンター職員と  
直接話ができます



# 釜石市鵜住居地区における見守り体制



# 血压測定：岩手医大・盛岡市立病院等との連携



# 生活行動センサー 電力使用センサー(電力中央研究所と連携) +おげんき発信(緑)



認知症・弱視・難聴  
の方の安否確認と  
異変把握

仮設住宅団地連絡支援員がタブレットを活用し情報共有  
(NTTドコモとの共同研究で開発)



# 画面イメージ

## 1. 住宅巡回：仮設住宅ごとに住民の在宅・不在を確認

住宅巡回 選択1 > 選択2 > 在宅確認 > 鶴住居町仮設団地A

ヘルプ 業務選択へ

鶴住居町仮設団地A

住宅巡回 選択1 > 選択2 > 在宅確認 > 鶴住居町仮設団地A

ヘルプ 業務選択へ

1号棟

住宅巡回 選択1 > 選択2 > 選択3 > 在宅確認 > 1号棟

ヘルプ 業務選択へ

住宅巡回 選択1 > 選択2 > 選択3 > 在宅確認 > 鶴住居町仮設団地A 1号棟 1-1

住宅巡回 選択1 > 選択2 > 選択3 > 在宅確認 > 鶴住居町仮設団地A 1号棟

訪問回数	訪問日時	在宅確認
1	10/17 (水) 9:13	在宅(見た)
2	10/18 (木) 10:23	在宅(聞いた)
3	10/18 (木) 13:23	不在
予定		

戻る

情報表示 予定入力 相談受付

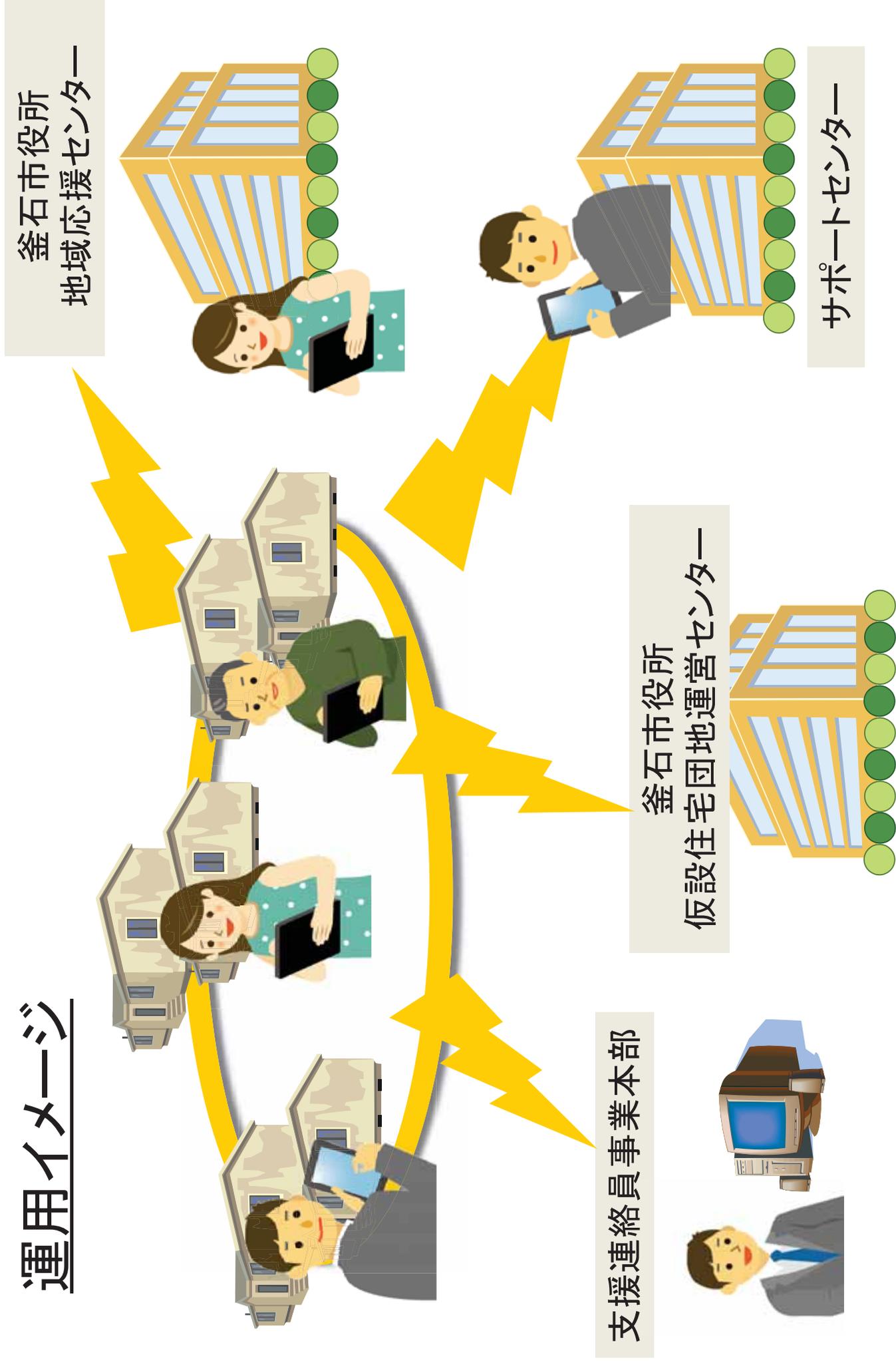
Copyright 2012. Kテクノ 太郎

Copyright 2012. Kテクノ 太郎 All rights reserved.

戻る

13:24

# 運用イメージ



# 飯舘村への支援

電話・警備員かけつけ

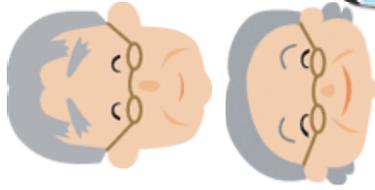
~~緊急通報~~

みまもりセンター  
A社



午前中に電話がない場合  
電話で安否確認

利用者さん



きんきゆう

1

そうだん

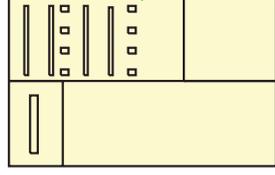
2

げんき

3

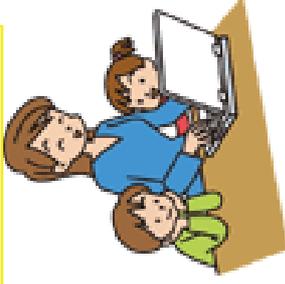
“おげんき”発信

午前中



電子メール

別居親族等  
(ご希望の方)



●さんは  
○時○分に  
「げんき」と  
発信されました

岩手県社協のサーバー  
(岩手県立大学協力)



# スマホによる見守り

## アプリトップ画面



## 受信メールイメージ

### ドコモ太郎さんのお元気情報

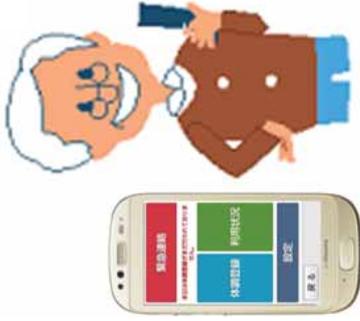
**今日のお元気情報**  
04月08日15:50時点  
歩数: 0歩  
外出有無: あり  
ケータイ利用: あり  
体調: 元気  
電池残量: 56%

### 最近のお元気情報

日にち	歩数	外出	初回利用	体調
4/7	0歩	なし	1:38	未登録
4/6	2017歩	なし	0:42	元気
4/5	3047歩	あり	7:12	元気
4/4	5004歩	あり	0:50	元気
4/3	4195歩	あり	0:05	悪い
4/2	2292歩	あり	7:14	元気
4/1	2396歩	あり	0:12	元気

を活用した高齢者見守り4/1  
んの有効性評価 最終報告書

# 見守りイメーシ



- 【見守られる側の方】**
- ・日常通りスマートフォンを利用する。
  - ・1日に1回、その日の体調を登録する。
  - ・何かあった場合には、見守る側の方へ連絡する。



## みまもり情報をメールでお知らせ

- 1. 元気であることをお知らせ**
- ① 1日に1回、定期的に歩数やスマートフォン利用の有無等のケータイ利用状況をお知らせ
  - ② その日はじめてスマートフォンが利用されたとき
  - ③ 歩数計の歩数が毎日の目標値を超えたとき
- 2. 異変が起きていることをお知らせ**
- ① 体調が「悪い」が登録されたとき
  - ② 一定期間スマートフォンが利用されなかったとき
  - ③ 電池残量が少なくなったとき
  - ④ スマートフォンで大きな衝撃を検知したとき
  - ⑤ 緊急連絡機能が利用されたとき

- 【見守る側の方】**
- ・お知らせされる日々の様子をメールで確認する。
  - ・気にかかる時は見守られる側の方へ連絡する。

# ICTを活用した見守りの位置づけと 変化—高齢者の自己発信

図1. これまでのICT活用見守り  
 別々のサービスとして展開 ⇒

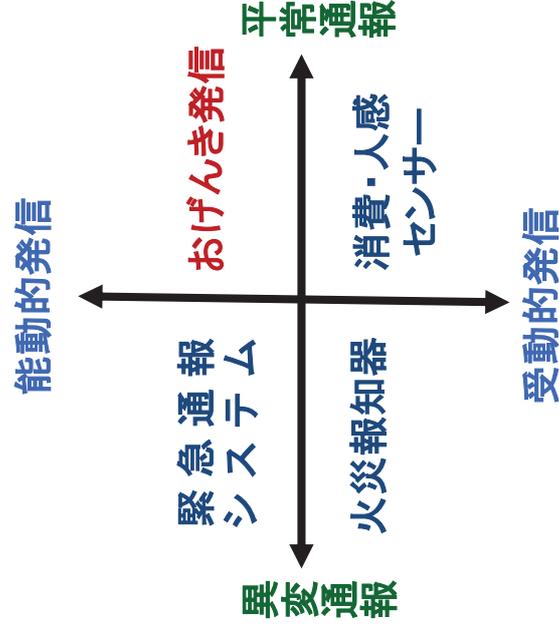
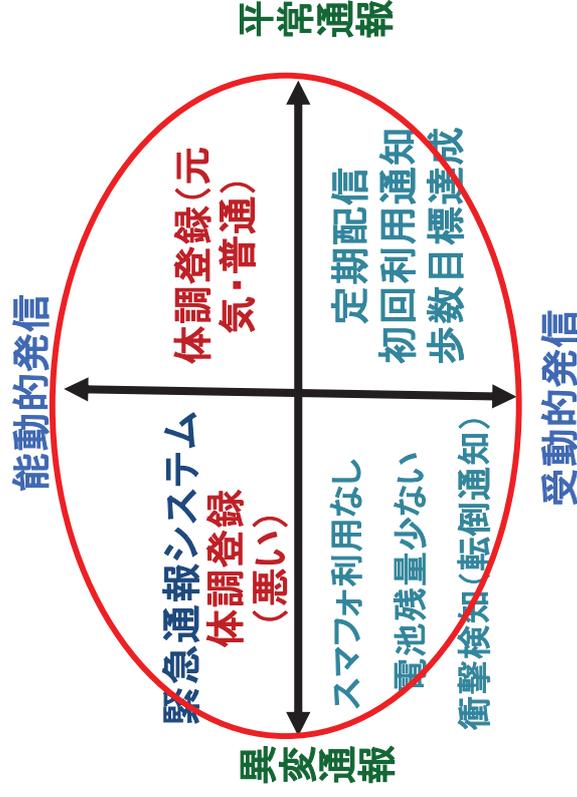


図2. スマホによる見守りアプリの機能  
 一体型で選択できるサービスとして展開



出典)小川晃子, 2013, いわて“おげんき”みまもりシステム  
 “みまもりさん”研修テキスト]岩手県社会福祉協議会.

# 第5次「岩手県におけるICT活用孤立防止とコミュニティづくり」

## ICT活用見守りネットワーク形成

見守りポータルサイトの構築

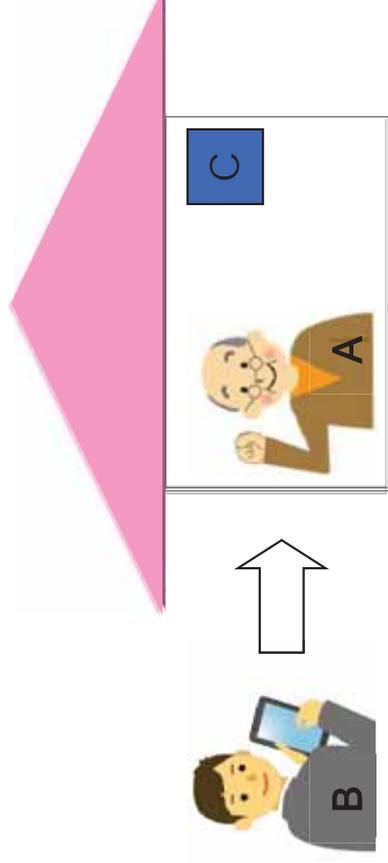
## 医療・福祉における見守りの連携策

血圧測定

看取り

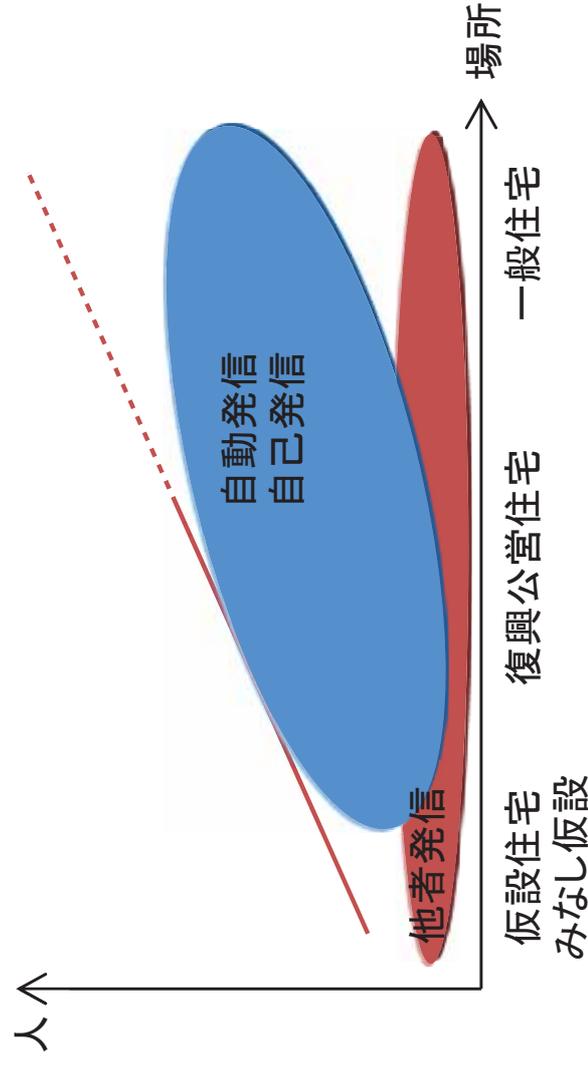
自殺予防

## 見守りの区分



見守り対象者	発信者	自覚	区分	事例
A	A自己	あり	能動型・平常発信	おげんき発信
A	A自己	あり	能動型・緊急発信	緊急通報
A	C自動	無	センサー	人感・消費型(電 カ、テレビ等)セン サー
A	B他者	無	他者発信	連絡員タブレット

## 自己発信・自動発信の必要性



(1)対象が増えることで「他者発信」による見守りの限界  
⇒自己発信・自動発信と組み合わせる

(2)自立支援

(3)コミュニティ形成のきっかけづくり

## 見守りポータルサイト

### 【入力側】

自己発信・自動発信・他者発信の見守り情報を  
統合化

### 【出力側】

インフォーマル(家族、近隣)、フォーマル(民生  
委員、連絡員、協力員、サポートセンター・地域包  
括支援センター・社会福祉協議会職員、保健師  
等)の見守り者を、見守られる側個々に設定

### 3. ICTを活用した高齢者等の孤立防止とコミュニティ形成について

# これまで得られた研究の成果

- 自立支援
- 異変把握の確実性が高まる
- 早期対処可能になる(認知症・自殺念慮等)
- 民生委員・生活支援相談員・仮設住宅団地支援連絡員等のみまもりの役割をもった職員の不安感が軽減する
- 生活支援策との連携
- 医療・福祉の連携
- コミュニティづくり

# 長期避難をしている 高齢者等の孤立防止のために

- **能動的な「おげんき発信」は、遠慮感を払拭し、見守られてい  
る安心感をもたらす。**
  - ・岩手県システムは電話番号の登録のみで、どこからでも、どのような電話  
機でも使用可
  - ・既存システム・多様なデバイスでの「げんき」発信もある
- **24時間に1回、確実な安否確認をするためには「見守りセン  
ター」機能が必要**
  - ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、仮設住宅サポートセンター等
  - ・緊急通報システムの委託先と併用も有効
- **「みまもりさん」への協力依頼**
  - ・「おげんきさん」どうしの相互見守り
  - ・民生委員、生活支援相談員、仮設住宅団地支援連絡員等の  
フォーマルな見守り者
  - ・別居親族、近隣、友人等のインフォーマルな見守り者
  - ・近くに住む民生委員等を1人は登録しておくことをすすめる

- 心身の状況に応じて「おげんき発信」「緊急通報システム」「センサー」を使い分ける
  - ・心身が弱っている場合は「緊急通報システム」
  - ・認知症、視覚障害、聴覚障害の場合は「センサー」
- 多様なデバイスによる「安否情報」を地域福祉ネットワークのなかで共有する

# 情報リテラシー支援

- わかりやすい色・デザイン
- 簡単な情報発信からはじめる
- 「自分で発信することの喜びを実感
- 発信する効果・価値を実感(みまもられる安心感等)
- 受信する楽しみをつくる(心あたたまる日替わり挨拶等)
- 一緒に取り組む仲間づくり(おげんきサロン等)
- 身近な支援者が、ゆっくりと何回も説明・支援
- 慣れたところで、新たな機能を段階的に追加



御静聴に感謝申し上げます。

第5回コミュニティ研究会

# ICTを活用したコミュニティ形成 の具体事例について

ふるさとを学ぶ子どもたち  
ふるさとを伝える高齢者の出番づくり

平成25年12月19日

柵 富雄

富山インターネット市民塾推進協議会  
NPO法人地域学習プラットフォーム研究会

## ご紹介する具体事例

### 事例1

全国から子どもたちが学ぶe手仕事図鑑

### 事例2

学校と地域で作る防災・福祉コミュニティ

### 事例3

高齢者の地域参加を促すICTバリアフリー

### 事例4

ふるさとを伝える高齢者の出番づくり

### まとめ

学び合いで創るふるさとコミュニティづくり

# 事例 1

## 全国から子どもたちが学ぶe手仕事図鑑

ふるさとの伝統、職人の技と心を学び、  
子どもたちの職業観、地域観を育てる

**e手仕事図鑑**

**子どもたちが地域の手仕事を取材し**

**ものづくりの技、職人の仕事に対する心を学んでいます**

不可能と言われた白濁を、門下生の秘法により静かに  
除去できる硝子細工。その技法を一手伝承した400年守り続  
けているのが小樽職人の人だ。継承者は代々硝子細工師、を  
継承する「硝子細工師」とも呼ばれている。  
硝子細工師の技を学ぶ  
硝子細工師の技を学ぶ  
硝子細工師の技を学ぶ

小灰割り上履で採れる玉粉(糊化粉)を使って玉置粉  
菓料品を作っている水口青三製菓店の水口秀台さん。  
厚みは薄く、口どけがよいのが特徴が  
ある。文楽の舞臺衣装の作り手だ。  
厚みは薄く、口どけがよいのが特徴が  
ある。文楽の舞臺衣装の作り手だ。

「e手仕事図鑑」は、全国の子どもたちが  
ふるさとの伝統、職人の技と心を学び、  
子どもたちの職業観、地域観を育てる  
ための図鑑です。

「e手仕事図鑑」は、全国の子どもたちが  
ふるさとの伝統、職人の技と心を学び、  
子どもたちの職業観、地域観を育てる  
ための図鑑です。

「e手仕事図鑑」は、全国の子どもたちが  
ふるさとの伝統、職人の技と心を学び、  
子どもたちの職業観、地域観を育てる  
ための図鑑です。

# 手仕事から地域を知る・仕事を考える 身近な地域ですぐに始める「クラウド図鑑」



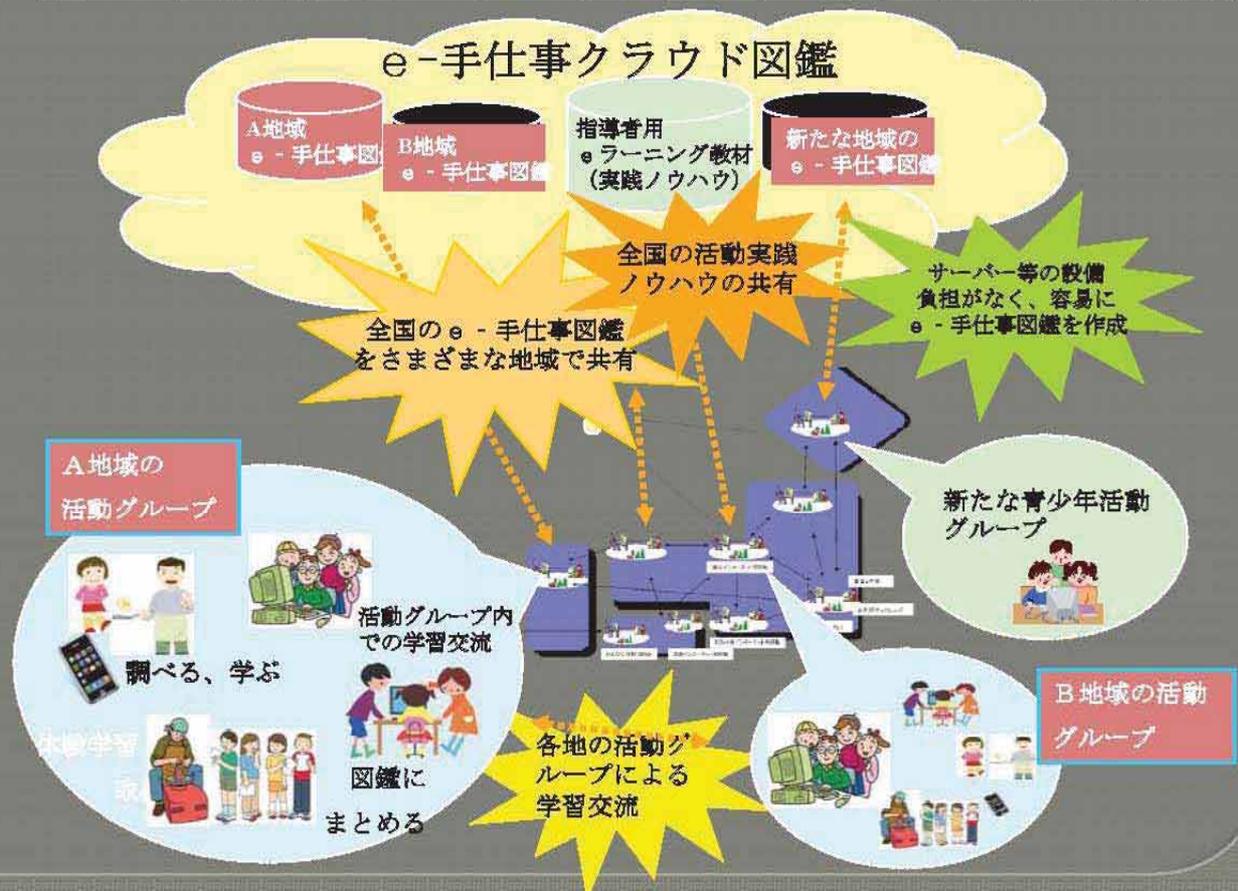
## 子どもたちの将来のために

- 手仕事  
職人の技、伝承、心意気・・・
- 体験を通じた職業観の涵養、キャリア教育  
・・・ 将来の仕事を考える
- 地域を知る  
「私の地域にはすごい人がいる！」  
「おばあちゃんが生まれる前から続いている」  
「人に喜ばれる仕事している人がここにいる」

「私のふるさとにはすばらしい人がたくさんいる」

➡ ふるさとに関心を持ちふるさとを好きになる

どこでも図鑑を立ち上げ、全国の手仕事図鑑を活用



## 福島での取り組み デコ屋敷大黒屋さん取材

- かつて三春藩により保護されてきた  
工人たちの集落。  
300年ほど前の江戸時代元禄年間に京都の方から来た者が、張子人形作りを伝えたのがその始まりといわれている
- 富山での手仕事学習を見学し、福島での活動を企画
- 取材・撮影し、紹介用の映像コンテンツとして制作



## 事例 2

### 学校と地域で作る防災・福祉コミュニティ

震災後の神戸市の取り組みに学ぶ

## 震災後の神戸市のアプローチ

- 市内 109 地域でコミュニティづくり  
→ 防災マップづくりを通じて自立性を  
育てた  
活動の継続に福祉、防犯
- 子どもたちは地域で守る  
→ ジュニア・チームの結成  
学校・地域連携
- 活動に効果的に ICT を利用  
→ 世代を超えた活動の共有

## 子どもたちが活動の中心に

—学校、行政、地域の役割 北区ひよどり台の例より—

- 「防災ジュニアチーム」立ち上げ  
小中学生約140人から構成  
月例防災学習会活動
- 「神戸防災楽習連携促進協議会」が支援  
住民、消防署員、教育関係者などから構成
- 活動は学校の総合的な学習の時間として確保
- まち歩きに参加、子どもたちの  
目線で地域を取材し、安全・安心  
を考える
- 子どもたちの活動は保護者も参加



## I C T の効果的な活用

### ● デジタル版防災福祉コミュニティマップ

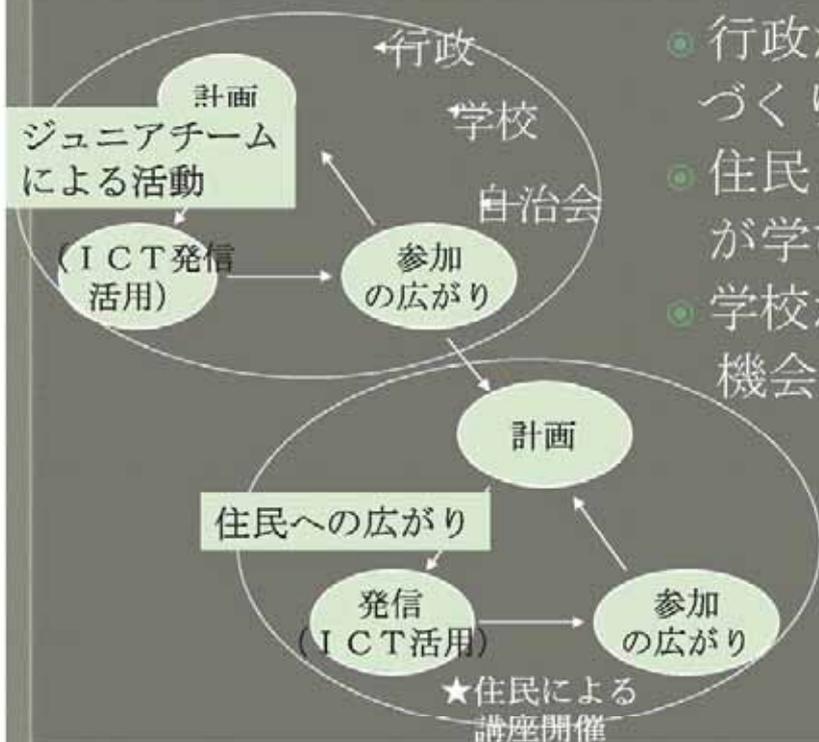
近隣の避難所や地域防災関連施設などを掲載した、「デジタル版防災福祉コミュニティマップ」を作成、ネットを通じて地域住民に提供  
災害弱者への情報提供、災害図上訓練用の資料に

### ● 月例防災学習会活動をインターネットで教材化

「神戸発 わが家の防災学習」  
学校での活動と家庭・地域を結ぶ

# 生涯学習としての防災学習

学校、自治会、行政が連携していく中心に、ジュニアチームの活動とICT活用がある



- 行政が地域コミュニティづくりを強力に支援
- 住民・地域コミュニティが学びを開
- 学校が地域での学びの機会を保障

震災の経験・教訓を学び続ける  
生涯学習としての  
防災学習

# 地域間で学び合い 「神戸と学ぶ防災市民塾」

(神戸市)

(富山県内)

★募集中

神戸市ひよどり台  
実践グループ

- ・自治会活動
- ・ジュニアチームの立ち上げ
- ・学校、PTAの参加・協力
- ・行政の応援
- ・防災eラーニング  
「我が家の防災学習」
- ・町歩き、グループ学習、  
コンテンツ制作・更新  
「防災福祉デジタルマップ」

インターネット

参考にして  
学習・実践

「実践知」

グループ運営ノウハウ  
学習ノウハウ  
防災・減災ノウハウ・・・

防災市民塾  
学習グループ  
自主防災グループ



- ・インターネットで学ぶ
- ・集まって学習
- ・参考にしながら地域  
で実践

行政、学校が活動を応援

### 事例 3

## 高齢者の地域参加を促すICTバリアフリー

### 高齢者のQOLを高める情報サポート活動

#### 学びにはシルバーの出番がたくさんある

- ふるさと学習
- 手仕事学習
- 子育て学習
  - ・
  - ・
  - ・
- 定年里帰りして地域に貢献したい
- 現役時代のまとめをして伝えたい
- 積み重ねた経験を次世代に伝えたい
  - ・

# 60歳からの人生を変える学びの力

市民講師

Nさん（現在75歳）



参加



起業

受講者から  
市民講師へ

教室を開設



## シルバー情報サポータ活動

高齢者のデジタルデバイドをサポート  
高齢者の社会参加をサポート

地域 街なか

外出 社会参加

一人暮らし  
高齢者等

自立、活動参加

自立、活動参加

傾聴、ICT活用支援

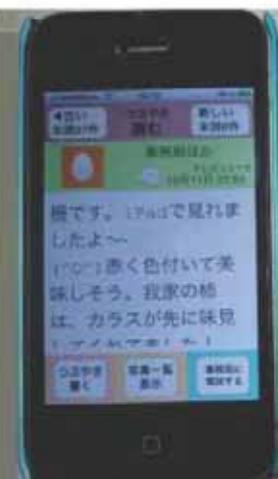
サポータ  
働き盛りなど

先輩としてアドバイス

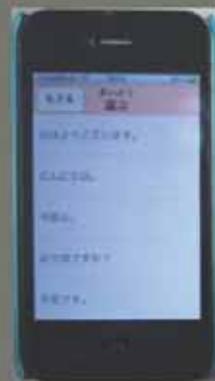
アドバイザー  
(ICTを活用する高齢者)

インターネット市民塾

ICTを活用して知識交流に参加する幅広い世代



開発した「つぶやき」画面通常画面

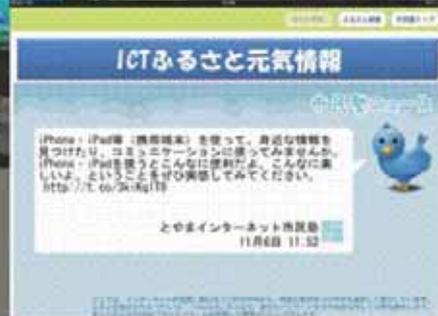


定型文選択画面

声のつぶやき

## 街なか、家庭への情報配信

- 街なかでの情報活用機会創出
- 外出促進
- 社会参加の誘導



## ■教えることは 最高の学習

平成25年2月27日  
出前講座で教える立場に  
(立山町高齢者ICT教室)



## 高齢者にとってのICTとは

適度な間合いを持って交流するなど、人との関わり方が楽になった

インターネット上の情報や仲間から学ぶ機会が増えた

新しい仲間ができ、交流が広がった

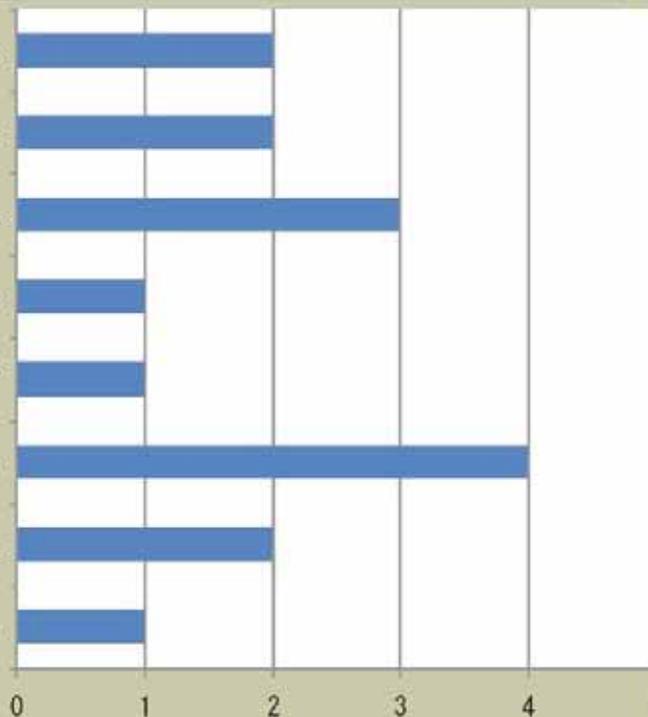
お店の情報やイベント、場所を調べて出かけやすくなった

お店に出かけなくても本や生活用品を取り寄せることができるようになった

仕事や生活に必要な情報を調べることが便利になった

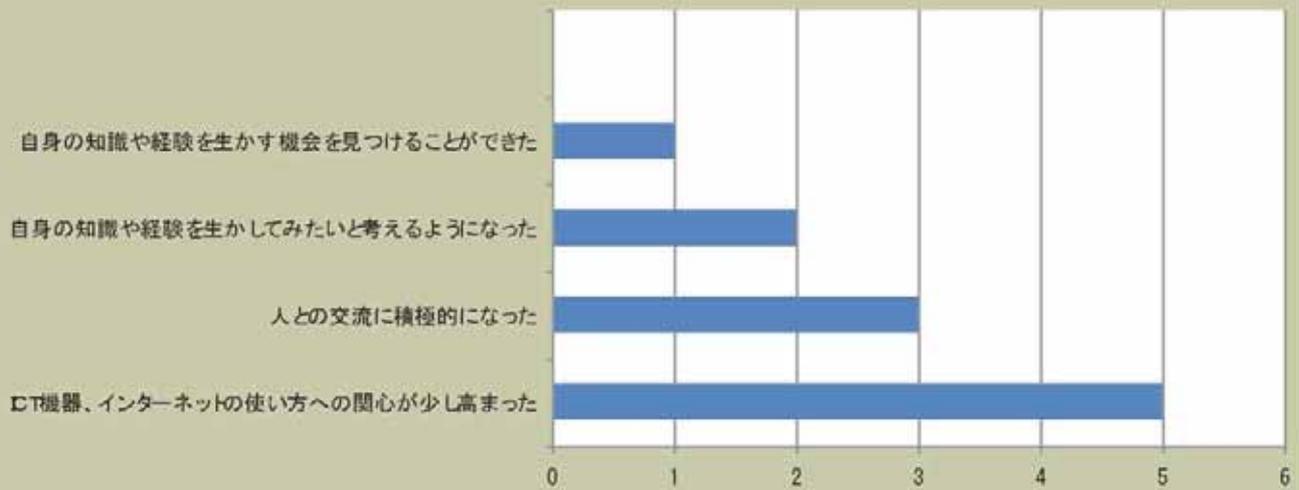
写真や動画を撮ってだれかに伝えたり、保存・整理しやすくなった

紙(文書)や声(電話)で伝えるより連絡、情報共有がしやすくなった



ICTの活用効果に関するアンケート

# 高齢者にとってのICTとは



ICTの活用による意識の変化に関するアンケート

## 事例 4

### ふるさとを伝える高齢者の出番づくり

まちの歴史を知る高齢者の役割がある  
四次元マップ・プロジェクト

地域の歴史とまちづくりを学ぶ



江戸時代の古地図を持って町歩き



# 四次元マッププロジェクト

古くから住む住民からの情報が活かされる



江戸時代、大正時代の町並みを見ながら町歩き



情報更新



インターネットでの参加



地域外からの訪問



先代からの語り  
伝え  
収蔵物（資料、  
絵図・・・）

老舗情報、町並み、  
生活、祭事、風習・・・



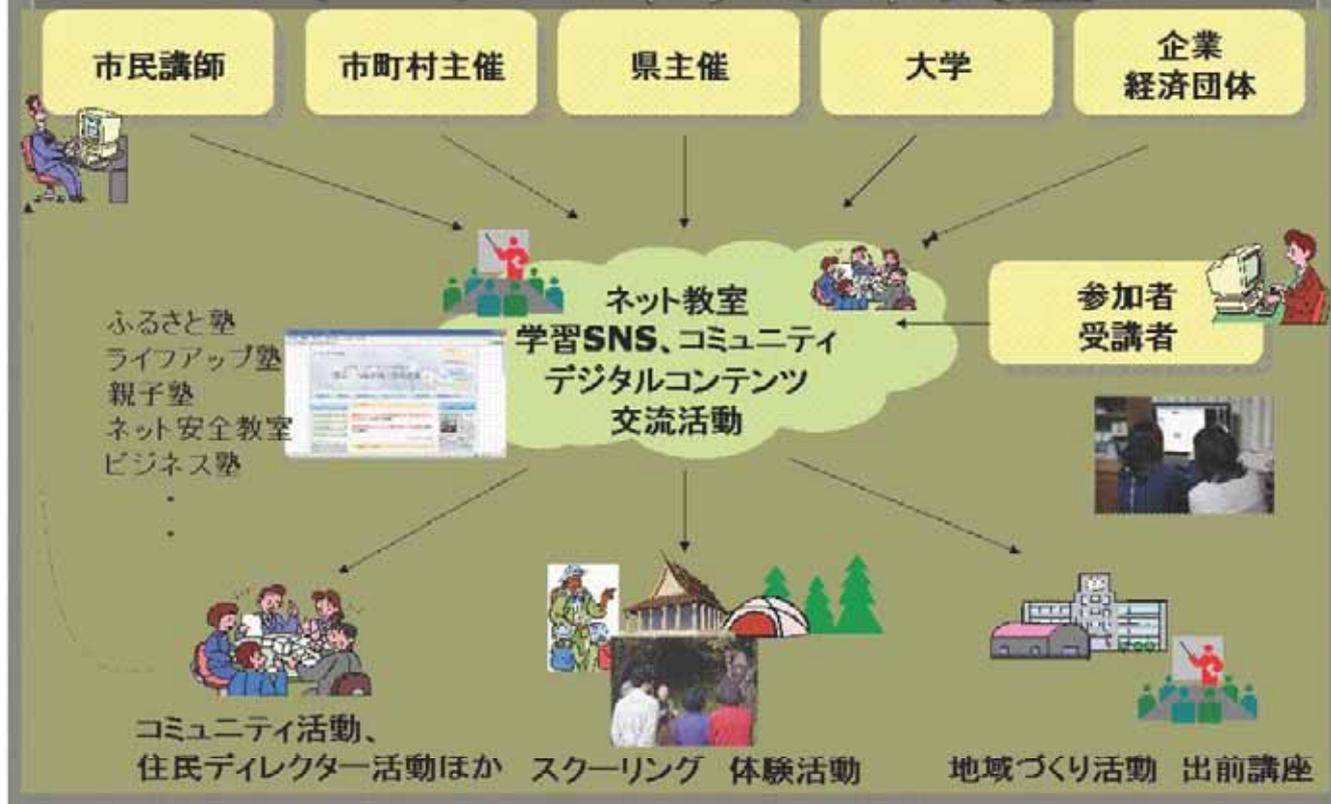
住民

まとめ

学び合いで創るふるさとコミュニティ

子どもたちから働き盛り、高齢者まで、  
幅広い世代、幅広い地域が学びでつながる  
基盤づくり

# 地域コミュニティ創発の基盤としての インターネット市民塾



## 幅広い市民参加、人材が顕在化するしくみ

- 働き盛り → 学習参加は低調
- 若者 → 学校から社会へ
- シニア → 豊富な経験と知次世代に生かしたい



- 誰もがいつでも参加できる  
→ ネットによる時間と場所の制約の緩和
- 地域人材が顕在化する学び  
→ 市民のだれもが講師
- 知の交流と実践の場  
→ コミュニティ・オブ  
・プラクティス



**インターネットを活用した  
「学びのフリーマーケット」**

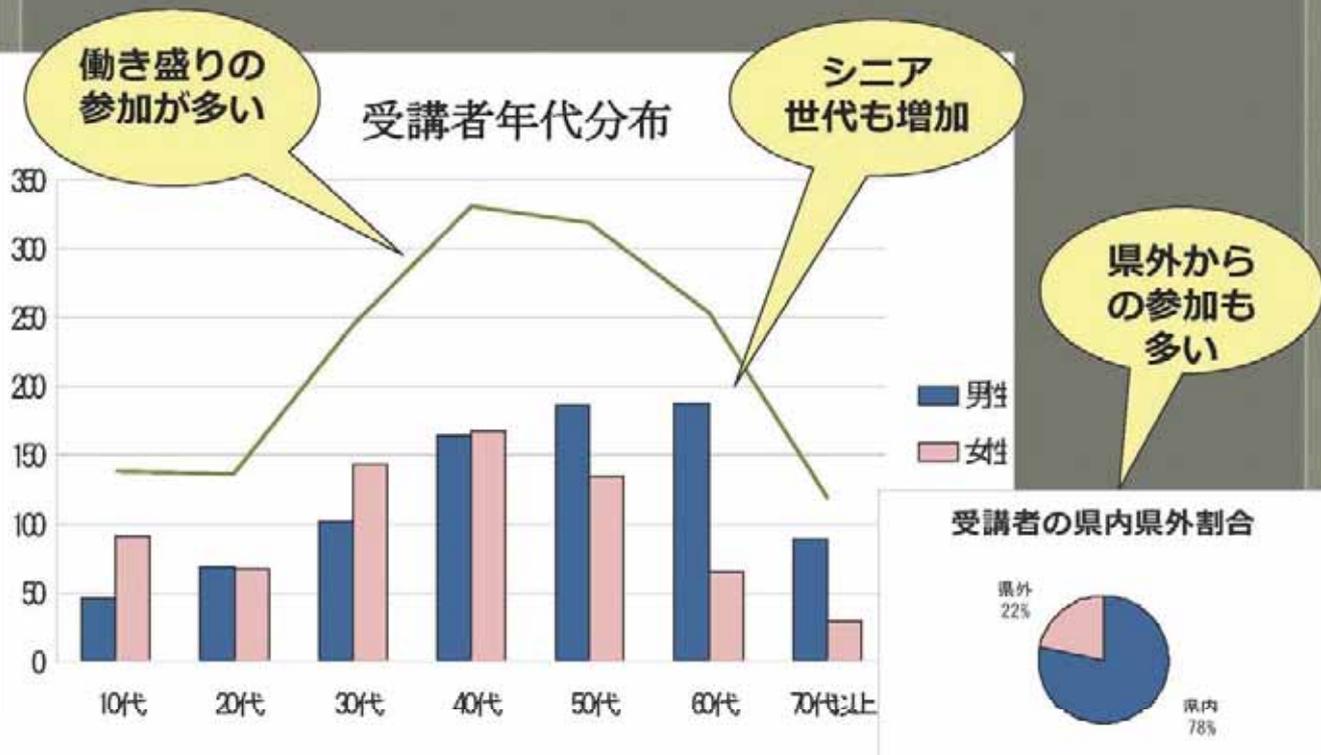
■いつでも、身近な場所から参加



■現場で学ぶ



## ■幅広い世代が参加



## ■市民講師による学び合い



# ■教える事が楽しくなる



## ★地域のみんなが学芸員（市民講師）



## 共通するモチベーション

- 教えることを通じて学んだ
- 参加者から学んだ
- 自身の経験や学びの蓄積のすばらしさに気付いた
- 新しい目標、新たな学びを見つけた



教えることは最高の学習

学び合うことは人と人のつながりづくり

## ふるさとを学び伝える県民運動



ふるさと学習の活動取材し、ケーブルテレビ（地域向け）  
 とインターネット（県内外）に発信



富山インターネット市民塾講座紹介  
 2012年度春の開講講座17選  
 放送日：4/21～4/27



立山カルデラに魅せられて  
 市民講師：村田彰さん  
 放送日：5/26～6/1



富山の町歩き「ブラ富山」  
 市民講師：堀宗夫さん  
 放送日：6/23～6/29



第一期 ICT ふるさと学習推進員認定講座  
 開講式  
 放送日：7/28～8/3



サバ寿司つくろう&食べ比べツアー  
 iLove 南砺（発酵文化を学ぶ）  
 放送日：8/25～8/31



第一期 ICT ふるさと学習推進員認定講座  
 修了式  
 放送日：9/30～10/5



立山カルデラ砂防体験学習会  
 市民講師：村田彰さん  
 放送日：10/27～11/2



塚原歴史の会  
 事務局：青木一彦さん  
 放送日：12/8～12/14



第二期 ICT ふるさと学習推進員認定講座  
 開講式～前半のスクーリング  
 放送日：12/22～12/28



そば打ち体験会  
 富山市シルバー情報サポート活動  
 放送日：1/26～2/1



第二期 ICT ふるさと学習推進員認定講座  
 後半のスクーリング～修了式  
 放送日：8/25～8/31



二上山探訪 2013 早春  
 市民講師：関野玲子さん  
 放送日：3/30～4/5

## 若者未来 e ラーニング



<http://mirai.shiminjuku.com>

各地で制作、全国で共有



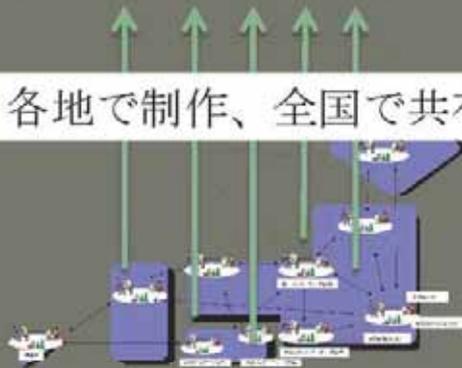
- 自分探しコース
- 夢実現コース
- 地域から学ぶコース
- 人間関係作りコース
- 生き方モデルコース
- 就労意識向上コース

# e手仕事クラウド図鑑



<http://shiminjuku.org/teshigoto/>

各地で制作、全国で共有



- 伝統工芸
- 木工、宮大工
- 伝統料理
- オーダーメイド製品
- 楽器
- 能面
- 
- 

学びをキーワードにふるさとコミュニティ、  
全国とのコミュニティを育てましょう

# 第6回

---

# 第6回コミュニティ研究会 議事次第

平成26年1月15日（水）13:30～  
コラッセふくしま 5F 特別会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

### (1) 有識者からの話題提供

佐久間 忠氏（避難生活とコミュニティ～三宅島全島避難の  
経験から）

### (2) 施策の取りまとめについて

### (3) 意見交換

## 3 閉 会

### 【資料】

- 佐久間氏資料「避難生活とコミュニティ～三宅島全島避難の経験から～」
- コミュニティ形成・維持に向けた施策の取りまとめについて

# 避難生活とコミュニティ

～三宅島全島避難の経験から～

平成26年1月15日

東京都三宅村

# 全島避難の流れ

9月2日から4日の3日間で、1,283人が避難



避難場所へ移動



親族・友人・知人宅

事前避難者  
(公営住宅入居希望者)



合流

国立オリンピック記念  
青少年総合センター

公営住宅の斡旋



公営住宅入居

# 避難先の分布状況

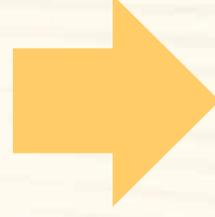
平成13年8月1日現在の避難者分布状況

都道府県別人数	
北海道	1
宮城県	1
秋田県	3
福島県	4
茨城県	5
栃木県	7
群馬県	15
埼玉県	112
千葉県	54
東京都	3,295
神奈川県	132
合計	3,684

住宅種別人数	
都営	1,614
都民	283
公社	265
公団	198
市区町村	176
他県営	3
公営住宅	
社宅	279
施設等	93
縁故	773
合計	3,684

## 結果として

- ◆ 島内でのコミュニティが全く配慮されないうまま避難先の住居が決定された



コミュニティが機能しない  
バラバラの避難生活が始まった

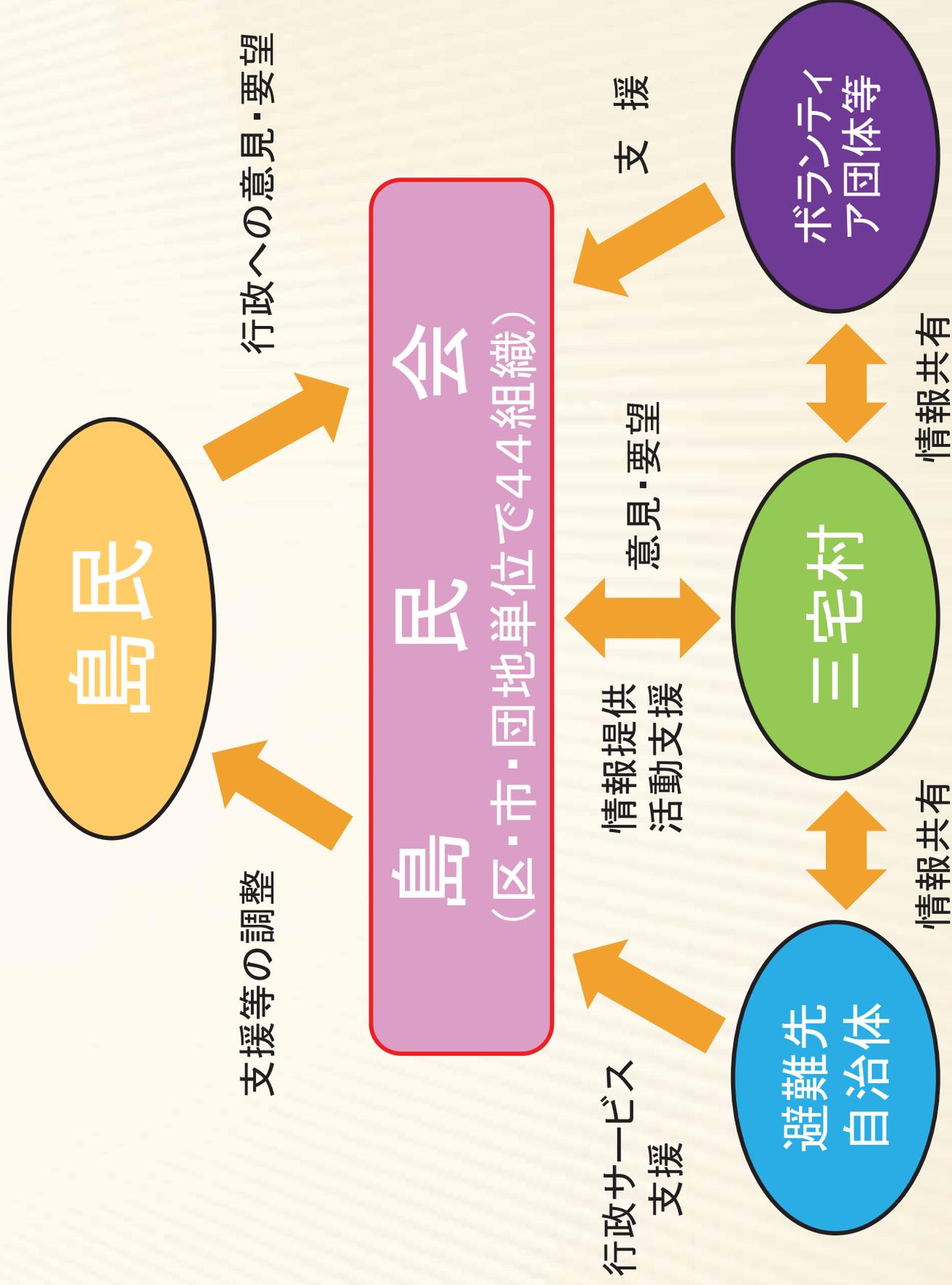
## バラバラ避難の問題点

- ①どこに誰がいるのかわからない
- ②近くに親しい人がいない
- ③高齢者の孤立
- ④取りまとめ役が不在
- ⑤避難先自治体やボランティア団体からの支援が届かない  
など

# 新コミュニティづくりへの取り組み

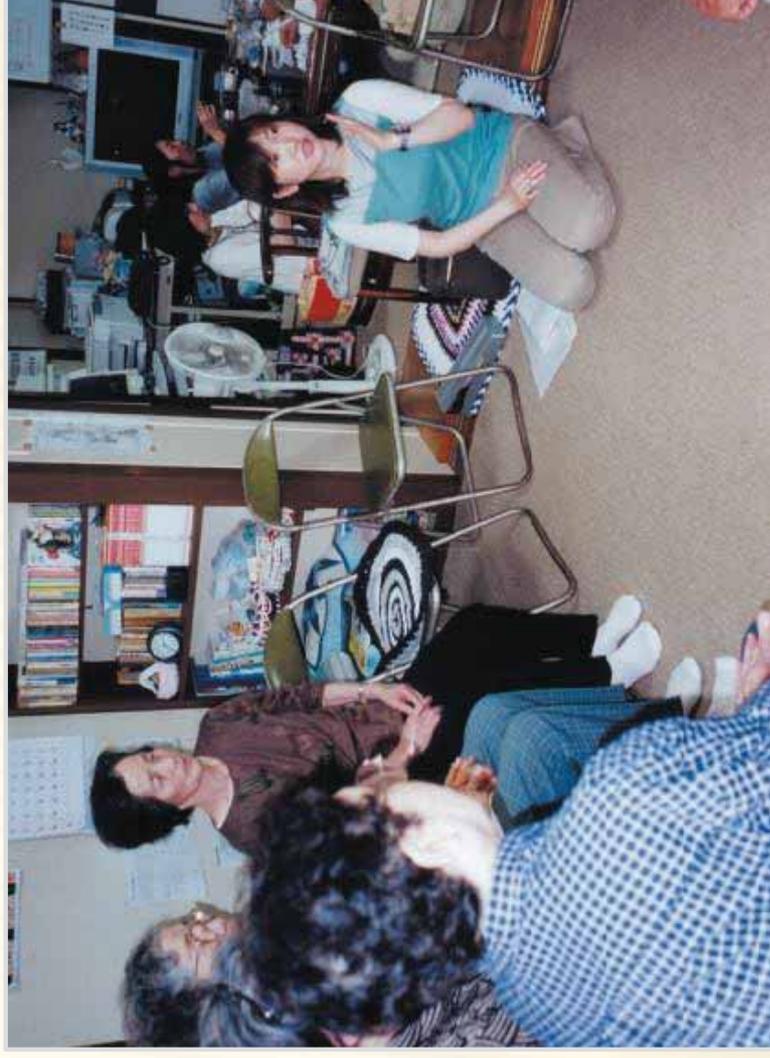
## ① 島民会の設立

- ◆ 被災者としてただ受身になるのではなく、共助の力を発揮して支え合う関係を築き、相互の連絡体制を構築するため島民が自発的に立ち上げた
- ◆ 島民会は、避難先自治体やボランティア団体等からの支援、地域住民との交流の窓口のほか、島民からの意見や要望等の集約を行い行政に届ける役割も担った
- ◆ 村は住民情報ネットワーク事業を創設し、島民会に活動費の支援を行った



## ②高齢者支援センターの設置

- ◆ 高齢者を中心に島民がいつでも交流できる場を確保するため、比較的避難者の多い都内に5か所に開設
- ◆ 運営は社会福祉法人に委託し、各種相談に応じるほか、創作活動、外出支援などを行った
- ◆ 村の保健師による健康教室なども行われた



### ③住民自主活動への支援

- ◆ 島民がコミュニティの維持を図るために行う自主活動に対し助成する制度を創設
- ◆ おおむね5名程度でグループをつくり、自主的に活動するための活動費を助成

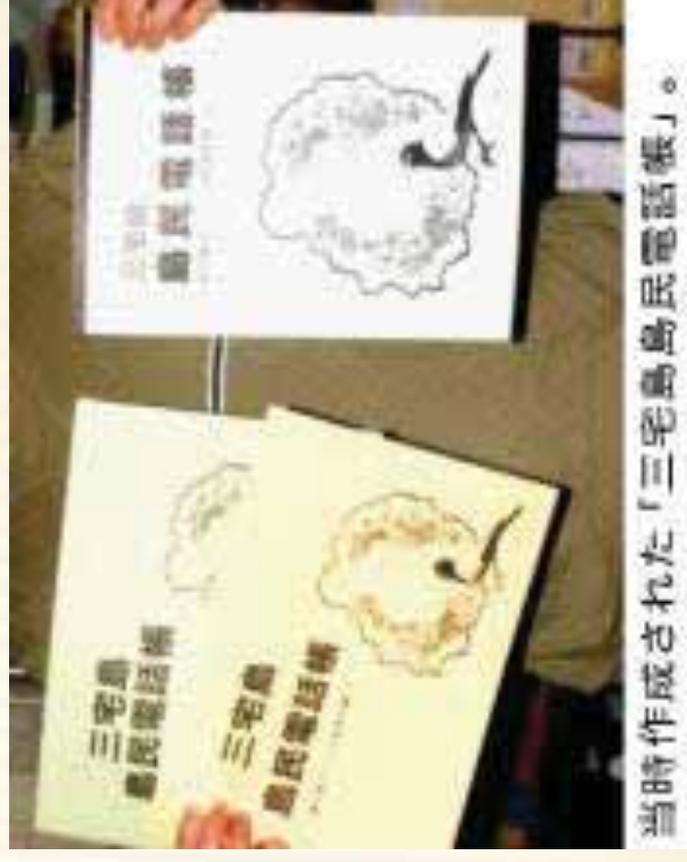
(例)

- ・貸農園を利用した野菜の栽培
- ・おどりやお茶などの教室の開催
- ・地域のまつりへの参加

## 絆の維持への取り組み

### ① 島民電話帳

- ◆ 各地に散らばった島民のために、ボランティア団体が電話帳を作成・配付
- ◆ 島民電話帳は改訂を重ね、最終的に第3版まで発行された



## ②島民ふれあい集会

- ◆ 分散避難した島民どうしの親睦や行政との情報交換を目的に、村と島民、ボランティア団体が協力して、合計9回開催

## ③げんき農場、ゆめ農園

- ◆ 開設目的は島民の就労の場の確保
- ◆ 気の合った仲間と仕事ができることによる絆の維持や生甲斐、健康の保持などにも大きな役割を果たした

## ④一時帰宅、滞在型帰宅

### 島民の願い

- ◆ 島や自宅の状況を見たい
- ◆ 家屋の被害が小さいうちに自分で補修したい

### 村の対応

- ◆ 島や自宅の現状確認や家屋の簡単な補修ができるよう一時帰宅、日帰り帰宅を実施
- ★ 島での滞在時間が短く、拡大しつつある家屋被害の対応が十分にできない
- ★ 最大300人が宿泊可能なクリーンハウスの整備

## クリーンハウスの整備と効果

クリーンハウスとは

- ◆ 火山ガスを浄化する装置を備えた宿泊可能な施設

整備の経緯

- ◆ 本来は島民の帰島後に安全対策施設として整備
- ◆ 家屋被害が拡大しつつあり滞在帰宅の強い要望
- ◆ 滞在型帰宅だけでなく、帰島後も避難施設として有効に活用するため先行的に整備

施設の効果

- ◆ 島内に一定期間滞在しながら家屋の補修・保全が可能となり、拡大しつつあった家屋被害を防止した

# クリーンハウス全景



# 滞在型帰宅の様子①



## 滞在型帰宅の様子②



## まとめ

- ①三宅島民は、元のコミュニティでのつながりを維持しつつ避難先に新しいコミュニティを作り上げ、避難生活を乗り切った
- ②三宅島民は、一時帰宅や滞在型帰宅を通じて住宅の保全を図りながら、島内の復旧・復興状況を見聞きすることにより、帰島の希望を持ち続けた

## コミュニティ形成・維持に向けた施策の取りまとめについて(案)

### I. 取りまとめ報告書全体の構成

1. コミュニティ研究会の目的・概要
2. コミュニティ研究会の進め方
3. コミュニティ形成・維持に向けた施策の方向性  
(項目骨子についてはII. を参照)
4. コミュニティ形成・維持のベストプラクティス、参考事例  
有識者からの紹介事例 (釧路町住宅 等)  
東日本大震災後に各地で取り組まれている事例等

参考. コミュニティ研究会各回資料、議事録

## **Ⅱ. コミュニティ形成・維持に向けた施策の方向性について**

### **1. 復興公営住宅整備**

#### **(1) 住民参画によるコミュニティ形成・維持**

長期間に渡ってストレスを感じる避難生活において、住民の満足度がより高い暮らしを実現するためには、住民が自ら、共同での暮らし方や、暮らしを支える取組等を提案するなど、住民がコミュニティ形成・維持に向けて主体的に行動できる仕掛けが効果的である。そのため、復興公営住宅の整備・運営にあたって、住民参画の住まいづくり・暮らしづくりができる仕組みを検討する。

##### **【実現の方向性】**

- 復興公営住宅での暮らしに係る住民参加型ワークショップ事業の企画・実施

#### **(2) 住戸配置と入居構成**

復興公営住宅への入居者は高齢者が多くなることが予想されるが、これまでの事例をみると、高齢者世代のみが入居する公営住宅では、入居後の年数の経過により、コミュニティ維持の担い手が不在となり、数年でコミュニティが衰退する事例も見られる。このような過去の事例も踏まえ、高齢者だけでなく、子育て世帯等の若い世代も入居し交流できるような多世代型住居が実現できる住居配置や入居構成を工夫していく。

##### **【実現の方向性】**

- 復興公営住宅の設計による工夫
- ワークショップ事業の成果の活用
- 入居者募集条件の工夫

#### **(3) 復興公営住宅内の小さな共用スペース**

良好なコミュニティを継続していくためには、日常的な暮らしの中で、自然と住民同士の交流が行われることが重要である。集会所などの共有空間を整備するだけでなく、日常的に住民が気軽にふれあいを得られるポケットパークや家庭菜園、ウッドデッキ、ベンチの設置等、小さな工夫を行っていく。

##### **【実現の方向性】**

- ワークショップ事業の成果の活用
- 復興公営住宅の設計による工夫

## 2. 生活拠点内外での拠点づくり

### (1) 福祉・子育て拠点

良好なコミュニティを形成・維持していくためには、高齢者、障がい者、子育て世代など様々な支援を必要とする方々へのサポートの充実も重要である。そのため、高齢者等を総合的・包括的にサポートする拠点や、子どもの居場所づくりだけでなく、学校ではカバーできない複合的な支援機能や、保護者等の相談や援助の拠点なども検討していく。

#### 【実現の方向性】

- ワークショップ成果の活用
- 復興公営住宅の共用施設としての機能拡充
- 復興公営住宅の敷地内に福祉・子育て施設等を複合施設として整備
- 復興公営住宅周辺地域での各事業の実施

### (2) 地域との交流拠点

地域と良好な関係を構築することもコミュニティの形成には重要なポイントである。例えば、地域にある既存の民間施設（コンビニ等）の活用や、地域の空きスペースを活用してコミュニティの場を創出し交流活動拠点にすることなども検討していく。その際、復興公営住宅入居者だけでなく、地域住民も利用できるように配慮する。

#### 【実現の方向性】

- 受入市町村、地元住民との調整により空きスペース等の空き施設の活用
- 実施するソフト事業の企画

### (3) 宿泊機能

避難生活では、家族が離散し、さらには、離散した家族が遠方で暮らしている場合もある。このように離散した家族はもちろん、遠方で避難している旧知の方々との交流は、長期間の避難生活を送る中でコミュニティの絆の維持の観点から重要である。遠方の家族等が訪ねてきた際には宿泊が必要となる場合もあるが、復興公営住宅の各住戸の広さには限界があり、個々の住戸での対応は困難なことも想定される。このため、復興公営住宅において一時的に宿泊できる施設の工夫なども検討していく。

#### 【実現の方向性】

- 復興公営住宅の集会所機能の拡充

### 3. コミュニティ活動

#### (1) 支援組織、体制

安定した避難生活を過ごしてもらうためには、避難者等に対するきめ細かな支援を行う支援員やコミュニティ活動を支える継続的な体制等が必要である。避難生活という非日常的な状況への対応が求められることから、支援員には新たな視点を持った「よそ者」を登用することや、支援員を統括する立場の人員を配置することにより支援事業全体の適切な計画・管理が有効である。支援員を活用して住民の自主的・主体的な活動を支援する仕組み作りも考えていく。

#### 【実現の方向性】

- 統括要員を含めた生活支援員の配置

#### (2) 活動内容

コミュニティ活動を活発化し、継続していくためには、年齢、性別、趣味・趣向など住民の特性に応じて、複数の小さな集団が活動している状態(「ブドウ型」)が望ましい。「ブドウ型」のコミュニティ活動を実現するためには、多様な方が主体的に参加できる活動メニューが求められる。例えば、高齢者の出番づくり(自らの経験を他人に教える等、やりがいを感じられるメニュー)や居住者自らの特技を活かした地域活動への参加の仕組み作り、子供たちが参加できる交流事業や放課後の学習支援など、住民の特性に応じて工夫していく。

また、コミュニティ活動は住民の主体的な活動であり、行政の支援は主体的な住民の活動へ寄り添うという姿勢が重要である。

#### 【実現の方向性】

- ソフト事業の企画内容の工夫
- 継続的なワークショップの実施、成果の活用
- 生活支援員による活動の支援

### 4. ICTの利活用

ICTは離れた人々をバーチャルに結びつけるだけでなく、リアルな活動につなげていくことも可能とする。例えば、高齢社会のコミュニティ維持においては、高齢者が自らICT機器を活用して能動的に情報発信を行う仕組みを構築し、このようなICTシステムと社会福祉協議会や支援員等を組み合わせることで、高齢者見守りシステムを整備することも考えられる。

また、場所や時間的な制約に縛られず情報共有が図ることができるため、インターネットを活用した市民講座(教え学び合う仕組み、教えることが高齢者の生きがいになる仕組み)などの整備もコミュニティ維持には効果的である。

長期避難のコミュニティ形成・維持において、ICTの活用についても検討していく。

**【実現の方向性】**

- コミュニティの形成・維持に活用できるICTシステムの構築
- (配布済みの) タブレット等の活用の工夫
- 生活支援員との連携

**5. 長期間のコミュニティ維持の工夫**

長期避難が続く中で、ふるさとへの思いを持続していくことも、コミュニティ維持にとっては重要である。例えば、避難元市町村の一部地域を先行して避難指示解除した場合の避難指示解除区域における一時宿泊施設の整備や、ふるさとを守り伝えるための小学校等でのふるさと学習の実施、ふるさとのアーカイブ構築、味覚による記憶の伝達等、ふるさとのリアルな感覚を維持するための仕組みづくりなども検討していく。

**【実現の方向性】**

- 町内復興拠点の整備にあたり検討
- ソフト事業の企画内容の工夫

**6. 復興公営住宅入居者以外への支援**

長期避難者の生活拠点では、復興公営住宅の入居者だけでなく、様々な住居形態で避難生活を継続している方々がいる。そのため、復興公営住宅を中心に、復興公営住宅の入居者以外の方も含めた緩やかなネットワークが構築されるよう、コミュニティ活動を工夫していく。

**【実現の方向性】**

- ソフト事業の企画内容の工夫